



昭島市







# 水と緑が育む ふるさと昭島

～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～



私たちのまち「昭島」は、東京都のほぼ中央に位置し都心部へも奥多摩の森へもアクセスしやすい立地条件のもと、安全で利便性に富んだ都市基盤と、豊かな水と緑の環境が調和した、快適で暮らしやすい住宅都市として発展を遂げてきました。また、この恵まれた地域特性を基盤として、人々のふれあいや地域のつながりの中で、「ふるさと」としての愛着が育まれてきました。

時代は「平成」から「令和」に変わり、人々の価値観やライフスタイルも更に多様化していきます。それぞれが互いに認め合い、楽しい時代を創り上げていくことが必要と考えます。こうした中で、課題は山積しております。地球規模での脱炭素化や感染症の拡大を機に一気に加速したデジタル化への対応も待ったなしの状況となっています。さらには、全国的に課題となっている人口減少・超高齢社会の到来は本市も例外ではありません。地震や台風など年々脅威を増す自然災害や未だ終息の気配を見せない感染症へも対応していくかなければなりません。

これからまちづくりは、こうした課題に的確に対応するとともに、目まぐるしく移り変わる時代の変化に柔軟に対応していく必要があります。

令和4年度からの新たな総合基本計画は、まちづくりの理念である「人間尊重」と「環境との共生」を普遍の理念として引き継いでいくとともに、主要な分野別計画や実施計画を包含することで、市民の皆様と行政のまちづくりにおける共通の指針として、より実効性の高い計画といたしました。

将来都市像である「水と緑が育む ふるさと昭島 ～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」を実現するため、水と緑の環境を次の世代へと引き継いでいくとともに、互いの多様性を認め合い、そこから意外性のある新しい魅力が生まれ、笑顔があふれる「楽しいまち」となるよう、市民の皆様とともに歩んでまいります。市民の皆様のまちづくりへのより一層の参加と参画、変わらぬご理解とご協力をお願いいたします。

結びとなりますと、策定にあたりご尽力をいただきました総合基本計画審議会委員の皆様をはじめ、市民フォーラムや市民説明会、パブリックコメントなどをとおして、まちづくりへの貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和4年4月

昭島市長 田井伸介

# 総合基本計画の策定にあたって

前計画である第五次総合基本計画の策定当時、市町村における基本構想については、議会の議決を経て策定することが地方自治法により規定されていました。その後、地方自治法の改正により平成23（2011）年4月以降は、その策定及び議会での議決について法的義務がなくなりました。

本市の基本構想にあっては、市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための重要な指針であると同時に、まちづくりを進めるうえで市民と共有する大切なビジョンであるとの認識から、引き続き議会の議決を経て策定することとし、そのため新たに条例を制定し、策定をいたしました。

新たな基本構想につきましては、市民フォーラムやパブリックコメント等を開催する中でいただいた様々なご意見を踏まえ、庁内委員会での検討や外部審議会への諮問をし、策定したところです。併せて、基本構想が定めた将来都市像を実現するために必要な施策を分野別に体系化した基本計画を策定しました。なお、基本計画については、総合戦略や国土強靭化地域計画、都市計画マスタープラン、公共施設等総合管理計画の基本方針を包含するとともに、基本施策には前期計画期間となる向こう5年間の実施計画を明らかにし、財政的な裏付けとなる財政計画を包含することで、よりわかりやすく実効性の高い計画といたしました。

この基本構想と基本計画を合わせて総合基本計画といたしますが、この他、総合基本計画で示した施策の分野ごとに、より詳細な分野別計画が立てられます。これらが一体となって、目指すまちづくりに向けた本市の施策が展開されることとなります。



# 総合基本計画



Thanks to you

# 昭島市民憲章

## 前文

わたくしたち昭島市民は、このまちを誇りあるふるさととして愛し、みんなのしあわせのために市民憲章を定めます。

わたくしたちは

- 1 ふるさとの自然をまもり 緑と花をそだて 美しいまちをつくります
- 1 きまりや約束をまもり ひとのことにも心をくばります
- 1 心とからだをきたえ 笑顔ではたらき 明るいまちをつくります
- 1 創意工夫の心をそだて ものを大切にします
- 1 教養を深め 文化を高めて 豊かなまちをつくります

昭和49年5月1日制定

## 昭島市高齢者憲章

きれいな水・豊かな緑のふるさとを誇りとして、高齢者一人一人が明るく生き生きと暮らせるよう、ここに昭島市高齢者憲章を定めます。

わたくしたち高齢者は

- 1 若々しい心 生涯を現役の気持ちで たえず学び続けます
- 1 健康づくりにつとめ すすんで社会的活動に参加します
- 1 多くの人との輪を広げ 生きがいのある日々を楽しめます
- 1 すばらしい文化と伝統を守り育て 次の世代に伝えます
- 1 知恵と経験を生かし 新しいふるさとづくりにはげみます

わたくしたち市民は

高齢者の方々の長年の努力に感謝し、家庭や地域で敬愛されその能力が十分に發揮できるよう、つとめます。

また、あたたかい人間関係と地域の助け合いの絆を深めて、高齢者とともに生きる昭島市をめざします。

(平成6年5月1日制定)

## 交通安全都市宣言

我が国産業経済の伸長に伴い、交通量は著しく増加し、最近における幼児および青少年の死傷の第一位は、交通事故等の不慮の災害によるもので、その激増ぶりは真に憂慮すべきものがある。

とくに昭島市は、三多摩地方の要衝として、青梅線、五日市線、八高線の通過地点でありバス路線は、立川、京王、西武、五王等15路線が集中していると共に米軍基地が所在する国際都市として、路面交通の幅ぞうは日々増張し、これに伴う事故発生の激増は市民の大きな不安となっている。

このときにあたり、交通事故を未然に防ぎ、住民の生命と安全を守り、平和な明るい生活の確立を願う市民の総意のもとに交通事故の絶滅を期し、ここに昭島市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

昭和37年4月1日

## 青少年とともにあゆむ都市宣言

あすの昭島市をにない、うるおいと活力のある生活・文化都市昭島を創造するものは青少年である。

未来に限りない可能性を秘める青少年が、心身ともに健全で、高い徳性を培い、豊かな情操を育み、人生に明るい夢と希望をいだいて成長することは、いつの世にあっても、すべての親の、すべての市民の願いである。

この願いを実現し、青少年の輝かしい未来をひらくために、私たち昭島市民は、相互のふれあいと生活環境の浄化につとめ、豊かな人間性を育み、改めて、ふるさととして愛するまちづくりを決意し、ここに昭島市を「青少年とともにあゆむ都市」と宣言する。

昭和57年1月1日

## 昭島市非核平和都市宣言

世界の恒久平和は人類共通の願望である。

しかるに、核軍備拡大競争は依然として続けられ、人類が平和のうちに生存する条件を根本からおびやかす段階に至っている。また、通常兵器の軍備拡大競争も一段と激化し、世界の各地で武力紛争や戦争が絶え間なく続き、限定核戦争の脅威がせまっている。

我が国では、世界の唯一の核被爆国として平和を愛するすべての国の人々とともに人類の安全と生存のため、核兵器禁止を求めるねばり強い国民的な運動が続けられてきた。

今こそ我が国は、核兵器の完全禁止と軍備縮小の実現に積極的な役割を果たすべきである。

したがって、我が昭島市は、非核三原則の完全実施を願い、あらゆる国があらゆる核兵器に反対し、その完全禁止と軍備縮小を求め、あわせて国際連帯のもとに核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに非核平和都市となることを宣言する。

昭和57年7月10日

## 昭島市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、水と緑に恵まれた昭島を引き継ぎ、性別や世代を超えて、一人ひとりがいきいきと輝くまちをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

わたしたちは

- 1 男女がお互いを認め合い 一人ひとりが尊重されるまちをめざします
- 1 一人ひとりが自立し 男女が平等なまちをめざします
- 1 一人ひとりが個性と能力を發揮し さまざまな分野に男女がともに参画するまちをめざします
- 1 職場・学校・地域・家庭をはじめ社会のあらゆる領域で男女がともに責任を担うまちをめざします
- 1 国際社会の一員として地球環境を守り 男女がともに支え合う平和なまちをめざします

平成15年1月1日



# 総合基本計画

総合基本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、まちづくりにおける市民と行政の共通の指針として、昭島市の最上位計画に位置づけられるものです。



## 分野別計画

総合基本計画で示した施策の分野ごとに、より詳細な計画が立てられます。

大綱1	大綱2	大綱3	大綱4
国民保護計画 地域防災計画 業務継続計画 交通安全計画	障害者プラン (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 自殺対策計画 健康あきしま21計画 * 地域「ミユニティ活動連携推進計画」	男女共同参画プラン 再犯防止推進計画 地域福祉計画 国民健康保険保健事業実施計画 【テータヘルス計画】	子ども・子育て支援事業計画 教育に関する大綱 児童発達支援計画 教育振興基本計画 特別支援教育推進計画 学校給食運営基本計画 文化芸術推進基本計画（基本万針・基本計画） スポーツ推進計画 子ども読書活動推進計画 昭島市民図書館基本方針・基本計画

# 基 本 構 想 (令和 4 年度～令和 13 年度)

基本構想は、昭島市が目指すべき将来都市像やまちづくりの基本的な方向性を示す総合的な指針です。

## まちづくりの理念 「人間尊重」・「環境との共生」

## まちづくりの目標（将来都市像）

# 水と緑が育む ふるさと昭島

## ～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～

## まちづくりの視点

- 安全・安心なまちづくり
  - 互いに支え合うまちづくり
  - 子育てしやすいまちづくり
  - 水と緑の自然環境を未来につなぐまちづくり
  - 心豊かに過ごせるまちづくり
  - 活力のあるまちづくり

## 施策の大綱

- 大綱 1 安全で安心して住み続けられるまち
  - 大綱 2 互いに支え合い、尊重し合うまち
  - 大綱 3 未来を担う子どもたちが育つまち
  - 大綱 4 文化芸術、スポーツの振興を図るまち
  - 大綱 5 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち
  - 大綱 6 快適で利便性に富んだまち
  - 大綱 7 生活を支え、活力を生み出すまち
  - 大綱 8 計画実現のために

大綱5	大綱6	大綱7	大綱8
<p>環境基本計画 (水と緑の基本計画・生物多様性地域戦略・ 地球温暖化対策実行計画・地域気候変動適応計画)</p> <p>* 災害廃棄物処理計画</p> <p>一般廃棄物(ごみ)処理基本計画</p> <p>* 管網整備計画</p> <p>公共下水道事業計画</p> <p>下水道総合計画</p> <p>* 雨水管理総合計画</p> <p>下水道ストックマネジメント計画</p> <p>下水道事業経営戦略</p> <p>立川基地跡地昭島地区の昭島市域土地利用計画</p> <p>下水道総合地震対策計画</p> <p>昭島都市計画中神土地区整理事業</p> <p>* 中神駅北側地域整備計画</p> <p>住宅マスター計画</p> <p>市営住宅長寿命化計画</p> <p>* 空家等対策計画</p> <p>耐震改修促進計画</p> <p>産業振興計画</p> <p>産業振興計画・農業部門詳細編</p> <p>中期行財政運営計画</p> <p>人財育成基本方針</p> <p>公共施設等総合管理計画における個別施設計画</p> <p>人財育成基本計画</p> <p>デジタル化推進計画</p>			

注) 名称の前に「\*」の表記のある計画は、令和4（2022）年度以降に策定予定の計画です。

# 基本計画 (前期：令和4年度～令和8年度)

基本計画は、基本構想が定めた将来都市像を実現するため、必要な施策と目標を分野別に体系化したものです。

## 第5章 施策の体系

### 施策の大綱1

#### 安全で安心して住み続けられるまち

- ① 防災・危機管理体制の構築
  - a. 防災・減災体制の充実
  - b. 防災意識の醸成
  - c. 災害に強い都市基盤の整備
  - d. 医療・救護体制、避難支援体制の強化
  - e. 総合的な危機管理体制の構築
- ※ 新型インフルエンザ等の感染症に対する危機管理体制の整備や対応方針
- ② 交通安全の推進
  - a. 交通安全意識の醸成
  - b. 交通安全環境の確保
  - c. 交通事故対応の支援
- ③ 防犯対策の充実
  - a. 地域の防犯体制の充実
  - b. 防犯対策の周知・啓発
  - c. 犯罪被害者支援と再犯抑止

### 施策の大綱3

#### 未来を担う子どもたちが育つまち

- ① 子ども・子育て環境の整備
  - a. 子育て家庭への支援
  - b. 子どもの健全育成
  - c. 要支援児童・家庭への支援
- ② 幼児教育・保育の充実
  - a. 幼児教育・保育環境の整備
  - b. 待機児童の解消
  - c. 幼・保・小の連携推進
- ③ 学校教育の充実
  - a. 確かな学力の定着
  - b. 豊かな心の醸成
  - c. 健やかな体の育成
  - d. 輝く未来に向かって
  - e. 個に応じた支援の充実
  - f. 学習環境等の改善
  - g. 学校給食の提供
- ④ 青少年の健全育成の推進
  - a. 連携による健全育成の推進
  - b. 相談体制の充実
  - c. 子どもの居場所づくり
  - d. リーダー育成環境の充実

### 施策の大綱2

#### 互いに支え合い、尊重し合うまち

- ① コミュニティ活動の推進
  - a. 地域活動の推進と担い手の育成
  - b. 地域活動の有機的な連携の促進
  - c. 地域活動の環境整備
- ② 健康支援・医療体制の充実
  - a. 健康づくりの推進
  - b. 様々な予防対策
  - c. こころの健康支援
  - d. 医療等関係機関との連携強化
- ③ 高齢者・障害者福祉の充実
  - a. 在宅サービスの充実
  - b. 家族介護者への支援
  - c. 地域における支援体制の確立
  - d. 障害理解の促進と権利擁護の推進
  - e. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ④ 社会保険制度の充実
  - a. 公平・公正で安定的な国民健康保険の運営
  - b. 安心できる後期高齢者医療環境の維持・向上
  - c. 持続可能な介護保険制度の運営
  - d. 年金制度の周知啓発
- ⑤ 地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備
  - a. 地域福祉の推進
  - b. セーフティネットによる生活支援
- ⑥ 多様性を認め合える地域の醸成
  - a. 人権を尊重する地域社会の形成
  - b. 男女共同参画の推進
  - c. 多文化共生の推進

### 施策の大綱4

#### 文化芸術、スポーツの振興を図るまち

- ① 文化芸術活動の促進
  - a. 文化芸術活動への支援
  - b. 文化芸術に接する機会の充実
  - c. 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進
- ② 文化財の保護・調査・活用
  - a. 文化財の保護・保存・調査・研究の推進
  - b. 文化財の活用と継承の支援
- ③ スポーツ・レクリエーションの振興
  - a. スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
  - b. スポーツ・レクリエーション環境の整備
  - c. 人材の育成・地域交流の促進
- ④ 図書館活動の充実
  - a. 多様な情報・資料の提供
  - b. 図書館の利用促進
  - c. 図書館を拠点とした活動の支援
  - d. 誰一人取り残さない環境の整備
- ⑤ 生涯を通じた学習活動の推進
  - a. 学習機会の提供
  - b. 学習活動の支援
  - c. 学習成果の活用

## 第1章 基本計画の前提

### 第2章 市の概要

### 第3章 人口ビジョン／総合戦略の基本目標

### 第4章 計画の策定にあたって（国土強靭化地域計画、都市計画マスターplan、公共施設等総合管理計画、財政計画）

#### 施策の大綱5

##### 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち

###### ① 地球環境の保全

- a. 地球温暖化対策の推進
- b. 気候変動適応の推進
- c. プラスチックの持続可能な利用

###### ② 水と緑の環境の保全

- a. 貴重な緑地の保全・確保
- b. 水辺環境の保全・活用
- c. 多様な生き物との共生
- d. 環境保全活動等の促進

###### ③ ごみ処理の推進

- a. ごみ処理・リサイクル施設の適切な管理と将来構想
- b. 減量化・資源化の促進
- c. 災害時のごみ処理

#### 施策の大綱7

##### 生活を支え、活力を生み出すまち

###### ① 地域振興と就労環境の充実

- a. 産業間連携の促進
- b. 事業承継や創業の支援
- c. 就労環境の確保

###### ② 商工業の振興

- a. 企業経営の安定と強化
- b. 個店の魅力発信等支援
- c. 商店街の活性化
- d. 工業のみえる化支援

###### ③ 都市農業の振興

- a. 経営のサポートによる農業継続
- b. 地域との連携の推進
- c. 農への理解・啓発

###### ④ 観光まちづくりの推進

- a. 観光資源の開発・活用
- b. 観光につながる様々な連携の推進
- c. 情報発信の促進

###### ⑤ 消費生活環境の充実

- a. 消費や経済活動にかかる情報の発信
- b. 消費者相談の充実
- c. 持続可能な消費活動の促進

#### 施策の大綱6

##### 快適で利便性に富んだまち

###### ① 公共交通網の充実

- a. 公共交通の利便性向上
- b. 公共交通の安全確保
- c. 超高齢社会に対応した交通手段の確保

###### ② 道路環境の整備

- a. 計画的な維持管理・整備
- b. 人にやさしい道路づくり
- c. 地球環境との調和

###### ③ 深層地下水 100%水道水の供給

- a. 安全な水道
- b. 災害時にも頼れる水道
- c. 持続可能な水道

###### ④ 下水道の維持管理

- a. 浸水対策
- b. 設備の適切な維持管理
- c. 公営企業会計による安定運用
- d. 災害対策

###### ⑤ 市街地の整備

- a. 地域の特性に応じた市街地形成
- b. 自然環境と調和した質の高い景観づくり
- c. 中神土地区画整理事業区域の都市環境整備

###### ⑥ 快適な公園の確保

- a. 快適な公園の整備
- b. 施設の適切な維持管理
- c. 市民協働による美化・清掃

###### ⑦ 住環境の保全

- a. 健康で安全な生活環境の確保
- b. 良好な住環境の確保
- c. 空き家対策
- d. まちなかの美化活動の推進

#### 施策の大綱8

##### 計画実現のために

###### ① 健全で持続可能な行財政運営の推進

- a. 計画的な財政運営
- b. 持続可能な行政運営
- c. 人財の確保・育成

###### ② 連携と協働によるまちづくりの推進

- a. 市民との協働と行政への参画の推進
- b. 連携の推進による行政サービスの向上
- c. 開かれた行政の推進
- d. 行政と地域活動の更なる連携

###### ③ 情報通信技術の活用によるまちづくりの推進

- a. デジタル化の推進
- b. デジタル技術の活用

###### ④ 「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進

- a. 郷土愛の醸成
- b. 憲章・都市宣言趣旨の推進

# 目 次

## 昭島市総合基本計画

### I. 基本構想（令和4年度～令和13年度）

1	基本構想の位置づけ	15
2	基本構想の構成	16
3	まちづくりの理念	17
4	まちづくりの目標（将来都市像）	18
5	まちづくりの視点	19
6	施策の大綱	20
7	目標年次	36
8	将来人口展望	36

### II. 基本計画（前期：令和4年度～令和8年度）

<b>第1章</b>	<b>基本計画の前提</b>	40
1	基本計画とは	41
2	基本計画の構成	41
3	基本計画の期間	42
4	施策の範囲と対象地域	42
5	社会背景	43
<b>第2章</b>	<b>市の概要</b>	54
1	自然・地理の状況	55
2	まちのあゆみ	56
<b>第3章</b>	<b>人口ビジョン／総合戦略の基本目標</b>	62
1	人口ビジョン	63
2	総合戦略の基本目標	81

## 第4章 計画の策定にあたって ..... 92

1 基本計画の考え方 ..... 93
2 国土強靭化に向けた取組（国土強靭化地域計画） ..... 95
3 都市づくりに向けた取組（都市計画マスタープラン） ..... 103
4 公共施設マネジメントに向けた取組（公共施設等総合管理計画） ..... 115
5 財政的な見通し（財政計画） ..... 139

## 第5章 施策の体系 ..... 164

### 施策の大綱1 安全で安心して住み続けられるまち ..... 166

① 防災・危機管理体制の構築 ..... 167
② 交通安全の推進 ..... 171
③ 防犯対策の充実 ..... 173

### 施策の大綱2 互いに支え合い、尊重し合うまち ..... 176

① コミュニティ活動の推進 ..... 177
② 健康支援・医療体制の充実 ..... 181
③ 高齢者・障害者福祉の充実 ..... 183
④ 社会保険制度の充実 ..... 187
⑤ 地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備 ..... 189
⑥ 多様性を認め合える地域の醸成 ..... 191

### 施策の大綱3 未来を担う子どもたちが育つまち ..... 194

① 子ども・子育て環境の整備 ..... 195
② 幼児教育・保育の充実 ..... 199
③ 学校教育の充実 ..... 203
④ 青少年の健全育成の推進 ..... 207

### 施策の大綱4 文化芸術、スポーツの振興を図るまち ..... 210

① 文化芸術活動の促進 ..... 211
② 文化財の保護・調査・活用 ..... 213
③ スポーツ・レクリエーションの振興 ..... 215
④ 図書館活動の充実 ..... 217
⑤ 生涯を通じた学習活動の推進 ..... 219

## 施策の大綱5 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち ..... 222

- ① 地球環境の保全 ..... 223
- ② 水と緑の環境の保全 ..... 225
- ③ ごみ処理の推進 ..... 229

## 施策の大綱6 快適で利便性に富んだまち ..... 232

- ① 公共交通網の充実 ..... 233
- ② 道路環境の整備 ..... 235
- ③ 深層地下水100%水道水の供給 ..... 237
- ④ 下水道の維持管理 ..... 241
- ⑤ 市街地の整備 ..... 245
- ⑥ 快適な公園の確保 ..... 247
- ⑦ 住環境の保全 ..... 249

## 施策の大綱7 生活を支え、活力を生み出すまち ..... 252

- ① 地域振興と就労環境の充実 ..... 253
- ② 商工業の振興 ..... 257
- ③ 都市農業の振興 ..... 259
- ④ 観光まちづくりの推進 ..... 261
- ⑤ 消費生活環境の充実 ..... 263

## 施策の大綱8 計画実現のために ..... 266

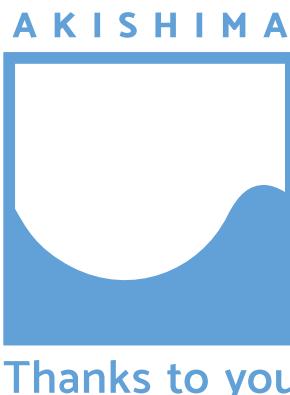
- ① 健全で持続可能な行財政運営の推進 ..... 267
- ② 連携と協働によるまちづくりの推進 ..... 269
- ③ 情報通信技術の活用によるまちづくりの推進 ..... 273
- ④ 「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進 ..... 277

## III. 附属資料

- 1 基本計画（第5章）施策の体系 政策指標における現状値 ..... 281
- 2 基本施策とSDGsの目標（ゴール）対応表 ..... 287
- 3 策定における取組 ..... 289
- 4 基本構想審査特別委員会（昭島市議会） ..... 292
- 5 昭島市総合基本計画審議会 ..... 293
- 6 用語解説 ..... 297

# 基本構想

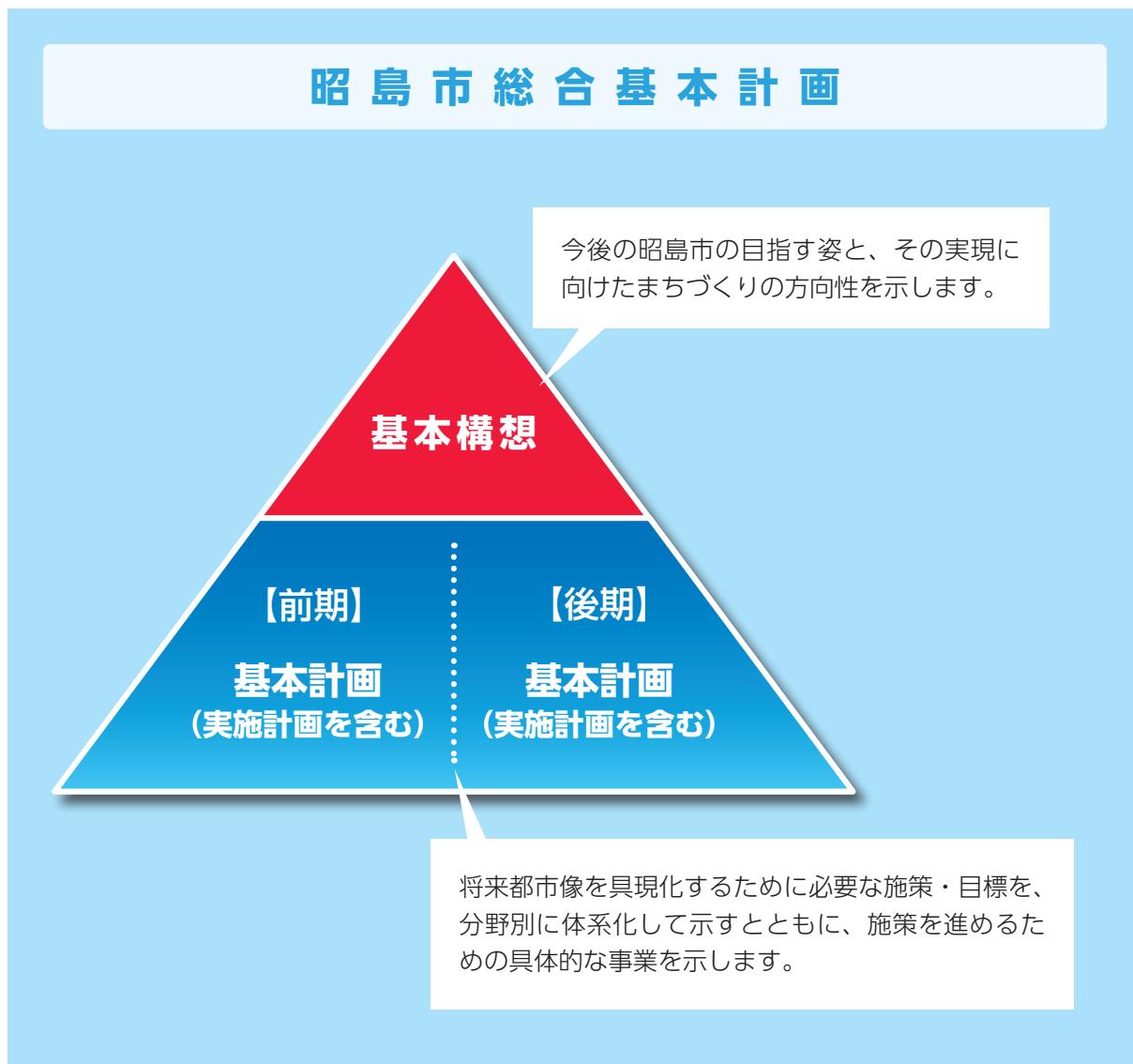
(令和 4 年度～令和 13 年度)



## 1 基本構想の位置づけ

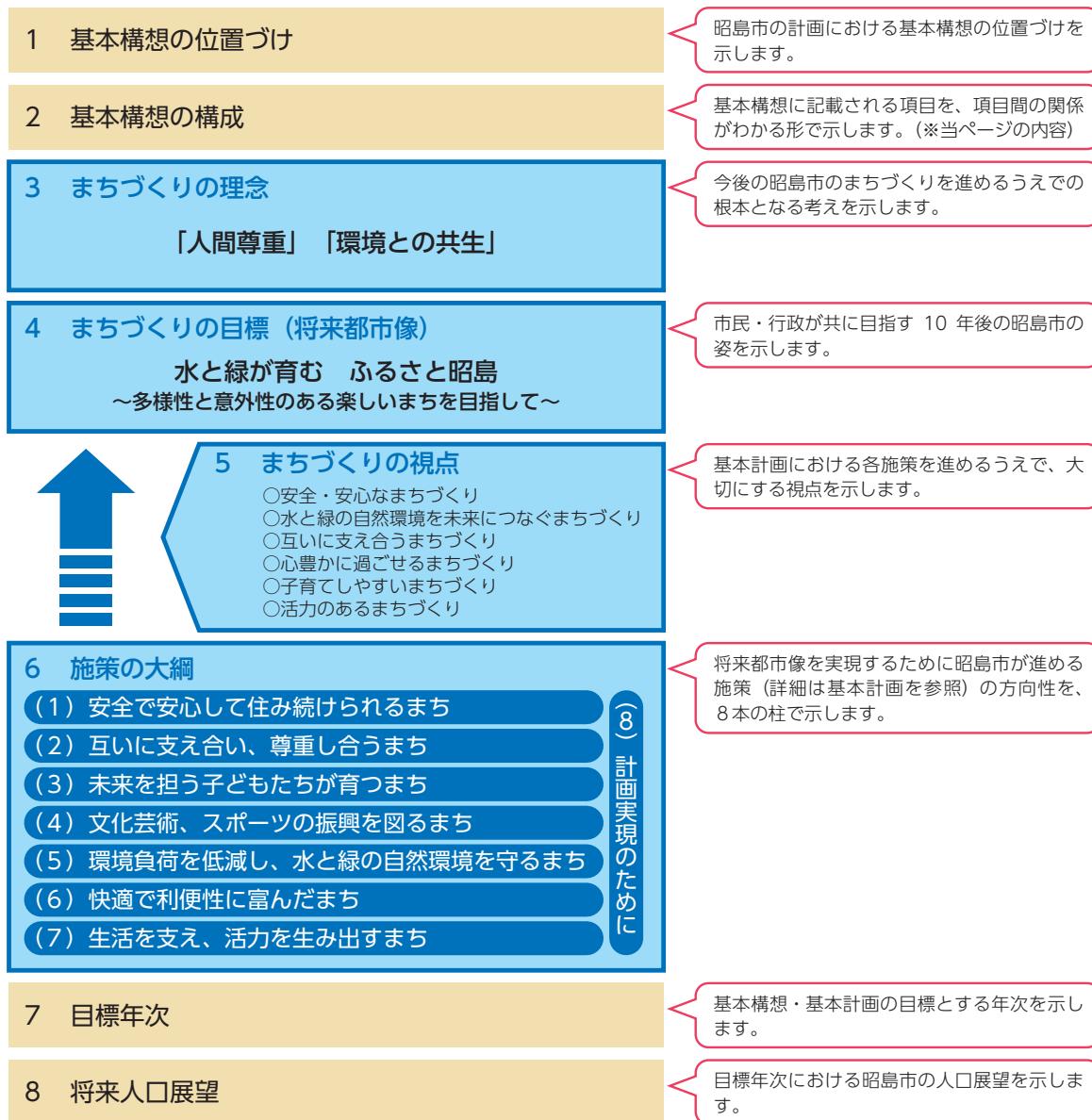
昭島市の最上位計画に位置づけられる総合基本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成されます。

このうち「基本構想」は、昭島市の目指す姿（将来都市像）と、その実現に向けたまちづくりの総合的かつ基本的な指針であり、具体的な施策・事業展開の方向性や選択基準を示すものです。併せて、市民をはじめとする地域社会における活動指針となることから、市と市民に共通する「まちづくりの基本指針」として位置づけられるものです。



## 2 基本構想の構成

基本構想は、以下の項目により構成されます。



## 3 まちづくりの理念

### 「人間尊重」「環境との共生」

第五次基本構想で掲げられたまちづくりの理念「人間尊重」と「環境との共生」は、第四次基本構想から普遍的な理念として引き継がれてきました。この理念のもと進められてきたまちづくりにより、本市は「安全で利便性に富んだ都市基盤」と「水と緑に恵まれた環境」とが調和する良好な住宅都市として、また、多摩地域の中核都市にふさわしいまちとして発展を続けてきました。

本市の地域特性を十分に踏まえ、未来永劫、子々孫々に至るまで、「ふるさととしての昭島」「住宅都市としての昭島」を引き継ぎ、また、更なる発展を遂げるため、引き続き「人間尊重」「環境との共生」をまちづくりの理念として継承するものとします。

## 4 まちづくりの目標（将来都市像）

### 水と緑が育む ふるさと昭島 ～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～

本市は、豊かな緑と深層地下水100%の水道水を可能とする水と緑の自然環境に恵まれたまちです。この環境を大切に、「人間尊重」「環境との共生」を理念としてまちづくりを進めてきました。この結果、安全で利便性に富んだ都市基盤と、水と緑の自然環境が調和した快適な住宅都市として発展を遂げることができました。

昭島の恵まれた地域特性はまちづくりの原点です。その基盤の上で、日々の生活が営まれ、人と人との関わりが深まることによって、ふるさととしての姿が形づくられ、「ふるさと昭島」への愛着が育まれてきました。

新しい時代にあっても、「ふるさと昭島」が、将来の世代にわたって「かけがえのないまち」であり続けられるよう、恵まれた水と緑の環境を引き継ぎ、互いを尊重し合い、人と人とのつながりを大切にまちづくりを進めていかなければなりません。

また、多様化、複雑化していく社会、目まぐるしく移り変わる時代の変化の中で、「ふるさと昭島」が更なる発展を遂げるため、多様な立場の人々の多様な考え方を互いに認め合うことが重要です。

地域の多様な主体が関わり合うことによって、一人では決して生み出せない意外性のある新しい魅力を創り出し、このまちに暮らす人、このまちで生業をする人、このまちに関わるすべての人々にとって、ふるさととして誇りと愛着を持てるような、笑顔あふれる楽しいまち「ふるさと昭島」を目指していきます。

## 5 まちづくりの視点

まちづくりの目標（将来都市像）の実現に向けては、国が推進する S D G s <sup>※1</sup> やデジタルトランスフォーメーション（D X）<sup>※2</sup>といった新しい時代の変化に対応しつつ、市民との協働、市民参画を前提に、以下の視点を重視し、各施策（具体的には基本計画の中で示します。）の推進に努めます。

- 安全・安心なまちづくり
- 水と緑の自然環境を未来につなぐまちづくり
- 互いに支え合うまちづくり
- 心豊かに過ごせるまちづくり
- 子育てしやすいまちづくり
- 活力のあるまちづくり

---

### ※1 S D G s（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。

平成27（2015）年国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた2030アジェンダ（令和12（2030）年までに達成する計画）の中核として記載されている国際社会共通の目標です。

人権や福祉、経済、環境問題など幅広く21世紀の世界が抱える課題の解決に向けて、「17の目標」とそれを達成するための具体的な項目である「169のターゲット」で構成されています。

### ※2 デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation略してD X）

コンピュータやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。効率を上げるため、合理化を図るためといった従前のIT化と違い、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされています。

国においてはデジタル庁の新設をはじめとし、デジタル化の強力な推進が最重要課題に位置づけられました。

## 6 施策の大綱

昨今の国内情勢は、人口減少・超高齢社会の到来、多発する自然災害への対応、国際化の進展やこれに伴う国の経済動向など、目まぐるしく変化をしています。社会構造や経済活動が大きく変革してきている状況下にあっても、昭島市の更なる発展と将来都市像『水と緑が育む ふるさと昭島 ～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～』を実現するため、次のとおり、施策の方針である8本の大綱を定めました。

施策の大綱とは、「まちづくりの理念」に基づき「まちづくりの視点」を踏まえ、将来都市像を実現していくため、施策の大きな方向性を示すものです。

### 《施策の大綱》

- (1) 安全で安心して住み続けられるまち
- (2) 互いに支え合い、尊重し合うまち
- (3) 未来を担う子どもたちが育つまち
- (4) 文化芸術、スポーツの振興を図るまち
- (5) 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち
- (6) 快適で利便性に富んだまち
- (7) 生活を支え、活力を生み出すまち
- (8) 計画実現のために

## （1）安全で安心して住み続けられるまち

住み慣れた地域で生活を営み続けるために欠くことのできないものは、安全・安心な生活環境です。しかしながら私たちの生活は、地震や台風、局地的な豪雨、さらには災害級の夏の猛暑など、自然災害の脅威にさらされ、いつ何時その猛威に見舞われるかは予測できません。

さらには、社会・経済活動範囲のグローバル化に伴って国外からもたらされる感染症やテロリズムの脅威、特殊詐欺をはじめとする犯罪行為など、私たちの生活を取り巻く危機は多様化しています。

こうしたあらゆる危機から市民を守り、安全で安心して住み続けられるまちづくりのために、次の施策を展開していきます。

### ①防災・危機管理体制の構築

市民、自主防災組織、事業者等及び市が「自助・共助・公助」の責務と役割を果たす中で、相互の連携を強化し、平時から災害に備える「防災」とともに、迅速な情報発信を充実させることにより、災害等が発生した際に被害を最小限に抑える「減災」に努めます。

また、安全で安心な都市基盤、市街地の整備を進めるほか、インフラを含む公共施設の耐震性及び耐火性を確保するとともに、年々脅威を増している豪雨や台風への治水対策として雨水管等の整備を進めるなど、災害に強いまちづくりを推進します。

発災時には関係機関と連携し、要配慮者への状況に応じた適切な支援に努めます。また、被災者の医療救護に万全を期すため、医療や防災等関係機関と密接な連携を図り、災害時の医療救護活動に関する体制の整備を進めます。

このほか、市民の安全・安心を守るという基本的かつ根源的な責務を果たすために、私たちの日常を一変させた新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に万全を期すとともに、自然災害に対する平時からの総合的な危機管理体制の充実・強化を図ります。

## ②交通安全の推進

市内の交通事故を減少させるため、関係機関と連携し、安全で快適な交通環境の実現を目指すとともに、交通安全教育の実施や交通安全意識の啓発に努めます。

また、市民や関係機関等と連携した交通危険箇所の点検を実施し、改善に努めます。

道路や歩道、交通安全施設の維持管理を計画的に進め、安全・安心な交通環境を確保します。

## ③防犯対策の充実

すべての世代が安全で安心して暮らせるように、防犯意識を高めるとともに、市民や地域、関係団体と連携し、防犯対策、防犯活動の取組を進めます。

消費者や高齢者などが、手口が巧妙化し多様化する悪徳商法や特殊詐欺の被害にあわないよう、周知・啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

関係機関と連携し、犯罪被害者支援や犯罪者の社会復帰への支援に努めます。

## （2）互いに支え合い、尊重し合うまち

人口減少・超高齢社会がもたらす構造的な課題を克服し、市民の誰もが健康で豊かな生活を続けていくためには、地域で暮らすすべての人が自ら率先して互いに支え合い、助け合い、安心して暮らすことのできる地域社会の構築が必要です。

人生100年時代を迎えた現代にあっては、健康寿命を延ばし、いつまでも自立した生活を送れること、また一方で、在宅での医療・福祉の対応や社会保障制度の一層の充実も必要となっています。

また、成熟期を迎えた日本にあっても、いじめや虐待、性別や国籍などによる偏見や差別といった問題を抱えています。互いが互いを認め、誰もが尊厳を持って生活できる共生社会の実現が求められています。

引き続き、互いに支え合い、尊重し合うまちづくりのため、次の施策を展開していきます。

### ①コミュニティ活動の推進

市内には、市民が自主的に連帯して共通の目的を達成しようとする多くの市民団体があり、自治会・自治会連合会は、地域コミュニティの中心的存在として活動しています。甚大な被害をもたらす自然災害が多発する昨今、共助の考え方立った自治会をはじめとする地域での支え合い活動が重要となってきています。

市は、自治会など市民団体が災害時の対応や地域課題の解決に向け柔軟かつ有機的に連携し、地域の持っている力を出し合い解決に取り組む活動を支援します。

また、地域活動の担い手や、自主的かつ継続して活動できる団体を育成するとともに、新たなコミュニティの場づくりを支援し、地域の活性化や市民との協働によるまちづくりを推進します。

### ②健康支援・医療体制の充実

市民一人一人が自らの健康状況を把握し、自ら進んで健康づくりに取り組む環境を整えるとともに、生活習慣病の重症化予防に向けた健康相談・健康支援の充実と自殺対策の強化を図ります。また、子育て世帯を中心として、ライフステージを通じた健康づくりの支援を進めます。

市民が安心して暮らせるように、医療等関係機関の連携の強化と情報の共有を進め、地域医療の充実を図り、身近な地域で、適切な医療をタイムリーに提供できる環境を整備し、また、医療資源の効率的な活用を図る中で、一次、二次、三次の各救急・救命医療を提供できる体制を整備します。

### ③高齢者・障害者福祉の充実

関係機関やボランティア団体などが連携し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援と介護予防を一体的に提供できる体制を構築します。

障害の状態やその特性を踏まえた個別的な支援により、本人の希望と適性に応じ、就労や社会活動への参加が促進され、地域で自分らしく充実した生活が送れる環境を整備します。

相互に人権の理解が進み、本人の意思が尊重され、高齢者や障害のある方、認知症の方などが尊厳を持ち、決して差別されることなく、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーにより地域における多様なバリアを軽減し、すべての市民が安心して、いきいきと暮らしていく地域をつくります。

### ④社会保険制度の充実

社会保険制度の充実や支援施策の強化を国や東京都に要望します。

国民健康保険においては、公平・公正で安定的な財政運営を図ります。今後、更なる被保険者の増加が見込まれる後期高齢者医療保険においては、高齢者が安心して医療を受けることができる環境の維持・向上を図ります。

介護保険においては、地域包括ケアシステムの深化を目指し、各種施策の展開を図るとともに、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現に努めます。

### ⑤地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備

地域にある様々な主体が専門性と個性を活かし、つながり合って、地域の課題解決に主体的に取り組み、あるいは社会的な孤立が生じないよう相互に支え合い、安心して暮らしていく地域福祉の体制を整備します。

公的なセーフティネットと地域のセーフティネットの連携により、安定的な暮らしと自立に向け、その人の状況に応じた、暮らしと仕事の支援を図ります。

### ⑥多様性を認め合える地域の醸成

人種や性別、思考等の違いにかかわることなく、互いが互いを認め、その人権を尊重し、尊厳を持って暮らし続けることのできる地域社会の形成を目指します。また、増加している外国人住民をはじめ異なる文化や習慣を持つ方々が安心して生活できるよう生活の場面ごとに支援を図り、多文化共生のまちづくりの推進を図ります。

職場・地域・家庭等の社会のあらゆる場における男女共同参画を進めるために、各種講座や意識啓発、相談、格差解消に向けた支援を実施します。

また、性的マイノリティなど性の多様性を理由とした人権侵害がないよう、正しい知識の普及、偏見や差別の解消を目指した啓発を推進します。

## （3）未来を担う子どもたちが育つまち

人口減少・超高齢社会がもたらす構造的課題の克服には、子どもたちを安心して産み育てられる環境づくりが必要です。核家族化の進展や就労形態の多様化が進む現代にあっては、妊娠・出産・子育て期の各ステージに応じた支援や、子育てしながら安心して働く環境の整備など、社会全体で子育てを支える仕組みづくりが求められています。

また、子どもたちが健やかに育つ環境づくりには、義務教育期間における学校教育の役割が重要性を増すとともに、乳幼児教育・保育から学校教育に至るまでの系統的な子育て・教育環境の整備を進めていく必要があります。

日本の未来、そして昭島の未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくりのため、次の施策を展開していきます。

### ①子ども・子育て環境の整備

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。子育て家庭については相談・支援体制の充実、親子同士の交流の場の整備など、安心して子育てできる環境を整備します。

子どもたちが性別や障害、生活困窮などにより夢や希望を阻害されることのないよう、児童や家庭への支援を行うとともに、児童虐待については、虐待予防、早期発見、早期対応に努めます。また、配慮を要すると思われる児童が社会で自立できるよう、各ライフステージと児童の特性に応じた総合的な発達支援の充実を図ります。

### ②幼児教育・保育の充実

子育て家庭の多様なニーズに応じた教育・保育を提供するため、休日保育・一時預かり保育・病児保育など、幼児教育・保育の充実を図ります。

民間保育所等の施設を整備するなど、保育所入所待機児童の解消を図ります。

幼稚園や保育所と小学校との連携を図り、切れ目のない子どもの育成に努めます。

### ③学校教育の充実

社会に開かれた教育課程という理念に基づき「カリキュラム・マネジメント<sup>※1</sup>」を実現します。

「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体の育成」を目指し、児童・生徒の知・徳・体のバランスの取れた成長の実現を図ります。

輝く未来に向かって、主体的に時代の転換期を生き抜く力、他者との協調、人権・平和意識の醸成、国際理解教育及び異文化理解教育の推進を図ります。

インクルーシブ教育<sup>※2</sup>システムを構築し、特別支援教育の充実を図ります。

学校教育施設及びICT等の教育環境の計画的な整備、維持管理を実施します。

子どもの健全な発育のため、安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進します。

### ④青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成に関わる地域活動の支援、関係機関・組織の相互の連携を推進します。また、青少年の事故や非行を未然に防ぐための相談・指導体制の充実とともに、引きこもり等の困難を抱えた青少年の相談体制の充実を図ります。

さらには、青少年が自ら参加し活動する団体の育成を支援するとともに、小学生リーダーをはじめとした段階的な青少年リーダーの育成を図り、その活用の場の充実に努めます。

放課後に子どもたちが安全・安心に楽しく過ごせる居場所を提供します。

#### ※1 カリキュラム・マネジメント

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

#### ※2 インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。

## （4）文化芸術、スポーツの振興を図るまち

人生100年時代にあっては、健康で価値ある人生を送るために、個々の人生の時間を充実させることが市民の切なる願いのひとつとなっています。子どもから高齢者までの各世代の知的欲求に応じ、誰もが生涯にわたり、「学び」や「学び直し」ができる環境の確保と自主学習などへの支援が求められています。

また、地域には先人から引き継がれてきた歴史的・文化的な資産として、有形無形の文化財が存在しています。これらを大切にすることは、地域を理解し、地域に愛着を持つことにつながります。このような文化財を保護・調査・活用するとともに、次代に引き継いでいくことが必要です。さらには、健康づくりや生きがいづくりに向けたスポーツの普及・啓発も求められています。

こうした市民ニーズに応え、文化芸術、スポーツの振興を図るまちづくりのため、次の施策を展開していきます。

### ①文化芸術活動の促進

市民の自主的で多様な文化芸術活動の促進とそれらに積極的に参加できる環境づくりのほか、質の高い文化や世界的に著名な芸術作品を身近に鑑賞できる機会の提供に努めます。

文化芸術を通した国内外の地域との交流が促進されるよう努めます。

関係団体等と連携し、市内の芸術家の活動を支援するとともに、総合的な文化芸術施策の推進を図ります。

### ②文化財の保護・調査・活用

歴史的建造物や文物、郷土芸能や祭事などの有形無形の文化財を保護・保存するとともに、調査・研究を進めることは、「ふるさと昭島」づくりの重要な視点として位置づけられることから、その推進を図ります。また、それらを内外に発信し、市内に人を呼び込む観光資源として活用を図るとともに、後世に継承するための支援を通して文化財保護の普及・啓発に努めます。

### ③スポーツ・レクリエーションの振興

市民の誰もが生涯にわたって継続的にスポーツに親しみ、取り組むための支援と快適なスポーツ環境の提供に努めるとともに、地域スポーツを支える人材の育成やスポーツを通じた地域の絆づくりに取り組みます。

また、競技スポーツ団体の活性化やトップアスリートを目指す選手の支援、障害者スポーツの普及・啓発等に努めます。

### ④図書館活動の充実

図書館を拠点とした市民の自主的な活動を促し、継続的な学びを支援します。

ライフステージに応じた学びや、多文化・多言語などに対応した幅広い分野の資料を収集し、提供します。

学校との連携を密にし、協力・支援を行うことにより児童・生徒の学びを応援します。

おはなし会や講演等、定期的なイベントを通して図書館に親しんでもらうことにより、読書習慣の定着を図ります。

### ⑤生涯を通じた学習活動の推進

市民の多様化するニーズや学習意欲に応え、自由な意思で学び、地域文化の振興と創造に寄与する学習機会の提供と拡充に努めます。

持続可能な地域社会の構築や多文化共生社会の実現のため、市民相互と地域のつながりを育て、地域課題の解決に向けた学習活動を支援します。

社会教育施設相互の学習活動の交流を推進し、研究・学習発表の機会の充実を図ります。

## （5）環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち

環境問題は自然環境のみならず、社会・経済の問題と相互に関係して複雑化し、世界的なリスクとなっています。そのため、地球環境の維持・保全という大きな課題について、国際社会ではSDGsの中においても取組を進めています。国は地球温暖化対策として、カーボンニュートラル<sup>※1</sup>の取組を進め、脱炭素社会を目指すことを宣言しました。本市としても、一自治体として、市民や事業者とともに、できる限りの地球環境の保全に努める必要があります。

豊かな水と緑のネットワーク<sup>※2</sup>をはじめとした自然環境の保全・活用を図り、併せて、環境負荷の低減を更に進めるため、次の施策を展開していきます。

### ①地球環境の保全

省資源・省エネルギー型のライフスタイルの更なる普及、再生可能エネルギーの導入強化等を図りながら、地域における地球温暖化対策、気候変動適応の計画的な推進に努めます。

プラスチック・スマート社会<sup>※3</sup>の実現に向け、海洋プラスチック汚染の原因となっている使い捨てプラスチック等の削減に努めます。

持続可能な社会の実現に向け、環境教育の取組を強化し、日常生活における具体的な環境に優しい行動を発信します。

低炭素型の公共交通の利用促進を図ります。

### ②水と緑の環境の保全

自然と調和した景観の保全に向け、水と緑のネットワーク等の地域環境資源の魅力発信と活用、地域での環境保全活動等の促進を図ります。

用水路や崖線の適正な維持管理を推進し、水辺と緑地環境の更なる整備を図ります。

地下水かん養の推進により、地下水への負荷低減を図ります。

### ③ごみ処理の推進

現在のごみ処理・リサイクル施設の適切な管理と整備を行いながら、将来を見据え、新たなごみ処理のあり方について、早急に検討します。

市民・事業者の自主的な3R<sup>※4</sup>活動を推進するとともに、これまで以上のごみの減量化・資源化を図ります。

---

#### ※1 カーボンニュートラル

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（カーボン）の排出量が、実質ゼロ（ニュートラル）になっている状態。

#### ※2 水と緑のネットワーク

多摩川・玉川上水・残堀川の水と緑、立川崖線の緑と湧水など、豊かな水と緑の中で市民が楽しみ、憩い、やすらげる空間。

#### ※3 プラスチック・スマート社会

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進め、プラスチックの正しい処理やリサイクル方法などを理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていく社会。

#### ※4 3R（スリー・アール）

3Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

- ① Reduce（リデュース）：環境に優しい製品を事業者が製造・加工・販売するとともに、消費者はそういった製品を選び、手入れや修理をしながら長く使うこと。また、ごみになるものを受け取らない、無駄なものは買わないなど、できるだけごみとして廃棄されるものを少なくすること。
- ② Reuse（リユース）：使用済になんしても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。
- ③ Recycle（リサイクル）：再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

## （6）快適で利便性に富んだまち

昭島市が今後も良好な住宅都市として発展を続けていくためには、深層地下水100%の水道水を安定的に供給し続けるとともに、子どもから高齢者まで、また、障害の有無にかかわらず、誰にとっても快適で利便性に富んだまちづくりを進めていく必要があります。

一方、道路・橋りょう・管路といったインフラは、老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎える。このため、計画的に都市基盤を整備していく必要があります。

公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化など整備に係る優先順位を明確にしつつ、市民の安らぎの場となる公園の維持管理を含めた快適な都市空間の整備や、現代社会における新たな課題である空き家等への対応を図るため、次の施策を展開していきます。

### ①公共交通網の充実

公共交通における利便性の向上に向けて、混雑の緩和やユニバーサルデザインの導入など、引き続き関係機関に要請を行います。

また、超高齢社会における課題克服に向けて、移動や外出時の交通手段の確保に努めます。

### ②道路環境の整備

道路等の適切な維持管理に努め、計画的な更新を行うとともに、高齢化の進展を踏まえた歩道の拡幅、段差の解消等を進めるほか、歩行者と自転車の混在を減少させることなどにより、人にやさしい道路づくりを進めます。併せて、歩行中の休憩場所やモニュメントの設置など、歩いて楽しい魅力ある歩道空間の整備を進めます。

また、都市計画道路については、機能性、安全性はもとより地域環境との調和にも配慮しながら、計画的な整備を促進していきます。

### ③深層地下水100%水道水の供給

市民と市の宝である深層地下水100%の安全でおいしい水道水を、将来にわたって安定供給していきます。

### ④下水道の維持管理

公営企業会計により下水道事業の経営基盤を強化し、健全で安定的な運営を図ります。また、市民が衛生的で快適な生活を続けられるよう污水管の維持管理に努めるとともに、浸水対策の観点から雨水管の整備及び維持管理に努めます。

## ⑤市街地の整備

地域の特性に配慮して適切に都市計画制度を運用し、良好な市街地形成の整備・保全を図ります。また、大規模団地の建替え事業等の機会を捉え、周辺地域との一体的な整備に向けて関係機関と連携し、利便性・快適性の高いまちづくりを進めます。

## ⑥快適な公園の確保

子どもから高齢者までの多様なニーズに応え、誰もが快適に利用できる公園となるよう、施設の適正な維持管理を進めるとともに、市民とともに美化・清掃活動を行い、地域に根ざした親しみのある公園の保持に努めます。

## ⑦住環境の保全

誰もが住みやすく、住み続けたいと思う良好な住環境の保全を図るため、航空機騒音などの公害対策、社会問題となっている空き家等への対策を推進します。また、良好な住環境の保全やまちの美化、清掃に努め、美しいまちの実現を図ります。

## （7）生活を支え、活力を生み出すまち

経済のグローバル化や情報通信技術の進化により、産業構造の転換が進む一方で、中小企業や商店街、都市農業においては、労働力や後継者の不足など、深刻な課題を抱えています。

活力ある地域の構築と活性化に向けて、時代にあった商工業、都市農業の振興や、地域の独自性をもった観光まちづくりの推進のほか、産業間の連携に取り組むとともに、多様な雇用環境の変化や新たな消費形態に対応した勤労者や消費生活への取組を推進していく必要があります。このため、次の施策を展開していきます。

### ①地域振興と就労環境の充実

商業、工業、農業、観光による産業間連携を促進し、地域の振興や地域の活性化を目指します。また、地域の産業特性を活かした「昭島ブランド」の構築に努めます。

事業承継や創業支援のために新しい事業者を生み育てる仕組みづくりを推進します。

また、市内企業等と連携したまちづくりに努め、職住近接の就労環境の確保を図るとともに、就労希望者と労働力を求めている企業とのマッチングを支援し、雇用の確保を図ります。

労働相談の充実を図るとともに、中小企業で働く方と事業主の福利厚生事業の充実を図るため、関係機関の活動を支援します。

### ②商工業の振興

ものづくり企業のみえる化を推進することにより、優れた技術や商品、工業力を市内外にPRするとともに、工業が市民の身近な存在となるよう支援します。

また、新しい発想をもった若者の創業を支援するとともに、個店の魅力を発信するなど市民に愛されるお店づくりを支援し、併せて商店街の活性化を促進します。

### ③都市農業の振興

農家の取組と農産物の紹介、経営の多角化をサポートすることなどにより、やりがいづくりと収益の向上を図り、魅力的な農業経営を促進します。市民の「農」に触れ合う機会を増やし、市内農業・農産物への関心と理解を高めるなど、啓発に努めます。

#### ④観光まちづくりの推進

歴史的・文化的資産や、独自技術を公開している企業などの既存の観光資源を活用するほか、新たな観光資源の開発、産業間連携や広域的な連携による観光を推進します。

また、ロケーションサービスなどを活用し、市のイメージや知名度の向上に努めます。

#### ⑤消費生活環境の充実

様々な商品が市場にあふれ、多様な商品購入形態が普及する中で、市民が商品知識や取引情報を活用して、人や社会、環境に配慮した適切な消費行動がとれるように施策の展開や情報の提供に努めます。

## （8）計画実現のために

昨今、市民が求める行政ニーズは、多様化、高度化、専門化しています。また、人口減少・超高齢社会の構造的課題への対応も求められています。目まぐるしく変化する社会環境の中で、多種多様な市民ニーズに的確に応えるとともに、昭島の魅力を改めて再発見できるまちづくりを進めるため、行政の体制構築が求められています。

しっかりとした財政見通しに基づく健全で持続可能な財政運営と、情報通信技術を活用した効率的な行政運営を推進し、また、市民や事業者との参画・協働による幅広い公共サービスを実現していくために、次の施策を展開していきます。

### ①健全で持続可能な行財政運営の推進

人口減少・超高齢社会の構造的課題の一つである社会保障費の増加や、公共施設等の維持管理などによる財政負担の増加、グローバル経済の動向による地域経済への影響などを分析し、適切な行財政の運営、持続可能な財政見通しによる各種施策の着実な推進を図ります。

### ②連携と協働によるまちづくりの推進

市民の多様な公共ニーズに応えるため、関係機関や民間企業との連携を図り、効率的・専門的なノウハウを取り入れ、行政サービスの向上に努めます。

また、市民の声を幅広く聴き、ニーズを的確にとらえるとともに、行政への参画を推進し、まちづくりや施策の展開に努めます。

### ③情報通信技術の活用によるまちづくりの推進

ＩＣＴ、ＡＩといった技術を活用し、市民の利便性を高めるとともに、市民との情報共有や効果的な情報提供により、市民参画を推進します。併せて、行政の透明性を高めることで効率的かつ機能的な行政運営に努め、Society 5.0<sup>\*1</sup>の実現を図ります。

### ④「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進

誰もが笑顔で楽しく過ごすことができ、世代が変わっても「住んで良かった。ここで住み続けたい、生業を続けていきたい。」と思える「ふるさと昭島」として、誇りと愛着を持てるまちづくりを進めます。

\*1 Society 5.0（ソサエティ・ゴテンゼロ）

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものです。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する、我が国が目指すべき未来の姿として提唱されています。

## 7 目標年次

### ○基本構想

令和4（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度を目標年次とします。

### ○基本計画

目標年次は基本構想と同じですが、前期計画5年・後期計画5年とします。

- ・前期計画の計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度
- ・後期計画の計画期間は令和9（2027）年度から令和13（2031）年度

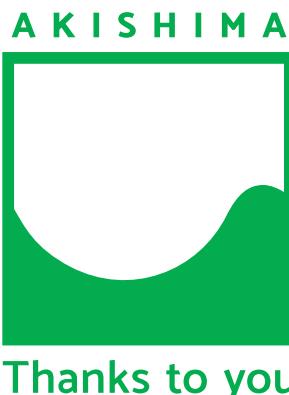
## 8 将来人口展望

目標年次（令和13（2031）年）における人口の将来展望は112,000人とします。



# 基本計画

(前期：令和4年度～令和8年度)





第 1 章

---

# 基本計画の前提

---

## 1 基本計画とは

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標（将来都市像）の実現に向け、市民と行政とが一体となって計画的に行財政を運営していくための基本となる施策をまとめたものです。基本構想に示した施策の大綱に基づき、基本施策を具体的、体系的に明らかにしています。

策定にあたっては、基本構想の目標年次を踏まえ、中・長期的な展望に立って、市民ニーズや社会、経済の動向、地方分権の推進や、自治体に関わる諸制度の改革などを考慮します。

基本計画に示された施策の具体的な実現を図るため、今後の主な事業内容を示す実施計画と、その財源的裏付けとなる財政計画を一体的に内包した計画として策定しています。

## 2 基本計画の構成

### （1）全体の構成

基本計画は、以下の項目により構成されます。

#### 第1章 基本計画の前提

- 計画策定に向けた基礎要件を示します。

#### 第2章 市の概要

- 本市の「自然・地理的状況」「まちのあゆみ」を示します。

#### 第3章 人口ビジョン／総合戦略の基本目標

- 本市の人口目標を掲げるとともに、人口減少・超高齢社会の構造的課題の克服に向けて、「人口の将来展望」と「昭島市総合戦略」の基本目標を示します。

#### 第4章 計画の策定にあたって

- 大規模自然災害に平時から備えるための国土強靭化地域計画、都市づくりの今後のあり方を示す都市計画マスターplan、公共施設の今後のあり方を示す公共施設等総合管理計画のそれぞれ基本方針を示します。併せて財政的な裏付けを図るため財政計画を示します。

#### 第5章 施策の体系

- 基本構想の施策の大綱ごとに、「基本施策」を示します。「基本施策の目指す姿」「現状と課題」「主な取組」及び「政策指標」で構成し、施策の取組を分かりやすくするため、「実施計画」を掲載します。

### 3 基本計画の期間

#### (1) 目標年次・計画期間

当該基本計画を基本構想における前期計画とし、目標年次は令和8（2026）年度、計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

#### (2) 計画期間内の見直し

基本計画の計画期間内にあっても、大きな環境の変化が生じた場合などについては、計画の一部または全部の見直しなど、柔軟に対応するものとします。

### 4 施策の範囲と対象地域

#### (1) 施策の範囲

本市が実施する施策を基本としますが、基本構想と同様、国や東京都などが行う施策であっても、本市に関わるものについては計画に含めます。

#### (2) 対象地域

市内全域を対象としますが、基本構想と同様、広域的な関わりを持つ施策については、近隣自治体や東京都との連携を踏まえ、対応するものとします。

## 5 社会背景

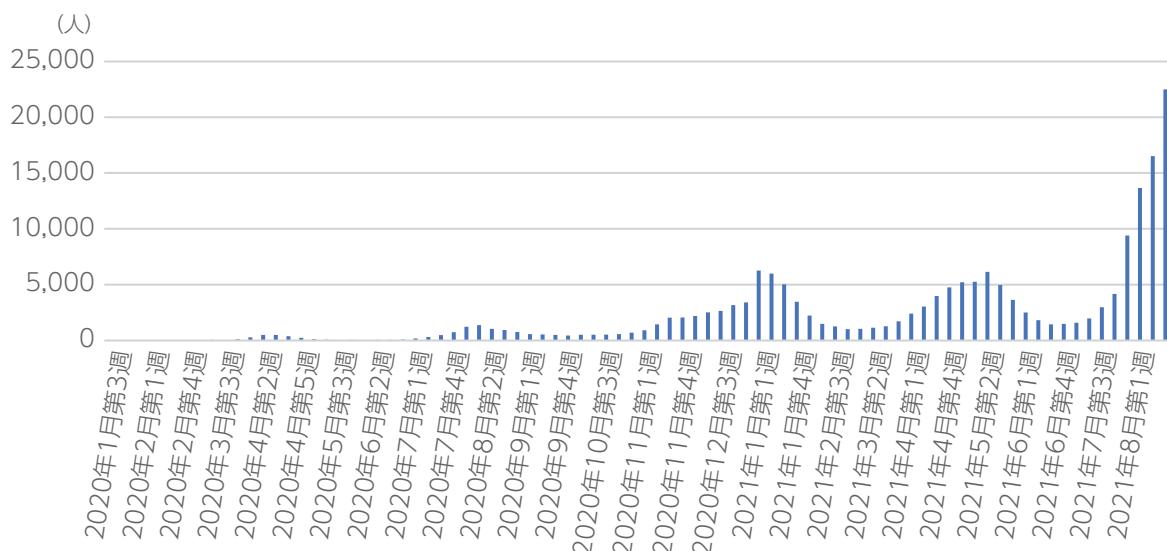
### (1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大による社会変容

社会・経済や交通手段の発展等に伴い、世界はその結びつきが深くなっています。人や物をはじめあらゆるものが世界を行き来し広まり、その際のスピードや影響も一層大きなものとなっています。

令和元（2019）年末頃に中華人民共和国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルスは、年が明け、ヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカと瞬く間に世界へ広りました。世界保健機関（WHO）がCOVID-19と名付けたこの新たな感染症は感染力が非常に強く、一方で当初ワクチンや治療薬が無かったことによる急速な拡大は、パンデミックに認定されました。世界中でロックダウンと呼ばれる都市封鎖が行われ、日本においても長期にわたる小・中学校等の臨時休校や、緊急事態宣言の発出による不要不急の外出や都市間移動の制限、ソーシャルディスタンスの確保などが要請され、明らかに社会や生活の様相は一変しました。

日本を含め世界中で大勢の方が感染し、ひっ迫した医療体制の中、亡くなっています。また、職を失った方や廃業・倒産に至った事業者も多く出ました。医療や防疫に関するこに留まらず、社会や特に経済に与えた影響は甚大なものとなっています。感染拡大を防ぐためには、密を避ける新たな日常生活様式への対応が必要となりました。そのために、より進化させたデジタル技術の活用をはじめ、これまでとは大きく根本的に違う人ととの関わり方、働き方、あるいは社会構造の転換などがスピード感を持って求められています。

#### ■ 新規陽性者数（週間平均）

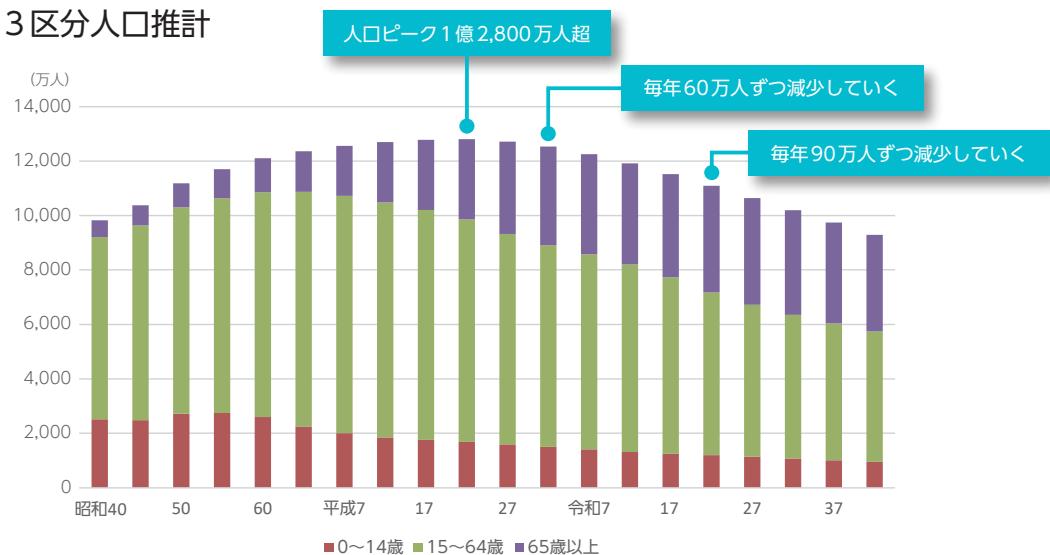


出典：内閣府 地方創生推進室 V-RESAS (令和3年8月24日)

## (2) 人口減少・超高齢社会

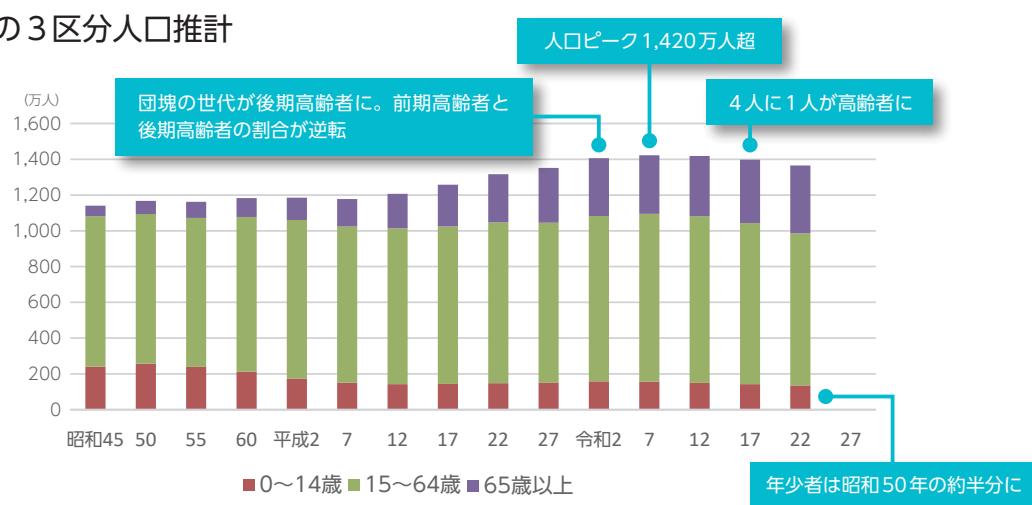
人口減少・超高齢社会は増々進行しています。

### ■ 日本の3区分人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

### ■ 東京都の3区分人口推計



出典：東京都の統計（人口予測）

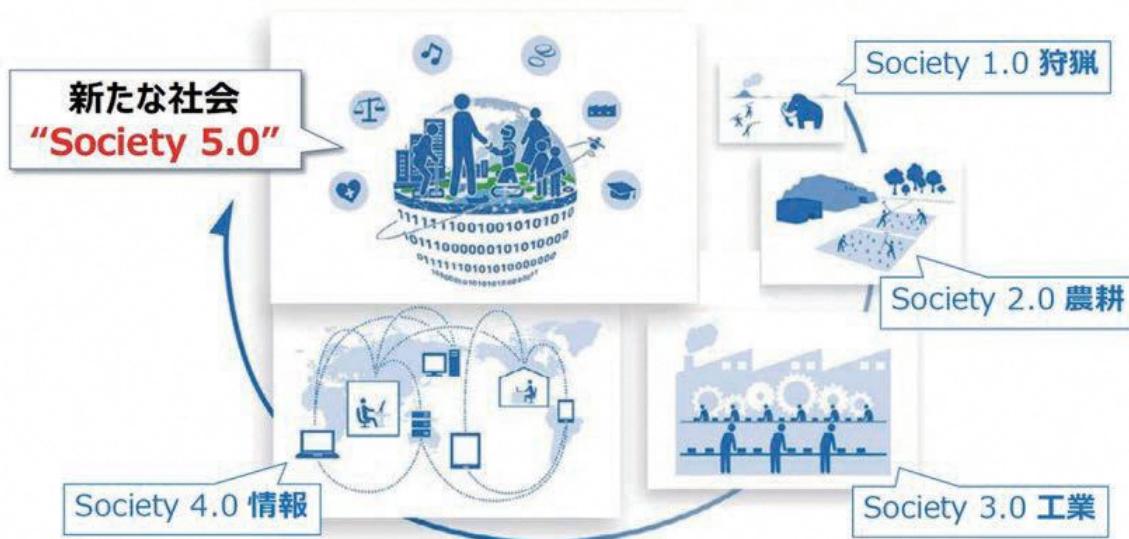
今後は単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯の大幅な増加、認知症高齢者の増加などにより、社会保障需要が大幅に増加することが見込まれています。一方、合計特殊出生率は下がり、14歳以下の年少者は減少しています。本市では平成27（2015）年度に「まち・ひと・しごと創生 昭島市総合戦略」を策定しました。今後も人々が安心して生活を営み、子どもを生み育てられ、人口が減少しても持続可能な社会経済環境をつくり出すことが求められています。

## (3) デジタル化の推進

少子高齢化は世界的な傾向であり、労働力の減少、人材不足を背景に就業環境での新たな人工知能（AI）やICTの普及と進化が進んでいます。国はAIやビッグデータ等を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society 5.0」の実現を提唱し、東京都も最新の情報通信技術である「5G」を活用しながら「スマート東京（東京版Society 5.0）」を目指すとしています。

### Society 5.0

**サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）**



出典：内閣府資料

また、働き方改革、さらには、新型コロナウイルス感染症に端を発する新たな日常への対応策として、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」を国を挙げて強力に推し進めたこととなりました。

人口減少・超高齢社会の構造的な課題や感染症対策、それらを含めた新たな社会様式に対応するためには、ICTを最大限に活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジタル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」（Society 5.0）の実現を目指す必要があります。

## 地方における5Gの活用による課題解決



出典：総務省資料

## (4) 社会意識

国の世論調査では、「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」、「社会に貢献したいと思っている」と考える「社会志向」の人々の割合が多くなっています。

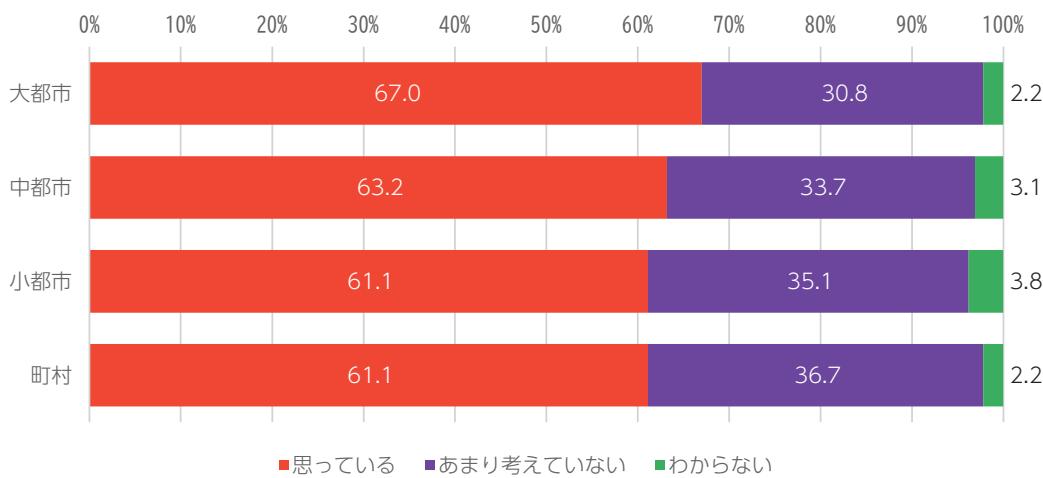
### 社会生活上の意識割合



■国や社会のことにもっと目を向けるべきだ ■個人生活の充実をもっと重視すべきだ  
■概にいえない ■わからぬ

出典：内閣府世論調査（令和2年1月調査）

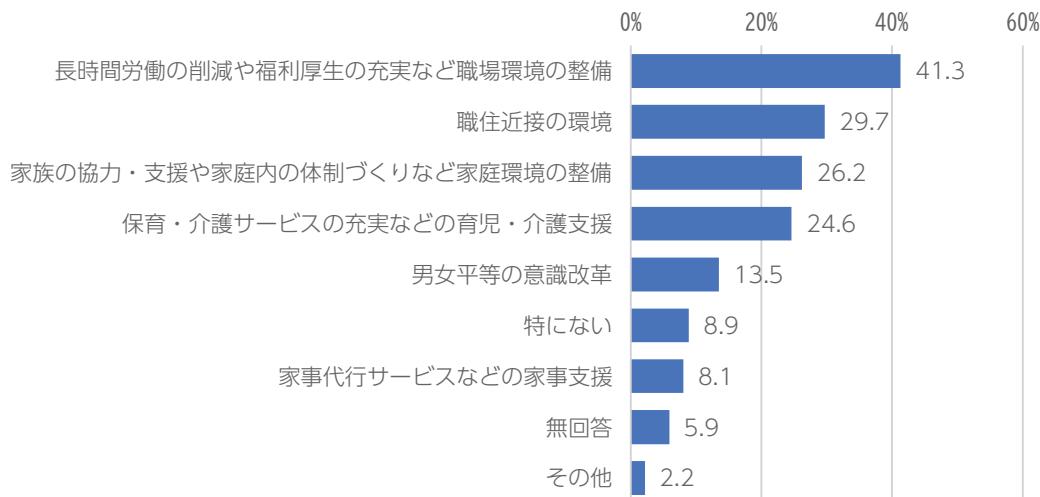
## ■ 社会貢献への意識割合



出典：内閣府世論調査（令和2年1月調査）

一方で、市が行った調査で、「仕事」「家庭」「地域・個人」のバランスのとり方については、下記の結果が出ています。

## ■ 「仕事」「家庭」「地域・個人」のバランスをとるために必要なこと（複数回答）



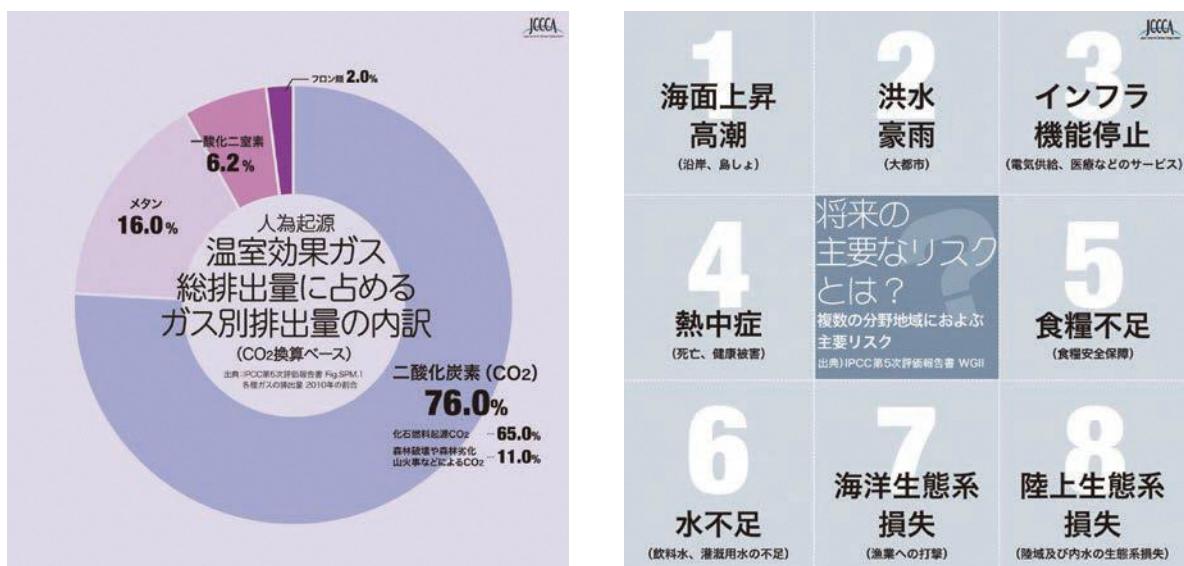
出典：昭島市市民意識調査（平成30年度調査）

新型コロナウイルス感染症への対応策としてのデジタル化を中心とした新たな日常や、働き方改革で望まれている「ワーク・ライフ・バランス」が実現できれば、地域社会にも大きな変化が生まれると考えられます。

## (5) 環境問題

国境を越えて環境問題は世界的なリスクとなりました。自然災害にも直結する温室効果ガスの問題は待ったなしの状況で、パリ協定を踏まえた長期目標として、温室効果ガス排出量を令和32(2050)年までに平成25(2013)年度比で80%削減することが掲げされました。現在では、更にこれを推し進め、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すこととなっています。

### ■ 温室効果ガスの現況と気候変動によるリスク



出典: JCCA資料

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。特に、近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。SDGsでは、目標の一つである「⑯ 海の豊かさを守ろう」の中でターゲットの一つとして掲げされました。

基礎自治体としても、世界的な取組と歩調を合わせ、SDGsや脱炭素社会の達成に向けて取り組む必要があります。

## (6) 防災・減災

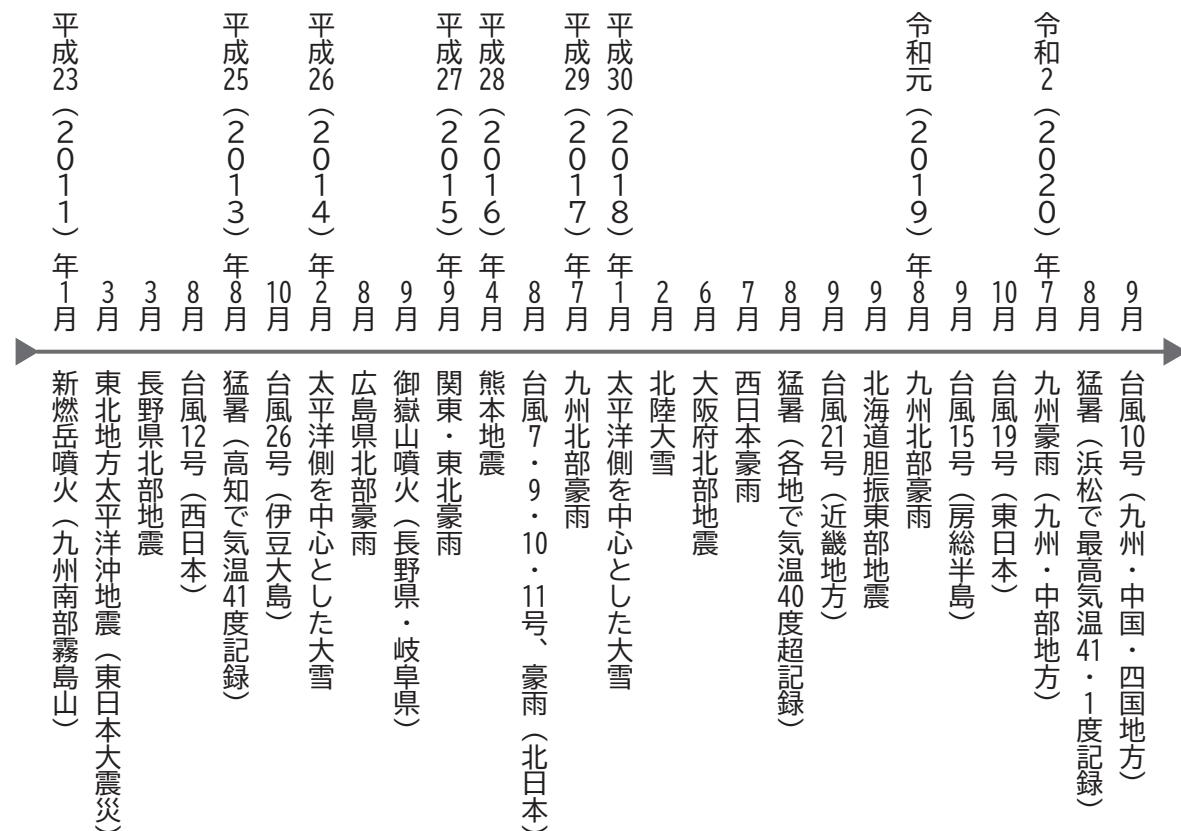
日本は元々地形、地質、気候などの自然的条件から、地震、津波、台風等による災害が発生しやすい国土となっています。

特に地震災害においては、地球が活動期に入ったといわれ、過去に阪神・淡路大震災、東日本大震災等で甚大な被害があり、平成28（2016）年にも熊本地震により大きな被害がもたらされ、マグニチュード6以上のものが頻繁に起こるようになりました。また、近未来的には、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が懸念されています。近年、台風やゲリラ豪雨等の風水害も数多く発生し、地球温暖化の影響で被害の規模は大きくなっています。

政府や地方公共団体では、災害に対して「公助」の取組を進めていますが、阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害時の「公助の限界」が明らかになるとともに、地域での一人一人の「自助」、多様な主体の「共助」も重要となっていることが多くの人々に理解されました。

今後は、地域の高齢化による避難困難者の増加も見込まれており、地域住民による自主防災の重要性がますます高まっています。

### この10年間の大規模な自然災害・異常とも呼べる気象状況



## (7) 地域コミュニティのあり方

総務省の「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会」報告では、都市部のコミュニティの現状と課題について調査を行い、その結果を以下のように3つの項目でそれぞれの特徴や課題を整理しています。

### ①地域の関係の希薄化

- a. 自治会・町内会加入率の低下
- b. 近所付き合いの希薄化
- c. 地域活動の担い手不足

### ②自治会・町内会の役割の多様化

- a. 支援が必要な住民への対応
- b. 防災面の取組

### ③コミュニティを構成する多様な主体

- a. マンションにおける自治会・町内会のあり方
- b. 企業等の勤務者や多彩な住民と地域の関係
- c. 新たな地域コミュニティ組織
- d. 地域との関わり、つながりを生み出す仕組みづくり

本格的な人口減少・超高齢社会の到来をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、今後ますます個人や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれます。

これらの社会的な課題に対してきめ細かく対応することは、行政の力だけでは難しくなることが想像され、そのため、地域を担う市民・民間団体・事業者という各主体が、それぞれの能力を活かし、行政と協力して、諸課題の解決に取り組むことが求められています。

昭島市においても、地域コミュニティが果たす役割の重要性は従来にも増して高まっていると考えられますが、自治会加入率は令和3（2021）年4月1日現在33.3%、また、自治会員の高齢化、役員のなり手不足等から自治会連合会を脱退する自治会も発生している状況となっています。近年、自治会加入率が減少する一方で、福祉などに取り組む市民団体など、テーマ型で活動する市民団体は増加しています。

コミュニティ活動には地縁型活動と地域を基盤にしたテーマ型活動があり、近年、地縁型活動の衰退に対し、テーマ型の活動が活発になっていると指摘されています。地域生活に係る課題の解決を図るためにには、地域組織、市民活動団体及び行政が連携を深め、協働の仕組みづくりが大きな課題となっています。

## SDGsってなんだろう？

地球上に暮らすすべての人々が、末永く幸せに暮らせるように世界を変えていくための目標です。

- 平成27(2015)年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた計画の中に掲げられた国際社会共通の目標です。
- Sustainable Development Goals(サステナブル ディベロップメント ゴールズ)、英語の頭文字をとってSDGs(エスディージーズ)と言います。 Sustainableは持続可能性、Developmentは開発、Goalsは目標という意味で、日本語では「持続可能な開発目標」と言います。
- 社会・経済・環境と人の営みすべてに関わる「17の目標」が設定されています。 ちなみに17の目標の下には目標を達成させるための具体的な項目である169のターゲットが設定されています。

この目標を令和12(2030)年までに全世界で達成することを目指しています。

昭島市はSDGsを推進します！

総合基本計画では基本計画第5章 施策の体系において、基本施策ごとにSDGsの目標を明示することで、市民・事業者・行政それぞれの意識を高めつつ取り組んでいきます。

### SDGsの17の目標



#### ①貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



#### ②飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



#### ③すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



#### ④質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



## ⑤ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



## ⑥安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



## ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



## ⑧働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



## ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



## ⑩人や国の不平等をなくそう

国内及び国家間の格差を是正する



## ⑪住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



## ⑫つくる責任つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



## ⑬気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



## ⑭海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



## ⑮緑の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



## ⑯平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



## ⑰パートナーシップで目標を達成しよう

実施手段を強化し「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を活性化する



## 第 2 章

---

# 市の概要

---

## 1 自然・地理の状況

私たちが住む昭島市は、東京都のほぼ中央に位置し、都心部から西方に約35キロメートルの距離にあり、東及び北は立川市、南は八王子市及び日野市、西は福生市に接しています。

市の位置は、東経139度、北緯35度で面積は17.34km<sup>2</sup>、その広さは多摩地域の26市中12番目（30市町村中15番目）です。市の広がりは、東西6.06km、南北3.88km、周囲19.58kmのほぼ長円形をしています。



気候は温暖で、年間の降雨量（市役所で観測）は、平成27（2015）年から令和元（2019）年までの5年間の平均でみると、約1,585mmとなっています。地勢は、北西から南東に向かって多摩川までゆるやかな傾斜があります。海拔は、約77mから約170mまでとなっていますが、一番高いのは、八王子市との境で、多摩川右岸の滝山部分となっています。

地質は、多摩川沿いの低地が沖積層、その北側の台地は洪積層の武蔵野台地と呼ばれ、いわゆる関東ローム層に厚く覆われています。また、このローム層の下の砂れき層には、豊富な地下水が含まれ、これが段丘の崖下などに露出して湧水となっています。

本市の南部を西から東に流れる多摩川は、市面積の10パーセントほどを占める広さで、その背景に、滝山丘陵や奥多摩の山々を望むことができます。中央部には、多摩川由来の崖線（河岸段丘）が東西に連なり、また、北部には玉川上水が流れ、その両岸は武蔵野の面影を残す雑木林で覆われています。このように、本市の市域は水と緑に恵まれた環境にあります。

また、交通網にも恵まれ、幹線道路としては国道16号や奥多摩街道が走り、中央高速道路八王子ICや圈央道あきる野ICなどにも近く、鉄道としてはJR青梅線・五日市線・八高線、及び西武拝島線が通っています。そのため、都心へは1時間弱と通勤圏にあり、また、同程度の時間で奥多摩の自然に触れることもできます。商業施設や文化施設へのアクセスにも恵まれ、暮らしやすい良好な環境にあります。

## 2 まちのあゆみ

昭島市は、昭和29（1954）年5月1日、当時の北多摩郡昭和町と拝島村が合併して、東京都で7番目の市として誕生しました。

昭和36（1961）年に多摩川の河川敷から産出したアキシマクジラの化石から、有史以前にはこのあたりが海であったことを知ることができます。この発見により、内陸であるにもかかわらず、クジラが本市のシンボルとなっています。

市域は、南向きの段丘に位置し、陽あたりがよく、豊かな湧水にも恵まれ、居住環境には適していたものと思われます。そのため、多摩川に沿った河岸段丘から林ノ上遺跡や上川原遺跡などの縄文遺跡が発見されており、そこからは、9千年以上も前から人々が住んでいたことや、その暮らしぶりを知ることができます。

ちなみに多摩川は、万葉集には「多麻川」として登場し、その他の古書には「丹波川」、「玉川」などとも書かれています。名前の由来は諸説ありますが、「玉のような美しい川」から、玉川転じて多摩川とする説もあります。鎌倉時代には、武蔵野台地の開墾が進められ、集落の形成が一層進みました。このため寺社や文化遺跡が多く残されています。この頃には多摩川の河岸段丘に沿って居住地域が存在し、時には氾濫による水害もありましたが、人々は、多摩川の水や豊富な湧水を、水田や飲み水に利用していたことがうかがえます。この恵まれ

た水資源は、市のまちづくりの礎となり、深層地下水100%の飲用水は、市の宝となっています。

江戸時代には、市域は幕府直轄領で、郷地、福島、築地、中神、宮沢、大神、上川原、田中、作目、拝島の10カ村（後に、作目村が田中村に合併され、9カ村となります。）がありました。当時の村落は台地上の上川原を除き、南部の湧水地域に形成され、稻作や畠作を営む農村でした。また、この頃の多摩川には、築地の渡し、平の渡し、拝島の渡しの3つの渡しがありました。（明治時代には、「滝の渡し」もできました。）

明治時代になると、明治4（1871）年の廃藩置県などを経て、9カ村は、神奈川県に編入されました。その後、9カ村は、立川村を加えた10カ村の連合村を構成しましたが、明治22（1889）年に市町村制が施行されると、立川村が分離し、明治26（1893）年の東京府編入を経て、明治35（1902）年には拝島村も分離独立しました。8カ村の組合村時代は昭和の初期まで続き、昭和3（1928）年に8カ村組合村は昭和村となりました。

明治5（1872）年に学制が発布され、この年、市域では後の玉川小学校につながる福島村私塾が生まれ、翌年には成隣小学校の前身である執中学舎が、更にその翌年には拝島第一小学校の前身である知遠学舎がそれぞれ開校されています。

明治から昭和初期までの市域は、八王子など近隣の製糸業に支えられ、蚕種製造をはじめとする養蚕が盛んであり、市内は青々とした桑園でうめつくされていました。また、鉄道では、明治27（1894）年開通の青梅線をはじめ、五日市線、八高線がこの間に開通し、拝島駅は多摩有数の結節点となっていきました。時代が進み、日中戦争が始まった昭和12（1937）年頃から、軍需工場、軍施設が相次いで設置され、大桑田地帯であった地区も工場地帯として急激に変貌しました。これに伴い人口も増加し、昭和16（1941）年、昭和村は町制を施行しました。

昭和20（1945）年、第2次世界大戦の終幕とともに、軍需工場は平和産業に転向した一部を除き廃業し、旧軍施設の多くは米軍に接収されました。

昭和29（1954）年5月、前年に町村合併促進法が施行されたことを受けて、昭和町と拝島村は合併し、昭島市が誕生しました。「昭島」の名は昭和町の「昭」と拝島村の「島」をあわせたもので、両町村の恒久的和合と団結により一つになることを祈念してつけられたものです。昭島市としての歴史の一歩を踏み出した当時の人口は36,482人、世帯数は8,113世帯でした。

昭島市となった以降、昭和30（1955）年代には市内各所に公営住宅が建設されるとともに工場も誘致され、さらに都心から1時間という地域性から人口も急激に増加し、昭和62（1987）年4月には多摩地域で15番目の10万人都市となり、首都圏の中核的な都市の一つとなりました。

平成に入ってからは、平成9（1997）年に田中町一丁目に現市庁舎が完成し業務を開始しました。他にも地域集会施設や高齢者福祉センターの建設をはじめとした各種公共施設の整備がはかられ、平成13（2001）年には保健福祉センター（あいぽっく）が開設し、コミュニ

ティバス（Aバス）の運行も開始しています。

平成22（2010）年には拝島駅自由通路の開通、平成28（2016）年には都市計画道路を中心とした拝島駅周辺の整備が完了し、西の玄関口にふさわしい都市環境となりました。

平成26（2014）年には市制施行60周年を迎えていました。この節目の年に、多摩東京移管100年を記念した事業、TAMAらいふ21のウォーターサミットを機に「水」が取り持つ縁により、20年来の交流と友好を築いてきた岩手県岩泉町と「水と緑でつながる岩泉・昭島友好都市協定」を締結しました。

また、平成24（2012）年から本格的に始動した立川基地跡地の開発は、平成28（2016）年に一帯の町名が「もくせいの杜」と改称され、平成29（2017）年には法務省施設も建設されました。平成30（2018）年には東中神駅自由通路の整備が完了し、東の玄関口にふさわしい様相となってきています。

平成30（2018）年1月1日には、アキシマクジラの化石がコククジラ属の新種として、「エスクリクティウス アキシマエンシス (*Eschrichtius akishimaensis*)」の学名が付与されました。

新たな時代となった令和2（2020）年には、アキシマエンシス（教育福祉総合センター）が完成し、アキシマクジラの化石の原寸大レプリカがエントランスホールに展示され、市を象徴する施設となりました。

今後も市民が安心して快適に暮らせる施策を推進し、更に住みよいまちとして発展成長していこうとしています。

#### アキシマクジラのメインページ

<https://www.city.akishima.lg.jp/li/040/040/010/index.html>



#### 昭島市デジタルアーカイブズ 「あきしま 水と記憶の物語」

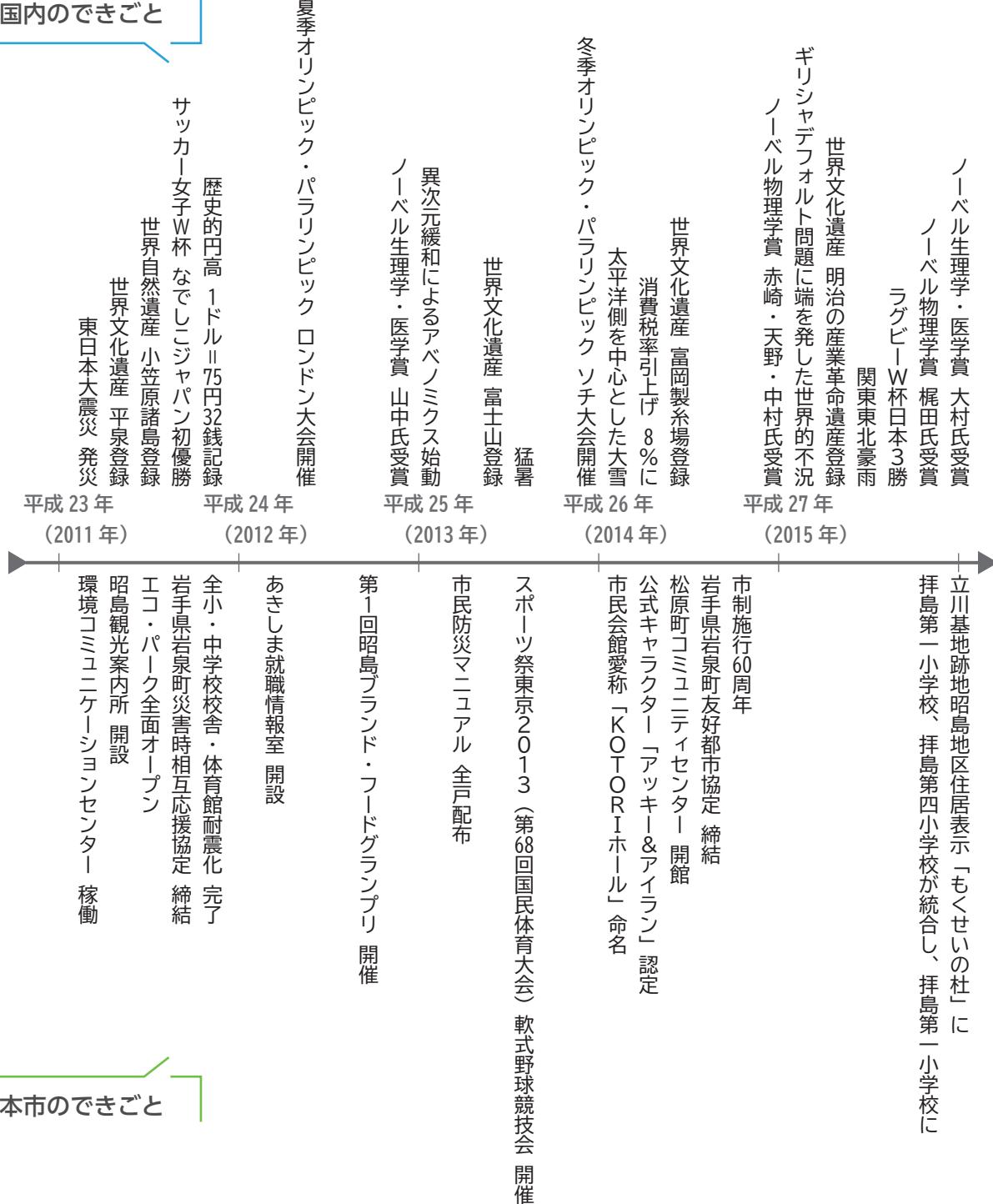
<https://trc-adeac.trc.co.jp/Html/Usr/1320715100/index.html>



# 基本計画 第2章 市の概要

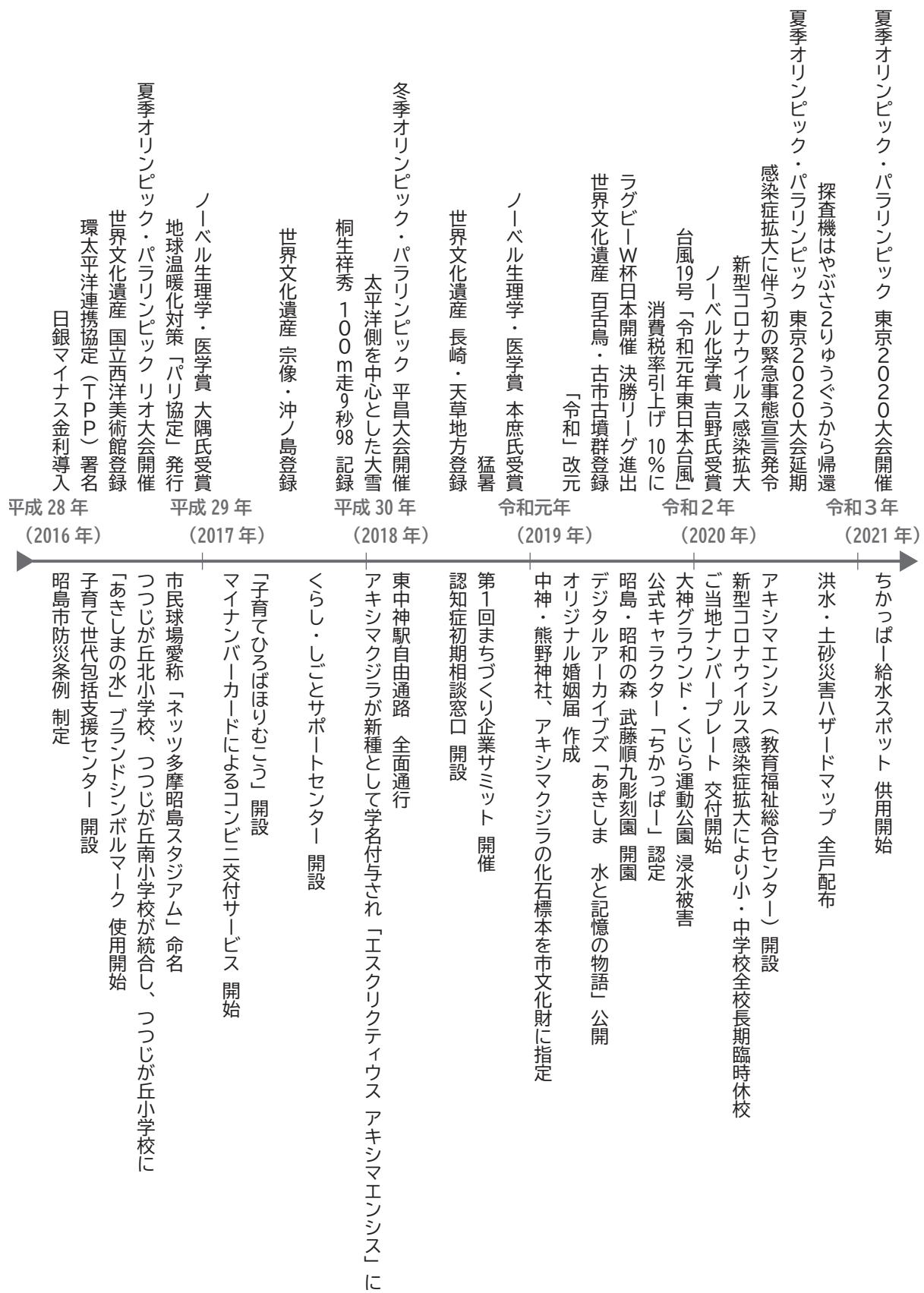
## ■ 第五次計画策定以降の主なできごと

### 国内のできごと



### 本市のできごと

## 基本計画





市 章

黒字が「昭」を表し、内側の白地の4つの「マ」が「島」を表しています。そして、円によるまとまりによって、和と団結を象徴しています。



市の木  
もくせい

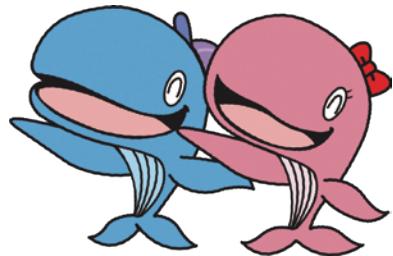


市の花  
つつじ

昭和49年に、市制施行20周年を迎えたことを記念し、市民応募により制定されました。

## 昭島市公式キャラクター

アッキー&アイラン



多摩川で見つかったクジラの化石「アキシマクジラ」をモチーフにしたキャラクターです。

男の子（青）が「アッキー」、女の子（ピンク）が「アイラン」で、いつでも仲良し。

ちかっぱー



深層地下水100%の安全でおいしい水道水「あきしまの水」のイメージキャラクターです。

名前の「ちかっぱー」は、「地下水」と「かっぱ」に由来しています。

## 「あきしまの水」ブランド シンボルマーク



AKISHIMA  
Thanks to you

深層地下水100%水道水のまち・昭島



「あきしまの水」とともにある暮らしに誇りと愛着を持つ市民や事業者のライフスタイルをブランド化しPRするためのシンボルマークです。

シンボルマークに「あきしまの水」への感謝を表す「AKISHIMA/Thanks to you」を組み合わせたものがオフィシャルデザインです。

## 第3章

---

# 人口ビジョン／総合戦略の基本目標

---

## 1 人口ビジョン

ニーズにあった施策の展開と安定した行政運営のためには、人口動態を捉えることが重要です。市制施行以来増加傾向であった本市の人口は、立川基地跡地昭島地区の大規模開発により令和3（2021）年をピークに、今後数年間は人口11万4千人程度を維持できる見通しですが、令和8（2026）年以降は、国や東京都と同様に人口減少が加速する見込みとなって います。

このため、人口減少・超高齢社会がもたらす構造的な課題の克服は、まちづくりにおける重要な視点となります。

ここでは、これまでの人口構造の変化を捉えつつ、就業状況や地域産業などの状況をはじめとする社会的な要因と併せて将来の人口動向を分析し、課題を整理したうえで、将来人口展望を示します。

### （1）人口の動向

#### ①総人口

##### “総人口は近年微増傾向で推移しています”

これまで増加傾向を維持してきた総人口は、国勢調査人口では平成22（2010）年の112,297人をピークに減少傾向へと転じていますが、直近8年の住民基本台帳人口を見ると、平成25（2013）年の113,092人から令和2（2020）年の113,589人へと微増傾向となっています。



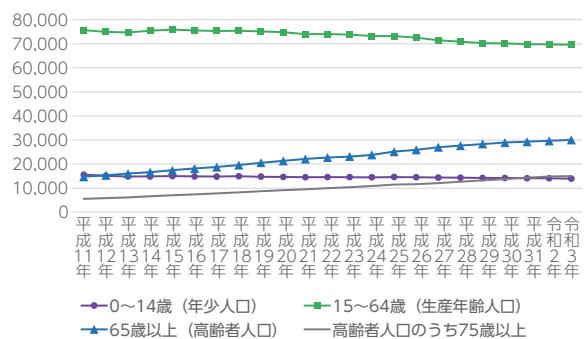
出典：国勢調査（総務省統計局）／  
住民基本台帳（外国人登録を含む）（総務省統計局）  
(各年10月1日現在)

## ②年齢3区分別人口

### “高齢化が進んでいます”

年齢各区分（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）の平成11（1999）年から令和3（2021）年までの増減率は、生産年齢人口が7.9%減、年少人口が10.6%減、高齢者人口104.2%増、高齢者人口のうち75歳以上の人口が170.7%増と、高齢化の進行が顕著になっています。

### 年齢3区分別人口の推移



(単位：人)

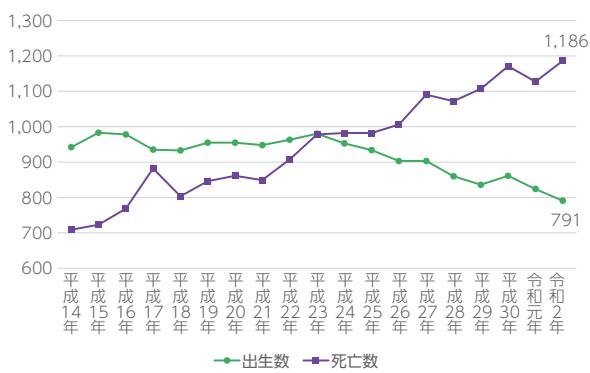
出典：住民基本台帳（外国人登録を含む）（総務省統計局）  
(各年1月1日現在)

## ③出生数・死亡数

### “死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いています”

出生数は減少、死亡数は増加傾向にあります。高齢化を背景とする死亡数の増加により、平成24（2012）年以降は死亡数が出生数よりも多い「自然減」の状態が続いています。

### 出生数・死亡数の推移



(単位：人)

出典：統計あきしま（昭島市）

## ④合計特殊出生率

### “合計特殊出生率は回復傾向にありますが、全国平均を下回っています”

本市の合計特殊出生率は平成17(2005)年に過去最低の1.22となりましたが、その後、平成23(2011)年、平成25(2013)年には1.40、平成30(2018)年には1.41まで回復しました。令和元(2019)年には1.34に落ち込んだものの、平成11(1999)年以降の長期的な視点で見ると、傾向としては緩やかに上昇していることがわかります。



出典：東京都人口動態統計（東京都）

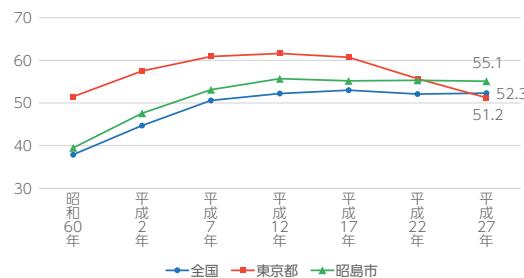
## ⑤未婚率

### “20代女性の未婚率が高止まりとなっています”

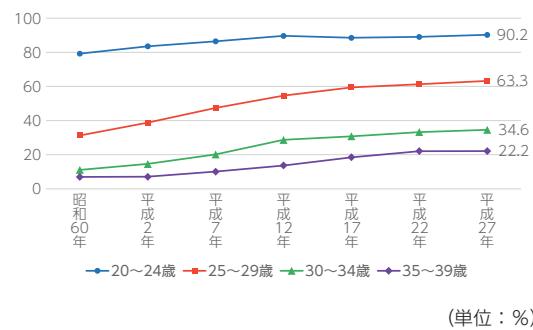
本市の未婚率は、平成12(2000)年頃までは上昇傾向となっていましたが、それ以降は横ばいで推移し、平成27(2015)年では55.1%となっています。これは、全国(52.3%)、東京都(51.2%)のいずれよりも高い割合となっています。また、本市の未婚率の推移は、東京都よりも全国の値と類似した傾向となっていますが、全国の値よりも一貫して3ポイント程度高く推移しています。

性別・年齢別では、女性の20代の未婚率が高止まりしています。

#### ■ 未婚率の推移（全国・東京都との比較）



#### ■ 年齢別未婚率の推移（昭島市・女性）

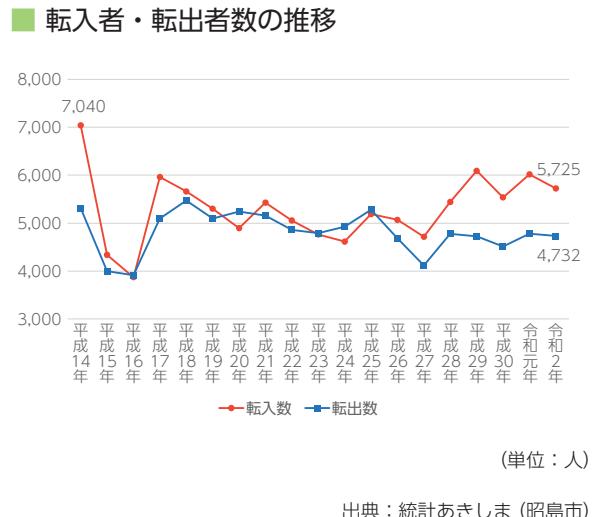


出典：国勢調査（総務省統計局）

## ⑥転入者・転出者数

### “転入者数が転出者数を上回る「社会増（転入超過）」が続いています”

平成17（2005）年以降、転入者数・転出者数ともにおむおね5,000人前後で推移しています。近年は転入が増加傾向にあり、平成29（2017）年にはその数が6,000人を超え、1,365人の社会増（転入超過）となっています。

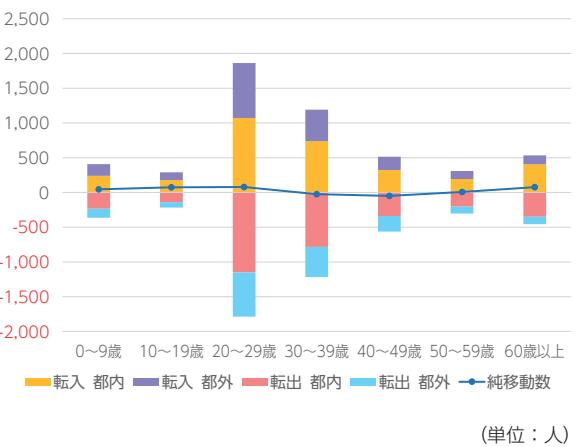


出典：統計あきしま（昭島市）

### “転入・転出ともに20代から30代が多くなっています”

平成30（2018）年の転入出の状況をみると、転入・転出ともに20代から30代で多くなっており、就職や結婚・出産といったライフイベントに応じた移動が中心となっていることがうかがえます。転入・転出先の都内・都外の区分では、すべての年代で転入・転出ともに都内での移動が多くなっています。

#### ■ 年齢階級別転入数・転出数の状況 (平成30(2018)年)



出典：住民基本台帳人口移動報告（平成30年／総務省統計局）

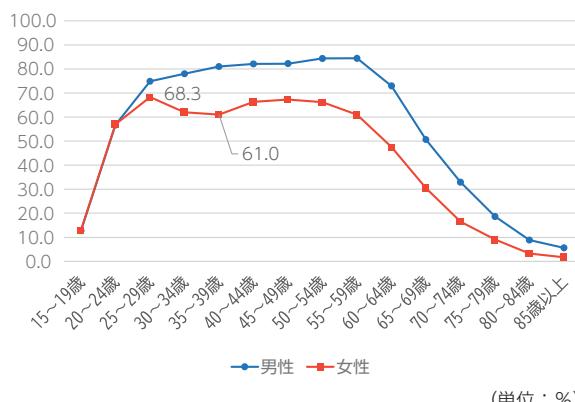
## (2) 就業者の動向

### ①年齢階級別就業率

#### “市民の就業率は男性62.7%、女性44.7%となっています”

男性の30代前半から50代までがいずれも8割前後の就業率を維持しているのに対し、女性は20代後半の68.3%が最も高く、30代が60%程度に落ち込むいわゆるM字型曲線を描いています。15歳以上の市民全体の就業率は53.6%、男性62.7%、女性44.7%となっています。

■ 年齢階級別就業率 (平成27(2015)年)



(単位：%)

出典：国勢調査（総務省統計局）

### ②年齢階級別市内従業者数

#### “30代女性就業者の64.6%が市外で従業しています”

本市に住む就業者(51,949人)のうち、35.1%(18,214人)が市内で従業しています。女性就業者(21,884人)の市内従業率は、43.9%(9,599人)となっていますが、20歳以上は年齢階級が上がるほど市内従業率が高くなっています。上記M字型曲線で落ち込みが見られた女性就業者30～39歳(4,235人)の市内従業率は35.4%(1,498人)となっています。

■ 年齢階級別市内従業者数  
(女性／平成27(2015)年)



(単位：人、%)

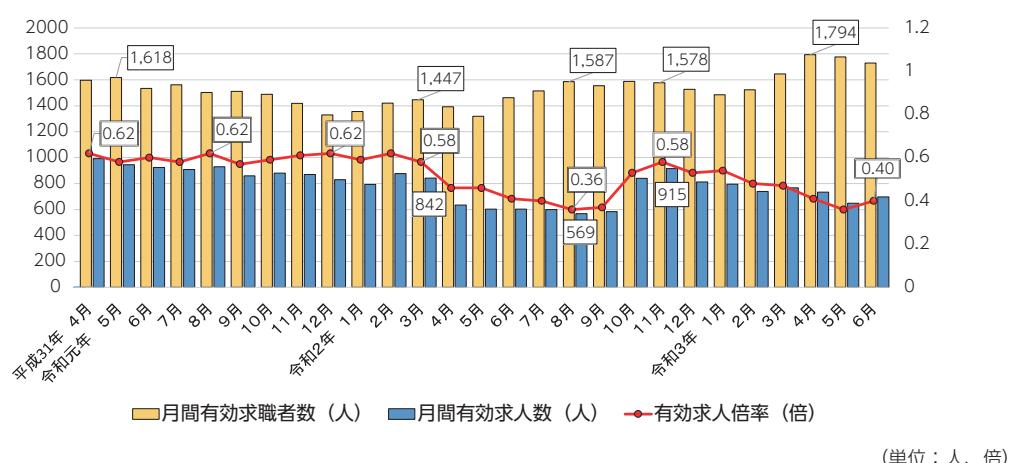
出典：国勢調査（総務省統計局）

### ③有効求人倍率

#### “市内の有効求人倍率は0.5倍を下回っています”

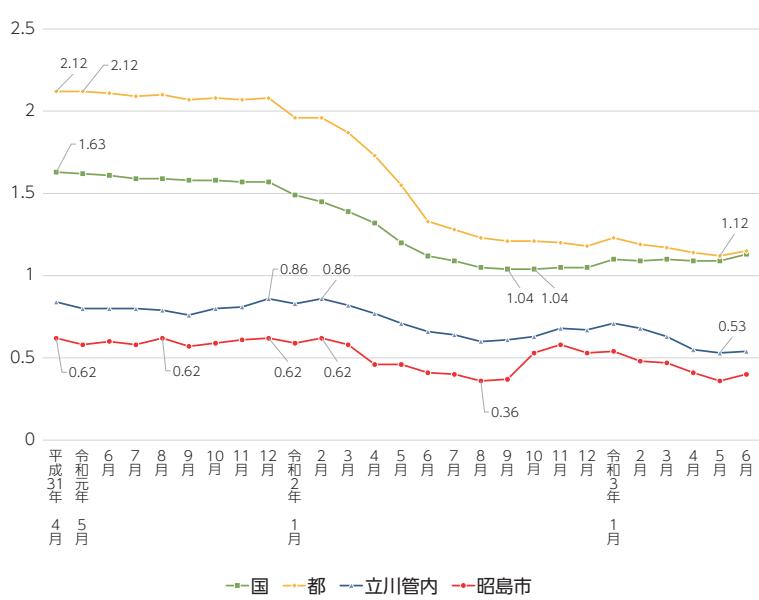
月間の有効求人倍率は、令和2（2020）年3月まで0.6倍前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、0.5倍を下回る月が続き、8月には0.36倍まで下がりました。11月には0.58倍まで回復しましたが、感染症の再拡大などの影響により、再び0.5倍を下回っています。

■ 昭島市における有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率  
(平成31（2019）年～令和3（2021）年)



(単位：人、倍)

#### (参考) 国・東京都・立川管内・昭島市における有効求人倍率の推移



(単位：倍)

※新規学卒者を除き、パートを含む。

※国・都の数値は季節調整値、立川管内・昭島市は原数値。

出典：職業安定業務統計（厚生労働省及び東京労働局）

昭島市における一般職業紹介状況の推移（立川公共職業安定所）

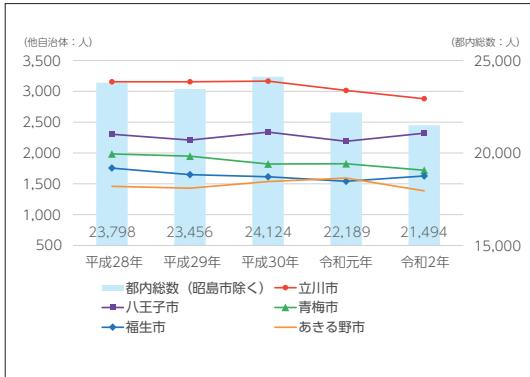
## (3) 交流人口の動向

### ①滞在人口に占める他自治体人口の推移【都内／主な5自治体】

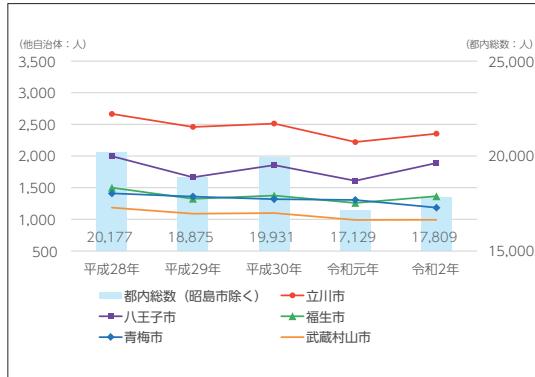
#### “平日、休日ともに立川市からの滞在人口が多くなっています”

平日、休日ともに立川市からの滞在人口が多くなっています。次いで八王子市からの滞在人口が多く、増加傾向にあります。

#### ■ 平日 (各年10月／14時)



#### ■ 休日 (各年10月／14時)



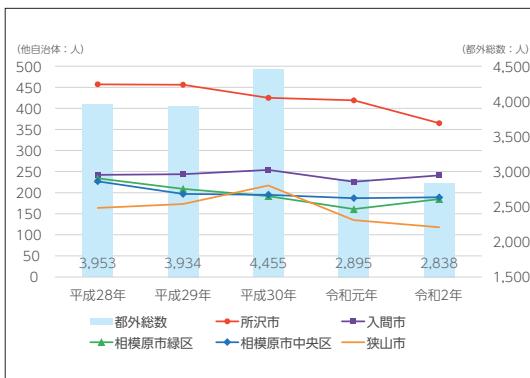
出典：「モバイル空間統計®」(株式会社NTTドコモ、株式会社ドコモ・インサイトマーケティング)  
※地域経済分析システム(RESAS)データより昭島市作成

### ②滞在人口に占める他自治体人口の推移【都外／主な5自治体】

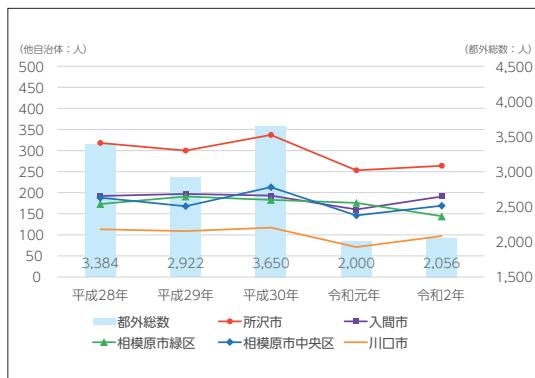
#### “平日、休日ともに所沢市からの滞在人口が多くなっています”

平日、休日ともに所沢市からの滞在人口が多くなっています。次いで、平日は入間市から、休日は入間市、相模原市からの滞在人口が多くなっています。

#### ■ 平日 (各年10月／14時)



#### ■ 休日 (各年10月／14時)



出典：「モバイル空間統計®」(株式会社NTTドコモ、株式会社ドコモ・インサイトマーケティング)  
※地域経済分析システム(RESAS)データより昭島市作成

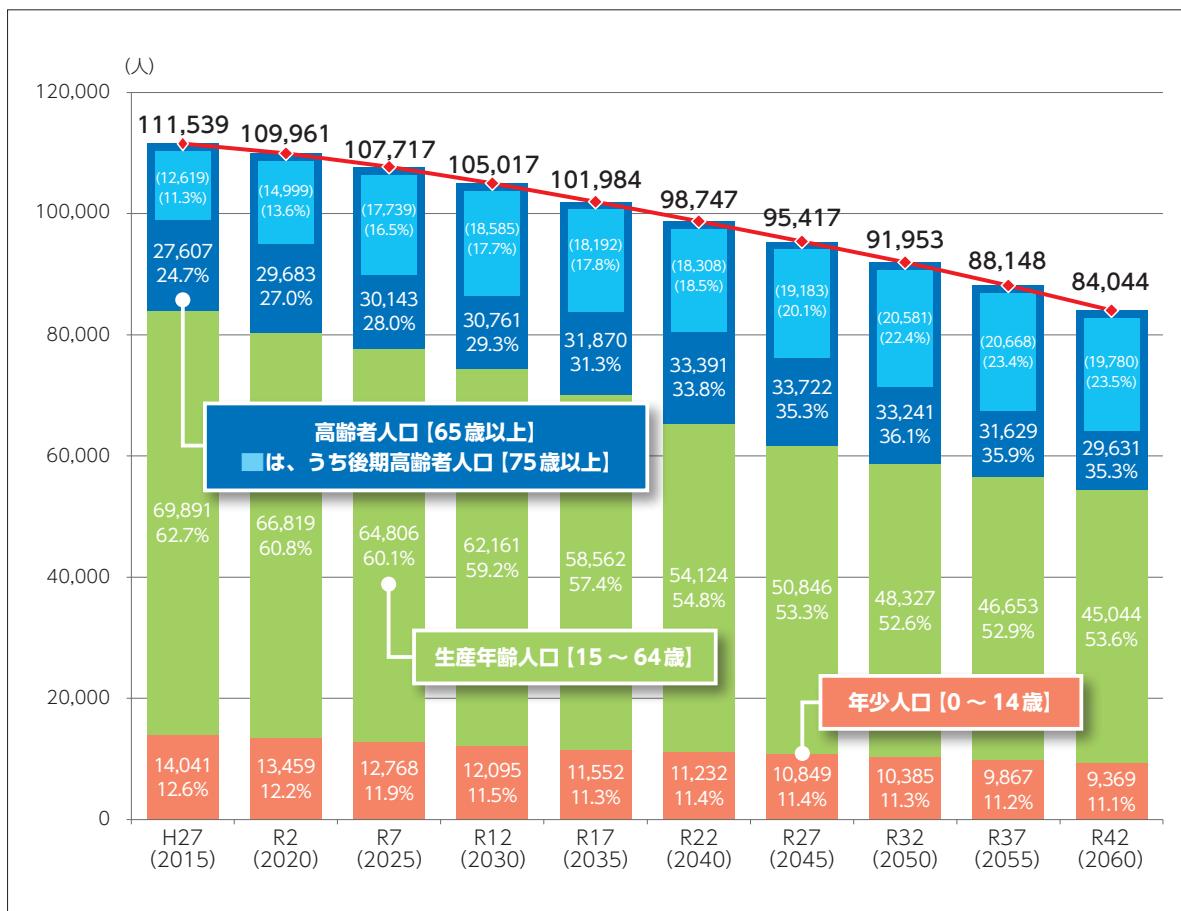
## (4) 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

国が提供する人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）の結果によると、本市の人口は経年とともに減少し、令和22（2040）年には10万人を下回り、その後も減少を続けていくことが試算されています。この間、年少人口は微減で推移し、生産年齢人口は減少を続ける一方、高齢者人口は令和27（2045）年までは増加を続け、その後ゆるやかな減少に転じることが見込まれています。

### ■ 国の提供する人口推計（年齢3区分別人口）

	国勢調査より										国の推計値（社人研推計準拠）より									
	H27年 (2015)	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)	R37年 (2055)	R42年 (2060)										
総人口	111,539	109,961	107,717	105,017	101,984	98,747	95,417	91,953	88,148	84,044										
0～14歳	14,041	13,459	12,768	12,095	11,552	11,232	10,849	10,385	9,867	9,369										
15～64歳	69,891	66,819	64,806	62,161	58,562	54,124	50,846	48,327	46,653	45,044										
65歳以上	27,607	29,683	30,143	30,761	31,870	33,391	33,722	33,241	31,628	29,631										
(再掲：75歳以上)	(12,619)	(14,999)	(17,739)	(18,585)	(18,192)	(18,308)	(19,183)	(20,581)	(20,668)	(19,780)										

※国勢調査における総人口には年齢不詳人口を含み、各年齢階級ごとの人口には年齢不詳人口を案分補正した人口を含む。



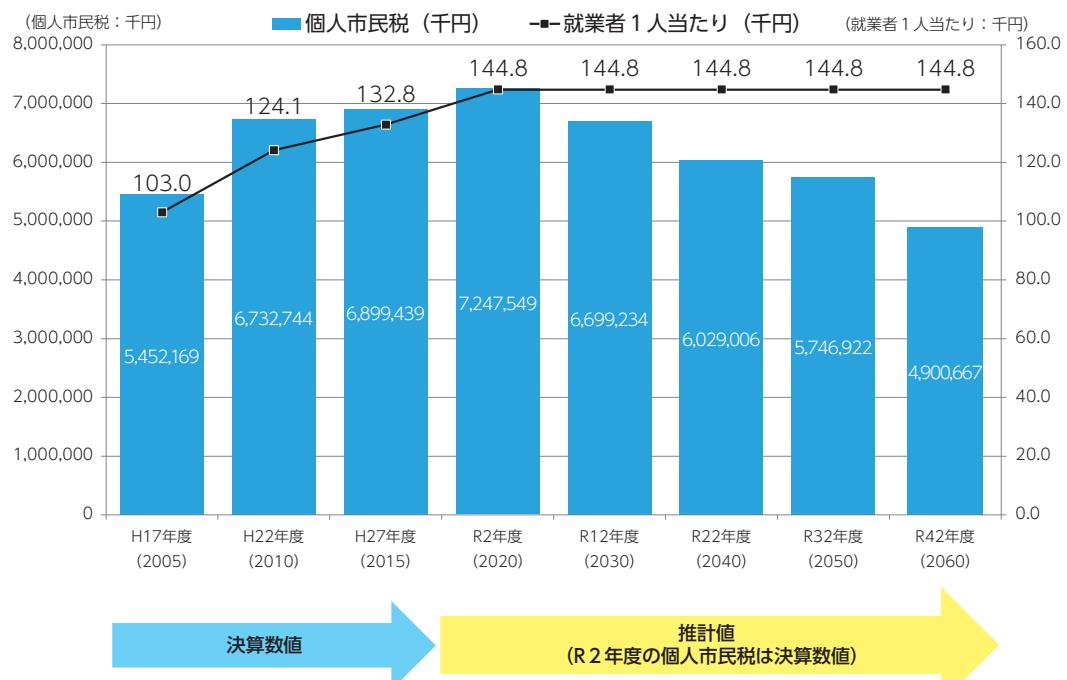
## ①財政運営への影響

将来の就業率が平成27年国勢調査の数値と変わらないと仮定した場合、就業者数は主に生産年齢人口の減少に伴って減少していきます。推計結果を基にすれば、平成27(2015)年の51,949人と比較して、令和12(2030)年には5,680人減、令和22(2040)年には10,309人減、令和42(2060)年には18,103人減となる見通しとなっています。

また、就業者1人当たりの個人市民税収入が令和2年度の数値と変わらないと仮定した場合、平成27(2015)年度の約69億円と比較し、令和12(2030)年度には約67億円(2.9%減)、令和22(2040)年度には約60億3千万円(12.6%減)、令和42(2060)年度には約49億円(29%減)が見込まれ、今後、市税収入の根幹を成す個人市民税収入の縮小により、自主財源の縮小が懸念されます。

### ■ 個人市民税収入の見込み

	国勢調査・決算カードより				国の推計値を基にした推計値より (R2年度の個人市民税は決算カードより)			
	H17年度 (2005)	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)	R2年度 (2020)	R12年度 (2030)	R22年度 (2040)	R32年度 (2050)	R42年度 (2060)
就業者総数(人)	52,940	54,250	51,949	50,056	46,269	41,640	39,692	33,847
個人市民税(千円)	5,452,169	6,732,744	6,899,439	7,247,549	6,699,234	6,029,006	5,746,922	4,900,667
就業者1人当たり(千円)	103.0	124.1	132.8	144.8	144.8	144.8	144.8	144.8



※総務省「国勢調査」、「地方財政状況調査」及び本市決算カードより作成

このため、生産年齢人口の減少が見込まれる中にあっても、就業者数の維持及び就業者1人当たりの個人市民税の増加が必要となってきます。

## a. 就業者数の維持

生産年齢人口の減少により、就業者数の減少が見込まれますが、就業率の上昇により就業者数の減少速度を遅らせることができます。

就業率上昇には、女性就業率のM字型曲線の解消がまず挙げられますが、仮にこのM字型曲線が解消された場合でも、依然として就業者数は令和42(2060)年には17,803人の減少が見込まれます。更なる就業率上昇には、女性と高齢者の就業率上昇が挙げられ、今後更に女性と高齢者の社会参加が促進された場合、男性60～64歳の就業率が現在の59歳までの値(84.5%)に上昇(これに応じて男性65～74歳の就業率も一定程度上昇)し、かつ、女性30～74歳の就業率がその年代の男性に近い水準にまで上昇すると仮定した場合、平成27(2015)年の51,949人と比較して、令和12(2030)年には425人増と増加に転じ、令和22(2040)年には3,855人減、令和42(2060)年には13,496人減にとどまる見通しとなります。

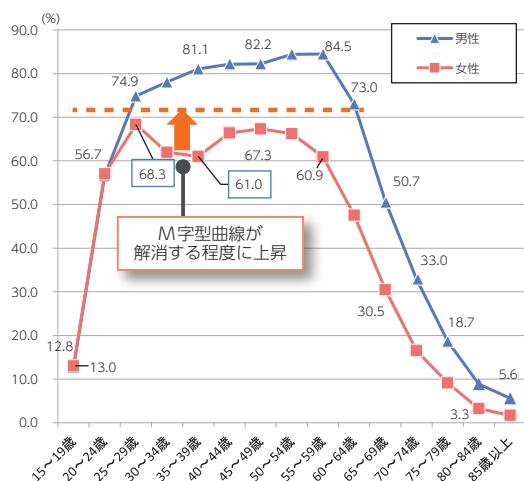
就業率の上昇には、子育て世代の女性が働きながら子育てしやすい環境、また、女性と高齢者が働きやすい環境づくりが必要となります。

### ■ 就業率上昇による就業者数の見通し

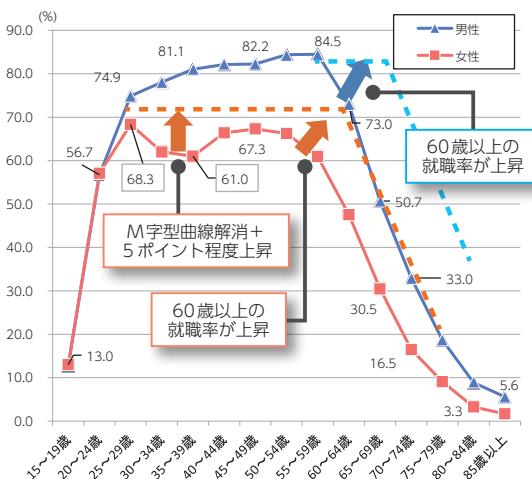
		H27年 (2015)	R12年 (2030)	H27との差	R22年 (2040)	H27との差	R42年 (2060)	H27との差
① 就業率現状のままの場合	就業者 総数	51,949	46,269	-5,680	41,641	-10,308	33,847	-18,102
② 女性のM字型曲線解消の場合 【図1】	就業者 総数	51,949	46,655 (+386)	-5,294	42,009 (+368)	-9,940	34,146 (+299)	-17,803
③ 女性と高齢者の就業率上昇の場合 【図2】	就業者 総数	51,949	52,374 (+6,105)	425	48,094 (+6,453)	-3,855	38,453 (+4,606)	-13,496

※国提供ワークシート「パターン1 社人研推計準拠」推計結果をもとに作成

### ■ 女性のM字型曲線解消の場合【図1】



### ■ 女性と高齢者の就業率上昇の場合【図2】



## b. 雇用環境の改善

就業者数の減少が見込まれる中、これまでどおりの行政サービスを提供していくためには、就業者1人当たりの個人市民税収入の増加を目指す必要があります。

そのためには、雇用環境を整えたうえで、正規雇用を希望する人の正規雇用率を上昇させることが重要となります。

本市の正規雇用・非正規雇用労働者の状況として、男性の就業者に占める非正規雇用労働者の割合は26市中9番目の16.4%ですが、一方で女性の就業者に占める非正規雇用労働者の割合は51.4%となっており、26市の平均と比較して3.6ポイント高く、全体で4番目となっています。

正規雇用率の上昇には、女性が働きやすい環境づくりが鍵となります。

### ■ 正規雇用・非正規雇用の状況

#### ● 男性就業者の状況



#### ● 女性就業者の状況



出典：平成27年国勢調査（総務省統計局）

※正規雇用労働者＝雇用労働者のうち「正規の職員・従業員」

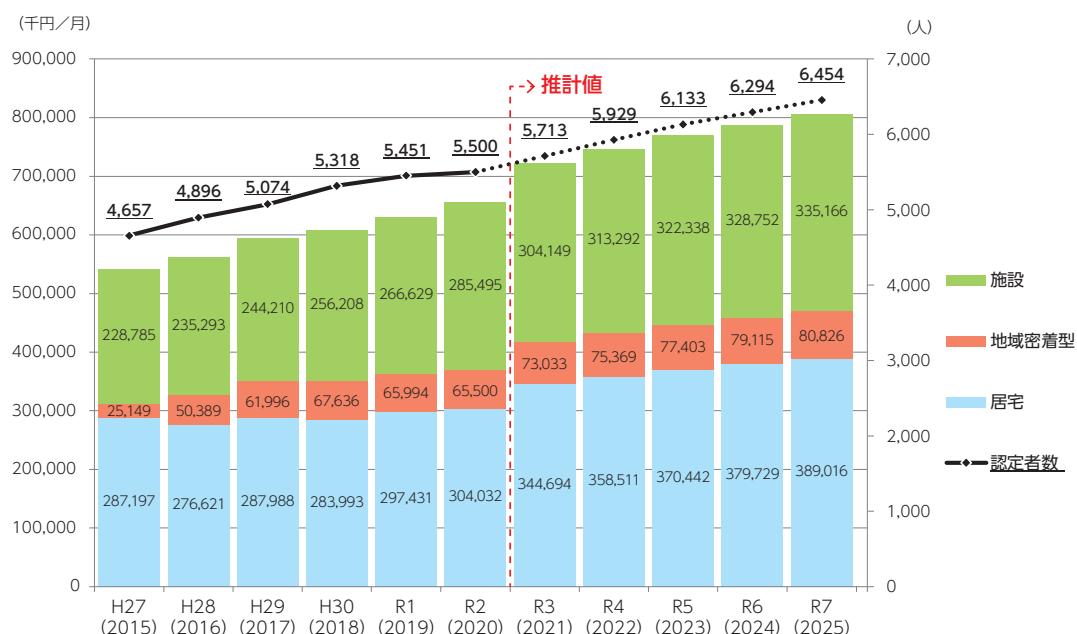
※非正規雇用労働者＝雇用労働者のうち「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」の合計

※その他＝「役員」、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「家族従業者」、「家庭内職者」、「不詳」の合計

## ②医療費・介護需要の増大

国の推計によれば、令和12（2030）年には高齢者1人を2.02人、令和22（2040）年には同1.62人、令和42（2060）年には同1.52人で支えなければなりません。高齢化の進行により、家族介護の困難性は増し、医療費や介護需要の増大による社会保障関連に係る費用負担が拡大していくことが想定されます。

### ■ 介護保険給付費の推移



出典：第8期介護保険事業計画をもとに作成

※認定者：各年度末時点（1号被保険者のみ）

※保険給付費：年報の数値の月平均値

※令和2年度までは実績値、令和3年度以降は推計値

## ③公共施設等の維持管理・更新等への影響

市民交流センター、学校給食共同調理場などの施設の更新には、多額の財源を要するなどの課題が山積していることに加え、学校校舎を含む他の施設においても老朽化が進んでおり、これら公共施設の適切な維持・管理、更新、複合化や多機能化は大きな課題となっています。

これらの課題への対応と併せ、人口減少による人口構造の変化、高齢者人口の増加、生産年齢人口及び年少人口の減少など、年齢構成の変化に伴う公共施設へのニーズの変化に対応していくことが必要となります。

## ④地域産業・経済活動の縮小

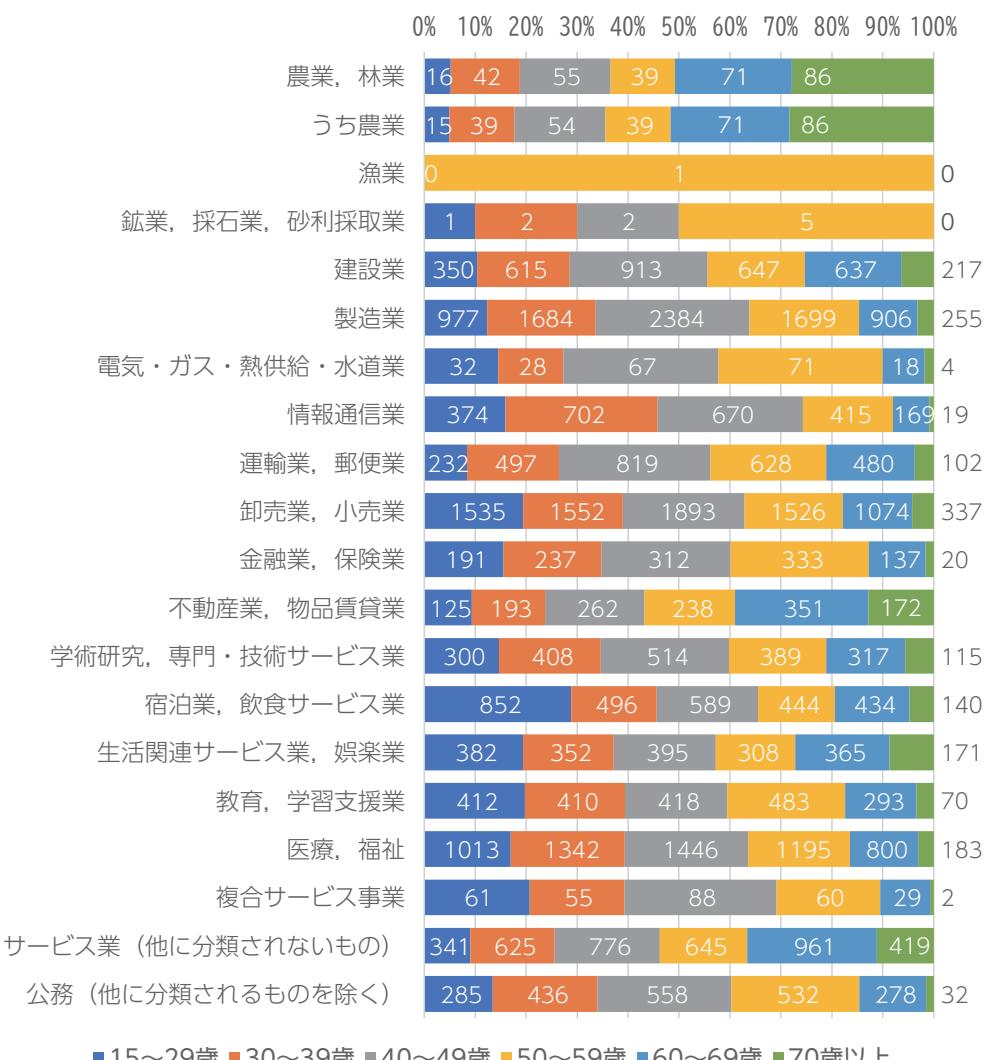
生産年齢人口の減少は、地域産業・経済活動の縮小に直結します。

地域産業・経済活動の縮小に歯止めをかけるには、高齢化の著しい業種での事業承継・人材確保のほか、雇用力・稼ぐ力の維持が重要な鍵となります。

### a. 事業承継・人材の確保

各産業別年齢階級においても全体的に高齢化が進行していますが、農業分野をはじめとした高齢化の著しい産業分野での事業承継、人材の確保が必要となります。

#### ■ 産業別年齢階級



出典：平成27年国勢調査（総務省統計局）

※「分類されない産業」は非表示

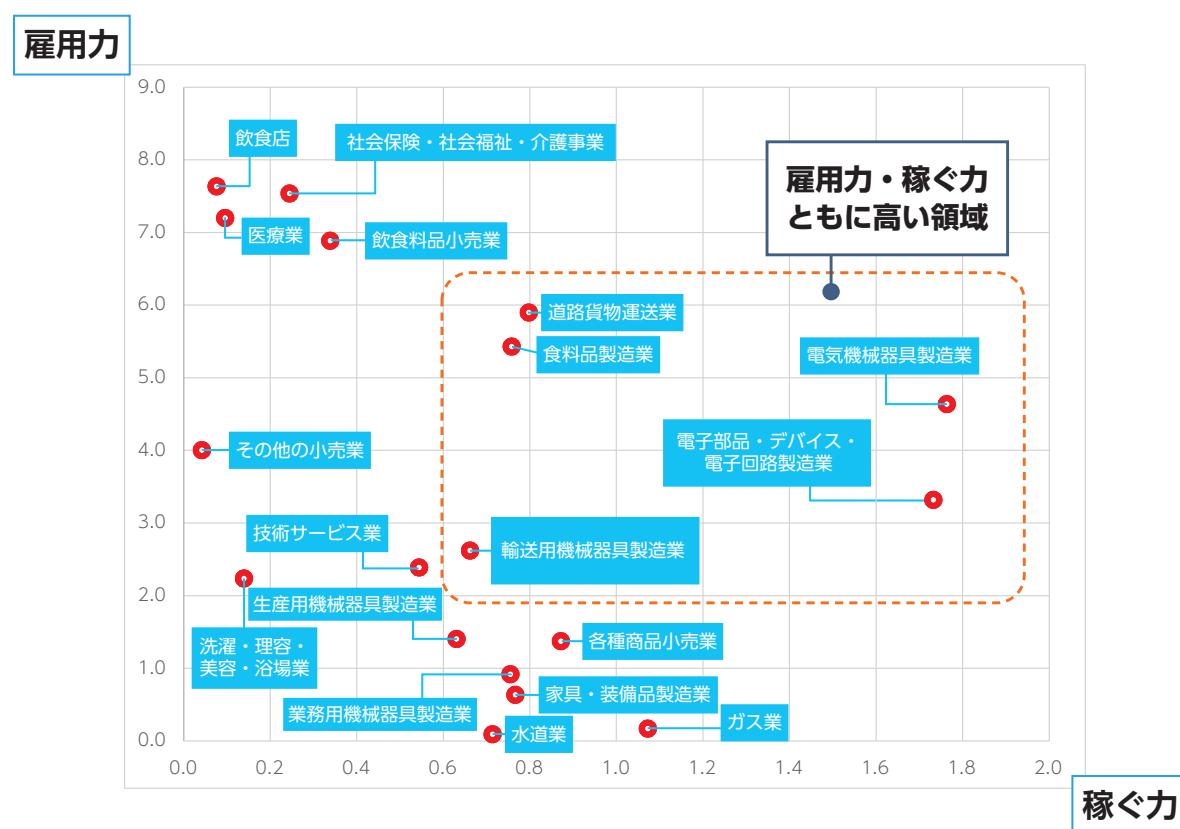
※産業別年齢階級＝昭島市を従業地とする就業者によるもの

## b. 雇用力・稼ぐ力の維持

下の図は、縦軸に雇用力、横軸に稼ぐ力をとり、産業中分類ごとにデータを図表化したものです。この図では右側にあるほど稼ぐ力が強く、上にあるほど雇用力が高いことを意味しています。

点線で囲った、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、道路貨物輸送業、食料品製造業、輸送用機械器具製造業は、雇用力 (2.0以上)・稼ぐ力 (0.6以上) ともに高く、本市の基盤産業と捉えることができます。これら基盤産業の発展が、総人口・就業者数の維持、市税収入確保の重要な鍵となってきます。反対に、基盤産業の縮小により商圏が縮小した場合、雇用力が低く、働き手の確保が困難な小売業やサービス業などが撤退を余儀なくされる懸念があり、小売業などの撤退は市内の従業者を対象とする飲食店や運送業、医療機関などへと影響が及ぶことも考えられます。

### ■ 市内産業中分類別の雇用力・稼ぐ力



出典：総務省統計局「地域の産業・雇用創造チャート—統計で見る稼ぐ力と雇用力—」

※数値は平成28年経済センサスより

## (5) 将来展望

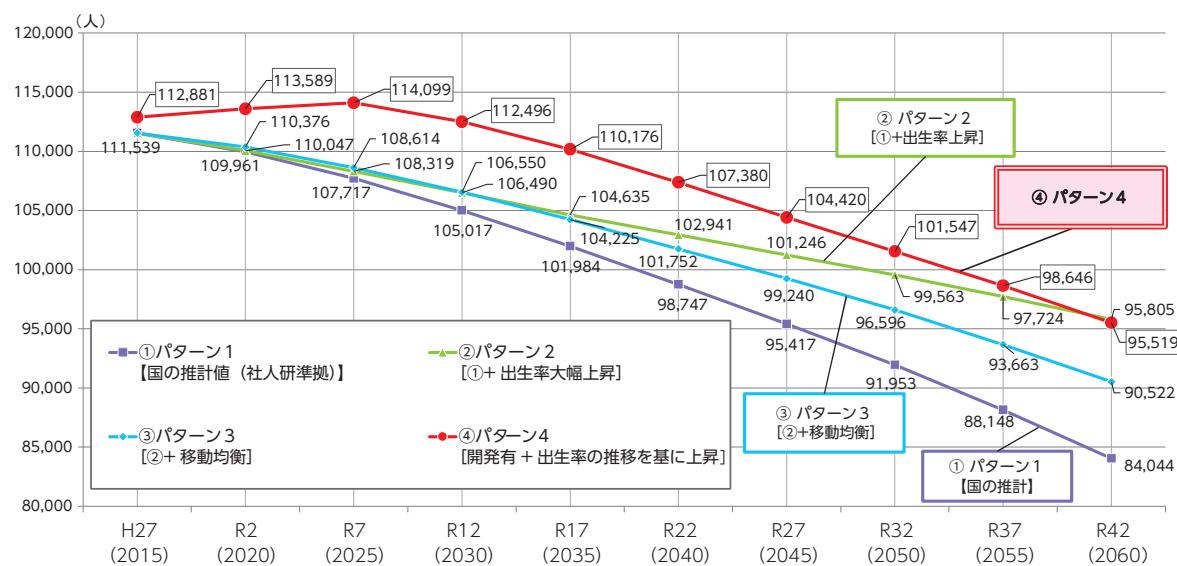
### ①本市の将来人口の長期的な見通し

本市では、国の推計と同様にコーホート要因法を用い、将来の人口を推計しました。

なお、推計にあたっては、以下のとおり4つのパターンごとに条件を設定し算出しました。

### ■ 人口推計結果

		H27 (2015)	R12 (2030)	R22 (2040)	R42 (2060)
①	パターン1 【国の推計値（社人研準拠）】				
①	パターン1 ※ 国勢調査人口を基に、転入超過傾向が継続するものの、出生率の上昇幅が小さかった場合の推計 【合計特殊出生率：令和42（2060）年に1.48】		105,017	98,747	84,044
②	パターン2 【①+出生率上昇】				
②	パターン2 ※ パターン1を基に、出生率が大幅に上昇した場合の推計 【合計特殊出生率：令和12（2030）年に1.80、令和22（2040）年に2.07】	111,539 (国調人口)	106,490	102,941	95,805
③	パターン3 【②+移動均衡】				
③	パターン3 ※ パターン2を基に、転入超過がなかった場合の推計 【合計特殊出生率：令和12（2030）年に1.80、令和22（2040）年に2.07】		106,550	101,752	90,522
④	パターン4 【市独自推計】				
④	パターン4 ※ 住民基本台帳人口を基に、転入超過傾向と開発計画に沿った人口増加を加味し、出生率が過去20年間の傾向に沿って上昇した場合の推計 【開発人口：令和3（2021）年～令和7（2025）年に1,150人】 【合計特殊出生率：令和42（2060）年に1.56】	112,881 (住基人口)	112,496	107,380	95,519



## ②本市の人口の将来展望

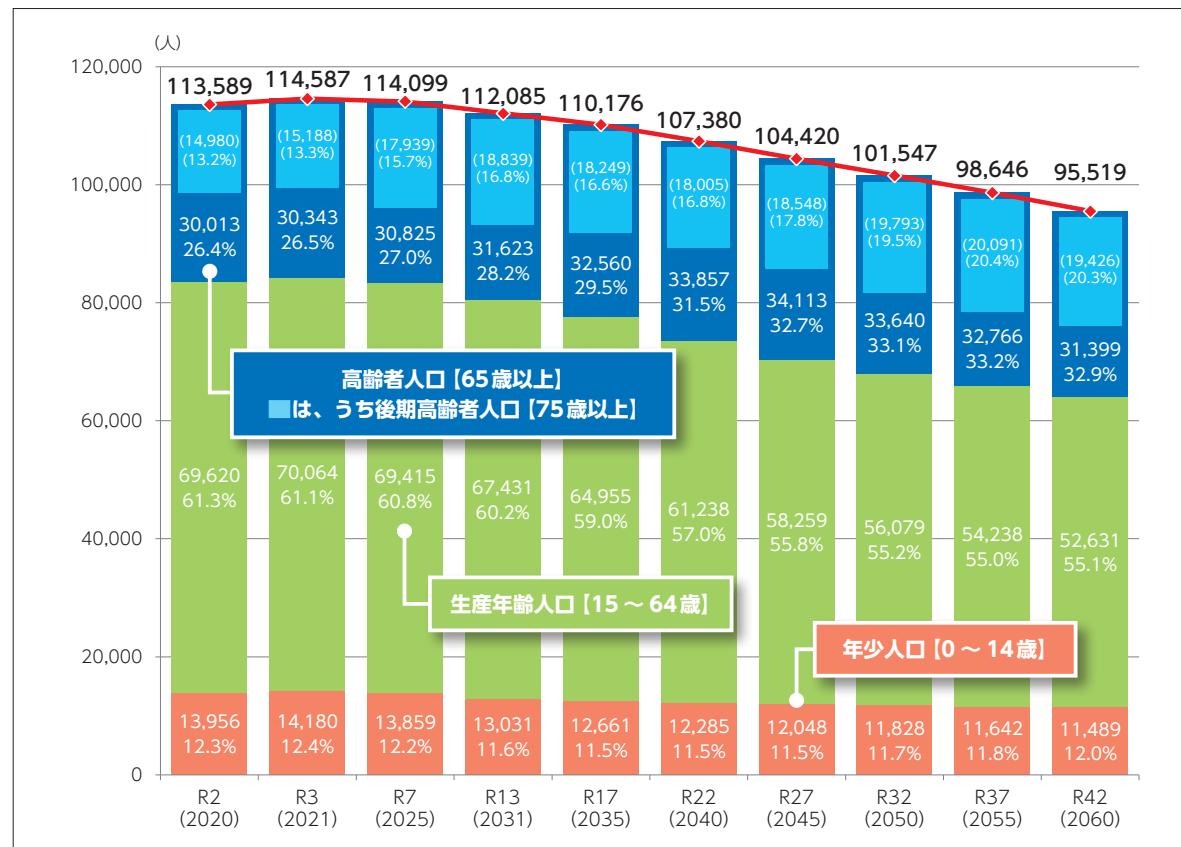
これまで見てきたように、本市の総人口は近年、死亡数が出生数を上回る自然減で推移している一方で、転入者数が転出者数を上回る社会増（転入超過）で推移しており、全体としては微増で推移しています。

しかしながら、国勢調査人口を基準とした推計（パターン1、2、3）では既に自然減が社会増を上回る人口減少段階に突入しており、特に国の推計（パターン1）では、合計特殊出生率の上昇幅が小さく、令和42（2060）年には総人口が85,000人を下回ると推計されています。

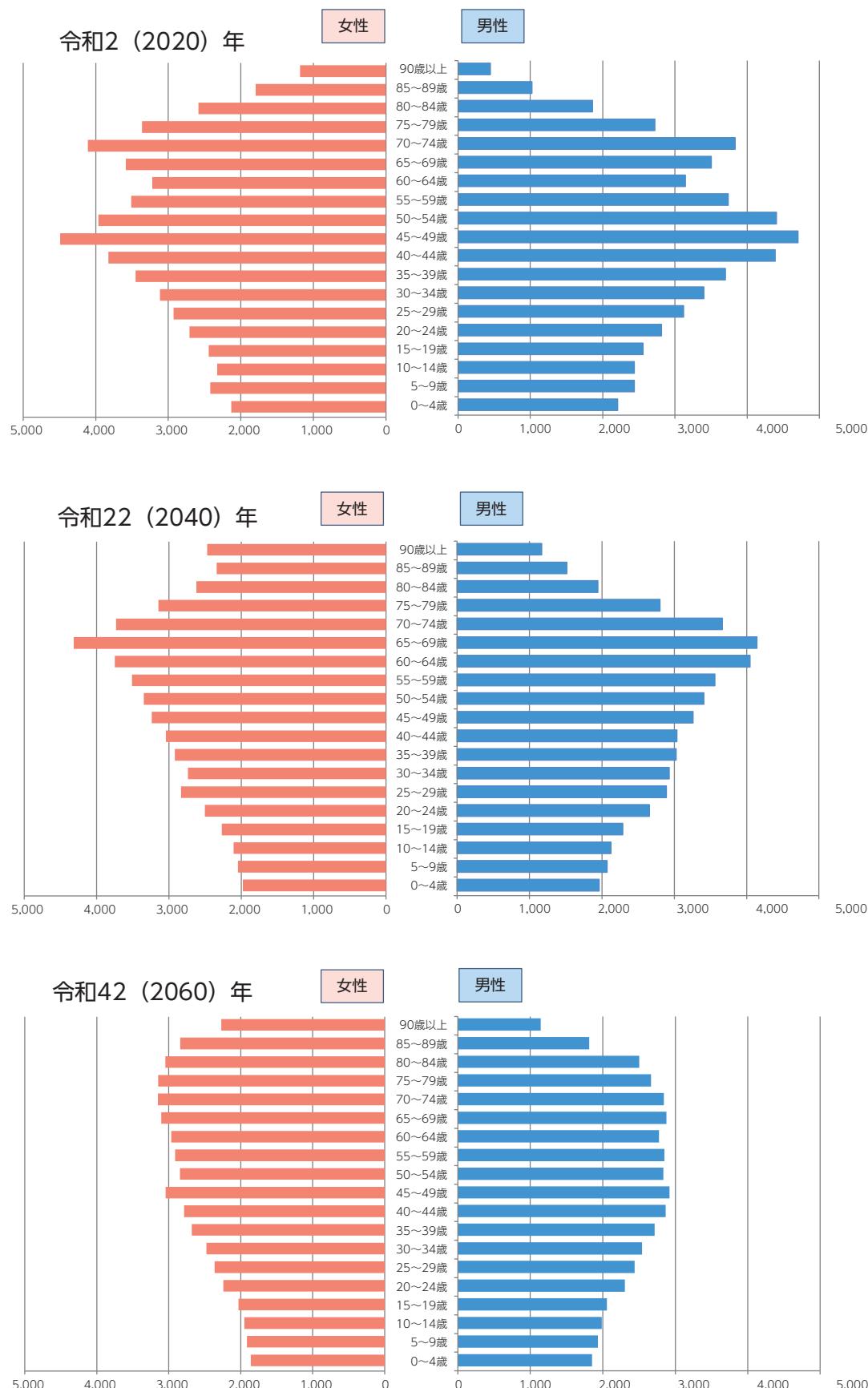
市独自の推計（パターン4）は、国の推計より本市の人口動態を踏まえた推計となっています。人口の維持はまちづくりの根本をなすものであることからも、本推計で示した令和13（2031）年に112,000人、令和22（2040）年に107,000人、令和42（2060）年に95,000人を維持することが必要と考えられます。

### ■ 人口の将来展望（年齢3区分別人口）

	市の独自推計									
	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R7年 (2025)	R13年 (2031)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)	R37年 (2055)	R42年 (2060)
総人口	113,589	114,587	114,099	112,085	110,176	107,380	104,420	101,547	98,646	95,519
0～14歳	13,956	14,180	13,859	13,031	12,661	12,285	12,048	11,828	11,642	11,489
15～64歳	69,620	70,064	69,415	67,431	64,955	61,238	58,259	56,079	54,238	52,631
65歳以上	30,013	30,343	30,825	31,623	32,560	33,857	34,113	33,640	32,766	31,399
（再掲：75歳以上）	（14,980）	（15,188）	（17,939）	（18,839）	（18,249）	（18,005）	（18,548）	（19,793）	（20,091）	（19,426）



## ■ 将来人口推計における人口ピラミッド



## ■ 人口ビジョンにおける人口の将来展望と目指すべき方向性

### ～ 人口の将来展望 ～

令和13（2031）年において人口112,000人、  
令和22（2040）年において人口107,000人、  
令和42（2060）年において人口95,000人を維持します

### ～ 目指すべき方向性 ～

#### 【自然減の抑制】

安心して結婚・出産・子育てできる環境をつくり、出生率の上昇を目指します。

#### 《合計特殊出生率の目標》

平成11（1999）年から平成30（2018）年までの推移を基に、  
平成30（2018）年の1.41から令和42（2060）年に1.56への上昇を目指します。

#### 参 考

- ・国民希望出生率：1.8程度 <sup>※1</sup>
- ・市民希望出生率：1.89程度 <sup>※2</sup>
- ・人口置換水準：2.07程度 <sup>※3</sup>

※1 国民の結婚・出産等の希望がかなった場合に想定される合計特殊出生率

※2 「昭島市結婚・出産・子育てに関する意識調査（令和2年1月）」における市民の結婚・出産等の希望がかなった場合に想定される合計特殊出生率

※3 国の人口が長期的に増加も減少もしない均衡した状態となる場合に想定される合計特殊出生率

#### 【社会増の促進】

ハード・ソフト事業の融合により都市の価値を総じて高めるとともに、昭島の魅力を発信することにより、住んでみたい、住み続けたいまちをつくります。

#### 《移動率の目標》

平成25（2013）年から令和元（2019）年までの移動率の推移を基に、転入超過の維持を目指します。

この将来展望人口を維持するためには、総合基本計画に掲げる施策のうち、人口減少に歯止めをかける施策を戦略的かつ一体的に展開する必要があります。

## 2 総合戦略の基本目標

総合戦略は、人口減少・超高齢社会の構造的課題を克服するため、国と地方が総力を挙げて取り組むための計画です。本市の将来都市像「水と緑が育む ふるさと昭島 ～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」の実現に向けて、総合基本計画に掲げる施策の中から、人口減少・超高齢社会の構造的課題の克服に資する施策を重点的に展開します。

### (1) 総合戦略の位置づけ

総合基本計画とより一体的かつ戦略的に施策を展開するため、基本的な方針等を総合基本計画の中に位置づけます。

なお、各施策の効果を客観的に検証できるよう、基本目標ごとに政策指標を定め、前期基本計画の計画期間と併せ、見直しを行います。

### (2) 基本的な考え方

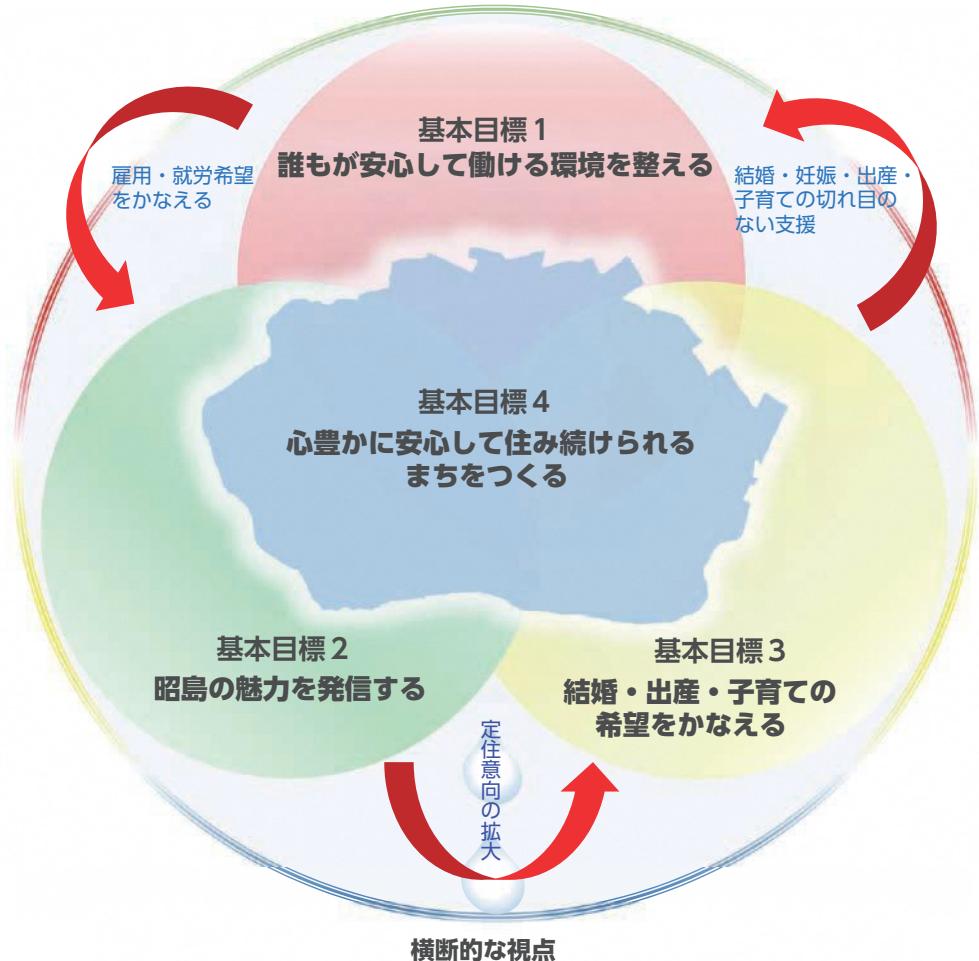
施策の展開にあたっては、将来の人口動向を分析し、地域の課題を整理したうえで将来人口展望を示し、これを踏まえ、課題克服に向けた施策展開を図ります。

総合基本計画に掲げる施策の中でも、人口減少・超高齢社会のもたらす構造的課題の克服に向けた施策を横断的・体系的に整理し、戦略的・一体的に展開することで、活気あるまちの構築を目指します。

### (3) 基本目標の設定

総合戦略では、人口ビジョンにおける人口の将来展望と目指すべき方向性を踏まえるとともに、国や東京都の総合戦略も勘案し、4つの基本目標を設定します。また、基本目標の達成のために共通する3つの横断的な視点を設定し、「訪れてみたい 住んでみたい 住み続けたい あきしま」「ここで生業をしたい 生業を続けたい あきしま」の構築を目指します。

「訪れてみたい 住んでみたい 住み続けたい あきしま」  
 「ここで生業をしたい 生業を続けたい あきしま」の構築を目指す



#### 基本目標1 施策内容

- (1) 大手・中核企業との連携
- (2) 中小企業や個人事業主の事業継続と事業承継支援
- (3) 就労者や就労を希望する人の支援

#### 基本目標2 施策内容

- (1) 郷土伝統文化・郷土芸能・芸術の推進
- (2) 昭島ブランド構築・推進
- (3) 民間企業と連携した魅力づくり
- (4) 多様な媒体を活用した情報発信

#### 基本目標3 施策内容

- (1) 結婚の希望をかなえる環境づくり
- (2) 妊娠・出産の希望をかなえる支援
- (3) 安心して子育てできる環境づくり

#### 基本目標4

基本目標1～3に掲げる施策展開において  
基盤となる目標

## 【基本目標1】誰もが安心して働く環境を整える

### ■ 基本目標

「しごと」と「ひと」の好循環を形成し、地域経済の好循環や地域活性化に資するため、雇用力のある市内企業等と連携し就労環境の確保に努めるとともに、中小企業や個人事業主の事業継続や事業承継を可能とする施策の展開を図ります。

また、多様なライフスタイルなどを踏まえ、誰もが希望に沿った就労形態により働くことができる、そして「ここで生業をしたい 生業を続けたい」と思っていただけるよう、施策の展開を図ります。

### ■ 政策指標

- 市内事業所数を維持します
- 地元雇用の増加を目指します
- 就労状況の改善を図ります
- 女性の年齢階級別就業率における「M字型曲線」の解消を目指します

### ■ 現状

- ① 雇用力、稼ぐ力ともに高い製造業が基幹産業となっており、地域経済の活性化や流入人口に対し影響力を持っている一方、小規模事業者も多く存在し高い割合となっています。
- ② 中小企業や個人事業主（農業者を含む）で高齢化が進み、後継者不足が深刻化しています。
- ③ 共働き世帯は増加傾向で推移し、専業主婦世帯の2倍程度の数値となっています。
- ④ 女性の年齢階級別就業率は、子育て期に低くなる、いわゆる「M字型曲線」を描いています。また、女性の非正規雇用の割合は26市中4番目となっています。
- ⑤ 創業、副業、フリーランスなど働き方の価値観が多様化しています。
- ⑥ 主に生産年齢人口の減少に併せて、今後更なる就業者数の減少が見込まれます。

## ■ 課題

- ① 地元企業等の定着に向けた官民連携の取組が必要です。
- ② 地域雇用の促進や職住近接の環境づくりなど、雇用力のある市内企業等との連携が必要です。
- ③ 中小企業や個人事業主の事業継続、事業承継へ支援が必要です。
- ④ 子育て中の共働き世帯が、安心して働ける環境づくりが必要です。
- ⑤ 正規雇用を希望する人の正規雇用率向上をはじめ、多様な人々の多様な働き方への希望をかなえる取組が必要です。
- ⑥ 年齢や性別に捉われることなく、多様な人材を活用した働き手の確保が必要です。

## ■ 基本的方向性

- ① 雇用力のある市内企業等との連携を深める中で、職住近接を推進するなど、働く希望と雇用の場をつなげることで、地域において安心して働ける就労環境の確保に努めます。
- ② 中小企業や個人事業主の事業継続、事業承継を支援します。
- ③ 「M字型曲線」の解消に向けて、子育てしながら安心して働ける環境整備を図ります。
- ④ 他市や男性と比較すると正規雇用率の低い女性の正規雇用率の上昇を目指します。
- ⑤ 性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人の働く希望と働き方の希望をかなえられる環境の整備を図ります。

## 施策内容

- ① 大手・中核企業との連携
- ② 中小企業・個人事業主の事業継続と事業承継支援
- ③ 就労者や就労を希望する人の支援

## 【基本目標2】昭島の魅力を発信する

### ■ 基本目標

安全で利便性に富んだ都市基盤と水と緑の自然環境が調和した、快適で住みやすい住宅都市としての地域特性をはじめとした本市の魅力について、市民、企業、通勤通学者、来訪者など、あらゆる人に感じていただき、「訪れてみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」、そして「ここで生業をしたい 生業を続けたい」と思っていただけるよう、施策の展開を図ります。

### ■ 政策指標

- 転入超過の維持を目指します
- 市民意識調査における愛着度の増加を目指します

### ■ 現状

- ① 地域に引き継がれてきた伝統文化・行事等は、市外から多くの方が訪れる魅力を持っています。また、彫刻園やスポーツ施設、企業の技術力を集めた博物館等、市内企業等が保有する貴重な資源も数多く存在します。
- ② 深層地下水100%の水道水をはじめ、多摩川や玉川上水、清らかな湧水、緑が連なる立川崖線など、水と緑の環境に恵まれています。
- ③ 本市の強みの一つである転入超過に加え、立川基地跡地昭島地区の大規模開発により令和3(2021)年をピークに、今後数年間は人口11万4千人程度を維持できる見通しですが、令和8(2026)年以降は国や東京都と同様に人口減少が加速し、令和37(2055)年には10万人を下回る見込みとなっています。
- ④ 比較的コンパクトな市域内にJR青梅線、八高線、西武拝島線の5つの駅を有する鉄道網に恵まれています。
- ⑤ 国道16号線が市域をまたぎ、中央道や圏央道などの広域道路網へのアクセスにも優れています。
- ⑥ 都心部へも奥多摩の森へも鉄道で1時間程度の距離にあり、恵まれた生活環境にある一方、大都会の華やかさや地方都市における観光名所など、知名度を上げるものが希薄となっています。
- ⑦ 多摩地域の中心という恵まれた立地条件により、近隣市町村の魅力的な地域資源を共有できるほか、友好都市である岩手県岩泉町や環境連携を行っている奥多摩町などの近隣市町村以外の地域資源も活用できます。

## ■ 課題

- ① 昭島へ新たな人の流れをつくるためにも、昭島の多様な魅力を広く認識してもらうことで、本市の知名度を上げる取組が必要です。
- ② 市民意識調査では、本市の宝である「深層地下水100%の安全でおいしい水道水」については、本市の魅力として認知されていますが、住環境や伝統文化等については、認識している人の割合が低い状況にあり、市民に再認識していただく取組が必要です。
- ③ 本市の魅力を感じていただけるような効果的かつ戦略的な情報発信が必要です。

## ■ 基本的方向性

- ① 本市を象徴する施設のアキシマエンシスや地域の歴史、郷土芸能を活かした事業や文化芸術などの魅力を有効活用する中で、本市への関心や知名度を高めるための取組を推進します。
- ② 民間企業と連携し、市内企業が保有する資源等も活用する中で、更なる魅力向上への取組を推進します。
- ③ 市内在住者にも本市の魅力を再認識していただき、昭島の「良さ」を実感する中で、シビックプライドが生まれ「住み続けたい」と思っていただくとともに、市の魅力を市外へ情報発信していただく取組を推進します。
- ④ 多様な媒体を活用し、効果的かつ戦略的なシティプロモーションの視点に立った取組を推進します。
- ⑤ 地域の農産物を、学校給食をはじめ様々な場面で活用し、地産地消の取組を進めるとともに、食文化の普及啓発やPRを推進します。

## 施策内容

- ① 郷土伝統文化・郷土芸能・芸術の推進
- ② 昭島ブランド構築・推進
- ③ 民間企業と連携した魅力づくり
- ④ 多様な媒体を活用した情報発信

## 【基本目標3】結婚・出産・子育ての希望をかなえる

### ■ 基本目標

結婚・妊娠・出産・子育てに対する希望の実現に向け、結婚から子育てまで切れ目のない支援とともに、子育てと仕事の両立支援の取組を推進します。併せて、長期的な出生率の上昇を目指します。

### ■ 政策指標

- 婚姻数の増加を目指します
- 出生数の増加を目指します
- 保育所入所待機児童の解消を目指します

### ■ 現状

- ① 結婚・出産・子育てに関する意識調査（以下「アンケート調査」という。）によると、結婚の意向は高まっているものの、経済面や理想の相手にめぐり会わないなどの理由により、結婚に結びつかないケースが多くなっています。
- ② 本市の合計特殊出生率は、東京都平均より高く、全国平均より低い状況にありますが、平成20（2008）年からの出生率の推移は回復傾向にあります。また、多摩地域において、比較的高い水準で推移しており、平成30（2018）年度は26市中5番目となっています。
- ③ アンケート調査の結果、1世帯当たりの子どもの数は平均1.12人で、理想として欲しい子どもの数平均2.13人を下回る結果となっています。なお、この調査結果をもとに試算すると、市民希望出生率は1.89となります。
- ④ 市民意識調査によると、子育て環境において、「仕事と子育ての両立環境」について不足を感じている割合が高い結果となっています。

### ■ 課題

- ① 結婚をしたいと望む人の希望をかなえ、結婚へと結びつけられる施策が必要です。
- ② 妊娠・出産の希望をかなえ、合計特殊出生率の上昇傾向を維持することが必要です。
- ③ 理想とする子どもの数の希望をかなえるため、安心して子どもを生み育てられる環境の整備が必要です。
- ④ 子育て世代が、働きながら安心して子育てできる環境の整備が必要です。

### ■ 基本的方向

- ① 結婚の希望を実現していくため、経済的基盤となる就労環境の整備に向けた支援の充実に努めます。
- ② 子どもを生み育てたい人の希望をかなえるため、妊娠・出産・育児における切れ目のない支援とともに地域における子育て支援の充実に努めます。
- ③ 何歳からでも子どもを預けられる環境の整備やＩＣＴ環境の整備を含め学校教育の充実にも努める中で、安心して子育てできる環境の整備に努めます。

### 施策内容

- ① 結婚の希望をかなえる環境づくり
- ② 妊娠・出産の希望をかなえる支援
- ③ 安心して子育てできる環境づくり

## 【基本目標4】心豊かに安心して住み続けられるまちをつくる

基本目標4は、基本目標1「誰もが安心して働く環境を整える」、基本目標2「昭島の魅力を発信する」、基本目標3「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に掲げた施策を展開するうえで、基盤となる目標です。

本市は、「人間尊重」「環境との共生」をまちづくりの理念として、安全で利便性に富んだ都市基盤と水と緑の自然環境が調和した、快適で暮らしやすい住宅都市として発展を遂げてきました。引き続き、脅威を増す自然災害や感染症等への対応や多様化するライフスタイル、「新しい生活様式」への対応を図りつつ、新たな時代に向けて各般にわたる施策を展開し、総じて「訪れてみたい 住んでみたい 住み続けたい あきしま」、そして「ここで生業をしたい 生業を続けたい あきしま」の構築を目指します。

### ■ 政策指標

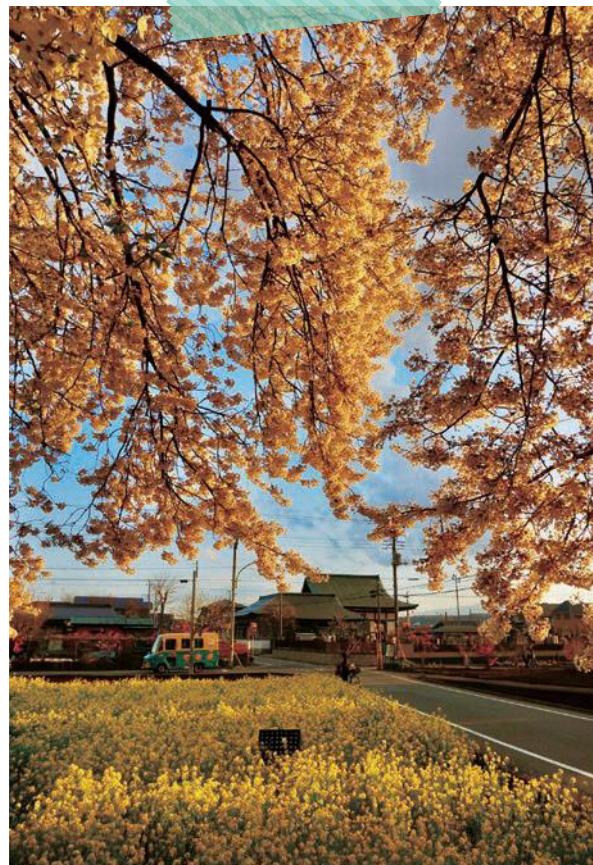
- 住み続けたいと思う市民の割合の増加を目指します

### ■ 基本的方向

- ① 安全で利便性に富んだ都市基盤と水と緑の自然環境の調和を維持し、水と緑に恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐまちづくりを推進します。
- ② 脅威を増す台風や自然災害、新型コロナウイルス感染症など、あらゆるリスクを最大限想定する中で、誰もが安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。
- ③ 多様化するライフスタイルや新型コロナウイルス感染症を契機とした「新たな日常」にも対応した、心豊かに暮らすことのできるまちづくりを推進します。
- ④ SDGsの理念を踏まえ、持続可能な社会の実現や未来技術の活用によるSociety5.0の実現など、新たな時代の流れに柔軟に対応できるまちづくりを推進します。
- ⑤ 本市は、都心部へも奥多摩の森へもアクセスしやすい都市環境と、水と緑の自然環境に恵まれています。また、比較的コンパクトな市域の中には、大規模な開発による新たなまちなみとともに社寺や文化財など多く存在し、伝統文化や歴史的行事が脈々と引き継がれています。こうした環境は、昭島の地域特性であり、今後は、これまでの地域特性を活かしたまちづくりに加え、時代の変化を的確に捉える中で、今後の地域コミュニティのあり方についても検討を進めます。



多摩大橋に架かる虹



桜と菜の花



## 第4章

# 計画の策定にあたって

1 基本計画の考え方

2 国土強靭化に向けた取組（国土強靭化地域計画）

3 都市づくりに向けた取組（都市計画マスターplan）

4 公共施設マネジメントに向けた取組（公共施設等総合管理計画）

5 財政的な見通し（財政計画）

## 第4章 計画の策定にあたって

### 1 基本計画の考え方

基本計画では市と市民の共通の指針である基本構想の施策の大綱に従い、今後の事業につながる基本施策を取りまとめます。

「**安全で安心して住み続けられるまち**」では、自然災害、感染症、犯罪などあらゆる危機から市民を守り、安全で安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

「**互いに支え合い、尊重し合うまち**」では、互いに支え合い安心して暮らすことのできる地域社会と、互いを認め合い尊厳を持って生活できる共生社会のまちづくりを進めます。

「**未来を担う子どもたちが育つまち**」では、子育てを支える仕組みづくりと系統的な子育て・教育環境の整備を進め、昭島の未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくりを進めます。

「**文化芸術、スポーツの振興を図るまち**」では、生涯にわたり学ぶことができる環境、地域を理解し愛着を持つことにつながる文化財の保護・調査・活用、健康や生きがいにつながるスポーツの振興を図るまちづくりを進めます。

「**環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち**」では、豊かな水と緑のネットワークの維持・保全・活用を図り、同時に、環境負荷の低減を更に進めるまちづくりを目指します。

「**快適で利便性に富んだまち**」では、本市の宝である深層地下水100%水道水の安定供給を継続し、計画的な都市基盤整備を進めることで、誰にとっても住みやすい住宅都市としてのまちづくりを進めます。

「**生活を支え、活力を生み出すまち**」では、観光によるまちづくり、産業間連携や時代とともに大きく変化する勤労者や消費生活への取組を推進し活力あるまちづくりを進めます。

「**計画実現のために**」では、健全で効率的で持続可能な行財政運営を進め、幅広い市民参画・協働・連携により昭島の魅力を高め、基本構想における将来都市像「水と緑が育む ふるさと昭島 ～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」の実現を図ります。

本市をとりまく社会・経済状況は、少子高齢社会の進展や多発する自然災害、感染症の影響などにより厳しさを増してきています。さらに、行政ニーズは高まるばかりでなく、複雑多岐に渡ってきています。そのような状況下にあっても持続可能な市政運営を継続し、施策を確実に推進していくためには、行財政改革と効率化へ取り組むだけでなく、それを担う職員の人財育成が重要です。そのうえで、一層の市民参画・協働・連携が必要となってきます。

また、変化の激しい現代社会にあって昨今では、多様な価値観が生まれています。これまでにも、変化や多様性の中から、私たちを明るくし次のステージに進ませる新しいアイデアや発想が生まれてきています。変化や多様性の中にこそ、そうした力が潜んでいると考えます。デジタルトランスフォーメーション(DX)や世界共通の目標であるSDGsの取組に

よりながら、変化に対応し、多様性を受け入れ、互いを認め支え合うことが重要であると考えます。

これらを踏まえ、みんなが手を取り合い、明るく楽しく、活気あふれるまちづくりとなる計画としていきます。

なお、施策や事業など各分野ごとに立てられる計画（分野別計画）は本計画を踏まえ、あるいは本計画との整合を図りながら作られます。その中で次にあげる計画は、本計画と同様に市政全般に関わりますので、その方向性について、ここで明示しておきます。

## 2 国土強靭化に向けた取組（国土強靭化地域計画）

国土強靭化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な国づくり・地域づくりを推進するものです。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる災害等が発生しようと

- ① 人命の保護が最大限図されること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

本市では、近年、大規模自然災害による人的な被害は発生していませんが、令和元（2019）年10月の台風第19号では多摩川が増水し、河川敷のグラウンドなどの物的な被害が発生するとともに、多くの方が避難されました。

今後起こりうる災害を想定し、市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりを推進していくことが必要なことから、国土強靭化地域計画を総合基本計画と一体的に策定し、各分野の個別計画の国土強靭化に関する指針とし、大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らないまちづくりを進めていくこととします。

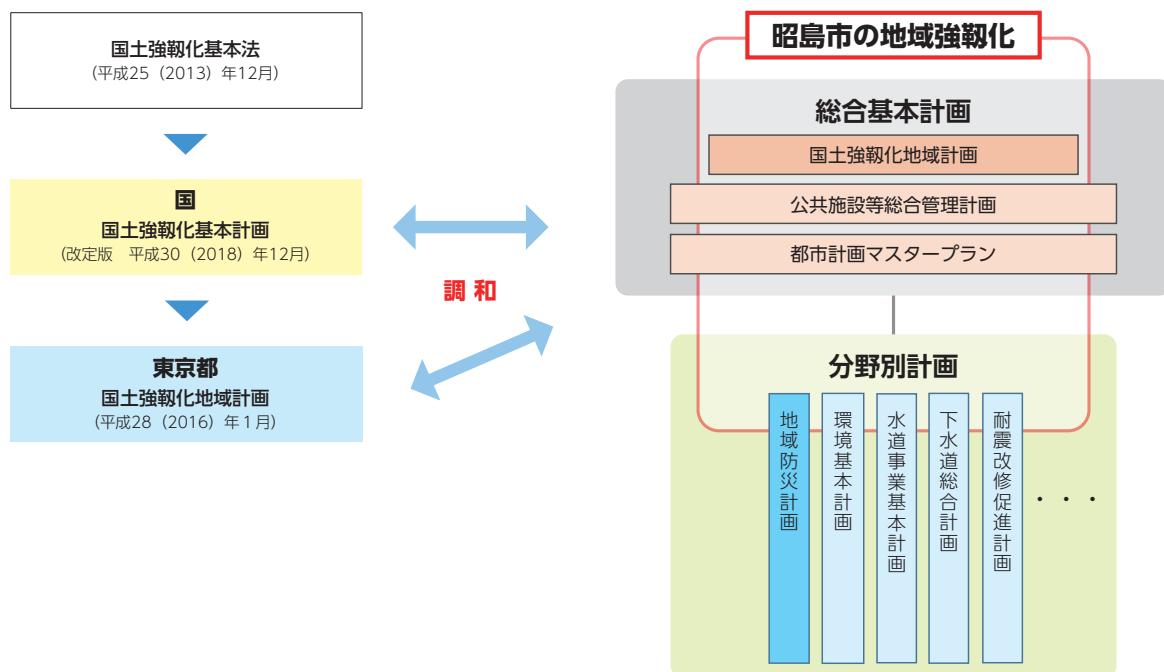


令和元（2019）年10月の台風第19号時の多摩川左岸福島町三丁目付近

## （1）計画の体系

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「国土強靭化基本法」という。）」第13条に基づき策定する地域計画であり、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

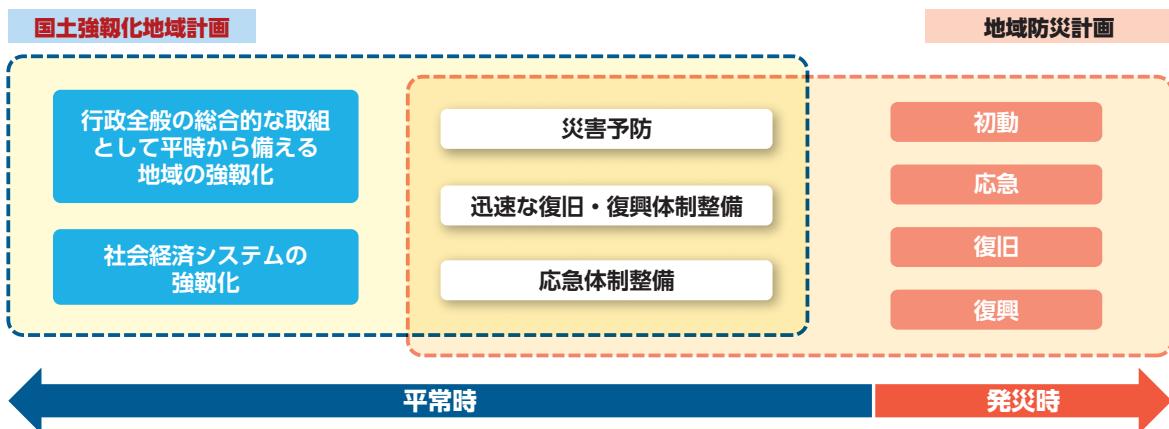
## ■ 国土強靭化地域計画の体系（イメージ）



## (2) 国土強靭化地域計画と地域防災計画との違い

国土強靭化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的な施策を定めるものです。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めています。

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
主な特徴	事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する地域の取組について、目標、方針などを設定し、平時からの取組の方向性を示す計画	一定の被害想定のもと、主に発災後の組織体制や経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画
検討のアプローチ	大規模自然災害を想定	災害種類ごと
対象となる局面	平常時（計画的取組）	発災前・発災時・発災後
根拠法	国土強靭化基本法	災害対策基本法



### (3) 強靭化の基本的な考え方

国土強靭化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起こるとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靭」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

そこで、内閣官房国土強靭化推進室が策定した「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行います。

#### 脆弱性評価の手順



## (4) 強靭化における推進目標

強靭化を進めるため、国の基本計画及び東京都の地域計画と調和を保ちつつ、本市の地域特性を考慮し、事前に備えるべき8つの推進目標を設定しました。

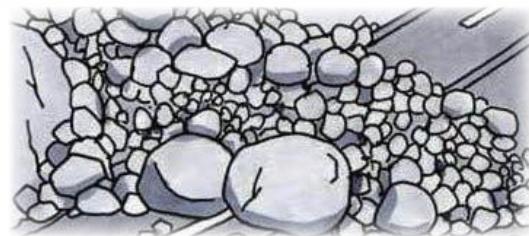
目標1	人命の保護が最大限図られる
目標2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
目標3	必要不可欠な行政機能を確保する
目標4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
目標5	経済活動を機能不全に陥らせない
目標6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
目標7	制御不能な二次災害を発生させない
目標8	地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

## (5) 想定されるリスク

本市における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定するにあたり、「昭島市地域防災計画」における被害想定を踏まえた自然災害を想定します。

### 〔地震〕

平成24（2012）年4月に東京都防災会議において決定された「首都直下地震等による東京の被害想定」により被害が一番大きくなると想定されている「立川断層帯地震」を本市の想定地震とします。



### 〔風水害（土砂災害、浸水害等）〕

本市では「令和元年東日本台風」により大きな被害が発生したところですが、これらの災害よりも更に甚大な被害が発生することが危惧されている「想定しうる最大規模の降雨」による被害を本市の想定風水害とします。

国 の 想 定 し う る 最 大 規 模 の 降 雨 多摩川流域の48時間総雨量 588mm

都 の 想 定 し う る 最 大 規 模 の 降 雨 残堀川流域の時間最大雨量 153mm、24時間総雨量 690mm



※イラスト引用 内閣官房HP 学習教材「防災まちづくり・くにづくり」より

## (6) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

想定した自然災害を踏まえて、「事前に備えるべき8つの推進目標」に対して、36項目の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を本市の特性を踏まえたものとして設定します。

備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
<b>目標1</b> 人命の保護が最大限図られる	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 1-3 異常気象等による市街地等の広域な浸水 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
<b>目標2</b> 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期停止 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<b>目標3</b> 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<b>目標4</b> 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<b>目標5</b> 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止 5-5 金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態 5-6 食料等の安定供給の停滞

<b>目標6</b> 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
<b>目標7</b> 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
<b>目標8</b> 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## (7) 計画の推進

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を総合基本計画の基本施策ごとに体系化し、その関連性について整理します。そのうえで、最悪の事態を回避するために脆弱性評価を行い、防災・減災対策を取りまとめ、強靭化を推進します。

## (8) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国の強靭化基本計画や総合基本計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとします。

## 3 都市づくりに向けた取組 (都市計画マスターplan)

私たちが生活をしていくうえで都市の構造・形態は大変重要です。そのため自然環境、生活のしやすさ、都市としての発展を踏まえた「都市計画マスターplan」を策定し都市づくりを推進しています。

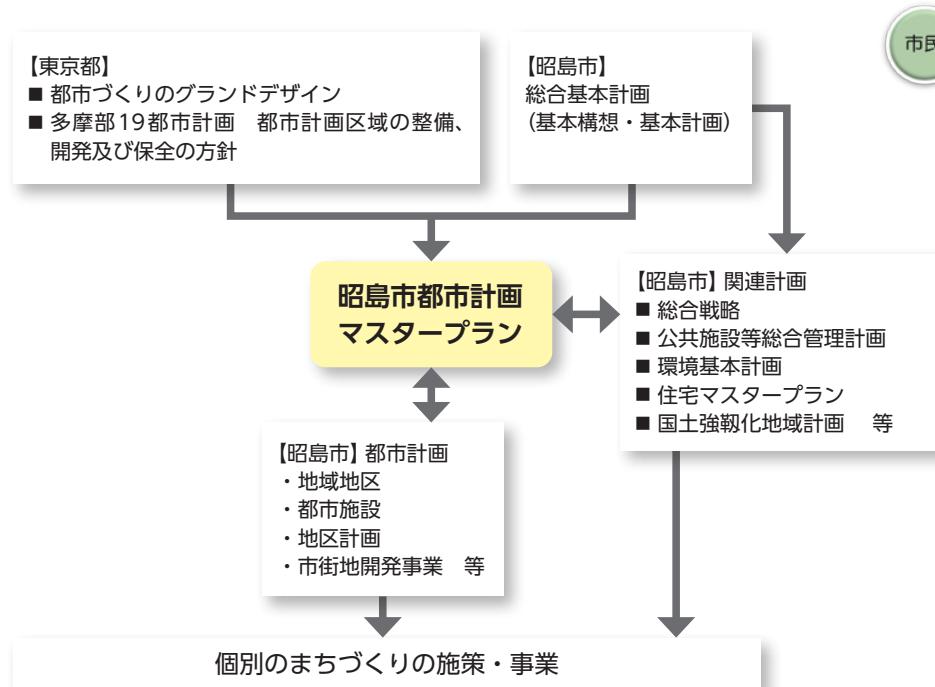
都市計画マスターplanは、都市計画法に基づき、中長期的な視点に立って、目指す都市の姿を具体的に分かりやすく示した市の都市計画の基本方針です。また、他の上位・関連計画と整合を図っていくこととしており、各分野と連携を取りながら都市づくりを推進する必要がある場合の方向性についても示しています。

そのため、計画的な都市づくりに関する行政内部の行動指針であるとともに、関連する市民、事業者の行動指針でもあり、ひいては、市民・事業者・行政が共有する都市づくりの基本方針となります。

本市は安全かつ利便性に富んだ都市基盤と水や緑の自然環境とが調和した住宅都市として発展をしてきました。今後もより効果的にまちづくりを進めていくために、別計画であった「都市計画マスターplan」の基本方針を総合基本計画に明確に定め、将来都市像の実現に努めています。

なお、地区別の基本方針については、別途策定し、具体的な施策展開に努めます。

### ■ 都市計画マスターplanの位置づけ



### 都市計画マスターplanの対象



## (1) 分野別の現況

### ①自然環境

本市は、多摩川や玉川上水のほか、多くの湧水や用水路も見られ、「深層地下水100%の水道水」という特色を有しています。また、クジラの化石が発見されているように、数百万年前までは本市周辺は海の中であり、水に縁の深い土地柄です。

現在、多摩川や玉川上水沿いの緑地は、野鳥、昆虫など多様な生物の生育空間になっており、崖線沿いには、樹林地や湧水地が帯状に分布しています。また、国営昭和記念公園や昭和公園といった大規模な公園・緑地とともに、社寺林や生産緑地も都市内における貴重な緑の空間を形成しています。

近年の都市化の進展とともに、湧水や用水路などの親水空間や市街地の緑の減少も見られ、環境保全対策を更に強化する必要があります。

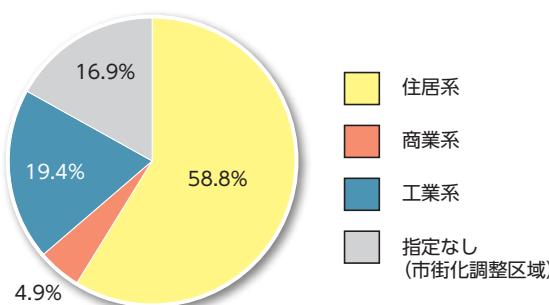
## ②土地利用・市街地

市域の大半が市街化区域に指定され、市の北側のゾーンは工業用地、商業用地が多く、南側のゾーンは住宅地を中心とした土地利用がなされています。課税土地用途別の面積比率では宅地が80%以上を占め、農地は10%未満となっています。

本市では、宅地化が進むとともに、農業者の高齢化や後継者不足などにより、農地の減少傾向が続いている。また、近年は、住宅地と工業用地の共存が課題となっており、計画的な土地利用の誘導を図っていく必要があります。

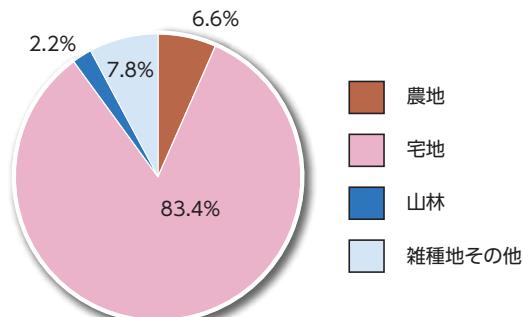
地域別にみると、昭島駅及び拝島駅周辺は拠点化が進み、昭島駅周辺は大型商業施設などが立地する「昭島の顔」となる拠点であり、拝島駅周辺は交通利便性の高さに特徴づけられる拠点となっています。また、中神駅周辺では、中神土地区画整理事業により、北口駅前広場を含む都市計画道路等の整備や宅地の整序化が進み、東中神駅周辺では、立川基地跡地昭島地区の開発や都営住宅及びUR住宅の建替え事業等が進捗し、新たな拠点として活性化が図られつつあります。

### 用途地域の現状



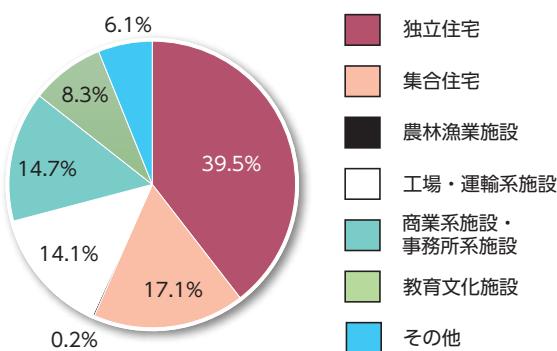
出典：昭島市（令和2年1月1日現在）

### 課税土地用途別状況



出典：昭島市（令和2年1月1日現在）

### 建物用地利用比率



出典：東京の土地利用（平成29年多摩・島しょ地域）

### 市街化区域内農地種別面積の推移



出典：昭島市（各年1月1日現在）

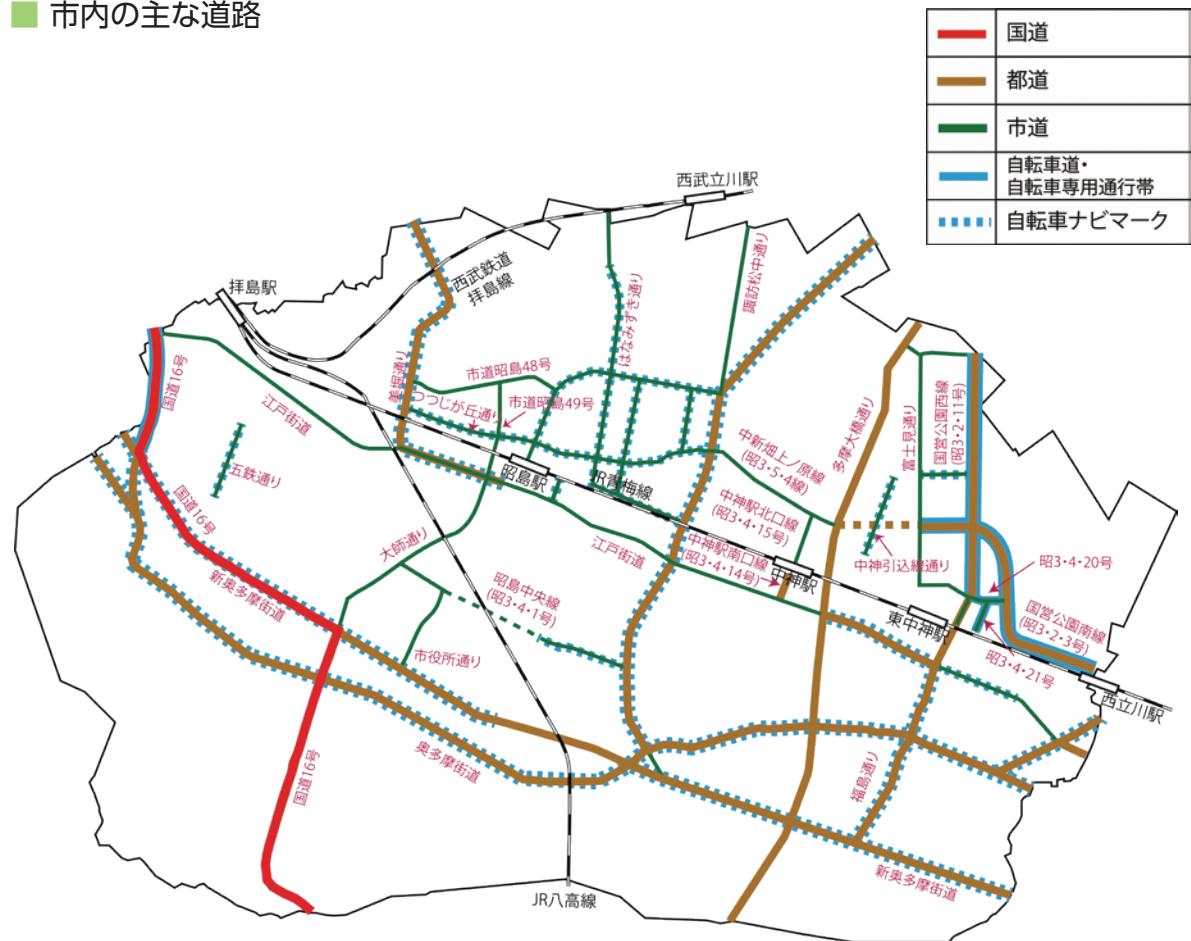
### ③道路・交通

本市の道路・交通の構造は、JR青梅線と江戸街道及び新奥多摩街道が東西の軸、国道16号と多摩大橋通りが南北の軸として位置づけられます。

また、バスは民間のバス3社と4ルートのコミュニティバスにより、ほぼ市域全体をカバーしています。

都市計画道路については未整備の区間もあるほか、市内全域で道幅が狭い生活道路が見られ、市民意識調査では歩道やバス路線の整備についての満足度が低くなっています。

### ■ 市内の主な道路



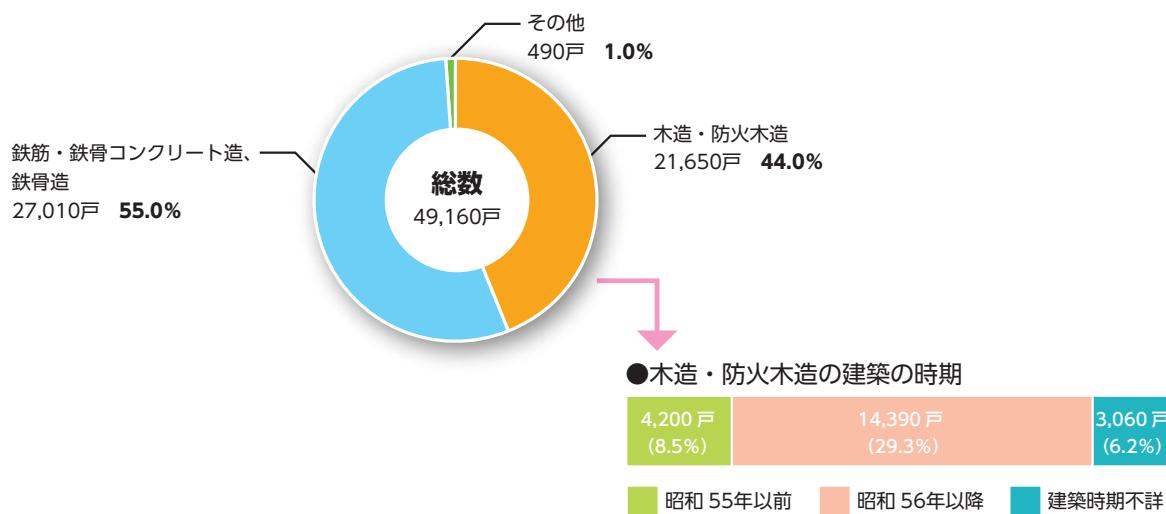
## ④住環境

本市は、東京郊外のベッドタウンとして、公営住宅や民間の集合住宅を含め、宅地化が進んできました。市域の南側は住宅地としての歴史も長く、戸建て住宅が多いのに対し、北側は中高層の住宅や工場跡地への集合住宅の立地が多く見られます。

住宅の構造別でみると、総数49,160戸のうち木造（防火木造を含む）は21,650戸で44.0%を占めており、そのうち、旧耐震基準である昭和55（1980）年以前に建築された住宅は4,200戸で、総数の8.5%となっています。

早い時期に整備された住宅地の中には、木造住宅密集地域や道路が狭い住宅地も見られ、近年では空き家も散見されます。また、集合住宅においても老朽化が進み、ユニバーサルデザインに配慮した改修や建替えの必要性が生じている住宅も見られます。

### ■ 住宅の構造



注) 戸数は1の位を四捨五入して10の位までを有効数字として表しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。なお、構成比は総数に対する割合である。

出典：住宅・土地統計調査（平成30年）

## ⑤公園・緑地

本市には、都市計画公園として、広域公園（国営昭和記念公園）、運動公園（昭和公園）、3園の近隣公園、20園の街区公園が指定されているほか、都市公園、児童遊園などがあります。

また、緑地は、2箇所の都市計画緑地（拝島緑地と多摩川緑地）以外にも、社寺林や玉川上水沿いの緑地のほか、崖線沿いの緑地、生産緑地等が市内全域に分布しています。

なお、令和元（2019）年度までに開設されている公園の市民1人当たりの面積は、10.21m<sup>2</sup>、市内のみどり率（上空から見たときに草木で覆われた緑被部分に「公園内の緑に覆われていない面積」と「河川等の水面の面積」を加えた面積が、市域全体に占める割合）は41.1%となっています。

公園の中には、未開設の都市計画公園があるほか、設備の老朽化が見られる公園もあります。

## ⑥生活環境

本市は、公共・公益施設における省資源・省エネルギー対策とともに、市民の環境学習促進などに取り組んできました。市民の環境への意識も高く、市民意識調査では「河川や地下水などの地域の水環境を大切にすること」、「騒音や大気汚染、水質汚濁など、公害の発生源に対する対策を進めること」に対するニーズが強く出ています。

一方、国道16号など周辺地域とつながる幹線道路が通ることや、横田基地に隣接していることなどから、騒音や振動などによる生活環境への影響が見られます。

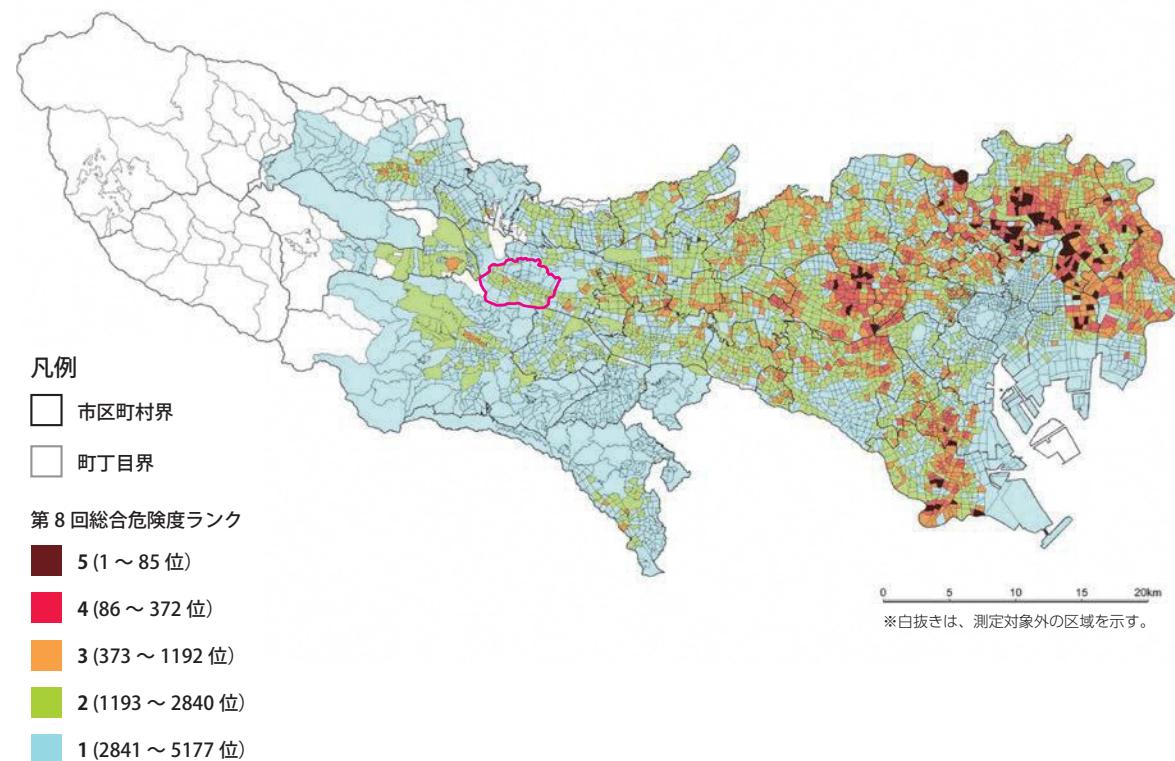
また、市民とともにごみの減量化・資源化を進めており、市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は微減傾向にあります。

## ⑦防災・減災

本市では、立川断層帯地震などの災害が想定されており、「地域防災計画」や、建物の耐震化率向上のための「耐震改修促進計画」、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、地震等の災害に対する防災・減災に取り組んでいます。防災上重要な市有建築物については、おおむね耐震化は完了しています。

また、地震等による建物倒壊や火災の危険度ランクが相対的に低い地域とされていますが、管理不全の空き家が散見されるほか、木造住宅密集地域や、道路が狭いなため緊急車両がアクセスしにくい地域も見られます。さらに、気候変動による局地的な集中豪雨や脅威を増す台風などにより、道路冠水や床下浸水などの被害が発生しているところが見られます。

### ■ 総合危険度ランク図



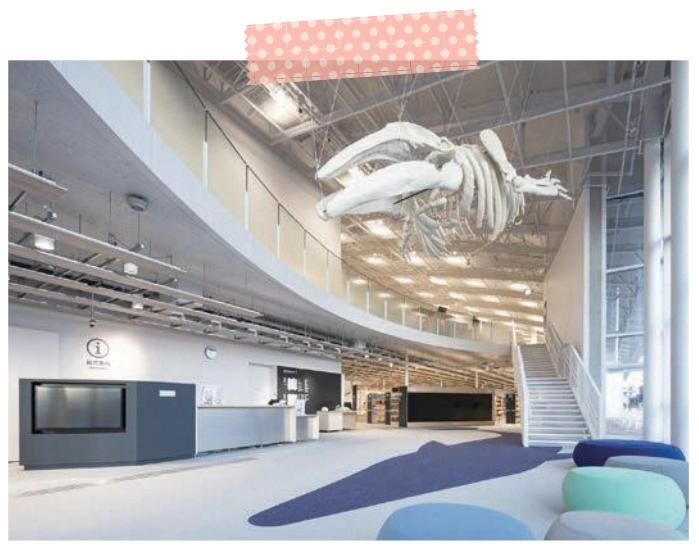
出典：東京都都市整備局 地震に関する地域危険度測定調査（第8回）（平成30年2月）

## ⑧都市文化・交流

本市は、自然豊かな都市でありながら、都心まで鉄道で約1時間の位置にあります。市内には最先端の製造業や大型商業施設、スポーツ施設もあり、職住遊近接の性格を有しています。

こうした環境を背景に、多摩川緑地くじら運動公園など、多摩川河川敷が整備されているほか、市の中心にある図書館や郷土資料室、教育・福祉等の多様な機能を集約したアキシマエンシス（教育福祉総合センター）では、多くの市民や来街者の交流が図られ、「知の拠点」として活用されています。

また、市域には多くの社寺や史跡、郷土芸能などの地域文化資源が見られるほか、近年では観光振興にも取り組み、映画やテレビドラマ撮影などの誘致に向けたフィルムコミッション活動も行われています。



アキシマエンシス（教育福祉総合センター）

## （2）将来都市構造

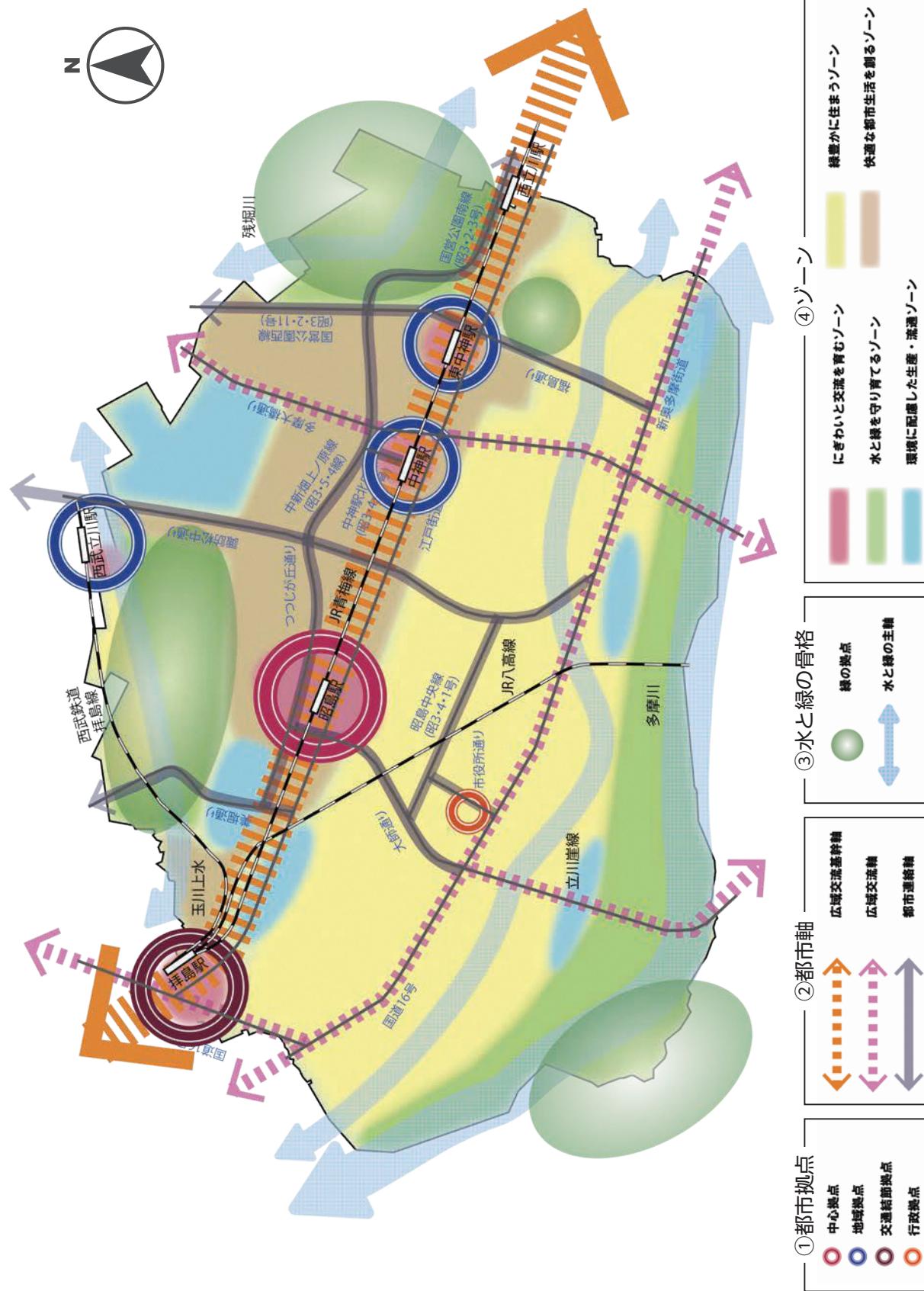
将来都市構造とは、目指す都市の姿を実現するにあたって、都市の特性や骨格を明確にし、まちづくりの方向性を分かりやすく示すものです。

本市では、「水と緑の骨格」を背景とし、駅を中心とした「都市拠点」の形成、鉄道や幹線道路を中心とした市内外の交流を支える「都市軸」の強化、適正な土地利用を推進するための「ゾーン」の位置づけにより、都市構造の形成を進めてきました。

引き続き、持続性のあるまちづくりを進めていくためには、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、コミュニティ・交流、行政サービスなど、多様な都市機能の再編・集約を進め、機能的でにぎわいのある拠点を形成していくことが必要になります。

併せて、拠点間の道路・交通ネットワークを充実するとともに、丘陵や河川、崖線などの自然環境や公園・緑地などの緑を骨格としたまちづくりが必要となっています。

将来都市構造図



## 昭島市の将来都市構造の構成

### ①都市拠点

都市拠点とは、商業・業務、医療・福祉、教育・文化、コミュニティ・交流、行政サービスなどの多様な機能が集積したエリアで、次の4つの拠点の特性に応じた都市機能の集約を進め、更なる拠点性の向上を図っていきます。なお、西立川駅周辺は「拠点に準ずる地区」と位置づけ、動向を注視していきます。

- a. 中心拠点（昭島駅周辺） b. 交通結節拠点（拝島駅周辺）
- c. 地域拠点（中神駅周辺、東中神駅周辺、西武立川駅周辺） d. 行政拠点（市役所周辺）

### ②都市軸

都市軸とは、鉄道や幹線道路など都市を構成する主軸のことで、次の3つの軸の役割に応じた整備・充実を図っていきます。また、幹線道路は大規模災害時の延焼遮断帯や緊急輸送道路としての機能も有しており、防災・減災の観点からも整備を進めています。

- a. 広域交流基幹軸 b. 広域交流軸 c. 都市連絡軸

### ③水と緑の骨格

水と緑の骨格とは、本市の優れた自然環境を象徴するもので、環境保全や景観形成とともに、防災等の観点からも今後のまちづくりにおいて重要であり、次の拠点と軸から構成し、一体的な整備や保全を図っていきます。

- a. 緑の拠点 b. 水と緑の主軸

### ④ゾーン

ゾーンとは、先に示した都市拠点や都市軸を骨格とし、本市の土地利用の基本的方向性を示すもので、次の5つのゾーンに分け、それぞれの特性に応じたまちづくりを進めています。

- a. にぎわいと交流を育むゾーン b. 水と緑を守り育てるゾーン
- c. 環境に配慮した生産・流通ゾーン d. 緑豊かに住まうゾーン
- e. 快適な都市生活を創るゾーン

## (3) 都市づくりの基本方針

### 方針1 土地利用の方針

#### ①まとまりと調和のある市街地づくり

都市拠点における地域特性を活かした集約的な市街地づくりを進めるとともに、住まいと産業の調和や景観に配慮した市街地づくりなどにより、市民生活を更に豊かにし、産業や交流の活性化が図られるよう、秩序ある土地利用を推進します。

### 方針2 都市基盤整備の方針

#### ①快適で利便性の高い交通環境の形成

機能に応じた道路整備と鉄道やバスなどの公共交通網の充実を図り、拠点間のネットワークと利便性の高い交通環境を形成するとともに、人や自転車にとって安全で快適な移動空間の確保に努め、さらに電気自動車やシェアサイクルなど、新たな移動スタイルの検討を進めます。

#### ②駅周辺及び沿道の環境整備

駅周辺においては、人々の交流・憩いの空間としての魅力や回遊性・利便性の向上を図り、また、沿道空間においては、緑化等による景観形成を推進するとともに、歩きたくなるまちづくりを進めます。

#### ③市民生活を支える施設の整備

上下水道施設の長期間の安定稼働を図るとともに、気候変動に対応し、局地的な集中豪雨や台風への対策として雨水幹線等の整備促進による浸水対策を進めるほか、社会情勢の変化に対応し、公共施設等のあり方について検討します。

### 方針3 安全・安心な都市づくりの方針

#### ①防災・減災・防犯対策の推進

避難所やオープンスペース等の施設の整備・確保及び気候変動に適応したまちづくりを図るとともに、街路灯や防犯カメラの設置等により、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

#### ②だれもがともに暮らせる都市づくり

公共・公益施設のユニバーサルデザインの促進や、バリアフリー新法等に基づいた建築物の整備の誘導などとともに、案内情報の多言語化やまちなかの休憩スポットの整備など、だれもが暮らしやすい多様性に対応した都市づくりを推進します。

## 方針4 水と緑の都市づくりの方針

### ①自然にやさしい環境共生の仕組みづくり

温室効果ガスの排出抑制とともに、ごみの3R (Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)) の取組や省エネルギーの取組、再生可能エネルギーの導入等を推進し、環境共生の仕組みづくりを図ります。

### ②水を大切にする都市づくり

生物多様性に配慮した水辺空間の保全や、水に触れ楽しむ環境学習やレクリエーションの場づくりを市民とともに推進し、透水性舗装や雨水浸透施設等の設置推進による水の循環を促進します。

### ③やすらぎと潤いのある緑豊かな環境づくり

多摩川・玉川上水沿いや、崖線の縁地など、まとまりのある緑地空間の保全に努めるとともに、大規模公園や市民生活に身近な公園の整備・維持管理、さらには農地の適切な保全等、市内全域にわたる水と緑のネットワークの形成を図ります。

## 方針5 住宅・住環境整備の方針

### ①居住ニーズに応じた住まいの確保

高齢者や障害者世帯向けの住宅の確保やバリアフリー化を図るとともに、子育て世帯向けの居住支援や子育てしやすい住環境を創出するため、既存住宅や空き家の利活用も含めた中古住宅の流通促進について検討し、居住ニーズに応じた住まいの確保に努めます。

### ②安全で環境に配慮した住まいづくり

住宅の耐震化など、安全な住まいの整備・促進及び良好な住環境の確保を図るとともに、環境に配慮した住まいの普及を促進します。

### ③快適な生活環境の形成

市民生活に身近な公園の整備や公的施設を活用した市民の交流の場づくりを進めるとともに、航空機騒音や交通騒音への対策などにより、快適な生活環境の確保に努めます。

## 4 公共施設マネジメントに向けた取組 (公共施設等総合管理計画)

市では、市役所の庁舎、義務教育を提供するための小・中学校、市民会館・公民館、図書館、総合スポーツセンターなど、多岐にわたる公共施設等を保有しており、多くの市民に利用されています。公共施設等は利用する市民にとって重要な行政サービスの一つであり、市にとっても大切な資産です。

しかしながら、保有する多くの施設において老朽化が進んでおり、今後の更新等に多額の費用が見込まれるほか、生産年齢人口の減少や少子高齢化などによる年齢構成の変化、市民ニーズの多様化等による利用状況の変化などにも対応していくことが必要となり、本市の公共施設等を取り巻く環境には課題が山積しています。

このような状況を踏まえ、市では今後の公共施設等の適切な維持管理に努めるために「昭島市公共施設等総合管理計画」(以下「公共施設等総合管理計画」という。)を平成29(2017)年3月に策定しました。

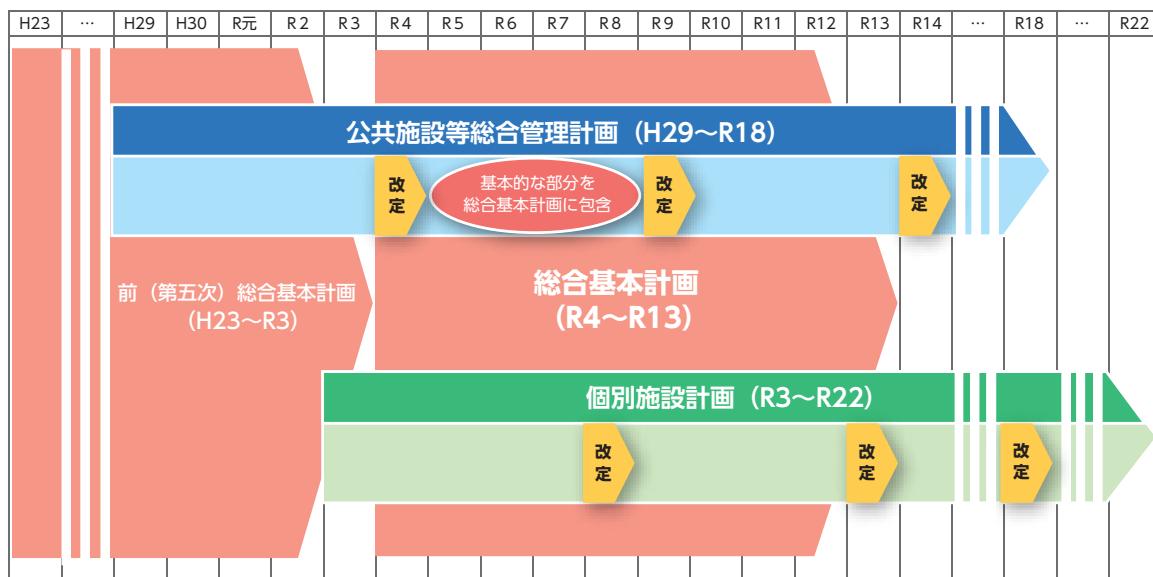
公共施設等総合管理計画では、計画策定時点で保有している公共施設等について、一定の年数で大規模改修及び建替え等を実施し、すべて維持していくと仮定した場合、多額の財源不足額が発生すると試算し、公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標を定めました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、財政への影響が懸念されるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化してきました。そのような状況にあっても、公共施設等総合管理計画に定めた縮減目標の達成に向け、各施設の今後のあり方についての方針及び個別の長寿命化・建替え計画等を定めた「昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)を令和3(2021)年3月に策定しました。

この個別施設計画に記載した対策内容を反映させるとともに、総務省が示す見直しにあたっての留意点等も踏まえながら、長期的な視点をもって更なる公共施設マネジメントを推進していくために、公共施設等総合管理計画を令和4(2022)年3月に改定しました。なお、改定にあたり、基本的な考え方を総合基本計画に包含することで、公共施設等の総合的なマネジメントを行い、将来都市像の実現に向けた取組を進めていきます。

## 各計画の計画期間

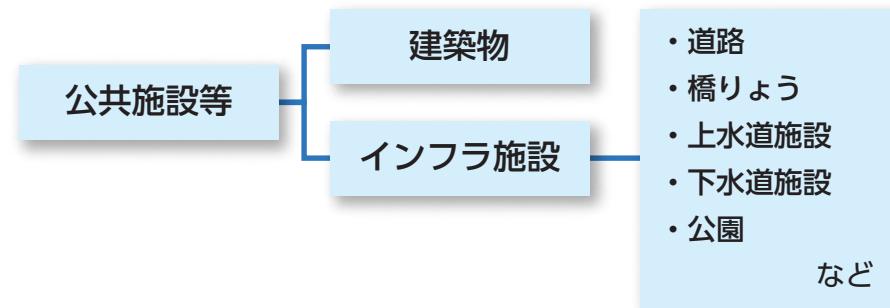
公共施設等総合管理計画の計画期間は、平成29（2017）年度から令和18（2036）年度までの20年間とします。



## (1) 公共施設等の保有状況について

市では、公共施設等のほか、道路、橋りょう、上・下水道施設等のインフラも保有しています。

公共施設等総合管理計画における対象は、本市が保有するすべての建築物及びインフラ施設となっています。



### ①公共施設等（建築物）の状況

大分類	中分類	平成27(2015)年3月31日現在		令和3(2021)年3月31日現在		延床面積比較増減(m <sup>2</sup> )
		施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	
市民文化系施設	集会施設	2	2,135.48	2	2,135.48	0.00
	文化施設	1	7,835.81	1	7,835.81	0.00
学校教育系施設	学校	21	128,753.50	21	130,289.49	1,535.99
	その他教育施設	1	1,846.00	1	1,846.00	0.00
行政系施設	庁舎等	2	18,802.41	2	18,802.41	0.00
	消防施設	4	346.30	4	346.30	0.00
社会教育系施設	その他行政系施設	9	1,235.63	11	1,573.45	337.82
	市立会館	9	5,797.36	9	5,797.36	0.00
産業系施設	図書館	4	1,775.64	4	5,584.53	3,808.89
	産業系施設	1	2,243.33	1	2,243.33	0.00
子育て支援施設	幼保・こども園	4	1,389.21	3	1,027.76	-361.45
	幼児・児童施設	20	4,087.48	19	4,690.23	602.75
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	70.93	1	70.93	0.00
	障害福祉施設	1	493.26	0	0.00	-493.26
スポーツ・レクリエーション系施設	保健施設	1	6,106.83	1	6,106.83	0.00
	スポーツ施設	5	10,367.12	3	9,243.54	-1,123.58
供給処理施設	レクリエーション施設	1	140.28	1	140.28	0.00
	供給処理施設	5	13,691.73	5	13,672.51	-19.22
公営住宅	公営住宅	1	1,310.07	1	1,310.07	0.00
公園内施設	公園内施設	56	1,318.78	57	1,327.06	8.28
その他	その他	18	9,871.80	22	10,493.31	621.51
合計		167	219,618.95	169	224,536.68	4,917.73

※ 複合施設（複数の施設や機能が集まっている施設）は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しています。

※ 上・下水道施設は、インフラとして分類するため、上記から除いています。

本市が保有する公共施設等（上・下水道施設を除く。）は平成27（2015）年3月31日現在で167施設、総延床面積は219,618.95m<sup>2</sup>となっていましたが、令和3（2021）年3月31日現在で169施設、総延床面積は224,536.68m<sup>2</sup>となっています。これは、東中神駅自由通路やアキシマエンシスなどの大規模施設を整備したことによるものです。

なお、これらの施設については、維持管理や運営状況等の現状を分析するため、一般財団法人地域総合整備財団<sup>※1</sup>の更新費用試算ソフトの分類（大分類・中分類）や本市の公共施設等の実情に即した区分（小分類）により分類しています。

## ②インフラの状況

### ア 上水道施設（配水場）

施設名	延床面積 (m <sup>2</sup> )		
	平成27 (2015) 年 3月31日現在	令和2 (2020) 年 3月31日現在	比較増減
西部配水場	775.69	775.69	0.00
中央配水場	1,188.42	1,188.42	0.00
東部配水場	1,930.69	1,930.69	0.00
北部配水場	-	778.92	778.92
合計	3,894.80	4,673.72	778.92

### イ 上水道（管路）

種別	延長 (m)		
	平成27 (2015) 年 3月31日現在	令和2 (2020) 年 3月31日現在	比較増減
導水管	9,875.0	10,138.6	263.6
送水管	2,291.6	2,503.6	212.0
配水管	256,014.4	263,928.4	7,914.0
合計	268,181.0	276,570.6	8,389.6

### ウ 下水道施設（ポンプ場）

施設名	延床面積 (m <sup>2</sup> )		
	平成27 (2015) 年 3月31日現在	令和2 (2020) 年 3月31日現在	比較増減
郷地ポンプ場	445.62	392.43	-53.19
合計	445.62	392.43	-53.19

### エ 下水道（管路）

種別	延長 (m)		
	平成27 (2015) 年 3月31日現在	令和2 (2020) 年 3月31日現在	比較増減
コンクリート管	253,457.1	254,306.5	849.4
塩ビ管	63,069.9	65,956.3	2,886.4
その他	1,609.8	1,825.5	215.7
合計	318,136.8	322,088.3	3,951.5

### オ 道路（市が所有し、管理するもの）

種別	平成27 (2015) 年 3月31日現在		令和2 (2020) 年 3月31日現在		比較増減
	総延長 (km)	面積 (km <sup>2</sup> )	総延長 (km)	面積 (km <sup>2</sup> )	
一般道路	225.8	1.30	227.0	1.35	1.2
自転車歩行者道	3.0	0.02	3.1	0.02	0.1
合計	228.8	1.32	230.1	1.37	1.3
					0.05

### カ 歩道橋

種別	箇所数 (箇所)		
	平成27 (2015) 年 3月31日 現在	令和2 (2020) 年 3月31日 現在	比較増減
歩道橋	5	5	0
合計	5	5	0

※1 別名ふるさと財団。地域における民間能力の活用や民間部門を支援するため昭和63（1988）年に発足した財団法人。

# 基本計画 第4章 計画の策定にあたって

## キ 橋りょう

種別	平成27(2015)年3月31日現在			令和2(2020)年3月31日現在			比較増減		
	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )
RC橋	41	193.5	1,254.10	39	162.11	1,136.33	-2	-31.4	-117.77
鋼橋	1	42.1	244.18	4	171.25	946.04	3	129.2	701.86
合計	42	235.6	1,498.28	43	333.36	2,082.37	1	97.8	584.09

橋りょう 長さ	平成27(2015)年3月31日現在			令和2(2020)年3月31日現在			比較増減		
	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )
15m未満	39	163.5	1,036.60	40	175.17	1,100.58	1	11.7	63.98
15m以上	3	72.1	461.68	3	158.19	981.79	0	86.1	520.11
合計	42	235.6	1,498.28	43	333.36	2,082.37	1	97.8	584.09

## ク 公園

種別	平成27(2015)年3月31日現在			令和2(2020)年3月31日現在			比較増減	
	箇所数 (箇所)	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	箇所数 (箇所)	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	箇所数 (箇所)	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	箇所数 (箇所)	敷地面積 (m <sup>2</sup> )
都市公園	37	455,090.93	42	483,297.97	5	28,207.04		
児童遊園	49	32,758.34	49	32,758.34	0	0.00		
その他の公園(広場)	2	14,014.51	2	24,747.04	0	10,732.53		
合計	88	501,863.78	93	540,803.35	5	38,939.57		

### (3) 有形固定資産減価償却率

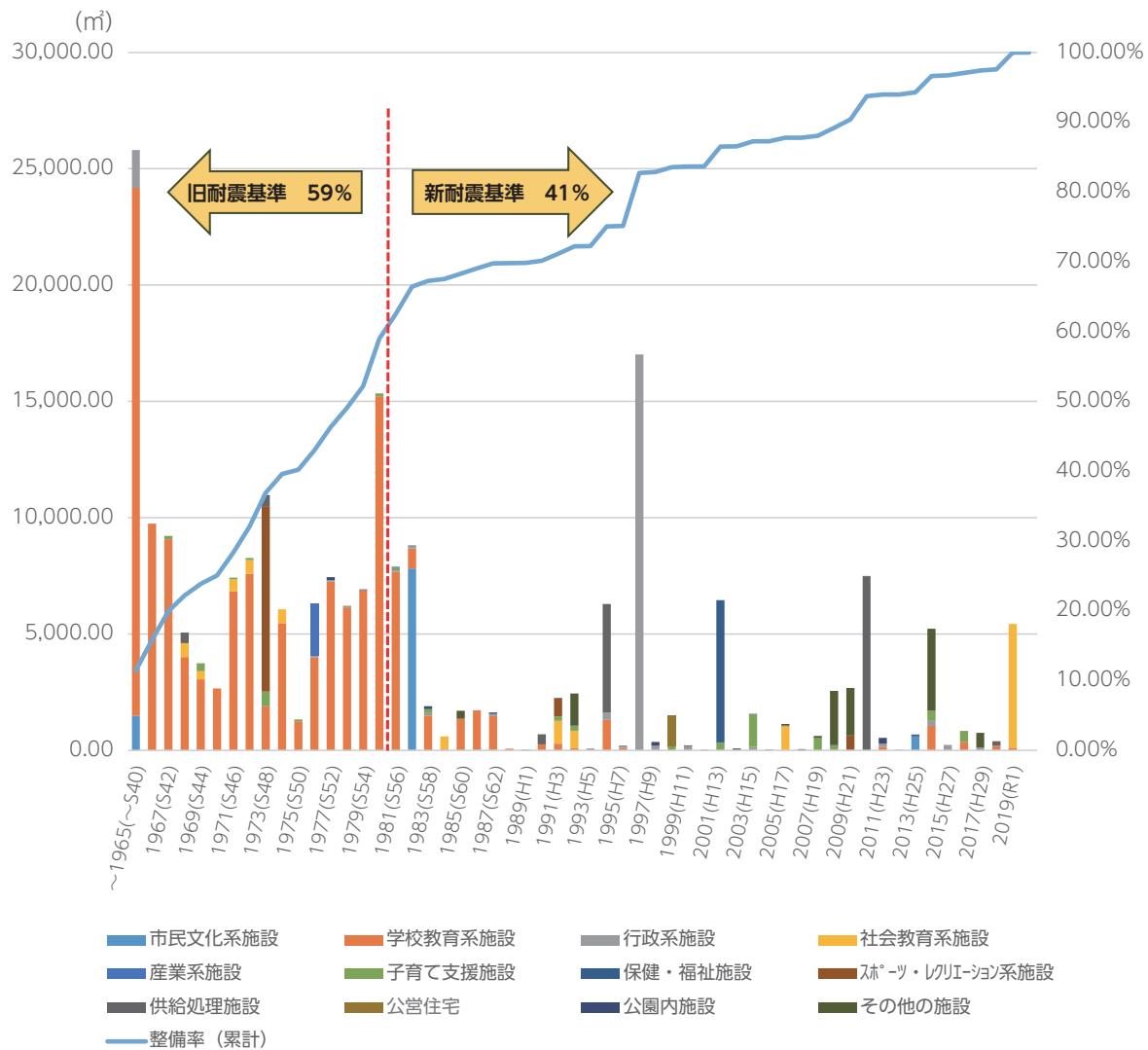
年度	減価償却累計額 (百万円)	有形固定資産(償却資産)額 (百万円)	有形固定資産減価償却率 (%)
平成29(2017)年度	53,458	87,342	61.2%
平成30(2018)年度	55,095	88,860	62.0%
令和元(2019)年度	56,773	96,175	59.0%

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産<sup>※1</sup>のうち、建物などの償却資産<sup>※2</sup>の取得価格に対する減価償却累計額<sup>※3</sup>の割合を表したもので、耐用年数に対して、資産取得時からどの程度経過しているのかを把握することができ、数値が高いほど資産の老朽化が進行していることとなります。

令和元(2019)年度はアキシマエンシスを整備したことなどにより、有形固定資産減価償却率は59.0%に減少しました。

- ※1 固定資産のうち、庁舎や学校、公民館など市が事業を行うための事業用資産と、道路や公園など市民の社会生活の基盤となるインフラ資産などを指す。
- ※2 土地などを除く、固定資産税の課税対象となる事業用資産の一つ。
- ※3 固定資産の購入費用を使用可能期間にわたり、分割して費用計上する会計処理を減価償却と言い、これまでに発生した減価償却費をすべて足し合わせた額を減価償却累計額と言う。

## ④建設年度別の総延床面積の推移



本市の公共施設等の整備状況を建設年度別に総延床面積でみると、特定の時期に集中して建設しています。昭和の時代では学校教育系施設が大半を占めており、昭和55（1980）年前後には旧つつじが丘南小学校、旧つつじが丘北小学校、福島中学校、瑞雲中学校等の学校教育系施設がまとまった時期に建設されています。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55（1980）年度以前に整備されたものは約59%に上ります。建設後に耐震補強工事を行い、耐震性能の改善はされていますが、建設経過年数を考慮すると、施設の劣化状況を把握すべきものが多くあることが分かります。また、平成に入ってからは、平成8（1996）年の市役所本庁舎が床面積では最も広い建設物となっていますが公共施設等の建設数は減少している傾向にあります。

## (2) 公共施設等総合管理計画策定からこれまでに実施した対策

公共施設等総合管理計画の策定時に定めた「令和18（2036）年度までに25,000m<sup>2</sup>を縮減」の縮減目標の達成に向け、これまでに実施した施設の面積縮減や、それに伴い削減された管理運営費及び更新等費用について算出しました。

### ①面積の縮減

平成27（2015）年3月時点での保有施設を対象とし、公共施設等の適切な維持管理と公共施設サービスの向上を前提に、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とし、公共施設等の維持管理に係る財源不足を解消するため、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5年間で取り組んだ内容は以下のとおりです。

施設類型	施設名称	縮減できた面積 (m <sup>2</sup> )	備考
社会教育系施設	旧市民図書館	1,520.38	移転・解体
子育て支援施設	旧つじが丘南学童クラブ	161.47	解体
保健・福祉施設	あきしま福祉作業所	493.26	譲渡
スポーツ・レクリエーション系施設	旧格技武道場	831.00	解体
スポーツ・レクリエーション系施設	旧拝島公園プール	292.58	解体
供給処理施設	クリーンセンター	19.22	管理棟建替え等に伴う面積減
公園内施設	東町北部児童遊園運動用具入	18.37	解体
その他	東中神駅前公衆便所	18.85	解体
延床面積合計		3,355.13	

上記のうち、旧市民図書館は機能移転を前提とした解体のため、面積縮減の対象とはなっていません。また、対象となる施設では学校の増築等により1,474.40m<sup>2</sup>が面積増となっており、実際に縮減できた延床面積は360.35m<sup>2</sup>となります。

縮減できた面積 (m <sup>2</sup> ) A	旧市民図書館 (m <sup>2</sup> ) B	増築等による面積増 (m <sup>2</sup> ) C	実際の縮減面積 (m <sup>2</sup> ) A - B - C
3,355.13	1,520.38	1,474.40	360.35

## ②面積縮減で削減された費用

①による面積縮減により、施設の更新等や管理運営にかかる費用が削減されました。

面積縮減等を行った以下の主な施設について、削減された費用を試算したところ、令和18(2036)年度までの間で、合計13.4億円の効果額となりました。

施設名称	削減された 更新等費用	削減された 管理運営費等	効果額	備考
あきしま福祉作業所	2.8億円	—	2.8億円	譲渡による縮減
旧格技武道場	4.3億円	0.9億円	5.2億円	解体による縮減
旧羽島公園プール	0.9億円	1.8億円	2.7億円	解体による縮減
旧市民図書館	9.3億円	-6.6億円	2.7億円	解体及びアキシマエンシスへの指定管理者制度導入
効果額合計			13.4億円	

※ 削減された更新等費用には、施設を維持した場合にかかる更新費用などが含まれます。

※ 削減された管理運営費等には、施設を維持した場合にかかる管理運営費用が含まれます。

なお、旧市民図書館については、削減された管理運営費等が37.9億円でしたが、アキシマエンシスにおいては、指定管理者制度導入後の管理運営費等が44.5億円となったため、マイナス表記(=増額)としています。

## (3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込み

公共施設等総合管理計画の策定時では、平成29（2017）年度から令和18（2036）年度までの20年間における財政推計により、約190億円の財源不足額が発生すると試算し、その解消を図るための縮減目標として「令和18（2036）年度までに25,000m<sup>3</sup>を縮減」と定めました。

また、令和3（2021）年3月に策定した個別施設計画では、この公共施設等総合管理計画に定めた縮減目標の達成に向け、各施設において可能なものは長寿命化を図るとともに、実施時期が集中することのないよう事業費を平準化する等、計画期間内の対策費用の圧縮に努めました。

ここでは、公共施設等総合管理計画策定時の財政推計と個別施設計画の対策費用を比較することで、どのくらい費用を圧縮することができたかを試算し、公共施設等総合管理計画の改定にあたっての課題を整理していきます。

なお、比較にあたっては、事業費から国庫支出金や都道府県支出金<sup>\*1</sup>などの特定財源を差し引いた一般財源<sup>\*2</sup>を対象とし、年度については平成29（2017）年度から令和18（2036）年度までの20年間を対象としました。

<計画期間>



(注1) 平成29（2017）年度～令和元（2019）年度については決算額、令和2（2020）年度については当初予算額における維持補修費及び投資的経費に対する一般財源額

(注2) 公共施設等総合管理計画が計画期間を20年間としていることから、個別施設計画も計画期間を20年間としました。

なお、公共施設等総合管理計画における計画期間（平成29（2017）年度～令和18（2036）年度）での比較とすることから、個別施設計画における令和19（2037）年度から令和22（2040）年度は比較対象外としています。

進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には隨時見直します。

\*1 特定の事業を行うために国や都道府県から市町村へ交付される支出金。

\*2 地方税など、使途が特定されず、どのような経費にも充当することができる財源。

## ①公共施設等総合管理計画における20年間の財政推計

平成29(2017)年3月に策定した公共施設等総合管理計画では、平成29(2017)年度から令和18(2036)年度までの20年間における財政推計を試算した結果、市が保有するすべての公共施設等を維持していくためには、次のとおり、大幅な財源不足額が生じることを見込んでおり、財源不足額190億円に地方税3,930億円を加えた一般財源額は4,120億円となります。

		(億円)
項 目		H29～R18 20年間の合計
歳入 (A)	地方税	3,930
	国庫支出金	1,835
	都道府県支出金	1,318
	その他	1,367
	歳入合計	8,450
歳出 (B)	人件費	1,129
	扶助費	3,221
	公債費	292
	維持補修費	54
	繰出金	1,043
	投資的経費	780
	その他	1,928
	歳出合計	8,447
追加で発生が見込まれる財源 (C)		210
追加で発生が見込まれる 更新費用 (D)	公共施設	366
	インフラ資産	37
	追加更新費用合計	403
財源不足額 (A - B + C - D)		190
		一般財源額 4,120億円

また、上記のうち、維持補修費や投資的経費など、公共施設等の維持・更新等のための収支のみに限定した一般財源額を試算すると、以下のとおり396億円となります。

公共施設等総合管理計画における20年間の財政推計		
うち公共施設等の 維持・更新等のための収支		
国庫支出金、都道府県支出金、その他	4,520億円	631億円
追加で発生が見込まれる財源	210億円	210億円
歳入(地方税を除く) 計	4,730億円	841億円
維持補修費、投資的経費	834億円	834億円
その他(人件費、扶助費など)	7,613億円	－
追加で発生が見込まれる更新費用	403億円	403億円
歳出 計	8,850億円	1,237億円
一般財源額(歳出計-歳入計) 計	4,120億円	396億円

## ②個別施設計画における今後の見込額

令和3（2021）年3月に策定した個別施設計画では、公共施設等にかかる対策費用の平準化や長寿命化等により、令和22（2040）年度までの計画期間内における費用の圧縮を図り、財源不足の解消に努めました。

各施設における施設類型別の対策費用及び見込まれる特定財源を差し引いた一般財源額は以下のとおりとなります。

施設類型 (中分類)	対象施設	対策費用 (千円)	左のうち 一般財源額 (千円)
集会施設	市民総合交流拠点施設※等	1,377,000	462,000
文化施設	市民会館・公民館	1,948,000	543,000
学校	小・中学校等	25,421,000	14,758,000
その他教育施設	学校給食共同調理場	1,987,000	507,000
庁舎等	本庁舎等	1,632,000	465,000
消防施設等	消防団詰所、備蓄倉庫等	127,000	127,000
市立会館	市立会館	1,551,000	561,000
図書館	図書館本館・分館・分室	206,000	206,000
幼保・こども園	保育園等	376,000	376,000
幼児・児童施設	児童センター、学童クラブ	890,000	871,000
保健施設	保健福祉センター	1,224,000	613,000
高齢福祉施設	高齢者福祉センター等	249,000	249,000
スポーツ施設	総合スポーツセンター等	2,794,000	2,255,000
供給処理施設	清掃センター等	3,848,000	3,062,000
公園内施設	公園便所等	105,000	105,000
その他	自転車等駐車場	265,000	265,000
合計 令和3（2021）～令和22（2040）年度までの額		44,000,000	25,425,000
うち、令和3（2021）～令和18（2036）年度までの額		36,760,000	20,540,000

※ 現時点での正式名称ではありません。

個別施設計画における公共施設等の令和3（2021）年度から令和18（2036）年度までの対策費用は約368億円、一般財源額は約205億円となることが見込まれています。

また、これらに含まれていない市営住宅や道路・橋りょうなどのインフラ整備に伴う対策費用等を加えた金額は以下のとおりとなります。

	歳出額	一般財源額
個別施設計画における公共施設等	367.6億円	205.4億円
市営住宅、道路、橋りょう等	98.9億円	54.4億円
計	466.5億円	259.8億円

さらに、平成29（2017）年度から令和2（2020）年度における維持補修費及び投資的経費を加えたうえで、20年間の財政推計を試算すると以下のとおりとなり、**一般財源額は295.1億円**となります。

	歳出額	地方税を除く歳入額	一般財源額
平成29（2017）～令和2（2020）年度 ※	178.2億円	142.9億円	35.3億円
令和3（2021）～令和18（2036）年度	466.5億円	206.7億円	259.8億円
20年間 計	644.7億円	349.6億円	295.1億円

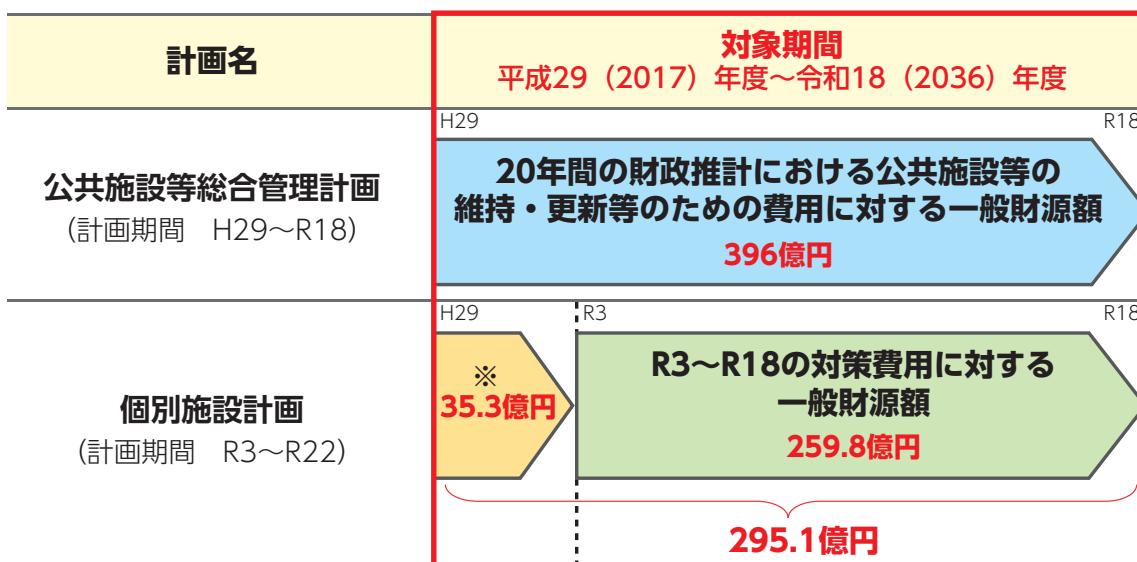
※ 平成29（2017）年度～令和元（2019）年度は決算、令和2（2020）年度は当初予算における維持補修費及び投資的経費の額

## ③一般財源額の比較による圧縮額の算出

①の公共施設等総合管理計画における財政推計より算出した公共施設等の維持・更新等のための費用に対する一般財源額と②の個別施設計画における対策費用等に対する一般財源額とを比較すると、

396.0億円 - 295.1億円 = 100.9億円 となります。

▼  
**圧縮された一般財源額**



※ 平成29（2017）年度～令和元（2019）年度については決算額、令和2（2020）年度については当初予算額における維持補修費及び投資的経費に対する一般財源額

## ④一般財源額の圧縮要因と今後の課題について

個別施設計画において、公共施設等にかかる対策費用の平準化や長寿命化を図ることとしましたが、これらの施設等については、**更新時期を計画期間外である令和19（2037）年度以降に実施することとしたため、一時的に一般財源額が圧縮できたに過ぎません。**

将来の公共施設等の更新等にかかる需要に対応していくため、引き続き面積縮減及び財源確保に向けた取組を進めていく必要があります。

## (4) 現状や課題に関する基本認識

### ①人口減少や新たな生活様式への対応に伴う施設ニーズの変化

本市の将来展望による人口推計では、令和2(2020)年の113,589人から、40年後の令和42(2060)年には18,070人(15.9%)減少する、95,519人と見込んでいます(78ページ参照)。これと同時に、少子高齢化の進行も見込んでおり、高齢者人口(65歳以上)の増加と生産年齢人口(15~64歳)の減少に伴う世代構成の変化により、公共施設等へのニーズが変化することが予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、密を避け、換気を十分に行うなど、新たな生活様式に対応した施設管理を行っていく必要があります。

このような様々な施設ニーズの変化に対し、既存施設の活用や整備を通じ、適切に対応していく必要があります。

### ②公共施設等の老朽化への懸念

本市の公共施設等の整備状況を建築年度別に総延床面積でみると、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和55(1980)年度以前に集中し、約59%に上ります(120ページ参照)。建設後に耐震補強工事を行い、耐震性能の改善はされているものの、建築から年月を経ている施設は老朽化等の安全・安心の観点から課題について、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

### ③面積縮減に向けた取組の推進

公共施設等総合管理計画における公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標「令和18(2036)年度までに25,000m<sup>2</sup>縮減」に対し、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間で縮減できた延床面積は360.35m<sup>2</sup>となっており、面積縮減が進んでいない状況です(121ページ参照)。

これは、校舎棟の増築等により面積が増となった施設があることや、新型コロナウイルス感染症の影響等により、縮減に向け検討を進めていた施設を取り巻く環境が大幅に変化したことなどが挙げられます。とりわけ、避難所となる施設については、昭島市洪水・土砂災害ハザードマップに基づく浸水想定区域や感染症対策を踏まえた見直しを図っていく必要があるとともに、面積縮減に向け民間活力を活用した運営も含めて検討していかなければなりません。

## ④公共施設等の更新需要への対応

平成29(2017)年度から令和18(2036)年度までの20年間における公共施設等の維持・更新等のための費用は、個別施設計画の対策費用を反映させると644.7億円、一般財源額で295.1億円となり、公共施設等総合管理計画策定時における試算より約100億円の一般財源額の圧縮が図られました(127ページ参照)。

しかしながら、個別施設計画の対策費用は、施設の耐用年数を延ばす長寿命化や費用の平準化を図ったことによるものであり、耐用年数の到来とともに多額の更新費用がかかることには変わりがありません。特に、建築物の延床面積の半分以上を占める学校については、公共施設等総合管理計画の計画期間である令和18(2036)年度までに建設から60年を経過する施設が多く、これらの長寿命化を図ったことにより、計画期間内の更新費用は圧縮できたものの、令和19(2037)年度以降にその更新費用を負担しなければなりません。また、学校以外の公共施設等についても、同様に長寿命化を図ったものが多くあり、これらの更新需要への対応が課題となっています。

## ⑤公共施設等にかけられる財源の限界

「(3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る今後の見込み」において、平成29(2017)年度から令和18(2036)年度までの20年間における公共施設等の維持・更新等のための費用は、推計で644.7億円、一般財源額で295.1億円となることを示しましたが、この一般財源額の大部分は市税収入です(126ページ参照)。

新型コロナウイルス感染症の影響や生産年齢人口の減少等を踏まえると、今後の市税収入は大変厳しい状況が予想されます。その中にあって、社会保障関連事業費の増加に加え、学校給食共同調理場の整備をはじめ、総合スポーツセンターの老朽化への対応、新たな可燃ごみ処理施設のあり方の検討等を予定している本市にとっては、これまでと同様の行財政運営では、対応が非常に困難な状況です。

公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、引き続き公共施設等の総量縮減、縮小及び適正な再配置や長寿命化等による財政負担の平準化に努めていかなければなりません。

## (5) 課題を踏まえた公共施設等の保有量（縮減目標）について

前述の「(4) 現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、本市では**引き続き「令和18(2036)年度までに25,000m<sup>2</sup>を縮減」を公共施設等の適正な保有量を確保するための縮減目標とし、基本方針に基づく面積縮減に向けた取組及び更なる更新等費用の圧縮に努めていくこととします。**

なお、計画の中間年となる令和9(2027)年度の改定時に、縮減面積や更新等費用を検証し、その結果を踏まえた縮減目標の設定について改めて検討していきます。

■ 公共施設等におけるサービスの維持向上と安全性を確保するための縮減目標

**令和18(2036)年度までに25,000m<sup>2</sup>縮減**

## (6) 公共施設等の管理に関する基本方針

基本方針は、平成29(2017)年3月に策定した公共施設等総合管理計画の10の基本方針を踏襲し、適切な公共施設等の管理に取り組みます。

- ① 公共施設等については、平成27(2015)年3月時点での保有施設を対象とし、今後20年間の財政推計の結果を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とするため、25,000m<sup>2</sup>の縮減を目標とします。なお、道路、橋りょう、上・下水道といったインフラについては、産業や生活の基盤として整備され、市民生活の根幹をなすものであることから、縮減目標は設定しませんが、管理に関する基本方針を踏まえ、適切な管理を実施します。
- ② 人口規模や財政状況を踏まえて、公共施設等の改修・建替えにかかる経費と提供するサービス水準のバランスを取りながら、施設の建替え・維持補修を進めていきます。
- ③ 公共施設等の建替えを実施する際には、「複合化」や「多機能化」といった手法により、施設を再編していきます。
- ④ 地域ごとに必要となる集会施設等については、地域間での不均衡が生じないよう適切な再配置、再編に努めるとともに、基幹的な公共施設等については、その利用目的に応じて利便性の良い中核的な地域に集約していくことを検討します。
- ⑤ 既存施設の建替えにあたっても行政サービスの必要水準(質)及び総量に着目し、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らないよう努めます。また、既存施設を活用した複合施設を検討したうえで、施設面積の総量縮減に努めます。
- ⑥ 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図ることとし、「複合化」、「多機能化」といった手法で施設を再編していくことを前提に、既存施設の更新等を優先的に行い、新規施設の建設は最小限にとどめます。新規施設の建設を実施する場合においても行政需要とコストバランスに配慮し、後の世代に負担を先送りすることがないよう特定財源の確保を図ります。

- ⑦ 今後も引き続き使用していくことが見込まれる施設は「長寿命化」を図るとともに、改修にあたっては、バリアフリー<sup>\*1</sup>やユニバーサルデザイン<sup>\*2</sup>の推進、省エネルギー性能の向上、環境に配慮した取組等、時代の変化に応じた施設機能の向上を図っていきます。
- ⑧ 市が保有する財産のうち遊休地については、今後の施設の再編を配慮する中で、積極的な売却に努め、市が有償使用している国有地等については、将来負担を軽減するため買入れの検討を進めます。
- ⑨ P P P<sup>\*3</sup>／P F I<sup>\*4</sup>等、民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組を続けるなど、地域経営を意識した施設運営を図ります。
- ⑩ 公共施設マネジメントを実施するにあたっては、公共施設等を管理する課の職員で構成する庁内連携体制を組織し、公共施設計画検討委員会での検討を踏まえ、全庁的な観点から合理的な意思決定を行います。

---

\*1 障害のある方や高齢者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方。

\*2 障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方。

\*3 Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

\*4 Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

## (7) 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針

昭島市の公共施設等に関する“10”の基本方針を着実に推進し、公共施設等の適切な維持・管理を図るため、以下の9項目の具体的な実施方針に基づき、公共施設等の管理等に取り組んでいきます。

### ①点検・診断等の実施方針

- ・定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・法律等により義務付けられている法定点検を実施することはもとより、法定点検以外の部分においても、日常的な点検や定期的な簡易劣化診断を自主的に行います。
- ・点検・診断の結果については、データベース化等を図り、今後の施設長寿命化に向けた維持管理、修繕、更新等の際の基礎データとして活用します。

### ②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後も維持していく公共施設等については、昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づき、不具合が生じてから対応していた事後保全から、定期的な点検を実施し、施設の状態を把握することで劣化の状態を予測し、適切な時期に適切な措置を行う予防保全へと転換し、計画的に管理していきます。
- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積し、建物の状態を正確に把握し、各種点検、診断等の結果や施設の重要度も踏まえて中長期的な視点で優先度をつけて、計画的に修繕・更新等を実施します。
- ・施設規模が大きく更新等に多額の費用を要する場合は、優先度に応じて計画を見直し、事業の前倒しや先送りを行い財政負担の軽減や平準化を図ります。
- ・同種の施設が多数存在する施設の更新等に際しては、利用者の利便性等を踏まえ、更新等の時期が集中しないように配慮し、計画的に実施します。
- ・社会情勢等を勘案し、時代のニーズに合わせた施設の機能転換や複合化等により、魅力のある施設へと再構築し、効率的・効果的で持続可能な行政サービスの提供を図ります。
- ・建物の建替えや管理運営にあたっては、PPP／PFIの積極的な活用を推進します。
- ・市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更しやすい簡素な施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理、修繕、更新等を合理的に進めます。
- ・施設の更新等の際には、利用状況を見極め、同等の施設規模にこだわらずに面積縮減を図ります。

### ③安全確保の実施方針

- 既に短期での建替えが想定されている施設については、新施設の供用開始までの間の安全確保に十分な措置を講じます。
- 点検・診断等により著しい危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- 長寿命化の際に構造体の健全性を確保するため、大規模改修時には詳細な健全度診断を実施し、コンクリートの強度及び中性化の進行等を確認していくとともに、健全度が万全でないと判断された場合には計画的な補強や建替え等の検討を実施します。
- 今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置をとります。
- 施設の用途、利用状況等を踏まえ、必要性や優先度を判断し、安全確保対策を実施します。
- 施設の建替えや統廃合を検討する際には、災害時の避難場所の確保という点を考慮して検討を進めます。

### ④耐震化の実施方針

- 本市の公共施設等については「昭島市耐震改修促進計画」に沿って、法定基準内の耐震化は平成27（2015）年度までにおおむね終了しており、引き続き非構造部材<sup>※1</sup>等の耐震化に努めます。
- 非構造部材の耐震化を進めるにあたっては、災害拠点かどうか、多数の市民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を決定します。
- 道路、橋りょう、上・下水道をはじめとするインフラについても、引き続き、計画的に耐震化を進めています。

※1 建築物を構成する部材のうち、外壁材、天井材、間仕切り、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取り付けられる部材。柱やはり、床などの構造体と区分される。

## ⑤長寿命化の実施方針

- 既に短期間での建替えが予定されている施設については、新施設の供用開始までの間、施設の安全対策に努め、修繕等については必要最低限にとどめます。建替えが予定されていない施設については、長寿命化を図ります。
- 昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画のほか、個別施設ごとの長寿命化計画が策定されている施設については計画に沿った着実な施策実施を行います。
- 長寿命化計画を未策定の施設のうち、計画策定の必要のある施設については、早急に計画を策定し、長寿命化に着手します。
- 市民とともに、大切に公共施設等を取り扱っていくことで、少しでも長く施設を利活用できるよう進めていきます。
- インフラについてはライフサイクルコストの最小化を意識して、必要な長寿命化を行っていきます。

## ⑥バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進方針

- 施設の改修や更新等を行う際には、段差解消、手すりや誰でもトイレの設置、移動円滑化経路の整備などのバリアフリー化を進めます。また、障害の有無や年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安心して快適に利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

## ⑦環境への配慮や時代のニーズに対応した更新等の推進方針

- 施設の改修や更新等を行う際には、LED照明や省エネ型高効率機器の採用など、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、普及に努めます。また、デジタル化に対応した設備の高機能化や、避難所機能を有する施設への機械換気等による感染症対策など、時代のニーズに対応した施設となるよう検討を進めます。

## ⑧統合や廃止の推進方針

- 施設の建替えが行われる際は機能の集約化を図るなど建物の総量縮減の可能性を検討します。
- 今後利用者の減少が想定される施設は、利用者の動向を踏まえて統廃合等を検討します。
- 今後利用者の増加が想定される施設については、短期的な需要ではなく中長期的な需要を踏まえた施設の配置や、民間との役割分担等を踏まえた検討を行います。
- 人口減少が急激に進む地域については、今後どのような地域コミュニティとしていくのかということも合わせて議論し、公共施設等の見直しの検討を進めていきます。
- 公共施設等の類型ごとに必要な総量を見直し、機能の重複を解消していきます。
- 公共施設等の多機能化・複合化の取組を進めていきます。
- 単独行政で運用するより広域行政で運用する方が効果的な施設や、広域利用が可能な施設

については、近隣市との広域連携に向けた検討に努めます。

- ・公共施設等を整備する場合には、過度な装飾・装備等は行わず、機能とライフサイクルコストの最小化を意識した設計としていきます。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、維持管理経費の縮減を進めます。
- ・施設廃止後の跡地利用等については、遊休地化させず有効に活用できるよう検討し、現在保有している遊休地等についても有効活用を図るとともに、民間への売却、定期借地等を検討し、財源確保に努めます。
- ・今後の高齢化率の上昇を踏まえ、施設への移動手段確保の視点を持ち検討していきます。

#### ⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等総合管理計画の進捗管理を適切に行い、公共施設等の維持管理に着実に取り組んでいきます。
- ・公共施設マネジメントシステムの運用を開始し、公共施設等に関する情報の一元化を推進していきます。併せて、公共施設マネジメントシステムは、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。
- ・情報管理や情報共有の対象は、庁内の各課だけでなく指定管理者等の公共施設運営に係る関係者とします。
- ・職員一人一人が、経営的感覚を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。
- ・市と市民、NPO法人、企業等、様々な主体が連携して、公共施設等を含めた地域の資源を最大限活用しながら、地域の持続的な発展を目指します。

## (8) フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画で掲げる目標を達成するために、下記のとおり全庁的な推進体制で計画の基本方針を踏まえた取組を進めます。

### ①公共施設等の情報管理

公共施設等の情報管理は、公共施設マネジメントを所管する企画部行政経営担当を基軸とし、各施設担当課との情報連携の強化を図ります。さらに、企画部行政経営担当を公共施設等総合管理計画推進のための総括部門として位置づけ、課題や情報を集約するとともに、計画の進捗状況等を一元的に管理し、目標達成に努めます。

### ②庁内連携検討組織の活用

部門横断的な取組により課題解決を図るため、庁内連携検討組織を活用し、全庁的な取組体制を構築します。

### ③P D C Aマネジメント・サイクルの取組

公共施設等総合管理計画に基づく維持管理や更新、長寿命化、統廃合などの具体的な取組を進めていくために、P D C Aマネジメント・サイクルに取り組み、適切な進捗管理を行い、効果の検証、改善策の検討など継続的に計画の評価を行いながら、必要に応じて目標や方針の見直しを行います。



## 5 財政的な見通し（財政計画）

### （1）計画策定の目的

#### 【財政計画の目的】

- ① 基本計画（実施計画を含む）に掲載されている各種施策を推進する際の財源的な裏付け
- ② 予算編成や予算執行などの財政運営を計画的かつ効率的に行うための指針としての役割

長期化するコロナ禍の中、依然として社会経済情勢は先行き不透明な状況が続いています。その一方で、社会保障費は増加し続けており、公共施設の老朽化対策のほか、行政のデジタル化など新しい時代要請にも対応していかなければなりません。

いかなる財政環境においても、社会情勢の変化に対応しながら施策を推進していくためには、限られた財源を効果的・効率的に活用し、中長期的な視点に立った計画的な財政運営が求められます。

財政計画は、今後の収支見通しを明らかにし、基本計画における施策やその具体的な事業内容を示す実施計画事業を財源面から裏付けるとともに、財政運営の指針としての役割を担い、将来にわたり持続可能な自治体経営を行うことを目的とします。

### （2）計画内容、計画期間等

#### ①計画内容

本計画は次に掲げる事項をその内容とします。

- a. 収支の見通し
- b. 財政指標（実質公債費比率及び将来負担比率）の見通し
- c. 市債残高の見通し
- d. 積立基金残高の見通し
- e. 積立基金の目標額の設定

#### ②計画期間

収支、財政指標、市債残高、積立基金残高の見通しについては、前期基本計画と合わせ、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を推計します。

また、積立基金の目標額については、令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの後期基本計画期間における財政状況を見据え、令和8（2026）年度を目標年次とした金額を設定します。

### ③対象範囲

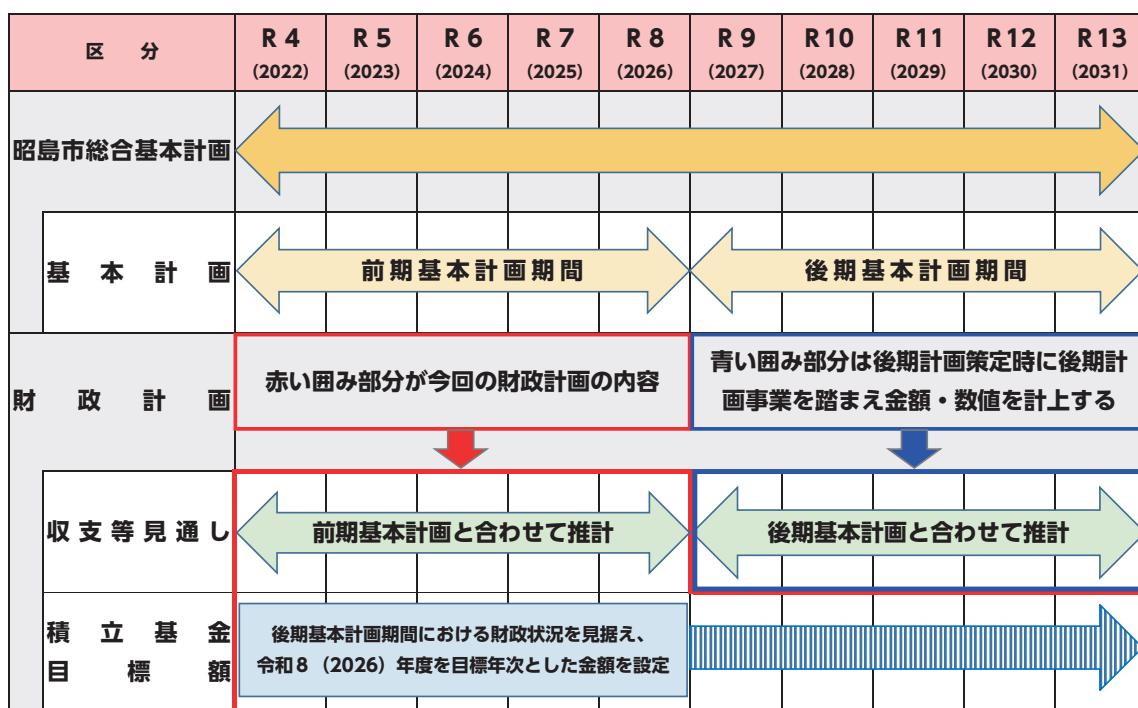
対象範囲については一般会計とし、会計区分は、国が地方財政の状況把握や比較・分析等を行うために用いる普通会計とします。

歳入については、予算科目別に算定し、歳出については、性質別により算定します。

### ④計画の見直し

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの前期基本計画期間における収支等の見通しは、経済動向や人口動態などの試算の前提条件に大幅な変化が生じた場合に、修正します。

令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの後期基本計画における収支等の見通しは、後期基本計画策定に合わせ、その計画期間における具体的な事業量と事業費を踏まえ、推計することとします。



### ⑤計画記載の数値について

計画で用いる数値は、特に注意書きがない場合は以下のとおりです。

- ・令和2（2020）年度までは決算額を用いています。
- ・令和3（2021）年度は一般会計補正予算第6号後の数値を用いています。
- ・令和4（2022）年度以降は推計値を用いています。

## (3) 財政見通しの概要について

### ①試算の前提条件

主な項目の試算の前提条件は以下のとおりです。

#### 【歳入】

項目	試算方法
市税	これまでの実績や今後の経済動向、人口動態などを勘案し推計しました。 固定資産税については、3年ごとの評価替えを見込みました。
地方譲与税及び各種交付金	令和3（2021）年度の当初予算額をもとに、これまでの交付実績や現在明らかになっている制度設計などを勘案し推計しました。
地方交付税	普通交付税は、令和3（2021）年度の交付決定額を勘案し推計しました。 特別交付税は、本市における交付実績及び対象事業の状況を勘案し推計しました。
国・都支出金	令和3（2021）年度の当初予算額をもとに、前期基本計画期間における事業を踏まえ、その事業費に充当される特定財源も勘案し推計しました。
繰入金	財政調整基金は、各年度の財源補填として収支調整を行いました。公共施設整備等資金積立基金などの特定目的基金は、前期基本計画期間における事業を踏まえ、その事業費に充当される所要額を年度ごとに推計しました。
地方債	建設事業債は、前期基本計画期間における事業を踏まえ、その事業費に充当される所要額を年度ごとに推計しました。 臨時財政対策債は、令和3（2021）年度の発行可能額を勘案し推計しました。

#### 【歳出】

項目	試算方法
人件費	職員人件費は、現行の給与水準をもとに推計しました。 会計年度任用職員報酬は令和3（2021）年度の当初予算額をもとに、これまでの実績や前期基本計画期間における事業などを踏まえ、推計しました。
公債費	令和2（2020）年度までの既借入額と令和3（2021）年度以降の借入見込額をもとに償還額を推計しました。
扶助費、物件費、補助費等、維持補修費など	令和3（2021）年度の当初予算額をもとに、これまでの実績や前期基本計画期間における事業などを踏まえ、推計しました。
繰出金	令和3（2021）年度の当初予算額をもとに、前期基本計画期間における事業や今後の人団動態などを踏まえ、推計しました。
投資的経費	公共施設等総合管理計画における個別施設設計画に基づく事業をはじめとした前期基本計画期間内の事業を踏まえ、推計しました。

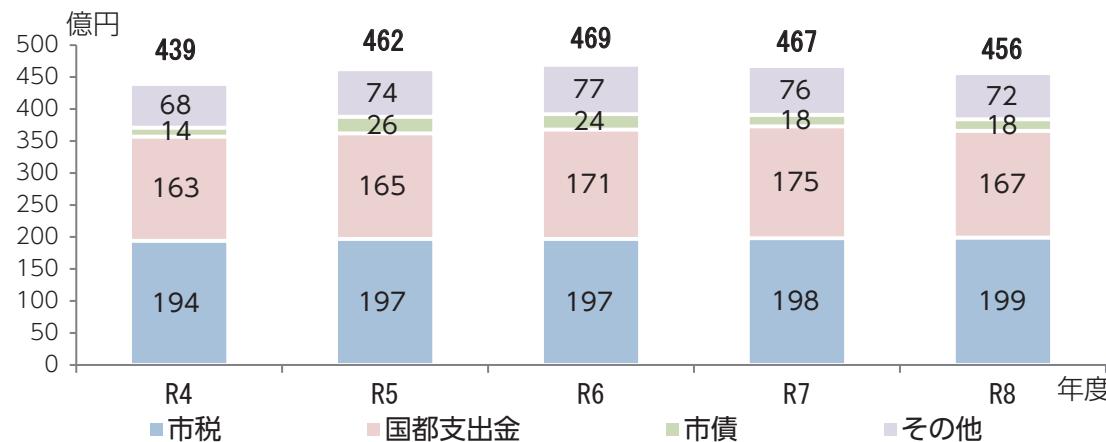
## ②財政見通しの概要

収支、市債残高、積立基金残高及び財政指標の推計値は以下のとおりです。

区分		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
歳 入	総 額	伸び率 43,927	5.3%	1.3%	▲0.4%	▲2.4%
一般財源等		伸び率 25,950	1.4%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.1%
市 税		伸び率 19,372	1.5%	0.1%	0.6%	0.7%
うち個人市民税		伸び率 7,195	7,281	7,338	7,418	7,495
うち法人市民税		伸び率 1,001	1,116	1,133	1,150	1,167
地方消費税交付金		伸び率 2,569	2,569	2,519	2,542	2,610
各種交付金等		伸び率 916	1,074	1,078	1,079	1,080
地方交付税		伸び率 410	460	460	360	310
うち普通交付税		伸び率 350	400	400	300	250
財政調整基金繰入金		伸び率 810	▲22.2%	▲4.8%	3.3%	▲3.2%
臨時財政対策債		伸び率 850	5.9%	0.0%	▲11.1%	▲18.8%
特定期財源		伸び率 17,977	19,913	20,580	20,437	19,337
国都支出金		伸び率 16,305	16,569	17,143	17,536	16,638
特定目的基金繰入金		伸び率 454	694	977	966	601
市債(臨時財政対策債等除く)		伸び率 531	1,691	1,503	1,014	1,156
歳 出	総 額	伸び率 43,927	46,239	46,854	46,671	45,557
義務的経費		伸び率 24,363	24,588	25,040	25,171	25,385
人 件 費		伸び率 6,100	5,871	6,138	6,041	6,159
扶 助 費		伸び率 16,346	16,854	17,102	17,355	17,635
公 債 費		伸び率 1,917	1,863	1,800	1,775	1,591
物 件 費		伸び率 7,193	7,089	7,383	7,626	7,402
補 助 費 等		伸び率 3,649	3,588	3,551	3,481	3,460
繰 出 金		伸び率 4,711	4,528	4,641	4,730	4,938
投 資 的 経 費		伸び率 3,177	5,671	5,307	4,645	3,457
市 債 残 高		18,091	18,887	19,559	19,669	19,955
借 入 (見込) 額		1,381	2,591	2,403	1,814	1,806
償 還 額 (元金)		1,846	1,795	1,731	1,704	1,520
基 金 残 高		12,473	11,453	10,322	9,270	8,500
財 政 調 整 基 金		5,375	4,747	4,149	3,531	2,932
公 共 施 設 整 備 等 資 金 積 立 基 金		5,533	5,437	5,243	5,042	4,888
そ の 他 特 定 目 的 基 金		1,565	1,269	930	697	680
実 質 公 債 費 比 率		0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
将 来 負 担 比 率		▲33.9%	▲25.6%	▲17.8%	▲12.5%	▲6.6%

## (4) 歳入の見通し

### ■ 歳入の見通し

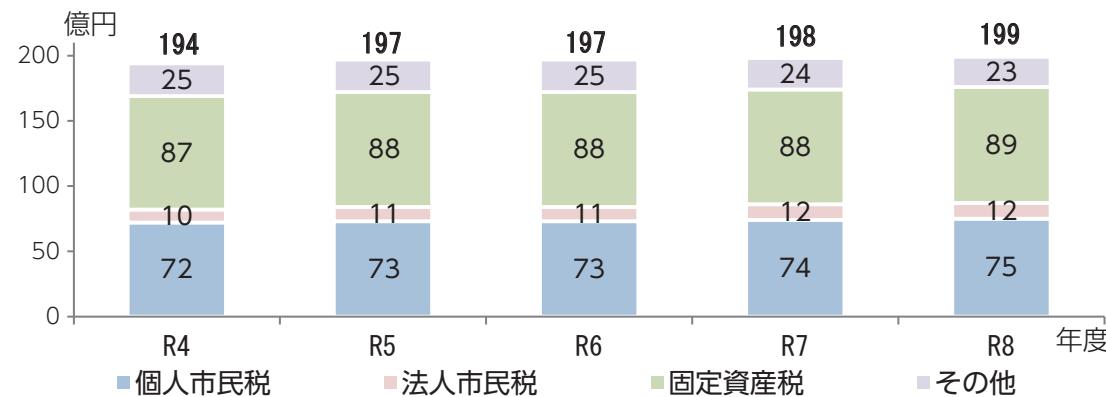


### ①市税収入の見通し

コロナ禍以降の経済動向について、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の今後の展望においては、中長期的に一定程度の経済成長が見込まれています。また、全国的には人口減少が進み、生産年齢人口の減少に比例し就業者数が減少する中であっても、本市の人口動態については、転入超過に支えられ、微増傾向で推移しており、加えて立川基地跡地昭島地区の大規模開発により、今後数年間は人口11万4千人程度、生産年齢人口も7万人程度を維持できる見通しです。

このような経済動向及び人口動態などを踏まえ、令和4（2022）年度からの前期基本計画期間内における個人市民税は増加傾向で推移していくものと見込んでいます。また、法人市民税についても、市内企業の動向などを勘案し、緩やかに増加していくものと見込んでいます。

### ■ 市税収入の見通し



## ②地方消費税交付金の見通し

地方消費税交付金は、曆日要因の影響により各年度において増減はあるものの、おおむね25億円から26億円程度で推移していくものと見込んでいます。

## ③税連動交付金（利子割交付金、配当割交付金、法人事業税交付金など）の見通し

税連動交付金は、おおむね令和4（2022）年度と同程度で推移していくものと見込んでいます。

令和2（2020）年度に創設された法人事業税交付金は、法人事業税額の一部が都道府県から市町村に従業者数に応じて按分して交付されますが、令和4（2022）年度までは経過措置として市町村の法人税割額も交付基準として併用し按分して交付されることから、その影響も見込んでいます。

## ④地方交付税の見通し

本市は、平成22（2010）年度から令和3（2021）年度まで12年連続で普通交付税の交付団体となっています。今後については、市民税収入の増など、一定程度の基準財政収入額の増が見込まれるもの、令和2（2020）年国勢調査人口の増などを背景として、基準財政需要額が基準財政収入額を依然として上回る見込みであることから、令和4（2022）年度以降も交付団体となるものと見込んでいます。

### 一般財源の見通し

個人・法人市民税などの一般財源の今後の見通しは、一定の増収を見込んでいます。しかしながら、歳出における扶助費や物件費の増加に対応するための財源補填として、臨時財政対策債の借入れや財政調整基金からの繰入れを見込まざるを得ない状況となっています。

（単位：百万円）

年 度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
一 般 財 源 額	24,290	24,796	24,774	24,814	24,970
市 税	19,372	19,670	19,694	19,810	19,947
地 方 消 費 税 交 付 金	2,569	2,569	2,519	2,542	2,610
各 種 交 付 金 等	916	1,074	1,078	1,079	1,080
地 方 交 付 税	410	460	460	360	310
補 填 財 源 額	1,660	1,530	1,500	1,420	1,250
財 政 調 整 基 金	810	630	600	620	600
臨 時 財 政 対 策 債	850	900	900	800	650
一 般 財 源 額 等 合 計	25,950	26,326	26,274	26,234	26,220
一 般 財 源 比 率	59.1%	56.9%	56.1%	56.2%	57.6%

## ⑤国都支出金の見通し

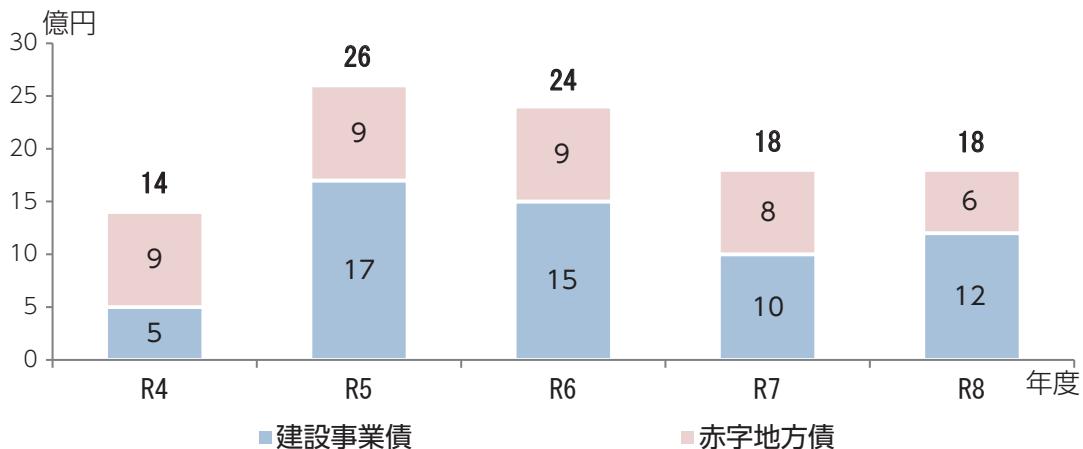
国都支出金のうち扶助費充当分については、障害者自立支援給付費をはじめとする扶助費が増加傾向にあることから、引き続き増加傾向で推移していくと見込んでいます。投資的経費充当分については、都市計画道路3・4・1号整備事業、学校給食共同調理場整備事業などの大規模建設事業のほか、前期基本計画期間内の事業に係る所要額を見込んでいます。

## ⑥市債借入額の見通し

市債のうち建設事業債は、前期基本計画期間内の投資的経費に係る借入れを見込んでいます。令和5（2023）年度以降、都市計画道路3・4・1号整備事業が本格化するほか、学校給食共同調理場整備事業や本庁舎大規模改修事業などの大規模建設事業が予定されていることから、多額の借入れを見込んでいます。

臨時財政対策債については、本来地方交付税として交付されるべき財源であることから、財源不足への対応として発行可能額での借入れを見込んでいます。

### ■ 市債借入額の見通し



### ⑦特定目的基金繰入額の見通し

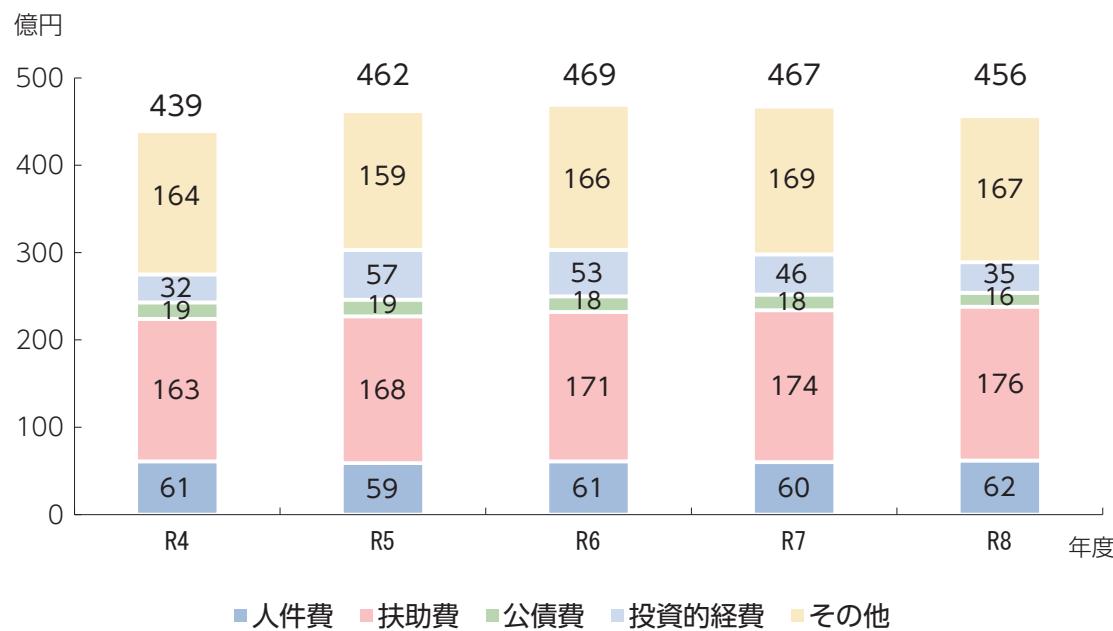
公共施設整備等資金積立基金は、引き続き清掃センター焼却施設補修事業や市道路線等維持補修事業への繰入れを見込むほか、市債借入額の抑制を図るため、小・中学校大規模改造工事などについても一定額の繰入れを見込んでいます。

緑化推進基金は、令和元（2019）年度から崖線緑地・公共施設樹木保全事業への対応として一定額の繰入れを行っています。令和4（2022）年度以降も同事業の財源としての繰入れを見込んでいます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金は、引き続き教育や医療に関する事業への繰入れを見込んでいます。また、令和7（2025）年度までは、市民総合交流拠点施設整備事業への財源としての繰入れを見込んでいます。

## (5) 歳出の見通し

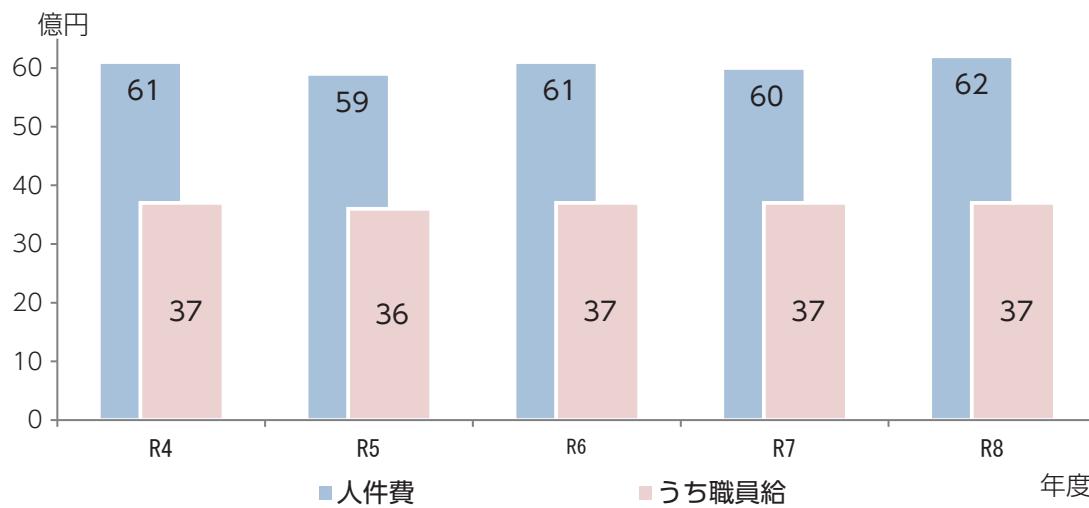
### ■ 性質別歳出額の見通し



### ①人件費の見通し

人件費のうち職員給については、現行の給与水準を基に見込んでいます。また、会計年度任用職員報酬額は、令和3（2021）年度の当初予算額をもとに、前期基本計画期間における事業を踏まえ見込んでいます。人件費総額は、おおむね横ばいで推移していくものと見込んでいます。

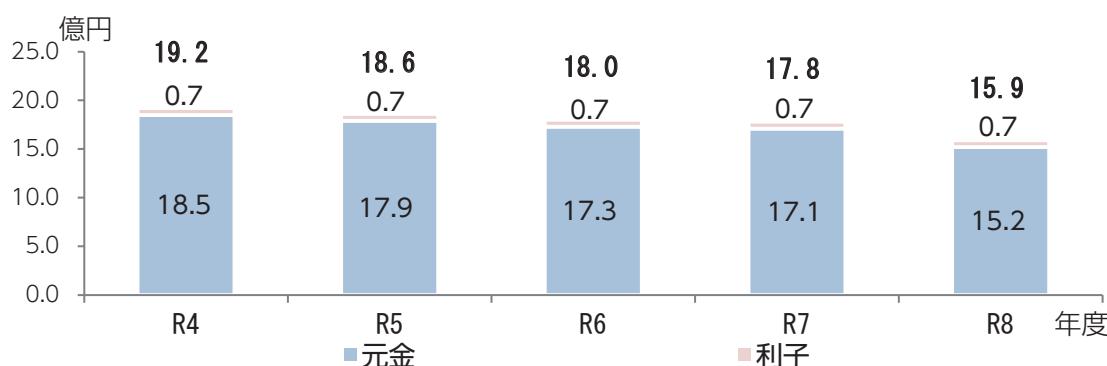
### ■ 人件費及び職員給の見通し



## ②公債費の見通し

公債費については、前期基本計画期間内においては緩やかに減少する見込みとなっています。しかしながら、歳入の見通しで示したとおり、令和5（2023）年度以降は大規模建設事業への対応として、多額の市債の借入れを見込んでいます。令和5（2023）年度借入れの市債の元金償還が令和9（2027）年度以降から始まるため、令和9（2027）年度以降は徐々に公債費が増加する見込みです。今後も公債費の動向を把握し、急激な増加とならないよう、できる限り市債発行額の抑制を図ります。

### ■ 公債費の見通し



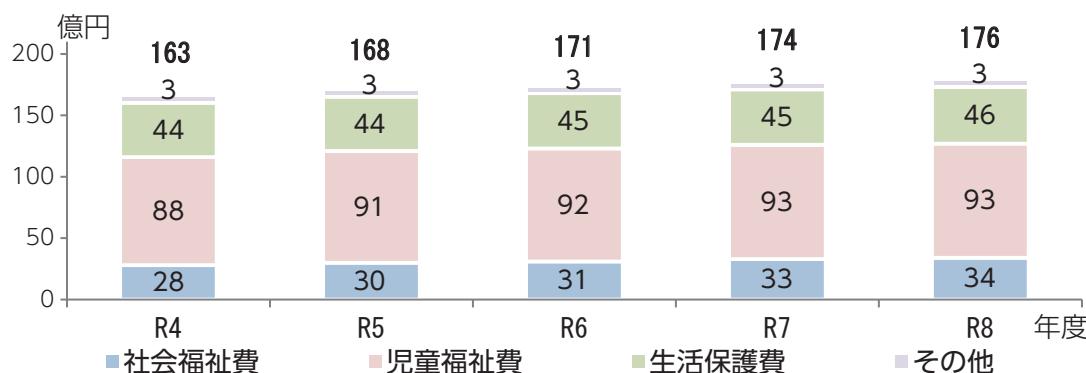
## ③扶助費の見通し

社会福祉費は、大部分を占める障害者自立支援費がサービス利用者の増などに伴い、今後も増加していくものと見込んでいます。

児童福祉費は、保育所関連経費における扶助費が待機児童対策に伴う定員数の増や国の公定価格の増などにより、増加していくものと見込んでいます。また、障害児給付事業についても利用者数の増などにより、今後も増加していくものと見込んでいます。

生活保護費については、伸び率の鈍化が見られるものの、高齢化の影響などから一定程度増加傾向で推移すると見込んでいます。

### ■ 扶助費の見通し



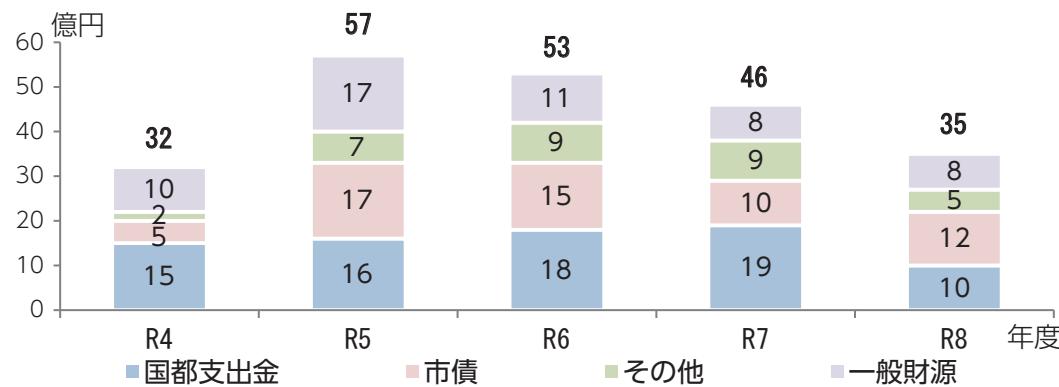
## ④物件費の見通し

物件費は、施設の維持管理経費などの経常経費に加え、前期基本計画期間における事業を踏まえ推計しています。おおむね70億円前後で推移していくものと見込んでいますが、令和6（2024）年度以降、行政デジタル化に向けたシステム整備が本格化することから、一定程度の増を見込んでいます。

## ⑤投資的経費の見通し

投資的経費は、公共施設等総合管理計画における個別施設計画に基づく事業をはじめとした前期基本計画期間内の事業を踏まえ、推計しています。前期基本計画期間においては、令和9（2027）年度中の供用開始に向けて本格化する都市計画道路3・4・1号整備事業などの道路整備事業のほか、学校給食共同調理場整備事業、市民総合交流拠点施設整備事業や本庁舎大規模改修事業などの個別施設計画に基づく事業も本格化します。また、個別施設計画の対象外事業においても、令和5（2023）年度の開園に向けた民間保育施設整備事業などを予定しており、前期基本計画期間内の5年間で総額223億円程度と多額の事業費を見込んでいます。令和9（2027）年度以降も個別施設計画に基づき各施設の改修事業が実施されます。また、労務単価の上昇や資材単価の高騰、諸経費率の上昇など、予定事業費の変動についても注視する必要があります。こうしたことから、これまで以上に国都支出金をはじめとする特定財源の積極的な確保に努めるとともに、基金の充実を中心とした将来負担への備えも講じていかなければなりません。

### ■ 投資的経費（財源内訳）の見通し



### 前期基本計画期間内における主な大規模建設事業

事業名	事業費
都市計画道路3・4・1号整備事業	35億円程度
学校給食共同調理場整備事業	25億円程度
市民総合交流拠点施設整備事業	13億円程度
本庁舎大規模改修事業	13億円程度

## (6) 財政指標（実質公債費比率及び将来負担比率）の見通し

実質公債費比率及び将来負担比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される財政指標です。これは地方自治体の財政破綻を未然に防ぐために財政の健全性を判断し、悪化した場合には早期の健全化につなげるもので、それぞれ国が定めた早期健全化基準が設けられています。その基準を超えると財政健全化計画を定めて悪化した市の財政を建て直すことになります。早期健全化基準は実質公債費比率25%、将来負担比率350%と定められており、数値が低いほど健全な財政状況であるといえます。前期基本計画期間内においてはいずれも基準を大幅に下回ると見込んでいます。

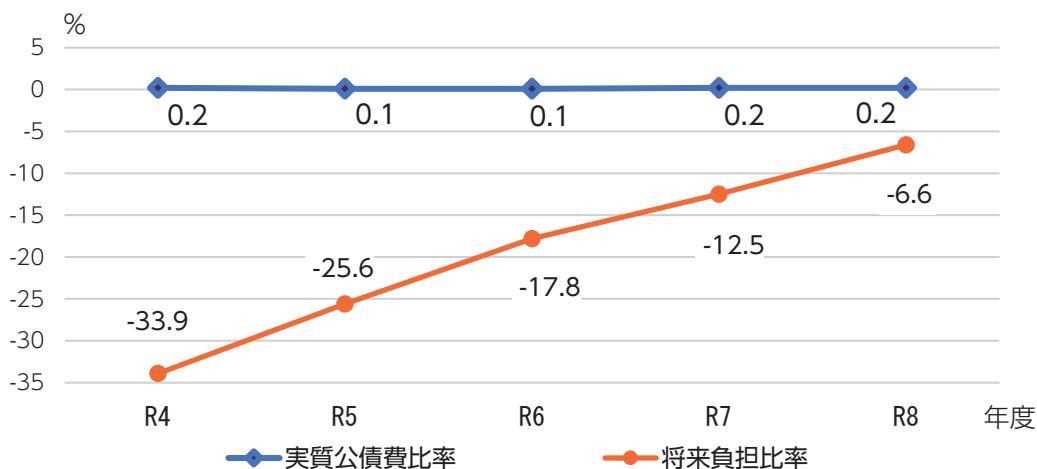
### ①実質公債費比率

実質公債費比率は、市の財政規模に対し、特別会計などを含めたすべての借金に充てた税などの割合で、各年度の比率は前3年の平均値としています。これまで過度な借金に依存することなく財政運営を行ってきたことから、前期基本計画期間内は0.1～0.2%程度と低水準で推移していくものと見込んでいますが、今後は建設事業債の借入額の増に合わせて上昇する見込みであり、指標の動向を注視していかなければなりません。

### ②将来負担比率

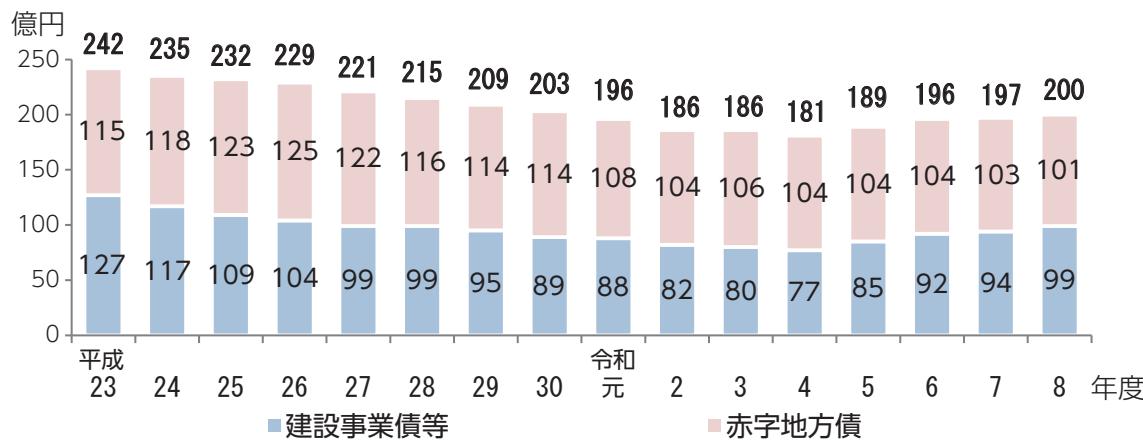
将来負担比率は、市の財政規模に対し今後支払う負債に充てられる税などの割合です。前期基本計画期間内は、今後支払う負債に対し、それに充当することができる基金などの財源が上回る見込みであることから、比率は算定されないものと見込んでいます。国の定めた算式に則り比率を算定するとマイナスの数値となります。しかしながら今後は、大規模建設事業の実施に伴い市債（負債）が増加する一方、負債に充当することができる基金が減少することなどから、数値は上昇に転じていくものと見込んでおり、実質公債費比率とともに指標の動向を注視していく必要があります。

### 財政指標の見通し



## (7) 市債残高の見通し

### ■ 市債残高の見通し



市債は、平成23(2011)年度以降プライマリー・バランスに留意しながら各年度の元金償還額を超えない範囲での借入れを行ってきたことから、残高は徐々に減少し続け、令和4(2022)年度では181億円程度と見込んでいます。

しかしながら、建設事業債は令和5(2023)年度以降、都市計画道路3・4・1号整備事業や学校給食共同調理場整備事業などの大規模事業への対応として、多額の市債の借入れを見込んでいます。その結果、令和8(2026)年度末の建設事業債・赤字地方債を合わせた市債残高総額は200億円程度と見込んでいます。今後も令和3(2021)年3月に策定した個別施設計画に基づき、公共施設の更新・改修事業が本格化します。一時的に多額の費用を要する建設事業において、一般財源の補完として市債は重要な財源です。また、将来にわたって利用することができる公共施設の整備等にかかる費用を後年度の市民にも市債の元利償還金として負担していただくという、世代間負担の公平性を調整する観点からも一定程度の借入れをせざるを得ない状況です。個別施設計画では、各施設にかかる対策費用の平準化を図っていますが、これと同様に市債の借入れも特定の時期に集中しないよう平準化を図り、市債残高が増加し続けることのないよう先を見据えた財政運営を行っていくかなければなりません。

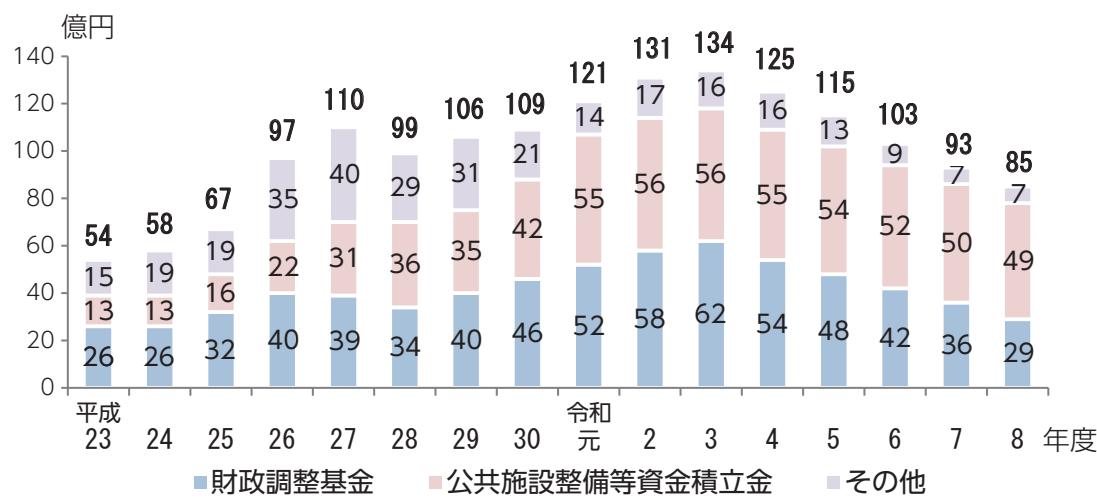
(単位：百万円)

年 度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地 方 債 残 高	18,091	18,887	19,559	19,669	19,955
うち建設事業債等	7,668	8,528	9,195	9,395	9,871
うち赤字地方債	10,423	10,359	10,364	10,274	10,084
借 入 額	1,381	2,591	2,403	1,814	1,806
うち建設事業債等	531	1,691	1,503	1,014	1,156
うち赤字地方債	850	900	900	800	650
償 還 額 ( 元 金 )	1,846	1,795	1,731	1,704	1,520
うち建設事業債等	828	831	836	814	680
うち赤字地方債	1,018	964	895	890	840

一方、赤字地方債については、今後も実質地方交付税の一部として臨時財政対策債の借入れを見込んでいます。普通交付税の算定上、市税収入の増などにより基準財政収入額が増となることから、基準財政需要額とのかい離が縮小し、臨時財政対策債の発行可能額も徐々に減少し、その結果、赤字地方債の残高は少しづつ減少していくものと見込んでいます。

## (8) 積立基金残高の見通し

### ■ 積立基金残高の見通し



積立基金残高は、令和3（2021）年度末には総額134億円程度になる見込みであり、財政調整基金は62億円程度、公共施設整備等資金積立基金は56億円程度になります。

平成27（2015）年4月に策定した昭島市中期財政計画において、財政調整基金は45億円、公共施設整備等資金積立基金は30億円をそれぞれ目標額として設定しましたが、令和3（2021）年度末には、いずれも目標額を超える基金残高を確保する見込みです。これは、適正な予算執行管理の結果、予定していた基金取崩額の削減に努めたほか、各年度の決算において生じる決算剰余金の2分の1以上を確実に基金へ積み立ててきたことなどによるものです。しかしながら、今後は令和3（2021）年度末をピークに徐々に減少を続け、令和8（2026）年度末には約50億円程度減の総額85億円程度と見込んでいます。

財政調整基金は各年度の財源不足の財源補填として一定額の取崩しを見込まざるを得ず、令和8（2026）年度末には29億3千万円程度にまで減少するものと見込んでいます。

公共施設整備等資金積立基金は、今後の投資的経費に係る財政需要を見据え、各年度決算剰余金の2分の1にあたる2億円を積立金として見込んでいますが、清掃センター焼却施設補修事業や市道路線等維持補修事業への取崩しを見込むほか、市債借入額の抑制を図るため、小・中学校大規模改造工事などについても一定額の取崩しを見込んでいることから、令和8（2026）年度末には、48億9千万円程度にまで減少するものと見込んでいます。

職員退職手当資金積立基金は前期基本計画期間内での取崩しは見込んでいませんが、地方公務員の定年延長を踏まえると、各年度の退職者数に大きな変動が生じる可能性もあることから、退職者数の動向を注視しながらその活用について検討を図ります。

緑化推進基金は、前期基本計画期間においても崖線緑地・公共施設樹木保全事業への対応として一定額の取崩しを見込んでいることから令和8（2026）年度末には1億5千万円程度まで減少するものと見込んでいます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金は、対象事業を精査し、計画的に積立てを行っています。取崩しについては、教育や医療に関する事業への充当を見込むほか、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までは市民総合交流拠点施設整備事業への財源として9億円程度の取崩しを見込んでいることから、他の年度と比べ取崩額が大きくなっています。

(単位：百万円)

基 金 名	区分	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	積立額	2	2	2	2	1
財政調整基金	取崩額	810	630	600	620	600
	残 高	5,375	4,747	4,149	3,531	2,932
	積立額	202	202	202	202	202
公共施設整備等 資金積立基金	取崩額	237	298	396	403	356
	残 高	5,533	5,437	5,243	5,042	4,888
	積立額					
職員退職手当 資金積立基金	取崩額					
	残 高	322	322	322	322	322
	積立額					
緑化推進基金	取崩額	21	16	16	16	16
	残 高	211	195	179	163	147
	積立額	144	99	241	329	227
特定防衛施設 周辺整備調整 交付金事業基金	取崩額	178	374	558	541	223
	残 高	964	689	372	160	164
	積立額	1	1	1	1	1
その他の 特定目的基金	取崩額	18	6	7	6	6
	残 高	68	63	57	52	47
	積立額	349	304	446	534	431
合 計	取崩額	1,264	1,324	1,577	1,586	1,201
	現在高	12,473	11,453	10,322	9,270	8,500

## (9) 積立基金の目標額の設定

平成27(2015)年4月に策定した昭島市中期財政計画では、本市を取り巻く状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、積立基金目標額の見直しを行いました。見直しから7年が経過しようとしていますが、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大や令和元年台風第19号といった自然災害など、本市も含めた社会全体を揺るがす事象が発生しています。また、公共施設等の維持管理・更新等については、個別施設計画において、令和3(2021)年度から令和18(2036)年度までの対策費用が約467億円、そのうち一般財源額は約260億円となることが見込まれています。さらに、新たな可燃ごみ処理手法への対応や中神土地区画整理事業の整備手法変更への対応など、多額の財政需要への備えが求められています。

脅威を増す自然災害や感染症対策などの緊急事態へ備えるとともに、後期基本計画期間における財政状況を見据えながら、前期基本計画と後期基本計画をつなぎ、将来にわたり持続可能な財政運営を実現するため、令和8(2026)年度を目標年次とした積立基金の目標額を設定します。

### ①後期基本計画期間における財政状況について

#### a. 一般財源の状況

本市の人口ビジョンでは、生産年齢人口の減少により就業者数の減少が見込まれますが、女性と高齢者の社会参加が促進されたケースとして、就業率の上昇により、その減少速度を遅らせることを見据えています。その結果、令和12(2030)年までの就業者数はほぼ横ばいと見込んでいます。また、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」における今後の展望では、経済成長率が中長期的に1%台前半程度で見込まれていることなどを踏まえると、市税や各種交付金等の一般財源の状況は横ばい、又は緩やかに増加していくことが期待されます。一方、市税収入等の基準財政収入額の増加により地方交付税や臨時財政対策債の発行可能額の減少が見込まれることから、一般財源の総額は、令和8(2026)年度とほぼ同規模で推移していくものと見込まれます。

#### b. 社会保障関連事業費の状況

高齢化の進展により、医療や介護といった社会保障関連経費は今後も増加していくものと見込まれます。前期基本計画期間においても介護保険特別会計繰出金や後期高齢者医療特別会計繰出金は増加傾向で推移していくものと見込んでおり、その傾向は令和9(2027)年度以降も続いているものと見込まれます。

また、扶助費についても、生活保護費が高止まりの状態にあることに加え、子育て関連経費や障害者自立支援費なども利用者のニーズに対応しながら増加していき、国都支出金などの財源が一定程度あるものの、一般財源等による市の負担はこれまで以上に増加していくことが見込まれます。

### c. 投資的経費の状況

本市では令和3（2021）年3月に公共施設等総合管理計画における個別施設計画を策定し、今後20年間における施設類型ごとの対策費用を示しています。個別施設計画で示している事業費のうち後期基本計画期間において見込まれている事業費は113億4千万円程度となります。前期基本計画期間において個別施設計画に基づき見込んだ事業費が113億1千万円程度であることから、おおよそ同規模の事業費が見込まれることになります。

また、新たな可燃ごみ処理手法への対応や中神土地区画整理事業の整備手法変更への対応など個別施設計画対象外事業の財政需要も見込まれることから、それらの事業規模によっては総額で前期基本計画期間の事業費を上回ることが見込まれます。

#### 後期基本計画期間内における主な建設事業（施設類型別）

施設類型 (主な事業)	事業費
小・中学校 (小・中学校校舎大規模改修工事など)	65億円程度
スポーツ施設 (総合スポーツセンター改修工事など)	11億円程度
文化施設 (市民会館・公民館大規模改修工事など)	8億円程度
市立会館 (朝日会館大規模改修工事など)	7億円程度
供給処理施設 (清掃センター焼却施設補修事業など)	7億円程度
保健施設 (保健福祉センター大規模改修事業)	5億円程度
個別施設計画外の事業 新たな可燃ごみ処理手法への対応 中神土地区画整理事業の整備手法変更への対応	未定

## d. 市債残高の状況

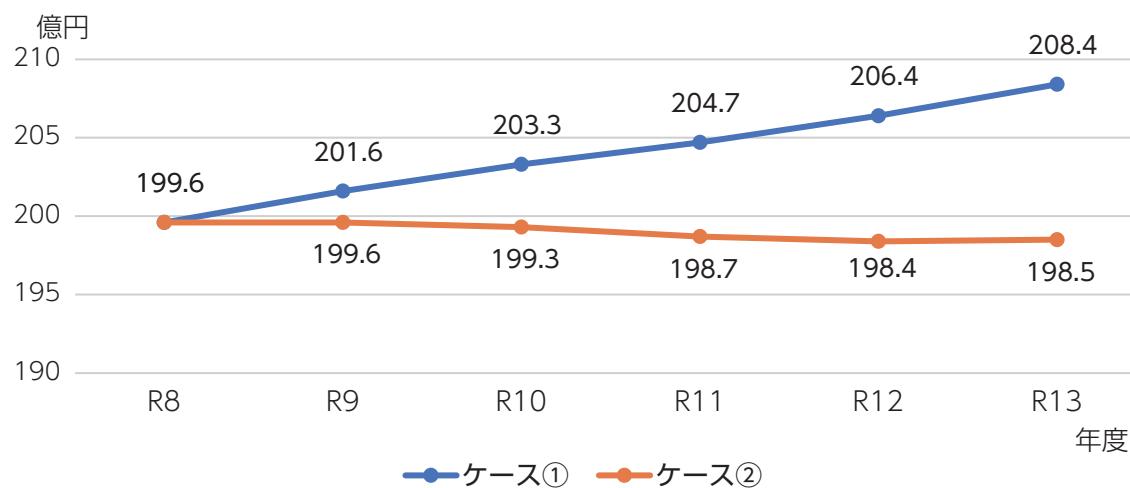
これまで、各年度の元金償還額を上限に市債借入額を抑制することで、市債残高は徐々に減少してきましたが、後期基本計画期間においても前期基本計画期間と同規模か、又はそれ以上の建設事業費が見込まれています。多額の費用を要する建設事業費において市債は重要な財源であり、世代間負担の公平性の観点からも一定程度の借入れをせざるを得ない状況です。

「市債を返す以上に借りない」との方針のもと財政運営に取り組み、市債残高の減少に努めてきましたが、今後の事業規模を見据えると、市債残高が恒常に減少し続ける状況を維持することは難しい状況にあります。一方で、当然のことながら市債残高の急激な増加には歯止めをかけなければいけません。個別施設計画においては、事業の実施時期が集中することのないよう事業費の平準化が図られています。市債の借入れも事業費と合わせてできる限り平準化し、市債残高が一定水準で推移するよう先を見据えて、計画的に市債を活用していくかなければなりません。

後期基本計画内の各年度の市債借入額を令和8（2026）年度と同規模の建設事業債11.5億円、臨時財政対策債6.5億円と想定した場合（ケース①）、令和13（2031）年度末における市債残高の総額は208.4億円程度となり、徐々に増加していくこととなります。

一方で基金など他の財源を活用するなどして、建設事業債の借入額を9.5億円まで抑制した場合（ケース②）は、ほぼ同水準で推移し、令和13（2031）年度末における市債残高の総額は198.5億円程度となります。市債残高に加え、元利償還金や金利の動向も捉えながら、状況に応じて市債に代えて基金を繰り入れるなどし、市債残高の急増を抑えることが可能となります。

### ■ 令和9（2027）年度以降市債残高のシミュレーション



## ②積立基金の目標額の設定

前期基本計画期間の収支見通しや後期基本計画期間の財政状況を踏まえ、平成27（2015）年4月に策定した昭島市中期財政計画の考え方なども参考とし、令和8（2026）年度を目標年次とした積立基金の目標額を設定します。

### a. 財政調整基金

中期財政計画で設定した目標額は標準財政規模の20%程度の45億円です。

後期基本計画期間において大幅な一般財源収入の増加が見込めない中、高齢化の進展により社会保障関連経費などの経常経費の増加などが見込まれます。また、生産年齢人口の減少による就業者数の減少はその速度を遅らせることができたとしても、いずれは減少局面に突入し、個人市民税などの減収は避けられません。さらに、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症のような不測の事態にも対応する必要があります。その財源となるのが財政調整基金であり、年度間調整機能の役割はより一層重要度を増しています。

これらの状況を踏まえ、標準財政規模における比率をこれまでの20%から25%に引き上げることとします。令和8（2026）年度の標準財政規模は220億円程度と見込んでいることから、基金の積立目標額を55億円と設定し、中長期的な視点から安定した財源の確保に努めます。

### b. 公共施設整備等資金積立基金

令和3（2021）年3月に策定した個別施設計画では今後20年間における施設類型ごとの対策費用を示しており、後期基本計画期間においては113億円程度の事業費を見込んでいます。これは前期基本計画期間の事業費と同規模となります。また、個別施設計画対象外事業の財政需要も見込まれています。中神土地区画整理事業の整備手法変更への対応のほか、特に現在検討中である新たな可燃ごみ処理手法への対応として、将来を見据えた財源の積立てを令和元（2019）年度から行っており、今後も継続する見通しです。

後期基本計画期間に向けた公共施設整備等資金積立基金については、前期基本計画期間内における投資的経費の一般財源が50億円程度となる見通しであることを踏まえ、同程度の50億円の財源確保を基本とし、さらに新たな可燃ごみ処理手法への対応経費として30億円を加算した80億円を積立基金の目標額と設定します。

### c. その他の特定目的基金

具体的な積立目標額は設定しませんが、それぞれの基金設置の目的や役割を踏まえ、適切な管理運用に努めます。

## 積立基金の目標額の設定

基 金 名	現状 令和2年度末	目標額A 令和8年度末	見通し額B 令和8年度末	差額 B - A
財 政 調 整 基 金	58.4億円	55億円	29.3億円	▲25.7億円
公 共 施 設 整 備 等 資 金 積 立 基 金	55.6億円	80億円	48.9億円	▲31.1億円

### ③積立基金の目標額確保に向けた取組

収支見通しから算出される令和8（2026）年度末残高と設定した目標額には大きなかい離があることから、目標達成に向けた取組が求められます。

これまで、各年度の決算においては、執行期間中における適正な予算執行管理や更なる財源の確保、徹底した歳出削減の取組などにより、一定額の決算剰余金を確保してきました。結果、基金取崩額を抑制し、当初予算計上額以上の基金積立てを行うことができてきました。引き続き、同様の取組を継続し、基金目標額の確保に努めています。

#### a. 財政調整基金

財政調整基金は、令和4（2022）年から令和8（2026）までの前期基本計画期間では、各年度6億円から8億円程度の取崩しを見込んでいますが、これを1億3千万円程度まで抑制することで、令和8（2026）年度末で55億円程度の基金残高を確保することができます。

（単位：百万円）

区 分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	目標額	差
収支の 見通し額	積立額	2	2	2	2	1	—
	取崩額	810	630	600	620	600	—
	残 高	5,375	4,747	4,149	3,531	2,932	5,500 ▲2,568
取崩しを 抑制した 場合	積立額	2	2	2	2	2	—
	取崩額	130	130	130	130	130	—
	残 高	6,055	5,927	5,799	5,671	5,543	5,500 43

#### b. 公共施設整備等資金積立基金

公共施設整備等資金積立基金は、多額の財源を必要とする公共施設等の整備に対し、一定程度の金額を取り崩しながら、基金を確保していかなければなりません。

公共施設整備等資金積立基金の収支見通しにおいては、各年度2億円を積立金として見込む一方で、清掃センター焼却施設補修事業や市道路線等維持補修事業などの財源として取崩しを見込んでいます。今後、中神土地区画整理事業の整備手法変更への対応のほか、特に現在検討中である新たな可燃ごみ処理手法への対応など、将来を見据えた財源の更なる積立て

が必要です。

目標額の確保に向け、積立額を8億3千万円程度まで増額することで、令和8（2026）年度末で80億円程度の基金残高を確保することができます。

（単位：百万円）

区分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	目標額	差
収支の見通し額	積立額	202	202	202	202	202	－
	取崩額	237	298	396	403	356	－
	残高	5,533	5,437	5,243	5,042	4,888	8,000 ▲3,112
積立てを増額した場合	積立額	832	832	833	833	833	－
	取崩額	237	298	396	403	356	－
	残高	6,163	6,697	7,134	7,564	8,041	8,000 41

これはあくまで理想とするケースですが、できる限りこの想定に近づくよう、適正な予算執行管理や更なる財源の確保、徹底した歳出削減の取組などにより、予定していた基金取崩額の削減に努めるほか、各年度の決算において生じる決算剰余金の2分の1以上を確実に基金へ積み立てることが求められます。

## （10）今後に向けた取組（財政規律）

将来にわたり持続可能な財政運営に向け、以下の取組（財政規律）について、継続して取り組みます。

### ①財源の確保

#### a. 市税収入の確保

市税については、社会経済状況の変化や税制改正の動向、本市における人口動態等を注視し、課税客体の更なる捕捉に努め、公平性の観点からも収納率向上に向けた取組を一層推進し、安定的な財源の確保に努めます。

#### b. 特定財源の確保

計画期間内においては、多額の財源を要する大規模建設事業が予定されていることなどから、国都支出金等の特定財源について、新たな補助制度の捕捉に努めるとともに、既存事業においても補助対象の可否を改めて精査するなど、積極的な特定財源の確保に努めます。

#### c. 新たな歳入の確保

限られた経営資源を有効活用することなど、多角的な視点や新たな発想による歳入の確保に努めるとともに、受益者負担の定期的な検証・見直しや新たな受益者負担の導入を検討す

るなど、公平性や公正性の視点を踏まえ歳入の確保に努めます。

## ②時代の変化に対応した事務事業の見直し

事務事業評価を活用し、多角的な視点から事務事業の見直しを図ります。また、見直しにあたっては、市民ニーズや社会経済情勢の変化を的確に捉える中で、各事業の目的、内容、効果などを適正に検証し積極的な見直しを図ります。また、山積する課題解決に向け、限られた財源を更に効果的・効率的に配分するなど、より選択と集中度を高めた施策の推進に努めます。

## ③基金と市債のバランスに配意した財政運営

### a. 積立基金の目標額の確保

適正な予算執行管理や更なる財源の確保、徹底した歳出削減の取組などにより、予定していた基金取崩額の削減に努め、各年度の決算において生じる決算剩余金の2分の1以上を確実に基金へ積み立てるなどの取組により、設定した積立基金目標額の確保に努めます。

### b. 市債借入額の抑制

建設事業債については、都市基盤整備事業を実施する際の一時的な財政負担について、世代間や年度間の負担の均衡を図ることなどから、対象事業の内容、事業費、必要性等を十分に精査し適切な活用に努めます。

臨時財政対策債については、実質地方交付税の一部であることから、財源不足への対応として、極力抑制に努めつつ必要最低限の借入れに努めていきます。

人口減少・超高齢社会がもたらす構造的な課題や環境問題、これに起因する自然災害等、新たな行政課題が山積する中、本市では、既定の大規模建設事業や、増加の一途をたどる扶助費への対応など、引き続き厳しい財政状況が続きます。

このような状況下にあっても昭島市総合基本計画に基づき、多様性と意外性のある楽しいまちを目指して、各種施策への取組を戦略的・一体的に展開できるよう、本計画に定める財政規律に基づき、強固で持続可能な財政基盤の確立を目指し、中長期的な視点による健全な財政運営により一層努めていきます。



市役所本庁舎



## 第 5 章

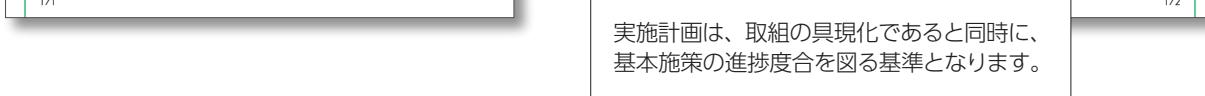
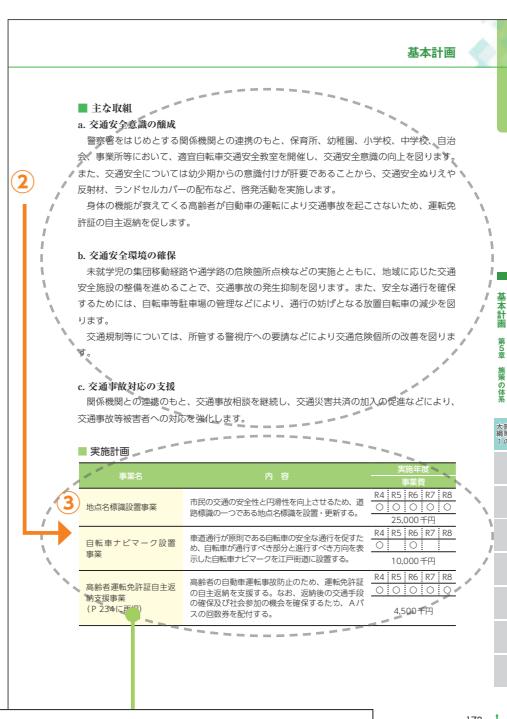
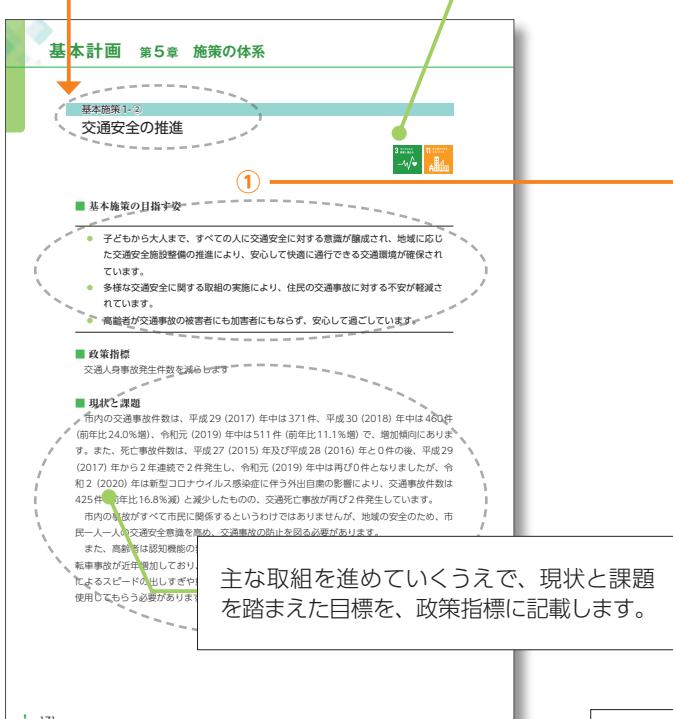
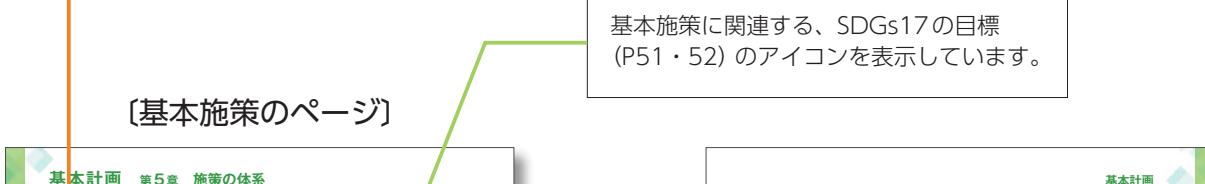
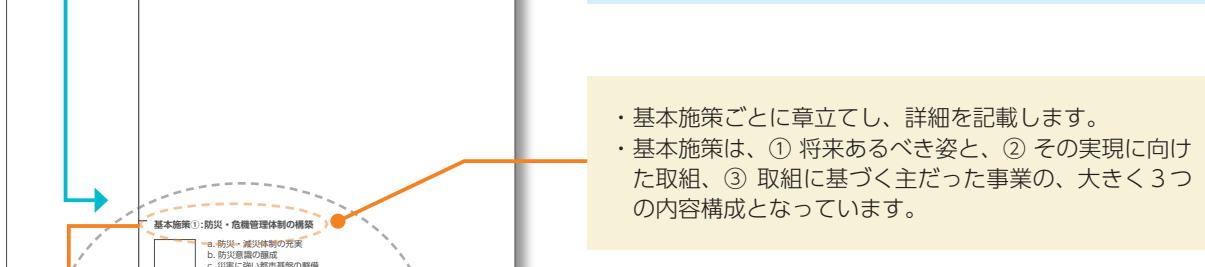
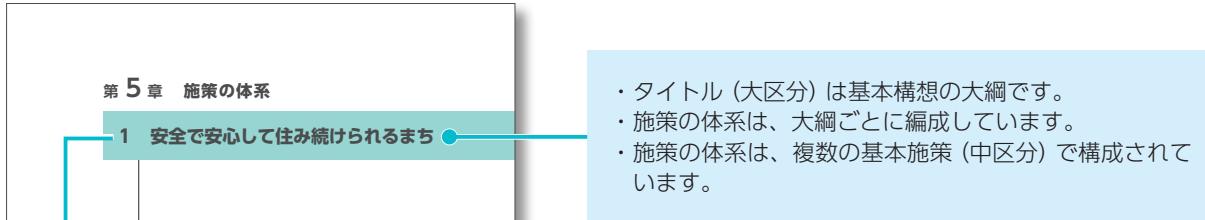
---

# 施策の体系

---

## 『第5章 施策の体系』の構成について

### [表紙のページ]



# 第5章 施策の体系

## 1 安全で安心して住み続けられるまち

### 基本施策①:防災・危機管理体制の構築

主な取組

- a. 防災・減災体制の充実
  - b. 防災意識の醸成
  - c. 災害に強い都市基盤の整備
  - d. 医療・救護体制、避難支援体制の強化
  - e. 総合的な危機管理体制の構築
- ※ 新型インフルエンザ等の感染症に対する危機管理体制の整備や対応方針

### 基本施策②:交通安全の推進

主な取組

- a. 交通安全意識の醸成
- b. 交通安全環境の確保
- c. 交通事故対応の支援

### 基本施策③:防犯対策の充実

主な取組

- a. 地域の防犯体制の充実
- b. 防犯対策の周知・啓発
- c. 犯罪被害者支援と再犯抑止

## 基本施策 1-①

### 防災・危機管理体制の構築



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 「災害から自らのまちは自らが守る」という理念の下、「自助・共助・公助」の考えが浸透し、耐震、耐火、浸水対策が進められることで、災害に強い安全で安心なまちが形成されています。
- 発災時の医療・救護体制が強化されるとともに、感染症や気象災害等、多様化する新たな脅威などあらゆる危機に対応できる危機管理体制が構築されています。

#### ■ 政策指標

市民の防災意識を高めるとともに、防災訓練への参加者を増やします

自主防災組織への加入世帯を増やします

消防団員の定数を確保し、体制を整えます

#### ■ 現状と課題

近年は、台風や地震など自然災害により、毎年全国各地で甚大な被害が発生しています。災害による被害を最小限に抑えるためには、防災意識の向上はもとより、災害時はもちろん災害が起こる前から消防団や防災関係機関等と連携し、効果的な体制を整備し的確な措置を講じておかなければなりません。

共助の中核をなす自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合など自発的な地域の組織であり、令和2（2020）年度末で103団体となっています。市域全体を網羅する一定の組織化は図られているものの、加入率は低く、活動実態や活動内容が未加入者に知られていない現状があります。SNSなどを活用した情報発信など周知の工夫が必要です。併せて、組織への加入促進、リーダーの育成など、地域防災力向上のため組織体制の強化が求められています。

地震対策では、小・中学校をはじめとする市有建築物の耐震改修がほぼ完了しており、今後は一般住宅等の改修促進に向け、耐震化の重要性について市民への啓発が必要です。

浸水対策として、下水道総合計画に基づき雨水管整備を進めていますが、事業規模が大きく多額の費用もかかるため、計画的な実施が必要です。

救助・救急体制については関係機関等と協定を結び、また、総合防災訓練においては実践的な訓練を実施しています。医療資機材の確保・更新や連絡協議会等連携体制の強化が必要です。

女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所の設営及び運営体制の構築が求められており、災害対策用備蓄品や避難所等運営マニュアルの見直しを図るとともに、地域住民等を含めた避難所の設営及び運営訓練の実施が必要です。また、避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難支援体制の更なる取組を図るなど、災害時に自ら避難することが困難となる要配慮者の方々を地域で助け合う防災体制づくりが求められています。

安全で安心なまちづくりを推進するため、総合的・横断的な対応を図る必要性から市民、地域、関係機関、他自治体等との一層の連携が必要です。また、平時からあらゆる災害に備え、起きてはならない最悪の事態を回避するため、国土強靭化地域計画を推進することが求められています。

## ■ 主な取組

### a. 防災・減災体制の充実

災害時の応急対応を的確かつ迅速に行うため、あらかじめ自主防災組織、事業者、消防団、防災関係機関及び医療機関との連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めます。

地域においては、共助の中核となる自主防災組織への加入促進、リーダーの育成などにより、地域防災力の向上を図ります。

消防団員の確保や装備を充実させることで、安全で確実な消防活動が実施される体制を構築します。応急・復旧対策としては、災害応援協定締結の促進などにより、災害時に必要な対応力の向上を図ります。

### b. 防災意識の醸成

被害を最小限に止めるため、また、災害時に安全かつ適切な対応が図られるよう、あらゆる機会を捉え防災意識の向上を図るとともに、防災訓練や避難所運営訓練など、市民や関係機関等と連携し実施します。

### c. 災害に強い都市基盤の整備

耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震性のより一層の向上を図ります。道路・上水道・下水道の計画的な耐震化を進めるとともに、道路については、幹線道路となる都市計画道路3・4・1号の整備などにより、無電柱化の推進や、都市計画道路を骨格とした防災性の高い広域的な道路網の確立を目指します。浸水対策としては、雨水管の整備や雨水浸透施設の設置を進めることで、段階的な浸水区域の解消を図るほか、治水対策の観点からも用水路の適切な管理に努めます。

## d. 医療・救護体制、避難支援体制の強化

平時からの医療・防災関係機関などとの密接な連携により、発災直後や感染症拡大時の医薬品、医療資機材、及び医療救護体制の確保に努めることで、救助・救急体制の強化を図ります。

また、避難行動要支援者名簿の効果的な活用を図り、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成に努めることにより、要配慮者に対する災害発生時の支援体制の構築を推進します。

## e. 総合的な危機管理体制の構築

危機管理担当を基軸に全庁的な連携のもと、総合的な取組を強化します。市民や地域、関係機関等との連携・協働を強化することで、平時からの機能的な体制や関係の構築を図ります。

### ※ 新型インフルエンザ等の感染症に対する危機管理体制の整備や対応方針

新型コロナウイルス感染症への対応や課題を教訓とし、生命や健康を害し、市民生活や経済活動に大きな影響を与える感染症に対応するため、早期に適切な情報提供や予防対策を実施する体制の整備に努めます。

また、公衆衛生の周知やデジタル化を中心とした新たな日常への対応や働き方改革などを推進しつつ、医療機関及び福祉関連機関等との連携を強化し、安全・安心な生活基盤を確保します。

万が一、感染症がまん延した際には、安定した生活、経済活動が継続できるよう、機を逃さずに支援策を講じるとともに、災害時においても避難所の感染症対策に努め、市民の生命と生活を守ります。

## 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		R4	R5	R6	R7	R8
消防団活動支援事業（資機材の充実、消防施設等保全整備）	消防団の消防力の充実を図るため、装備資機材を購入する。また、施設の長寿命化を図るため、消防団詰所や防災備蓄倉庫の予防保全措置を計画的に実施する。	○	○	○	○	○
						42,800千円
災害時図上訓練等の実施	防災力・防災意識の更なる向上を図るため、自主防災組織の長や防災担当者などに対する研修や市職員に対する図上訓練を実施する。令和4年度は委託により実施し、後年度以降の実施手法を確立する。以降、自主防災組織リーダー研修、職員への図上訓練を毎年度実施する。	○				
						2,000千円
市民防災ガイドブック作成	洪水・土砂災害ハザードマップ及び市民防災ガイドブックを更新する。					○
						10,000千円
避難行動要支援者個別避難計画作成	避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、個別避難計画を作成する。	○	○	○	○	
						—
災害対策本部代替施設整備事業（市民総合交流拠点施設整備事業）	令和7年中に開館予定の市民総合交流拠点施設について、災害時の市庁舎代替施設として、また市東部地域の防災拠点としての役割を果たすための整備を実施する。	○	○	○	○	
						(P 178に掲載)

## 基本施策 1-②

### 交通安全の推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 子どもから大人まで、すべての人に交通安全に対する意識が醸成され、地域に応じた交通安全施設整備の推進により、安心して快適に通行できる交通環境が確保されています。
- 多様な交通安全に関する取組の実施により、住民の交通事故に対する不安が軽減されています。
- 高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならず、安心して過ごしています。

#### ■ 政策指標

交通人身事故発生件数を減らします

#### ■ 現状と課題

市内の交通事故件数は、平成29(2017)年中は371件、平成30(2018)年中は460件(前年比24.0%増)、令和元(2019)年中は511件(前年比11.1%増)で、増加傾向にあります。また、死亡事故件数は、平成27(2015)年及び平成28(2016)年と0件の後、平成29(2017)年から2年連続で2件発生し、令和元(2019)年中は再び0件となりましたが、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響により、交通事故件数は425件(前年比16.8%減)と減少したものの、交通死亡事故が再び2件発生しています。

市内の事故がすべて市民に関係するというわけではありませんが、地域の安全のため、市民一人一人の交通安全意識を高め、交通事故の防止を図る必要があります。

また、高齢者は認知機能の衰えによる交通事故が、若者は電子機器等を操作しながらの自転車事故が近年増加しており、その対応が求められています。加えて、電動アシスト自転車によるスピードの出しすぎや意図しない誤発進などがないように、その特徴を理解し安全に使用してもらう必要があります。

## ■ 主な取組

### a. 交通安全意識の醸成

警察署をはじめとする関係機関との連携のもと、保育所、幼稚園、小学校、中学校、自治会、事業所等において、適宜自転車交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。また、交通安全については幼少期からの意識付けが肝要であることから、交通安全ぬりえや反射材、ランドセルカバーの配布など、啓発活動を実施します。

身体の機能が衰えてくる高齢者が自動車の運転により交通事故を起こさないため、運転免許証の自主返納を促します。

### b. 交通安全環境の確保

未就学児の集団移動経路や通学路の危険箇所点検などの実施とともに、地域に応じた交通安全施設の整備を進めることで、交通事故の発生抑制を図ります。また、安全な通行を確保するため、自転車等駐車場の管理などにより、通行の妨げとなる放置自転車の減少を図ります。

交通規制等については、所管する警視庁への要請などにより交通危険箇所の改善を図ります。

### c. 交通事故対応の支援

関係機関との連携のもと、交通事故相談を継続し、交通災害共済の加入の促進などにより、交通事故等被害者への対応を強化します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
地点名標識設置事業	市民の交通の安全性と円滑性を向上させるため、道路標識の一つである地点名標識を設置・更新する。	○	○	○	○	○
		25,000千円				
自転車ナビマーク設置事業	車道通行が原則である自転車の安全な通行を促すため、自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を表示した自転車ナビマークを江戸街道に設置する。	○	○			
		10,000千円				
高齢者運転免許証自主返納支援事業 (P 234に再掲)	高齢者の自動車運転事故防止のため、運転免許証の自主返納を支援する。なお、返納後の交通手段の確保及び社会参加の機会を確保するため、Aバスの回数券を配付する。	○	○	○	○	○
		4,500千円				

## 基本施策 1-③

### 防犯対策の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 地域に根付いた防犯体制が整うとともに、住民の防犯に対する意識が高まり、より安心して暮らせるまちになっています。
- 犯罪の負の連鎖を断ち切り、犯罪のない社会の実現に向けた取組が進められています。

#### ■ 政策指標

刑法犯認知件数を減らします

#### ■ 現状と課題

犯罪を未然に防止し、明るい地域社会を築くため、防犯協会や自治会、警察署など関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯体制の充実と、これまで以上に市民の防犯意識の向上が必要です。

組織化、巧妙化する詐欺被害について地域や関係機関等と連携し、特殊詐欺被害防止等キャンペーンの推進などそれぞれの地域に根ざした取組を進めていますが、今後も防犯意識の向上のために継続した取組が求められています。

安全・安心なまちづくりのため、犯罪抑止効果の高い街路灯や防犯カメラの整備を図りましたが、今後は経年劣化への対応など適切な維持管理が必要となります。

犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るためにには、社会全体で支える支援が必要なことから、関係機関との連携を推進する必要があります。

引き続き、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会の構築が求められています。

## ■ 主な取組

### a. 地域の防犯体制の充実

地域や関係機関等との連携のもと、青色パトロールカーによる見守りや地域安全の集いなど、市民参画による防犯活動を推進し、地域に根付いた防犯体制の充実を図ります。

また、市内駅前や通学路に続き公共施設等への防犯カメラの設置などを進めることで、地域における犯罪や事故の抑止力を強化します。

### b. 防犯対策の周知・啓発

深刻化する特殊詐欺被害を未然に防ぐため、地域や関係機関等と連携し、市民の防犯意識の啓発に努めます。小・中学校では、児童・生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためにセーフティ教室を開催するなど、子どもたちの危険対応能力の育成を図り、関係機関と連携したまちぐるみでの防犯意識の普及、高揚に努めます。

### c. 犯罪被害者支援と再犯抑止

犯罪被害にあわれた方には、警察や裁判所での手続から、経済的、精神的なものまで様々な支援が必要となります。関係機関や民間団体と連携し相談窓口の紹介や各種手続の支援などに努めます。

また、社会を明るくする運動や更生保護活動の支援により、犯罪の負の連鎖を断ち切り再犯抑止に努めます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
再犯防止施策の推進 (P 190に再掲)	再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に資する取組を推進する。	○	○	○	○	○



## 意見文コンクール



## 想いをつなげる

東小学校 六年 倉賀野 紘

「髪長いね。」

そう、よく友達に言われます。私の髪は腰まで届きそうです。でも、ただ単に長く伸ばしておしゃれをしているわけではありません。ヘアドネーションをするために伸ばしているのです。ヘアドネーションとは、病気で髪を失い悩んでいる一八歳以下の子どもたちに医療用ウイッグ（かつら）を作るための髪を送るボランティア活動です。寄付は三十一センチ以上でできますが、より長い髪であればロングヘアのウイッグを作ることができます。

ヘアドネーションをしようと思ったきっかけは、二年生の時にお母さんと何気なく見ていたテレビです。その番組ではヘアドネーションのために髪を伸ばしている男の子が取り上げられていました。男の子は髪が長いために学校で、「お前は女子トイレだろ。」などとひどい言葉をかけられていたそうです。

しかし、男の子は、

「髪がないことで、僕よりももっと苦しい思いをしている人のために頑張って伸ばしてきました。髪を切ってとても幸せです。」と話していました。その言葉に、自分が苦しい思いをしてまで、悩んでいる人を救うという強い気持ちを感じました。髪があることが

当たり前だと思っていた私は、恥ずかしくなりました。その話にハツと気付かされ、「私もやるしかない！」と思いました。そして、

二年生の夏に思い切って髪をバサリ切り、寄付しました。髪を切った時は、周りから、「えー、あんなに長かつたのに。」などと言われて残念な気持ちになつたけれど、

「あなたの髪を大切に使います。」というハガキを受け取った時、一瞬誰かの笑顔が見えた気がしました。

私のおばあちゃんは私が三年生のころ、がんになりました。急な出来事でがんの世界とは無縁だったのと同時に悲しくなりました。そこから辛い抗がん剤治療が始まりました。副作用で、きれいだったおばあちゃんの髪は抜け落ちました。そんな時、おじいちゃんがおしゃれ好きだったおばあちゃんのために、人毛のウイッグを買ってあげました。症状がよくなり外出許可が出た時は、それをつけて外に出ます。おばあちゃんは、人目を気にせず出かけられて大喜びでした。たった一つのウイッグだけで、こんなにも笑顔があふれるなんて思いませんでした。私のおばあちゃんは亡くなってしまったけれど、幸せになる人が増えるなら私はまたヘアドネーションをしたいと思いました。

私にできることは何かを常に考え、小さなことでも積み上げていくと、いつか誰かの大きな支えになるはずです。そんな誰かのためを想つて自分から動いていきましょう。私は髪で想いをつなげます。そして、想いがつながり笑顔の輪が広がるように願っています。

# 第5章 施策の体系

## 2 互いに支え合い、尊重し合うまち

### 基本施策①: コミュニティ活動の推進

主な取組

- a. 地域活動の推進と担い手の育成
- b. 地域活動の有機的な連携の促進
- c. 地域活動の環境整備

### 基本施策②: 健康支援・医療体制の充実

主な取組

- a. 健康づくりの推進
- b. 様々な予防対策
- c. こころの健康支援
- d. 医療等関係機関との連携強化

### 基本施策③: 高齢者・障害者福祉の充実

主な取組

- a. 在宅サービスの充実
- b. 家族介護者への支援
- c. 地域における支援体制の確立
- d. 障害理解の促進と権利擁護の推進
- e. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

### 基本施策④: 社会保険制度の充実

主な取組

- a. 公平・公正で安定的な国民健康保険の運営
- b. 安心できる後期高齢者医療環境の維持・向上
- c. 持続可能な介護保険制度の運営
- d. 年金制度の周知啓発

### 基本施策⑤: 地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備

主な取組

- a. 地域福祉の推進
- b. セーフティネットによる生活支援

### 基本施策⑥: 多様性を認め合える地域の醸成

主な取組

- a. 人権を尊重する地域社会の形成
- b. 男女共同参画の推進
- c. 多文化共生の推進

## 基本施策2-①

### コミュニティ活動の推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 地域で暮らし、活動する様々な人や団体等が、主体的に活動し、地域が活性化しています。
- 地域で活動する団体等が有機的に連携し、共助の考えのもと災害等における支え合いをはじめ、地域課題を解決しています。
- 新たな担い手が育ち、また、新たなコミュニティが誕生しています。
- 地域活動の拠点となる場が整備され、地域活動や交流がさかんに行われています。

#### ■ 政策指標

地域で活動している市民の割合を増やします

ボランティア活動の登録団体数を増やします

地域活動の拠点となる場を整備します

#### ■ 現状と課題

地域コミュニティ活動においては、これまで自治会がその中心的な役割を担ってきましたが、時代の変化に伴い自治会に求められる役割も変わってきています。市民意識調査の結果では、自治会活動のうち参加したいものとして、これまでトップであった「お祭りやイベント」は、平成29(2017)年に24.6%であったものが、令和元(2019)年には22.0%に減少する一方、「防災への取り組み」は同じく21.4%から28.2%へ、「防犯への取り組み」も同じく13.1%から23.1%へ増加し上位となっており、地域の安全・安心の核としての役割が求められていることがわかります。

また、自治会の加入率低下や役員の高齢化などに加え、地域課題の多様化、複雑化により、自治会だけでは担いきれない課題も多くなっています。こうした中で、自主防災組織や子ども食堂、サロン活動など、これまで自治会が担ってきた役割の一部に特化する形で活動する新たな団体(地域コミュニティ)が自然発的に生まれており、中にはビジネスの手法を取り入れた活動も増えてきています。こうした個別具体的な地域課題に特化した活動は、自治会より緻密に行われている状況も見受けられます。

互いに支え合う地域コミュニティ活動の更なる推進には、こうした地域活動団体等がそれぞれの得意分野を活かしつつ、自治会を中心とする既存のコミュニティと有機的に連携して

いくことが必要であり、地域をつなぐコーディネート役が求められています。

人材の発掘・育成による新陳代謝が不可欠な状況にあり、地道にボランティア活動を続けている若年層が、将来、地域コミュニティの中心を担うことができるよう支援が必要となります。

地域活動を下支えし、活動の活性化や連携の促進を図るため、拠点となる施設の整備をはじめ、地域をつなぐ交流の場づくりが求められています。

## ■ 主な取組

### a. 地域活動の推進と担い手の育成

自治会連合会と協働して自治会への加入を促進するとともに、会長研修などの支援を行い、自治会活動の活性化を図ります。

高齢者の活動の場の充実を図るため、老人クラブの活動を支援するとともに、高齢者をはじめ幅広い世代の交流の場として、サロンの設置・普及等に努めます。

市民活動を行うための助成や講座の開催などにより、自主的かつ継続して活動できる団体を支援します。

地域活動の情報を収集するとともに、SNSなどの多様な手法を使って発信するなど、ボランティアをはじめとした地域活動の掘り起こしや人材の発掘・育成を図ります。

### b. 地域活動の有機的な連携の促進

地域活動団体それぞれの得意分野を活かしつつ、団体同士を結び付けるコーディネートを推進し、自治会を中心とする既存のコミュニティとの有機的な連携を促進します。これにより、地域活動の充実のみならず、地域の安全・安心の基盤の充実を目指します。

### c. 地域活動の環境整備

市民交流センターの更新課題に対応し、他施設との複合化、多機能化を前提に「新たな市民総合交流拠点」として、令和7（2025）年の開設に向け整備を進めます。また、継続して、地域活動の拠点となる自治会集会施設への改修等の補助を実施します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
市民総合交流拠点施設整備事業	施設の老朽化が著しい市民交流センターの更新需要に対応し、既存施設の集約化、複合化や新たな機能を加えた市民総合交流拠点施設を整備する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○	○	○	
		1,277,500千円				
地域コミュニティ活動連携推進計画策定（P 270に再掲）	地域で活動する団体の有機的な連携を促進するため、地域コミュニティ活動連携推進計画を策定する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○			
		—				



市民総合交流拠点施設（基本設計段階のイメージ）

子どもの  
主張

## 意見文コンクール



## 本を好きな人を増やしたい

拝島第二小学校 六年 西本 有希菜

あなたは本の中で何が好きだらうか。小説、まんが、雑誌、詩集。色々あつてあきないのが、私の好きな本だ。

だが、最近図書委員になつて気が付いたことがある。それは図書室にあまり人が来ないことだ。しかも、下級生が全然来ない。その理由の一つとして、「本を借りるのが面倒だ」「本がそもそも好きじゃない。」などの意見がある。

本を読めば、拝二小の教育目標である「よく考える子・心ゆたかな子・元気な子」のよく考える子と心ゆたかな子を満たせると思つてゐる。また、活字を読む速さも速くなるだらうし、まだ習つていない漢字を知ることもできるだらう。このように、本を読めばこんなにも良いことがあるのだから、私は多くの人に本を読んでほしいと思つてゐる。

そこで、本を読んでもらうために学校で行つてゐる取組を調べてみた。拝二小では、図書室におすすめの本のポスターを貼つたり、図書委員が教室で読み聞かせをしたりしている。しかし、あまり効果は感じられない。

そこで、昭島市が行つてゐる取組も調べてみることにした。すると、昭島市全体でも本の貸し出し冊数は目標値に達していないことが分かつた。この課題を解決するため、昭島市では、図書館にカフェを設置し、テラスで食事をしながら本が読めるようにするなどの工夫を行つてゐた。

また、他の市では、市民が協力して図書館に人が来るように取り組んだ例がある。その市では、図書館のしおりに子どもたちが描いた絵を印刷して活用したそうだ。また違う市では、購読雑誌の変更の際に利用者アンケートを取り、利用者の望む雑誌を購読するようにしたそうだ。

こうした取組を生かして、私が図書委員として学校に還元することはできないだらうか。例えば、自分の読んだ本の中でおすすめしたい本を、クラスや図書室に置いて紹介するのはどうだらうか。また、下級生にも興味をもつてもらえるように、お昼の放送で本の読み聞かせをするのもよいのではないだらうか。先ほど紹介した事例を参考に、イラストを募集して、拝二小オリジナルしおりを作成することも取り組んでみたいことの一つだ。

私は図書委員として、本を好きな人が少しでも増えるように、まずは身近なところから働きかけてみようと思う。こうした取組が継続され、いつか昭島市全体に広がつてほしい。「私が好きな本」ではなく、「みんなが大好きな本」にするために。

## 基本施策2-②

### 健康支援・医療体制の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 市民一人一人が自ら意識し、健康づくりに取り組んでいます。
- 疾病や感染症の正しい知識を身に付け、予防対策に努めています。
- こころの健康について相談できる環境が整っています。
- 必要な時に必要な医療が受けられる体制が整っています。
- 地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制が整っています。

#### ■ 政策指標

かかりつけ医がいる市民（20歳以上）の割合を増やします

地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、適切な支援が行える体制を構築します

#### ■ 現状と課題

生涯健康であり続けるためには、若い内からの生活習慣病予防の理解や対策が必要です。

各種健康診査の受診率の向上のため、精度管理の推進を含めた内容の充実を図っています。本市における主要死因は、最も多いがんの次に心疾患、脳血管疾患と生活習慣病が続いているおり、特定健診での保健指導実施者は増加傾向にあります。

また、超高齢社会にあっては、高齢者がいつまでも元気でいられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制づくりが必要です。今後、医療や介護など多職種が連携した更なる取組が求められています。

各ライフステージを通しての保健事業の必要性がありますが、健康診断の受診状況については全体で約8割となっている中、30代以下は平均を下回っています。健康事業について若い世代を含め、市民へ積極的に周知啓発を行うなど身近に受診や指導、相談を受けることができる環境が整っている必要性があります。また、現代の社会・経済状況にあっては、将来に対する不安を抱える者も多く、こころの健康に対する支援も求められています。

今後求められている保健医療対策の重点項目として、健康診査や各種健診が挙げられており、続いて救急医療が続いている。「かかりつけ医」制度の推進は、緊急時の医療体制の確立の上からも重要です。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症に対する正しい理解と予防対策を身に付け、感染症のまん延防止に努める必要があります。

## ■ 主な取組

### a. 健康づくりの推進

母子保健事業では健康診査や相談支援、栄養教育など、また成人保健事業では健康教育や運動指導、健康相談、栄養教育など、ライフステージを通した健康づくりを実施します。

### b. 様々な予防対策

生活習慣病への対策や疾病の早期発見のため、健康診査や特定健診又は歯科健診の充実を図り、望ましい生活習慣の実践を支援します。また、感染症について正確な情報を発信し、医療機関や関係機関とも連携を図りながら感染拡大防止に努めます。

### c. こころの健康支援

悩みを抱えた方やその家族らの相談窓口の設置や関係機関とのネットワークの強化を図ります。また、自殺対策を支えるゲートキーパーを養成するなど人材育成を図るとともに、その活動や市民の意識向上の促進に向け、リーフレット等による啓発活動を実施します。

### d. 医療等関係機関との連携強化

患者の生活背景を把握し、適切な診療等を受けることができるようにするため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことを推進するとともに、緊急時における地域医療と救急医療の体制整備を図ります。

また、高齢者については、在宅医療と介護の連携体制の構築を図ります。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
妊娠・出産包括支援事業 (産後ケア事業)	産前産後の母子の心身のケア及び産後うつの予防のため、育児のサポート等、支援が必要な家庭へきめ細かい支援を実施する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○	○	○	○
		90,500千円				
健康あきしま21計画策定	市民の健康維持向上のため、健康づくりの方向性や取組を定めた第3次健康あきしま21計画を策定する。	R4	R5	R6	R7	R8
			○	○		
		2,300千円				
自殺対策計画策定	自殺予防対策の推進を図るため、その方向性や取組を定めた第2次自殺対策計画を策定する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○			
		2,300千円				

## 基本施策2-③

### 高齢者・障害者福祉の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- すべての人が住み慣れた地域で、安心して健康的に自立した生活を送っています。
- 支援の必要な人が、いつでも適切に支援を受けることができています。

#### ■ 政策指標

高齢者が尊厳を持てる地域共生社会の実現に向け、様々な主体が連携できる体制を構築します

障害のある方の自己決定が尊重され、安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の充実や地域生活支援体制を整備します

#### ■ 現状と課題

人口減少・超高齢社会の到来、核家族化の進展などにより、高齢者の単身世帯や老老世帯が増加しており、高齢者への支援だけではなく、高齢者を支える家族や地域への更なる支援が求められています。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には高齢化率が27%となり、更に高齢社会が進展する令和22（2040）年には、31.5%になると推計されています。自立した日常生活が続けられるようになるとには、地域支援事業や介護予防、介護状態等の重度化防止の取組が必要です。また、介護等を要する状態となっても、尊厳を保ち、自らの意思で日常生活を送るためには、その方に合った適切な支援と高齢者に優しい地域づくりが必要です。

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、差別の解消に向けた取組や意識の醸成が図られています。社会全体で障害のある方への理解を更に深め、差別解消に向けて取り組むことが必要です。

障害のある方の高齢化や重度化を見据え、一層の福祉サービスの充実を図るとともに、親亡き後も地域で安心して暮らし続けられるための支援体制の確保が求められています。さらに、医療の必要な障害のある方に対しての支援体制の構築も課題となっています。

誰もが安全・安心に暮らしていくために、建築物、また情報や心などのバリアフリー化の推進と、すべての人にやさしいユニバーサル社会の構築が求められています。

## ■ 主な取組

### a. 在宅サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で尊厳を持ち、いきいきとした毎日を送ることができるよう、地域生活の課題を解決するための支援に努めます。虐待防止や高齢者の認知症施策への取組を強化します。

高齢者の住まいの安定的な確保に努め、地域の特性に合った在宅生活を支えるサービスを提供し、高齢者の生活機能の維持・向上、健康の増進を図ります。障害のある方が自立した在宅生活を送ることができるよう、ニーズに応じた多様なサービスの充実を図ります。

### b. 家族介護者への支援

在宅で介護を行う家族の負担を軽減するため、支援や情報提供などに努めます。

また、介護のため家族が離職せざるを得ない状況を防ぐとともに、介護や医療が必要になつても自分らしい生活に向けあらかじめ準備を進めるために、介護サービス等に関する地域情報の収集と分かりやすい発信に努め、意識の醸成を図ります。

### c. 地域における支援体制の確立

地域と協働して、健康づくりや社会参加などの場の提供、また生活支援等を一体的に進め、一人一人が生きがいや役割を持ち、つながり・支え合いができる仕組みづくりに努めます。

地域での生活に必要となるサービスを選択し、適切に受けることができるよう相談支援体制やサービスの提供体制の充実を図ります。

高齢者の地域の課題解決に主要な役割を果たす地域包括ケアシステムの深化を図ります。また、障害のある方の高齢化や重度化などを見据えて、地域全体で支えるサービス体制（地域生活支援拠点）の整備についても推進します。

ボランティアや関係団体と連携し、高齢者世帯見守りネットワークや災害発生時の安否確認体制の充実を図ります。

### d. 障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方も社会の一員として自分らしく暮らすことができるよう「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、差別や偏見の解消を進めます。また、地域の関係機関や支援者と連携し、障害のある方への虐待防止の啓発に努めるとともに、成年後見制度の周知や制度利用を促進します。

## e. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全・安心・快適に自立した生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図り福祉のまちづくりを推進します。

また、公共施設や建築物等のハード面でのバリアフリーの推進を図るとともに、ソフト面における情報や心のバリアフリーの推進を図ります。

### ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
地域包括ケア推進計画策定	これまでの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に代わり、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、地域包括ケア推進計画を策定する。	○	○	○	○	○
障害者プラン策定	障害者福祉を推進するため、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法等に基づく障害者プランを策定する。	8,200千円				
障害者アウトリーチ支援事業	未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障害者に対し、医師等の専門チームによる訪問型支援を行う。	○	○	○	○	○
緊急一時ショートステイ確保事業	保護者が病気や事故、冠婚葬祭など、緊急に対応が必要な障害者の処遇に対応するため、短期入所事業を実施する。	2,500千円				
保健福祉センター長寿命化事業 (大規模改修事業)	公共施設等総合管理計画を踏まえ、長寿命化の対応を図るため、屋上防水、外壁、空調等の大規模改修を実施する。	○	○	○	○	○
		7,400千円				
		775,600千円				

## 子どもの主張

## 意見文コンクール



## 今よりもっと住みやすい町へ

拝島第三小学校 六年 池添 日葵

私は最近、家の近くの階段で、お年寄りの方や小さな子、車いすの方などが困っているのを見かけた。階段は狭く急なので、通るのが大変そうだった。また、近くの公園では、よく、自転車などがばらばらに並べてあつたり倒れてしまつたりしている。そのため、遊んでいる人やそばを通る人がつまずいてけがをしてしまいそうで、とても危ない。このように、自分たちの身近な環境を見ただけでも、危険だと感じる箇所がある。昭島市に住む全ての人にとって、安全で住みやすい町にするためにどのようなことをしていけばよいか、私は三つのことを考えた。

一つ目は、できるところは、階段をスロープにするということだ。スロープの方が、お年寄りや小さな子にとって、階段より上り下りがしやすい。自転車の人や荷物が多い人たちにとって、楽に上り下りができるというメリットがある。また、車いすの人にとってはなおさらだ。私は、五年生の時に、総合で車いす体験をした。車いすに乗っている人にとっては、ほんの小さな段差であっても乗り越えることが難しいことを学んだ。まして階段は、補助の人なしに通ることはできない。車いすの方が、できるだけ多くの場所を一人で通れるようにしていくためにも、階段をスロープに変えていくことは必要だと感じた。

二つ目は、公園に、自転車等を止めておく専用スペースを作ることだ。自転車や三輪車をばらばらに止めておくことがなくなり、お

年寄りや小さい子が、つまずいたり転んでしまつたりする危険がなくなる。自転車置き場を公園内に作ってしまうと、遊べる範囲が減つてしまふから嫌だと言う人がいるかも知れない。でもそれによつて、小さい子やお年寄りたちのがなどを防げるのであれば、私は作るべきだと考える。安全面で考えると、遊ぶ範囲がいくら広くてもけがを防ぐことはできないし、逆に、遊ぶ範囲が少し減つただけだけがが増えるわけでもないからだ。

三つ目は、一人一人がお年寄りや小さい子、車いすの方などに目を向けることだ。普通に生活を送つていると、自分にとつて生活がしやすければそれでいいと考えてしまいがちである。しかし、町にはいろいろな人が住んでいる。私には小さい妹がいたり、学校で障がいについて学習をしたりして、弱い立場の人に目を向けるきっかけとなつた。まずは、友達や地域の人たちに自分の考えを伝えて、多くの人がこれらのことについて考えるきっかけを作りたいと思う。

このように、お年寄りや小さな子、車いすの方などが暮らしやすい町にするには、今よりもっと工夫が必要だ。一人一人が自分にできることをよく考えて、今の昭島市をもつと住みやすい町にできるよう、自分にできることから取り組んでいきたい。

## 基本施策2-④

### 社会保険制度の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療制度及び国民年金制度が適正に安定して運営されています。
- 市民が健やかに安心して暮らしています。

#### ■ 政策指標

被保険者の健康増進や高齢者の介護予防を図り、医療費や保険給付費を抑制します  
保険料等の徴収率を高めます

#### ■ 現状と課題

東京都と共同保険者となった国民健康保険制度は、国民皆保険制度の根幹を担っています。被保険者の構成としては、低所得者や高齢者の割合が多くなっています。被保険者数は減少する一方で、高齢化や医療技術の進歩により医療費は増加傾向にあるため、財政運営は大変厳しい状況にあり、一般会計からの財源補填により財政の均衡を保ちながら運営されています。

東京都内の全市区町村で広域運営されている後期高齢者医療制度は、医療費負担の大部分が公費や現役世代からの支援金で賄われています。今後、後期高齢者の増加に伴い、特例措置の扱いや高齢者の保険料と現役世代の負担の明確化が課題となっています。

介護保険制度は市民生活になくてはならない制度となっていますが、超高齢社会の進展による介護需要の増加に伴い、全国的に保険料は増加の一途をたどっています。今後、介護認定や給付の適正化、介護予防事業の充実など、持続可能な制度運営が求められています。

国民年金は、世代間の支え合いという相互扶助の制度であり、国民生活の安定に大きな役割を果たしていますが、将来にわたり持続可能な制度とするため、社会・経済状況等を踏まえた制度改正が度々行われています。このため、加入者への周知及び理解の促進が必要となっています。

## ■ 主な取組

### a. 公平・公正で安定的な国民健康保険の運営

医療保険制度の抜本的改革等、国や東京都に要請し、併せて適切な広報と周知に努め、被保険者に財政基盤の安定化の理解と協力を求めます。また、生活習慣病等の予防に努めるとともに、後発医薬品使用促進や糖尿病性腎症重症化予防事業を推進し、増加する医療費の抑制を図ります。

### b. 安心できる後期高齢者医療環境の維持・向上

東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図る中で、制度の抜本的な見直し等の動向を注視し、安定的な運営に努めます。また、健康診査事業や健康相談などの充実に努め、被保険者の健康維持・増進に取り組むとともに、制度の周知を図ります。

### c. 持続可能な介護保険制度の運営

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、適切な制度運営に努めます。

また、持続可能な保険制度となるよう、適正な賦課徴収、給付の適正化の推進とサービスの質の向上、要介護認定の適正化等に取り組むとともに、介護人材の確保やＩＣＴの活用等による業務の効率化に取り組みます。

### d. 年金制度の周知啓発

国民年金制度の適切な周知を図り、市民の信頼と理解に努めます。また、日本年金機構との連携により、加入促進や納付の相談に努めます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
国民健康保険保健事業実施計画【データヘルス計画】(特定健康診査等実施計画) 策定	国民健康保険被保険者の健康を増進し健康寿命を延ばすこと及び医療費の適正化を図ることを目的とする第3期国民健康保険保健事業実施計画【データヘルス計画】(第4期特定健康診査等実施計画)を策定する。		○			
						2,200千円

## 基本施策2-⑤

### 地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備



#### ■ 基本施策の目指す姿

- ソーシャル・インクルージョンの考え方が地域に浸透し、誰もが安心して暮らしています。
- 地域住民が主体的に協力し支え合いながら、地域課題の解決に向けて取り組んでいます。
- 市民の誰もが自立して、健康で文化的な生活を送っています。

#### ■ 政策指標

福祉に関する相談窓口が分からぬ人の割合を減らします

市の福祉施策に関する認知度を高めます

#### ■ 現状と課題

令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、国及び地方公共団体は、地域生活課題を解決する支援体制の整備に努めることなどが示されました。

社会状況の変化等に伴い、地域における福祉的課題や地域住民の支援ニーズが今後ますます複雑化・複合化することが見込まれる中、公的な相談支援体制の充実を図るとともに、互いに支え合いながら、地域の課題を地域自らで解決できるまちの実現に向け、社会福祉協議会をはじめ、市民、団体、事業者など多様な主体との連携や協働による福祉活動への参加や活動分野の拡大などを図る必要があります。

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する相談・支援窓口を設置し、個々の状況に応じた支援計画を作成するとともに、ハローワークなどと連携を図りながら、就労支援や住居確保支援などを行っています。

生活保護受給者は高齢者単身世帯が増加傾向にあるとともに、様々な課題を抱えている方が多くなっています。生活保護制度の適切な運用を図る中で、関係機関とも連携し、受給者それぞれに寄り添いながら自立に向けた支援の充実を図る必要があります。

## ■ 主な取組

### a. 地域福祉の推進

市民が互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、昭島市社会福祉協議会と連携を図る中で、地域でのつながりが生まれる場となるサロン事業を推進します。

判断能力が十分でない高齢者や障害のある方が安心して暮らし続けるために、成年後見制度利用促進に向けた取組や地域福祉権利擁護事業を推進します。

地域の身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。

社会を明るくする運動の推進や更生保護活動の支援を図るとともに、犯罪をした者も地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を推進します。

市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、既存の相談支援機関等と連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた取組を推進します。

### b. セーフティネットによる生活支援

生活保護に至る前の段階の方などを含む生活困窮者に対して、個別の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援や就労支援などを実施し、自立に向けた支援を推進します。

生活に困った人の最後のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活保護受給者の意向や状況に応じた就労支援などの自立に向けた支援に努めます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
地域福祉計画策定	地域住民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るとともに、地域福祉の推進を図るため、第2期地域福祉計画を策定する。	○	○			
						3,800千円
再犯防止施策の推進 (P 174に再掲)	再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に資する取組を推進する。	○	○	○	○	○
						—

## 基本施策2-⑥

### 多様性を認め合える地域の醸成



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 多様性を認め合い、人権が尊重され、すべての人が尊厳を持って暮らすことのできる地域社会となっています。
- あらゆる分野において女性が活躍し、性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる地域社会となっています。
- 多様な生活習慣や文化が触れ合い、豊かで活力のある地域社会が形成されています。

#### ■ 政策指標

男女の立場や待遇が対等と思う市民の割合を増やします

一人一人の尊厳が大切にされるよう、すべての人権侵害をなくします

#### ■ 現状と課題

地域では様々な背景を持った人が暮らし、社会を形成しています。相互に認め合い、支え合うことは、暮らしやすく、また災害などにも強いまちにしていくための基本といえます。

昨今、女性の社会進出や男女格差の解消に向けた取組は進められているものの、ジェンダー平等の実現にはまだまだ不十分であることから、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現が急務となっています。人口減少・超高齢社会の到来により生産年齢人口が減少する中で、女性の活躍を推進することは、社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題の解決にもつながります。また、性の多様性への対応も現代社会の課題となっており、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組の拡充が喫緊の課題です。

外国人住民はこの10年、増加傾向で推移しています。しかし、多くは言葉の壁を越えられないことや、宗教、習慣等の違いに起因するトラブル等への警戒から、地域社会の中に溶け込めず、そのことが住民相互にとって不安感につながっています。

偏見や差別は人権侵害のみならず、地域の断絶を生みます。異なる価値観や多様な属性の人々の人権が尊重され、孤独や孤立から援護する仕組みが求められています。

また、現代社会にあっては、いじめ、暴行、虐待、差別、ハラスメント、SNSでのひばり中傷など、多くの人権問題が発生しています。誰もが尊厳を持って人間らしく生きていくために、あらゆる暴力、あらゆる人権侵害をなくすことが必要です。

## ■ 主な取組

### a. 人権を尊重する地域社会の形成

人種・性別・思考の違いや障害の有無などにかかわらず、地域全体が多様性を尊重し支え合う環境づくりの構築に努めます。また、あらゆる暴力の根絶と被害者支援に努め、各種ハラスメント防止の取組を進めます。

また、性的マイノリティに対する偏見や差別をはじめとするあらゆる人権問題をなくすため、法務局や人権擁護委員と連携し、様々な啓発活動を実施します。

### b. 男女共同参画の推進

男女共同参画プランを推進し、女性の社会参画、特に方針や政策の意思決定への参画の場を確保します。また、男女平等意識の普及啓発に努めるとともに、男女が健康な生活を実現し、ともに活躍できるようワーク・ライフ・バランスを推進します。

### c. 多文化共生の推進

情報発信の際、多言語による広報・周知に努めるとともに、地域で活動する外国語ボランティアの支援、育成を行うなど、外国人住民をはじめ異なる文化や習慣を持つ方々が安心して暮らせるための支援体制の構築に取り組みます。

英語体験事業の実施など、小学生・中学生の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、オリンピック・パラリンピック教育で得た異文化を尊重する精神を活かして、すべての子どもがともに学び、一人一人の違いを個性として受け止め、互いに高め合う教育活動を展開します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
男女共同参画プランの進捗状況評価及び検証	男女共同参画社会の実現に向け策定したプランの進捗を図るため、推進委員会を設置し評価・検証を行うとともに、次期プランの策定に向け市民意識調査を実施する。	○	○	○	○	○
						2,400千円

## 子どもの主張

## 意見文コンクール



## 人と人との繋がり

清泉中学校 三年 久米 麻由佳

差別や偏見とは固定観念に捕われ、目の前の人間から目をそらすことだと、私は思う。

人の個性を知ろうとして初めて理解を深めていくことができるのに、歩み寄ろうとせずむやみに境界線を引いてしまえば、人の心は離れていくばかりなのだ。だからこそ、多くの人に知つてほしい。差別や偏見が人の心をどれ程深く傷つけるか。そして、あなたにとつてその出会いを無駄にすることがどれ程もつたいないことなのか。

私の知り合いにはダウン症候群という障害のある、高校生の女の子がいる。幼い頃から年齢が近いこともあり、私たちは仲が良かつた。だから私は、彼女が見ている景色をのぞきこむようにして見てきたのだ。でもそれは、決して特別なものではなかった。私達が言われて嫌なことは同じように嫌で、私たちがされて傷つくことは同じように傷つく。私達とは感じ方が違うのだ、と相手を下に見たり、逆に相手は障害者なのだから、自分の言いたいことは我慢しなければ、と自分を下に見ていけない。彼女達は自分を真っ直ぐに見てくれる人を欲しているからだ。だが、障害者というだけで、彼女を曲がった角度から見る人はあまりにも多い。それは公共の場に出るとよく分かる。

ある日、私達は二人で動物園へ行つた。小学生の頃に一度行つたきりだという彼女は、数日前から胸を躍らせていたが、私は正直不安でいっぱいだつた。彼女は興奮すると周りが見えなくなつてしまつた。動物園へは電車で向かつた。電車を待つ間、ホームに立つて二人で話していると、私は小さな違和感を覚えた。私たちの周りだけ、極端に人が少ないのだ。通りかかった人の多くは、私達を一瞥するとあからさまに距離をとる。話し声も、常識の範囲内であるのにも関わらず、だ。彼女は騒いだりもしなければ、急に大きな声を出すこともない。確かに、ダウン症をもつ人の中には精神的に緊張しやすく、パニックを起こしてしまふ人もいる。でも、だ

からといって全員が同じような特徴を持つていい訳ではない。その度合いにも個人差があつて、出来ることと出来ないことはそれぞれ違う。障害者だから、などと一括りにしてはいけないのだ。にも関わらず、障害者は人に迷惑をかけるものだと決めつけ、偏見をもつて、彼女に接する人がいる。そんな人達の何気ない行動が、障害をもつ人だけでなく、共に生きる多くの人へ、小さな絶望となつて届いていることを、分かつてほしい。そして、逆にまつすぐな優しさは、大きな大きな幸せをくれる。それがどれだけ小さいものだつたとしても、必ず届く。あの日、彼女が感じた幸せもその一つだ。動物園へ行つた帰り、私達はお土産を買うため、あるお店へ寄つた。お店は私達と同じように、帰りに寄ろうと考えた人達であふれ返つていた。買うものを選び、並んだお会計の列には疲労からくるものなのか、少しピリついた空気が流れている。そんな中、彼女の順番がまわってきた。彼女は言われたことに即座に対応することが得意ではないのでスマートにすませられるよう、事前にお金を準備していた。だが、計算間違いで誤差がでてしまつたため、なかなかスマートに支払いができず、パニックになつてしまつたようだつた。私は別の場所でお会計をしていたので手伝つてあげることもできず、もどかしい気持ちで、彼女を見ていた。不安そうな表情を浮かべて辺りを見回している彼女に、周りが冷たい視線を向け始めた時、「大丈夫ですよ。焦らず、ゆっくりで。誰にだつて苦手なことはありますから。」店員さんが、そう言つてくれた。その一言は私達にとって、大きな希望となつた。そして、その日の帰り、彼女は私に教えてくれた。自分が一番嬉しかったのは、言葉よりも何よりも目を見て話してくれたことだ、と。

私達は、障害者と健常者である前に、一人の人と人なのだ。人を思いやる心も、人の言葉に傷つく心も、同じように持つている。だから、障害者との間にある、差別や偏見という壁を思いきつて打ち破つてほしい。その人を一人の人として見つめ、心を通わせる努力をすれば、相手の目をまつすぐ見れるようになるはずだから。そしてそれはきっと、「障害者と共に生きる社会」の実現への大きな一步となる。私達の考え方一つで、未来は大きく変わるのだ。

# 第5章 施策の体系

## 3 未来を担う子どもたちが育つまち

### 基本施策①:子ども・子育て環境の整備

#### 主な取組

- a. 子育て家庭への支援
- b. 子どもの健全育成
- c. 要支援児童・家庭への支援

### 基本施策②:幼児教育・保育の充実

#### 主な取組

- a. 幼児教育・保育環境の整備
- b. 待機児童の解消
- c. 幼・保・小の連携推進

### 基本施策③:学校教育の充実

#### 主な取組

- a. 確かな学力の定着
- b. 豊かな心の醸成
- c. 健やかな体の育成
- d. 輝く未来に向かって
- e. 個に応じた支援の充実
- f. 学習環境等の改善
- g. 学校給食の提供

### 基本施策④:青少年の健全育成の推進

#### 主な取組

- a. 連携による健全育成の推進
- b. 相談体制の充実
- c. 子どもの居場所づくり
- d. リーダー育成環境の充実

## 基本施策3-①

### 子ども・子育て環境の整備



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 子どもたちを安心して生み育てられる環境が整っています。
- 児童虐待がなく、すべての子どもが安心して過ごせる家庭環境が整っています。
- すべての子どもが夢や希望を持てる環境が整っています。
- 妊娠・出産・子育て期の各ステージに応じた支援により、地域社会全体で子育てを支える仕組みが整っています。

#### ■ 政策指標

妊娠から出産、乳幼児期までの健康診査や相談・指導等を推進します

ワーク・ライフ・バランス認定事業者を増やします（再掲）

児童虐待件数を減らします

#### ■ 現状と課題

安心して子どもを生み育てられるまちづくりには、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実が必要です。また、すべての子どもに対し、子どもの権利条約に示された4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を保障する必要があります。

核家族化、少子化が進む中で、親族や知人などから日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難になっています。また、子ども自身にとっても多様な人とのふれあいの中で人との関わりの基礎を培い、成長していく機会が少なくなっています。このような状況の中、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくりや子どもたちの安全・安心な居場所の確保など、地域社会全体で子育てを支える環境の整備が必要となっています。共働きや長時間労働、多様化する就労環境等により、子どもと向き合う余裕を持てず、育児不安やストレスを抱える子育て家庭も少なくありません。また、複雑化する社会構造の中で、保護者の負担が子どもへ向かい、子どもの心身の健やかな成長を妨げる状況も見受けられます。

家庭環境などによって夢や希望が阻害されることがないよう、子どもたちの社会的自立へ向けての支援、ひとり親家庭や生活困窮世帯などへの適切な支援が必要です。

## ■ 主な取組

### a. 子育て家庭への支援

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実のため、子育て世代包括支援センターを拠点に関係機関と連携を図り、各種診査や相談・指導等を実施します。

子ども家庭支援センターや子育てひろば等により、子育ての悩みを気軽に相談できる環境を整備するとともに、保護者間のネットワークづくりを推進します。

子育てと仕事を両立できるよう、市内事業者等に働きかけ、子育てしやすい職場環境の実現を推進します。

子ども食堂等を実施する民間団体を支援し、地域の方々との交流や子どもや保護者の居場所づくりを推進します。

### b. 子どもの健全育成

「子どもの権利」などについての普及・啓発に努め、子どもの人格を尊重した取組を推進します。

子どもの様々な不安や悩みを解消するため、気軽に相談できる場や安全・安心な居場所など環境の整備を進めます。

児童虐待の防止と早期発見、早期対応に努め、関係機関と連携して児童虐待防止の取組を推進します。

すべての子どもや若者の健やかな成長を支援するとともに、子どもの貧困対策を推進するための「子ども・若者未来対策推進計画」を策定し、施策を展開します。

### c. 要支援児童・家庭への支援

すべての子どもが夢や希望を阻害されることのないよう、児童や家庭への支援を行います。

相談体制の充実や手当の支給等により、ひとり親家庭等の自立に向けた支援に努めます。

障害のある児童や特別な配慮が必要な児童の社会的自立に向け、障害等への早期の気づき、早期対応に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害の程度や発達段階に応じたきめ細かな支援を行います。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所で子どもと保護者が気軽に集い、相互交流・情報提供・子育ての不安や悩みを相談できるよう、もくせいの杜地区に開園する幼保連携型認定こども園内に、子育てひろばを開設する。	○	○	○	○	○
子ども・若者未来対策推進計画策定 (P208に再掲)	すべての子ども・若者の健やかな成長と子どもの貧困対策を推進するため、子ども・若者未来対策推進計画を策定する。また、次期計画策定のため、アンケート調査を実施する。	○				○
児童発達支援計画策定	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童に対し適切な支援が行われるよう、第2期児童発達支援計画を策定する。					○



2歳児すこやか教室

## 子どもの主張

## 意見文コンクール



## 優しい昭島であるために

昭和中学校 三年 渋谷流奈

人は一人では生きていけない。最近特にこのように思う。先日母と電車に乗った。目的の駅に降りようとした際ドアが開いたと同時に一人の視覚障害がある女性が白杖を左右に振りながら車内に乗りうとして来た。乗るタイミングを失い一瞬戸惑った様子だったところ、隣にいた母が慌てて降りて、女性に声を掛け、手を取った。私はどうするのかと立ちすくんでいたが、母は一緒に車内での立ち位置を探して、手すりを掴ませて差しあげた。ドアが開いてる間の短い出来事だが、これだけのことができた。ドアが閉まるまでこちらを探るような表情で何度もお礼を言っていた女性の声が、今でも脳裏にやきついている。それとともにすることを強く思うようになつた。それは、あの白杖の女性のように少し困難な状況にある方を心細い思いにさせるべきではないということだ。

昭島市はどの駅もバリアフリー化され四つの駅は皆きれいだ。後は人の力かと思う。いくら街が整備されバリアフリー化が進んでも人の優しさがついてこない限りは、本当の意味で快適な街にならないと思う。だが、この昭島に住んでいる人々が優しくないとは思えない。私の知ってる人は親切だ。皆にこやかで悪い人などいない。きっととちよつと慣れない場面でくわすとびっくりしたり恥ずかしくなつたり、逆に迷惑かなと躊躇してしまい、結局何もできずに終わるのだろう。

実際私がそうだ。だが、やはり皆一緒に生きて行くのだ。自分は一人でも大丈夫と思うのは間違いだと思う。そして恥ずかしさから困っている方に手を差し伸べられないのは何ともつたないことであろうか。今回偶然駅でお会いした目の不自由な女性がきっかけでこのように考え始めたので、視覚障害者の駅での事故件数について

調べてみた。国土交通省によると、二〇一〇年～一七年調査で駅での事故で亡くなつた視覚障害者は一〇人もいた。なんと転落事故は六〇五件に及び、ホームでの車両との接触事故は一五件あつたということだ。なんて痛ましいのだろう。誰かが一声かけてあげていたら、手を引いて良いか尋ねていたら、絶対こんな数字は出ないはずだ。

最近友人が八王子に引っ越しした関係で拝島駅を利用することが増えた。拝島駅の八高線の乗り場にはホームドアが設置してあり、とても安心だと思った。全てのホームがこのようになれば視覚障害のある方だけではなく、不慮の転落事故も防げてとても安心だ。

だが、全ての駅に取りつけるとなるとかなりの時間がかかるだろう。それに、視覚障害の方が困っているのは駅だけでなく、そしてまた、困っている人も視覚障害の方ばかりではない。やはり、私達一人一人の助け合い、支え合おうとする気持ちが必要に違いない。

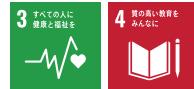
これから、私たちの住む昭島市もより高齢化してゆくであろう。その時々、場面場面で助けられる状況の人が声をかける。そのようにしていけば悲しい事故は減り、今まで外出を不安に思っていた方も外に出やすくなるのではないか。自分がその立場だつたら、を常に頭にいれておきたいと思う。そして、昭島を優しい支え合いの街にしたい。特に、私たち若者の心がけで将来の昭島がより優しい街に変われるのだと思う。

困っている誰かは将来の自分かもしれない。だから、「ともに支え合う」そんなふうに考えたらいいのではないかだろうか。まずは、自分からはじめてみようと心に強く刻んでいる。

皆が笑顔で暮らせる街であるためには、一人一人の意識と行動力が大切である。それは言いかえれば思いやりであるのだと思う。こんなふうに考えるきっかけをくれたあの日の女性と私の母にありがとうございましたと伝えたい。

## 基本施策3-②

### 幼児教育・保育の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 幼児期から児童期までの切れ目のない教育が充実し、未来を担う子どもたちが健やかに育っています。
- 仕事と子育てを両立するため、多様なニーズに応じた保育サービスの充実が図られています。

#### ■ 政策指標

幼児教育・保育の施設充足率を高めます

保育所入所待機児童の解消を図ります

#### ■ 現状と課題

幼児期は生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であり、3歳以上のすべての子どもへの質の高い教育・保育を行うことが求められています。「子ども・子育て支援法」の趣旨のとおり、保護者の就労状況にかかわらず、3歳以上のすべての子どもに良質な幼児教育としての成育環境を保障していく必要があります。

小1の壁と言われている課題について、幼児期から児童期への切れ目のない教育・保育へのニーズが高く、連續性を重視した教育課程への取組の重要性が明らかになっています。

平成28(2016)年から令和2(2020)年における5年間の4月1日現在の保育所入所待機児童数は平均22人となっています。なお、令和3(2021)年4月1日現在、保育所入所待機児童のうち、約9割が1・2歳児となっています。

直近の市街地開発による人口増のほか、女性の社会進出や幼児教育・保育の無償化による新たな利用ニーズの発生が見込まれるため、更なる対策が必要となります。

## ■ 主な取組

### a. 幼児教育・保育環境の整備

幼児教育・保育の質の向上、量の拡充を図ります。

国や東京都と連携し、幼児教育・保育の無償化を行い、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、無償化に伴い生じてくる新たなニーズに対応します。

幼稚園において、通常教育時間終了後の園児の預かり保育事業を行います。

### b. 待機児童の解消

保育所の充実のほか、認可外保育施設等への利用負担軽減等の支援を行い、保育所入所待機児童の解消を図ります。

保育需要の動向を踏まえ、計画的な既存保育施設の改修や小規模保育施設の整備などにより、待機児童の解消に努めます。

市街地開発による東部地域の新たな保育需要に対応するため、もくせいの杜地域に認定こども園を整備します。

### c. 幼・保・小の連携推進

子どもが良好な生活習慣を身に付け、健全な人格形成ができるよう、就学支援シートやスタートカリキュラムを活用し、幼稚園・保育所等と小学校の連携により切れ目のない支援を行います。

# 基本計画 第5章 施策の体系

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
R4	R5	R6	R7	R8		
(仮称) もくせいの杜一丁目認定こども園等新築工事	もくせいの杜地区の開発による保育需要に対応するため、幼保連携型認定こども園を新築する。	<input type="radio"/>				
						271,100千円
小規模保育所新設事業	待機児童解消の取組として、昭島すみれ幼稚園敷地内に小規模保育所を新築する。	<input type="radio"/>				
						44,000千円
幼保連携型認定こども園開園事業 (のぞみ保育園)	待機児童解消の取組として、のぞみ保育園の園舎を改築し、幼保連携型認定こども園を開園する。	<input type="radio"/>				
						221,200千円
幼保連携型認定こども園開園事業 (昭島ナオミ保育園)	待機児童解消の取組として、昭島ナオミ保育園の園舎を改築し、幼保連携型認定こども園を開園する。	<input type="radio"/>				
						123,500千円
子ども子育て支援事業計画策定	質の高い幼児期の教育・乳幼児期の保育の提供、待機児童の解消など、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
						3,800千円

## 子どもの主張

## 意見文コンクール



## 昭島の農業に明るい未来を

昭和中学校 三年 原島 杏佳

三百六十五戸から六十三戸へ…これは何が減少している数字か分かりますか。これは、昭島の農家数が三十年間で六分の一にまで減っていることを表しています。このように今、昭島の農業は衰退しています。私はこのような事態を知り、昭島の農業の未来を明るいものにしていきたいと思いました。

私がこのような考えをもつたきっかけは、社会の授業で昭島の農業について調べたことです。調べてみて、昭島の農業には昭島の特徴を生かした農作物がたくさんあると分かりました。例えば、昭島の地下水百パー센の水を利用して作つた卵、昭島を流れる多摩川付近の、水はけのよい土壌を生かして作つた梨などがあります。このようなことを知り、昭島の農業にはたくさんの魅力があると思いました。しかし、調べていくうちに、昭島の農業の課題も見えてきました。昭島の販売農家数は、昭和六十三年に三百六十五戸だったのに対し、平成二十七年にはその六分の一ほどの六十三戸です。そして、その農業従事者数のうち、四十四・九パーセントと約半分が七十歳以上です。さらに、農地面積も毎年少しづつ減つてきます。

ではなぜ、このように農業が衰退していくのでしょうか。その理由の一つには農家の収入が少ないことがあります。昭島の農地は小規模なものが多いで、従つて、大量生産が難しく、安定して農作物を売ることができないため収入が少なくなってしまいます。収入が少ないとやりがいを感じづらい上、生活していくのが困難になり、やめてしまう人が多くなります。また、やめてしまふと土地などを売る人も出できます。その結果、今の昭島のように農業従事者が減り、農地面積も減少していくのです。

そこで私は、どうしたら農業の衰退を抑え、活性化できるか考えました。そのためには、私たち市民一人一人の力が必要だと思います。みなさんの中には、一人一人の力ではなく、自治体などの大きな力がなければ昭島の農業の未来を変えることができないと考える

人もいるかもしれません。しかし、自治体が考えた政策を実行するのは私たちです。そのため、まず私たち一人一人の行動を変えることが昭島の農業の未来を変えることにつながります。

では、具体的にどのようなことを一人一人が行えばいいのでしょうか。私たちにできることは主に三つあります。

一つめは、ボランティア活動です。今、昭島では農業従事者数が減り、従事者の高齢化も進んでいて、より多くの作物を育てていくのは困難な状況です。そこで、ボランティア活動に参加すれば、人手が増え出荷できる作物も増えると思います。自分から、直接農家の人に話し、ボランティアをするのはハードルが高く感じるかもしれません。しかし、農家の人の中には、農業の体験を企画している人もいます。まずはその企画に参加し、農業に親しむことから始めてもいいと思います。

二つめにできることは、地産地消です。作る作物を増やしても、買う人がいなければ農家の人の収入は増えず、農業の衰退は進んでしまいます。昭島の農作物は、農業協同組合などで売られていることが多いです。普段の食事などで使う野菜を昭島産のものに変えてみるなど小さいことから始めていくと良いと思います。

そして三つめは、PR活動です。初めにも述べたとおり、昭島にはブランド品の農作物など魅力的なものがたくさんあります。しかし、それらの作物は認知度が低い状況にあります。そこで私たちがPR活動を行い、他地域にも昭島の農業について知つてもらう必要があります。PR活動には、様々な方法があります。SNSで発信したりポスターを作つたりするなど、たくさんできることがあります。今の自分にできることを探し、PRしていけば良いと思います。販売できる農作物を増やし、農家の収入を上げること、地産地消で消費者を増やすこと、他地域での認知度を上げることの三つの行動を一人一人が行えば、農業を活性化できると思います。

このように一人一人の力が集まれば、農業の未来を変えることができます。私はこれから、昭島の農業のためにボランティア、地産地消などの小さい行動を重ね、昭島の農業の未来を変える力になつていきたいと思います。みなさんも一度、昭島の農業の未来について考えてみてください。

## 基本施策3-③

### 学校教育の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる「たくましい昭島っ子」が育っています。
- 子どもたちが学んで楽しい、先生が教えて楽しいと実感できる、楽しい学校づくりが進んでいます。

#### ■ 政策指標

自己肯定感や自己有用感をもち、自ら考え、行動できる子どもを増やします  
学校で学ぶのが「楽しい」と思う子どもを増やします

#### ■ 現状と課題

子どもは、「未来の昭島市」の担い手であり、「社会の宝」です。子どもたちが調和のとれた大人に育つためには、学校だけでなく、家庭や地域が果たす役割が大きく、それぞれが互いに連携し、すべての子どもが社会全体で大切にされ、支えられて、笑顔で伸び、育つ環境を整えていかなければなりません。

また、予測困難なこれから時代において、子どもたちには、社会の変化を柔軟に受け止め、生涯にわたって様々なことに粘り強く挑戦し、自ら学び続けていく姿勢が必要です。これまでのロールモデルに頼るのではなく、一人一人が、個性や能力を最大限に伸ばし、自らの希望や意思に基づいて、人生を選択できるようにしていく必要があります。教育には、その素地を養うことが求められています。

こうしたことから、国の「第三次教育振興計画」、東京都の「教育ビジョン（第4次）」「教育施策大綱」を踏まえた「教育振興基本計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき教育施策を着実に推進していく必要があります。

「誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」の実現と、心身ともに健全・健康で、知・徳・体の調和がとれ、ふるさと昭島の自然と文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成に向け、楽しい学校づくりの重要性が増しています。

## ■ 主な取組

### a. 確かな学力の定着

子どもたちがこれから社会を生きるために必要な基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるようにします。タブレット型端末の1人1台環境を整備し、成長段階やそれぞれの個性や能力に合わせ、デジタル教科書等のICTを活用した個別最適な学びを推進していきます。

また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、SDGsの理念を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題にまで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を実現していきます。

### b. 豊かな心の醸成

人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図ることにより、自分をありのままに受け止め、他者を大切にし、互いを理解、尊重する気持ちを持つことができる子どもたちの育成に努めます。

すべての子どもが安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、アキシマエンシスにおける相談支援体制の充実を図ります。

### c. 健やかな体の育成

「昭島市版 元気アップガイドブック」「グッドモーニング60分」を活用し、発達段階に応じた健全な体の育成に向け、体育や保健の授業の充実を図ります。併せて、感染症を含む健康に関する指導の充実を図り、主体的に健康を保持・増進しようとする子どもたちの育成に努めます。

また、家庭や地域と連携、協力して、子どもたちの健康の保持・増進に関する実践力の育成を推進します。

### d. 輝く未来に向かって

社会に開かれた教育課程により、地域社会とのつながりを一層深めるとともに、自己肯定感や自己有用感を高める取組を充実させることで、将来の自分の姿を具体的にイメージできるよう、「昭島市版 スタートカリキュラム スタートブック」や「昭島市版 キャリアアルバム」等を活用した学びを積み重ねていきます。

## e. 個に応じた支援の充実

特別な支援を必要とする子ども一人一人の状況に応じ、「就学支援シート」や「学校生活支援シート」等を活用し、切れ目のない支援をつなげていきます。また、教員一人一人の特別支援教育の視点を更に向上させるとともに、特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級における指導の充実を図ります。

## f. 学習環境等の改善

学習環境等の改善においては、校舎、体育館等の施設の老朽化対策や時代の変化に応じた機能向上など、「小・中学校個別施設計画」に基づき計画的に実施し、安全で快適な教育環境の整備を図ります。近年の異常気象による猛暑など、学校プールのあり方について、多角的に検討します。国のGIGAスクール構想<sup>※1</sup>の実現のために、学校におけるICT機器の整備や情報通信ネットワーク環境の更なる充実を図ります。

また、教員が全力で教育にあたることができるように、スクール・サポート・スタッフの全校配置や、部活動指導員の配置など、教員の働き方改革に引き続き取り組みます。

## g. 学校給食の提供

学校給食では、安全でおいしい給食の提供に努めるとともに、中学校における自校給食校の親子調理方式への移行、共同調理場の現位置での建替えに向け、整備を進めます。また、各学校や地域と連携した食育の充実に努めます。

※1 GIGAスクール構想

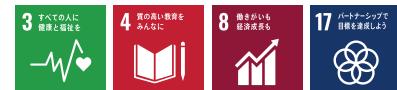
児童・生徒向けに1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想

## 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
小学校長寿命化改良工事	富士見丘小学校校舎及び調理室棟の長寿命化改良工事を実施する。(設計・工事)			○		○
		476,300千円				
小・中学校大規模改造 (外壁等改修) 工事	小・中学校の外壁等改修工事を計画的に実施する。	R4	R5	R6	R7	R8
	武蔵野小学校 (工事)	○				
	光華小学校 (設計・工事)			○	○	
	拝島第一小学校 (工事)	○				
	拝島第二小学校 (設計・工事)	○		○		
	福島中学校 (設計・工事)	○	○			
	拝島中学校 (設計・工事)				○	○
	多摩辺中学校 (設計)				○	
	計	773,400千円				
小・中学校大規模改造 (便所改修) 工事	小・中学校の便所改修工事を計画的に実施する。	R4	R5	R6	R7	R8
	玉川小学校 (設計・工事)	○		○	○	
	中神小学校 (設計・工事)			○	○	○
	成隣小学校 (工事)	○		○		
	拝島第三小学校 (設計・工事)				○	○
	清泉中学校 (工事)	○	○			
	計	607,100千円				
小・中学校除湿温度保持 機能復旧工事	小・中学校の除湿温度保持機能復旧工事を計画的に実施する。	R4	R5	R6	R7	R8
	共成小学校 (設計・工事)	○		○	○	
	田中小学校 (設計)				○	
	昭和中学校 (工事)			○	○	
	多摩辺中学校 (設計)					○
	計	778,100千円				
	国際的視野に立って活躍する人材を育成するため、市内中学生とオーストラリア・パース所在の交流校の生徒相互による学校訪問やホームステイ、オンライン交流を行う。	R4	R5	R6	R7	R8
中学生海外交流事業				○		
		5,350千円				
英語検定受検事業	英語学習の課題発見や英語を学ぶ動機づけにつなげ、グローバルに活躍する人材を育成するため、中学校第3学年を対象に授業の一環として英語検定を実施する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○	○	○	○
		20,670千円				
東京都英語村体験事業	英語を学ぶ楽しさと必要性を体感し、英語学習意欲の向上を図るため、小学校第6学年・中学校第2学年の児童・生徒に対し英語村の利用料金と交通費を補助する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○	○	○	○
		46,400千円				
学校給食共同調理場整備 事業	現位置に、食育施設、防災施設の役割を備えた新たな学校給食調理施設を整備する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○	○		
		2,466,200千円				

## 基本施策3-④

### 青少年の健全育成の推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 心身ともに健康で、他者を思いやる心を持った青少年が、地域社会の一員として成長し、自らの可能性を十分に發揮しています。

#### ■ 政策指標

不良行為少年の補導数を減らします

学童クラブの待機児童の解消を図ります

#### ■ 現状と課題

青少年は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在です。こうした青少年が健やかに成長し、それぞれの可能性を広げ、それが実現できるように、青少年の立場に立ち、現在の生活と将来の成長の両面を支援していくことが必要です。

また、引きこもりやニート、不安定な就労環境、保護者の経済的困難、家族の介護、発達障害、性的マイノリティへの対応など、青少年を取り巻く環境は多様化、複雑化しています。青少年の定義（対象）は広く、各年齢期に応じたその特性や個人差に配慮するとともに、各年齢期の連続性を重視した縦割りの対応を排除した総合的な施策の展開が求められます。

SNSを媒介とした新たな手口による犯罪の増加や、犯罪の凶悪化・低年齢化が社会問題になっており、青少年が被害者となる事件が相次ぐ一方、青少年が加害者となる重大事件も発生しています。

社会生活に困難を抱える青少年のために、相談体制の充実が必要となります。

また、放課後に子どもたちが安全で安心して生活できる「居場所」としての学童クラブや放課後子ども教室に加え、市内で活発に交流・活動するための「居場所」づくりも必要です。併せて、青少年が主体的に活動する取組・イベント、体験活動の支援を図るなど、地域で活躍できる人材の養成が求められています。

## ■ 主な取組

### a. 連携による健全育成の推進

家庭・学校・地域の連携により、青少年の健全育成に関する情報提供、啓発活動等に努めます。

青少年を取り巻く環境が多様化、複雑化している状況を踏まえ、関係各課や関係機関との連携により青少年の健全育成を推進します。

### b. 相談体制の充実

青少年及びその保護者が、必要なときに身近できめ細かな相談を受けられる環境の整備に努めます。

青少年の将来の自立に向けて、生活困窮、非行、コミュニケーションの欠如、引きこもりなど、個々の状況に応じた支援を行います。

### c. 子どもの居場所づくり

学童クラブの充実、放課後子ども教室の推進等、放課後における子どもの居場所を確保し、学びや各種体験の場づくりを支援するとともに、子どもたちが活発に交流・活動できる居場所づくりを推進します。

子ども食堂等を実施する民間団体を支援し、地域の方々との交流や子どもの居場所づくりを推進します。

### d. リーダー育成環境の充実

青少年自らが計画して、主体的に判断し、協調して実現する、体験的な活動の場づくりを支援します。

青少年リーダー養成講習会や各種体験活動を通じて、小学生から青年期まで段階的に系統立てて地域で活躍できる人材（リーダー）の養成や支援を図ります。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
子ども・若者未来対策推進計画策定 (P197に再掲)	すべての子ども・若者の健やかな成長と子どもの貧困対策を推進するため、子ども・若者未来対策推進計画を策定する。また、次期計画策定のため、アンケート調査を実施する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○				○
						6,700千円



# 英語スピーチコンテスト



【Showa Junior High School 3rd grade Kawakubo Shien】

## YOASOBI and my dream

Hi everyone. Today, I'd like to talk about YOASOBI.

YOASOBI is a band made of Ayase and Ikura. Ayase writes the music. Ikura is the vocalist. Ayase was a member of another band. In that band, he was the vocalist. But the band broke up. After that, he met Lilas, whom is also called Ikura. Ayase thought that Ikura's voice was perfect for his music. So they formed the band YOASOBI.

My favorite song from YOASOBI is "Gunjo". It can cheer me up and keep me set on my goal. Some lyrics in the song say, "Daijobu. Iko. Ato wa tanoshimu dake da." In English, it means "That's all right. Just do it. and just be interested in it." That's why I really like this song. I often listen to it when my stress builds up and I feel that I want to give up.

I'm a third-grade student this year. So I have had more stress than usual. I'll have high school entrance tests next February. I have to study many things to pass those tests. But it's not easy for me. Sometimes, I can't do it very well and I really want to give up. However, "Gunjo" always cheers me up and motivates me to keep trying.

I like English and I think that teaching is interesting. So I want to be an English teacher. To fulfill my dream of becoming an English teacher. I had better go to a good university and learn about psychology.

But first, I should go to a good high school. I must study harder and harder to make my dream come true. I must study English with my utmost effort.

Although I like English, it is difficult for me to express exactly what I want to say in English. When I think about how to say something in English which clearly expresses my heart and mind, it takes a lot of time to do it. Sometimes, it is so difficult that I want to give up. But at those times, I recall the lyrics of "Gunjo". Some lyrics in the song say, "Tsumiagete kitakoto ga buki ni naru." It tells me "What you've built up will be your weapon." I get encourage from these lyrics.

One time when I was full of stress. I stopped and cried. Then I listened to "Gunjo". After that, I was cheered up and I started to study English again. I know that I can reach my goal if I don't give up. I can do it, if I try. I have been studying English since I was three. I hope to study it forever.

That's all. Thank you for listening.

## YOASOBIと私の夢

昭和中学校 三年 河久保 思縁

みなさん、こんにちは。今日はYOASOBIについてお話しします。

YOASOBIはAyaseとikuraによって作られたバンドです。Ayaseは音楽を作ります。ikuraはボーカルです。Ayaseは他のバンドのメンバーでした。彼は、そのバンドのボーカルでした。しかし、そのバンドは解散しました。その後、彼はikuraと呼ばれる「りら」と会いました。Ayaseはikuraの声が彼の音楽に一番合うと思いました。だから、彼らはYOASOBIというバンドを組みました。

私の一番好きなYOASOBIの歌は「群青」です。この歌は、私を応援してくれて、そのおかげで私は目標に向かって頑張ることができます。この歌の歌詞では、「大丈夫。行こう。あとは楽しむだけだ。」とあります。英語では、「That's all right. Just do it. And just be interested in it.」となります。だからこそ、私はこの曲がとても好きです。私はストレスが溜まり、諦めたくなる時によく「群青」を聞きます。

今年、私は中学3年生です。ですから、私はいつもより多くのストレスを抱えています。来年2月、私は高校受験に挑戦します。試験を通過するためには、私はたくさんのこと学ばなければなりません。しかし、それは簡単なことではありません。時々、私はうまくできないことがあります。本当に諦めたくなります。しかし、「群青」がいつも私を応援してくれ、頑張ろうという気持ちになります。

私は、英語が好きです。そして、人に教えることが面白いと思っています。ですから、私は英語の先生になりたいです。英語の先生になる夢を叶えるために、私は良い大学に入って心理学を学びたいです。

しかしその前に、私は良い高校に行かなければなりません。夢を実現するためには、私はもっと勉強する必要があります。私は、一生懸命に英語を勉強していきます。

私は、英語が好きですが、言いたいことを正確に英語で表現することが難しいです。私が心の中で何かを英語で表現しようとする時、すごく時間がかかります。時々、それが難しすぎて諦めたくなります。でも、その時に私は「群青」の歌詞を読みます。その歌詞には、「積み上げてきたことが武器になる。」とあります。それは、「What you have built up will be your weapon.」と教えてくれます。私は、この歌詞から元気をもらいました。

以前、私はストレスに満たされ、泣いてしまいました。そして、「群青」を聞いて元気づけられました。私は、諦めなければゴールまで行けるということを知っています。もし、私が諦めなければ、夢を実現することができます。私は、3歳から英語を学んでいて、英語をいつまでも学び続けたいと思っています。

以上で私のスピーチを終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 第5章 施策の体系

### 4 文化芸術、スポーツの振興を図るまち

#### 基本施策①: 文化芸術活動の促進

主な取組

- a. 文化芸術活動への支援
- b. 文化芸術に接する機会の充実
- c. 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

#### 基本施策②: 文化財の保護・調査・活用

主な取組

- a. 文化財の保護・保存・調査・研究の推進
- b. 文化財の活用と継承の支援

#### 基本施策③: スポーツ・レクリエーションの振興

主な取組

- a. スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
- b. スポーツ・レクリエーション環境の整備
- c. 人材の育成・地域交流の促進

#### 基本施策④: 図書館活動の充実

主な取組

- a. 多様な情報・資料の提供
- b. 図書館の利用促進
- c. 図書館を拠点とした活動の支援
- d. 誰一人取り残さない環境の整備

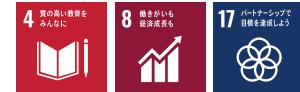
#### 基本施策⑤: 生涯を通じた学習活動の推進

主な取組

- a. 学習機会の提供
- b. 学習活動の支援
- c. 学習成果の活用

## 基本施策4-①

### 文化芸術活動の促進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- あきしまの地域に根ざした市民文化がいきいきと花開き、誰もが文化・芸術を身近で味わい、豊かでうるおいのある暮らしを実感しています。
- 文化・芸術活動を行っている個人や団体が、いきいきと活動しています。
- あきしまの文化・芸術が、多くの人を呼び込む観光資源として成長し、様々な分野の人々が交流しています。

#### ■ 政策指標

市民文化祭の参加者を増やします

文化・芸術の鑑賞の機会を増やします

文化・芸術の活動をする人を増やします

#### ■ 現状と課題

文化芸術の担い手である市民に芸術鑑賞の機会を提供するとともに、市内在住の芸術家の創造活動などへの支援のため、昭和の森芸術文化振興会と連携し市内芸術家公募展を開催しています。同時開催の芸術家卵展は、子どもたちが文化芸術活動の魅力を理解する機会となっています。昭島・昭和の森武藤順九彫刻園は世界を舞台に活躍している氏の作品群を、緑の自然に囲まれ鑑賞できる場所となっています。また、市内には、優れた先端技術を有する民間企業が集積する一方で、古くから継承されている魅力的な伝統芸能が存在しています。

これらの特性を活かし、あきしまの文化・芸術を新たな観光資源として位置づけ、より多くの人に訪れてもらう取組が必要です。

文化芸術に係る自主的な活動の支援のため、公共施設などを活動場所として提供し、成果の発表の場として市民文化祭を開催しています。多様な分野の主体が交流し、文化芸術活動の更なる促進を図るために、発表の場の拡充が必要です。

今後、文化芸術の振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野の施策と有機的・広域的な連携を深める中で、人口減少社会にあっても、文化芸術の継承、発展及び創造に加え、地域経済の活性化につなげていくことが重要です。

## ■ 主な取組

### a. 文化芸術活動への支援

文化芸術活動の活動場所を提供するとともに、活動の成果や作品などの発表の機会の拡充に努めます。

市内で活動する芸術家を広く紹介する機会の拡充に努め、芸術活動、創作活動への機運醸成に努めます。

### b. 文化芸術に接する機会の充実

子どもから高齢者まで市民の誰もが、著名な芸術作品を身近に鑑賞できる機会の充実に努めます。

学校教育との連携により、子どもたちが文化芸術に接する機会の充実に努めます。また、文化関係団体や美術大学と連携し、多くの市民が鑑賞機会や芸術に触れる機会を拡充します。

### c. 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

文化芸術を通して、多様な交流が生まれるよう努めます。

文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術の継承、発展及び創造につなげ、更なる文化芸術の振興を促進するため、観光、まちづくり、教育、産業、福祉など幅広い分野との連携を図り、総合的な施策の展開、推進に努めます。また、文化芸術推進基本計画の推進を図るための、外部機関等の設置を目指します。

市内の関係団体だけでなく多摩地域の多様な主体とネットワークを構築し、文化・芸術を中心とした地域の活性化に努めます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
文化芸術推進基本計画における後期計画策定	文化芸術推進基本計画の中間評価を行い、後期計画期間の施策を検討する。					○
						500千円

## 基本施策4-②

### 文化財の保護・調査・活用



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 地域の暮らしの中で守られ、継承された文化財が、先人の知と技を伝え、個性あふれる地域文化、まちづくりの重要な視点に位置づけられています。

#### ■ 政策指標

あきしま郷土芸能まつり参加者数を増やします  
郷土資料室の見学者を増やします

#### ■ 現状と課題

文化財の分野では、平成30（2018）年に「文化財保護法」が改正されました。今回の改正では、文化財の滅失や散逸等の防止を緊急の課題とし、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、地方文化財保護行政の推進力の強化について規定がなされました。

市内には、国指定文化財が1件、東京都指定文化財が10件、昭島市指定文化財25件、国登録有形文化財1件があり、その保護・保存に努めています。

令和2（2020）年3月より、郷土資料室をアキシマエンシス内に移転・新設し、市の象徴であるアキシマクジラの化石標本の展示のほか、郷土史、地域文化を紹介し、「昭島市の知の拠点」として併設される市民図書館と連携しています。

文化財は、地域の歴史や文化への理解、「ふるさと昭島」づくりにとって重要な資産であるため、次世代に確実に継承していくことが求められています。また、現在の市の様子を後世に伝えることも文化財行政の重要な役割です。

都市化による生活様式の変化や宅地開発などにより、身近な文化遺産の継承を危ぶむ声もあります。これらの文化遺産を後世に伝え、地域文化遺産として活用を図るため、その調査と保護・保存が課題となっています。

## ■ 主な取組

### a. 文化財の保護・保存・調査・研究の推進

地域の文化財の調査・研究に努め、関連する文化財の総合的な把握と長期的な視野に立った計画的な保護・保存を図り、活用につなげます。

埋蔵文化財や民具、古文書などの収集を図るとともに、その整理、記録、保存に努めます。また、文化財資料のデジタルアーカイブ化の充実を図ります。

収集、保存した文化財の適切な管理を図るとともに、保存、収蔵スペースの確保に努めます。

### b. 文化財の活用と継承の支援

学校教育や社会教育、レクリエーションの場などにおいて、文化財の効果的な活用を図ります。

文化財ボランティアや、多様な媒体を活用し、文化財の案内等周知に努めます。

貴重な文化財の展示や、最新のＩＣＴ技術を駆使した映像コンテンツ、「昭島市デジタルアーカイブズ」の有効活用により、地域の歴史や文化への理解を促進し、次世代へ継承します。

地域で伝承されてきた郷土芸能などの有形無形の文化財については、多くの人が触れることができる機会を充実させ、市内に人を呼び込む観光資源として活用するとともに、次世代への継承の支援を図ります。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
文化財・地域資料等デジタルアーカイブ化事業	地域の歴史や文化への理解を促進し、次世代へ継承するため、文化財資料をデジタルアーカイブ化し、その有効活用を図る。	○	○	○	○	○
						15,000千円

## 基本施策4-③

### スポーツ・レクリエーションの振興



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 市民一人一人が、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深め、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送っています。

#### ■ 政策指標

週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合を増やします  
スポーツ・レクリエーションを通して、高齢者の外出機会を増やし、健康増進を図ります

#### ■ 現状と課題

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながります。生活が便利になり体を動かす機会が減少した現代社会においては、極めて大きな意義があります。特に高齢者においては、外出機会が増えるとともに、仲間づくりなどの一助にもなっています。

多くの市民がスポーツやレクリエーション活動に親しんでいる一方、令和元（2019）年度に実施した市民意識調査では、スポーツやレクリエーションをほとんどしていない市民の割合は37.8%となっています。また、市民がスポーツやレクリエーションをしている頻度は、月1回程度が10.8%、週1回程度が25.3%、毎日が18.9%となっています。

スポーツやレクリエーション活動をしていない市民や、活動機会の少ない市民の誰もが、自らの健康状態や運動能力に応じて、自分に適したスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境の整備が求められています。

スポーツを持続的に行うためには、地域の人々が一緒に楽しく、いつまでもスポーツができる環境を整えていくことが大切であり、地域スポーツを支える人材の育成やスポーツを通じた地域の絆づくりが求められています。

また、地域にゆかりのあるスポーツチームや選手の応援のほか、連携による交流を促進し、地域活性化に資する取組が求められています。

老朽化したスポーツ施設の適切な維持管理のほか、新たな課題として熱中症警戒アラートを念頭に置いた屋外運動施設のあり方の検討が必要です。

## ■ 主な取組

### a. スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進

スポーツ・レクリエーション活動の普及に向けて、情報発信や誰もが参加できる機会の拡大に努めます。

市民の自主的な健康づくりを支援し、健康の保持増進、技術・競技力の向上、生活習慣病・介護予防など、市民のライフステージに応じた生涯スポーツを推進します。

スポーツ・レクリエーション活動を推進する団体等への支援に努め、地域や様々な団体相互の交流の促進に努めます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツ習慣の定着を促進し、トップアスリートを目指す選手の支援、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。

### b. スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が安全で安心してスポーツ・レクリエーションを楽しむため、市の運動施設の環境整備・充実に取り組むとともに、猛暑日や熱中症警戒アラートを念頭に置き、市民プールを含む屋外運動施設のあり方について検討を進めます。また、残堀川調節池の平常時における運動施設利用については、近年の集中豪雨などによる影響を踏まえ、そのあり方について検討をします。

### c. 人材の育成・地域交流の促進

地域のスポーツ・レクリエーション活動の振興を支える人材の確保と育成を図るとともに、地域で活動する団体の組織化、ネットワーク化を推進します。

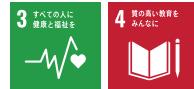
クリタウォーターガッシュ昭島と連携したスポーツの振興、地域活性化に資する取組を推進し、市を挙げて応援できる仕組みづくりに取り組みます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
総合スポーツセンター大規模改修工事 (設計・工事)	施設の長寿命化のため、B棟C棟外壁、受変電設備等を改修する。	○	○	○		
						397,300千円
市民球場改修工事 (設計)	施設の長寿命化のため、外壁改修工事に伴う設計を行う。					○
						5,500千円

## 基本施策4-④

### 図書館活動の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 本と情報を仲立ちとして人が集い、つながり、新たな価値を創造する場となり、親しまれています。

#### ■ 政策指標

市民1人当たりの図書貸出冊数を増やします

市民図書館の登録者数を増やします

#### ■ 現状と課題

デジタル化の加速により、インターネットやスマートフォンの普及、情報通信機器の発展が著しい現代にあって、時代に見合った図書館活動が求められています。

一方で、子どもたちの活字離れを防ぎ、読書に親しむ習慣が身に付くよう、子ども読書活動推進計画に基づく取組を推し進めるとともに、保育所・幼稚園・学校との連携強化が求められています。

多様化する図書館ニーズに対応するため、レファレンスサービス<sup>※1</sup>や図書館の利用に障害のある方への多種多様なサービスの提供など、インクルーシブな取組が求められています。

また、地域による提供体制の格差が生じないよう、サービス提供体制の拡充が求められています。

コロナ禍の中での新しい日常に対応した貸出・返却方法や電子書籍の充実など、新たなニーズが生まれています。

※1 レファレンスサービス

何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が情報あるいは資料を提供する情報サービス。

## ■ 主な取組

### a. 多様な情報・資料の提供

仕事や暮らしの課題に市民自らが図書館を使って調べることに取り組めるよう幅広い分野の資料を収集し、蔵書の充実に努めるとともに、自館の資料のみならず、他機関の資料やインターネット等あらゆる情報を活用したレファレンスサービスを強化します。

### b. 図書館の利用促進

子どもの読書習慣の定着や、高齢者等の生涯学習活動や余暇活動の充実に役立ててもらうよう、様々な事業を行い、図書館利用を促します。

学校図書館との連携を密にして、児童・生徒の学びを応援します。

### c. 図書館を拠点とした活動の支援

図書館を拠点としたボランティア活動など市民の自主的な活動を支援します。

地域への関心を高め、地域の良さを知ることを通して愛着を育むことができるよう、地域資料の収集・保存に努めます。

### d. 誰一人取り残さない環境の整備

誰にでもやさしい施設・設備の充実を図ります。

録音図書の作成や対面朗読の実施、電子書籍サービスの充実等、多様なニーズに応えられるサービス体制の整備に努めます。

様々な言語に対応できるよう、多言語・多文化資料の充実に努めます。

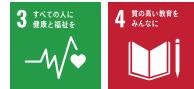
## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
市民図書館分館整備事業 (市民総合交流拠点施設整備事業)	令和7年中に開館を予定している市民総合交流拠点施設内に市民図書館分館を整備する。	○	○	○	○	

(P 178に掲載)

## 基本施策4-⑤

### 生涯を通じた学習活動の推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 誰もが生涯にわたり自分の意思で自由に学ぶことができる環境が整い、地域のつながりと絆を実感し、豊かな人生を送っています。

#### ■ 政策指標

アキシマエンシス入館者を増やします

生涯学習講座など活動の充実を図り、参加者の学習意欲を広げます

#### ■ 現状と課題

人生100年時代においては、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められており、子どもから高齢者まですべての世代の知的欲求は高まり、また、多岐にわたっています。

内閣府が平成30（2018）年に実施した生涯学習に関する世論調査によると、今後、生涯学習をしてみたいと回答した者の割合は8割を超えています。平成30（2018）年度の市民意識調査では、地域活動への今後の参加意向について項目別に聞いたところ、「参加したい」と「できれば参加したい」を合わせた『参加したい』と回答した割合が高い項目は、「生涯学習活動」（42.0%）、「地域イベント活動」（37.7%）、「スポーツ・レクリエーション活動」（37.2%）となっています。

また、「文部科学省におけるデジタル化推進プラン」においては生涯学習、社会教育分野のICTを活用した取組を推進することが求められており、さらに、第10期中央教育審議会生涯学習分科会の議論においては、新しい時代の学びのあり方として、デジタルデバイドが生じないよう地方公共団体や民間団体等が連携して情報活用能力を習得できるよう学習機会を充実させることが必要であるとされています。

生涯学習社会の実現のため、地域社会における多様性を尊重し、生涯にわたり、あらゆる機会に、あらゆる場所で、自由に学び、その成果を適切に活かすことができる環境の整備が必要です。

生涯学習活動の場の確保と機会の提供には、アキシマエンシスや市民会館・公民館などの関連施設、関係機関との連携が重要です。

## ■ 主な取組

### a. 学習機会の提供

対象別・課題別の講座を多様な方法で開催し、生涯にわたる多様な学習機会の提供に努めます。

ＩＣＴを活用した学習機会の提供を図るとともに、デジタルデバイドの解消のため、ＩＣＴリテラシーを身に付けるための学習機会の充実に努めます。

学びのきっかけづくりとして「あきしま学びガイド」やホームページ・ＳＮＳなどを活用し、情報発信に努めます。

多摩地域の大学や企業などの地域の教育資源の積極的な活用を進めます。

市内の歴史・文化財めぐりや参加型イベントなど、観光とコラボレーションした生涯学習の提供を進め、相互の振興を図ります。

### b. 学習活動の支援

生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めるとともに、生涯学習に関わる個人や団体のネットワーク化を推進します。

「アキシマエンシス」を知の拠点として、複合施設の強みを活かし、各施設を有機的につなげるとともに、持続可能な地域社会の構築や多文化共生社会の実現のため、昭島ならではの活動や交流を発信できる学び舎として発展させます。

誰もが快適に利用できる施設の維持管理・運営に努めます。また、ＩＣＴを活用した学びを推進するため、市民会館・公民館や市立会館などにWi-Fi環境を整備します。

学校も含めた既存の公共施設の多目的な活用を進め、多様な学習活動を支援します。

### c. 学習成果の活用

学習の成果や文化活動の発表の場の提供に努め、生涯学習活動への参加のきっかけづくりや、学びの意欲の向上につなげます。

生涯学習の成果を活かし、地域課題の解決に結びつけるなど、地域に還元できる環境の整備に進めます。

# 基本計画 第5章 施策の体系

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
R4	R5	R6	R7	R8		
市立会館大規模改修事業	施設の長寿命化のため、堀向会館における空調設備・外壁・内装・屋上防水等を改修する。			○		
					6,200千円	
市立会館空調機器等改修事業	施設の長寿命化のため、昭和会館の空調機器等を改修する。			○		
					4,100千円	
昭島市民会館・公民館除湿温度保持機能復旧工事(設計・工事)	老朽化した市民会館・公民館の冷暖房、空調設備及び受変電設備を更新する。	○	○			
					491,300千円	
昭島市民会館・公民館大ホール・小ホール舞台設備改修工事(工事)	老朽化した市民会館大ホールの調光器盤、公民館小ホールの舞台音響設備、舞台照明設備等を更新する。	○				
					190,000千円	



KOTORIホール（市民会館）・公民館

## 第5章 施策の体系

### 5 環境負荷を低減し、 水と緑の自然環境を守るまち

#### 基本施策①：地球環境の保全

主な取組

- a. 地球温暖化対策の推進
- b. 気候変動適応の推進
- c. プラスチックの持続可能な利用

#### 基本施策②：水と緑の環境の保全

主な取組

- a. 貴重な緑地の保全・確保
- b. 水辺環境の保全・活用
- c. 多様な生き物との共生
- d. 環境保全活動等の促進

#### 基本施策③：ごみ処理の推進

主な取組

- a. ごみ処理・リサイクル施設の適切な管理と将来構想
- b. 減量化・資源化の促進
- c. 災害時のごみ処理

## 基本施策5-①

### 地球環境の保全



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 脱炭素社会実現に向けて取組が進んでいます。
- 省エネルギー・資源循環の取組が定着しています。
- 再生可能エネルギーの利用が進んでいます。
- 気候変動に伴う気象災害への備えが進んでいます。
- プラスチックの持続可能な利用が進んでいます。

#### ■ 政策指標

市域の温室効果ガス排出量を減らします

#### ■ 現状と課題

近年、気候変動が要因とされる自然災害が多発し、温室効果ガスの削減は地球規模での課題となっています。さらには、温室効果ガスの排出抑制に取り組んだとしても、今後数十年にわたり温暖化が続き、気候変動の影響が更に深刻化すると考えられています。

また、その不適正な処理により、大量のプラスチックが海洋に流出しマイクロプラスチック等による深刻な海洋汚染を引き起こしています。

こうした中、国は令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを掲げました。東京都も国に先んじて同様の目標を掲げています。

本市としては、令和12(2030)年カーボンハーフ<sup>※1</sup>の実現に向けて、省資源・省エネルギー型のライフスタイルの更なる普及、再生可能エネルギーの導入強化、資源循環などによる温室効果ガスの排出抑制、また、必要性の低い、使い捨てプラスチックの削減に取り組むとともに、既に起こっている気候変動の影響やこれから起こりうる影響に対し、被害を回避し、軽減する適応策に取り組んでいく必要があります。

※1 カーボンハーフ

カーボンニュートラル(二酸化炭素排出量実質ゼロ)に向けて、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素(カーボン)の排出量が、基準年度比50%減となっている状態。

## ■ 主な取組

### a. 地球温暖化対策の推進

行政・市民・事業者とオールあきしまで温室効果ガスの削減に努めます。

あきしま省エネ家計簿の普及拡大や省エネルギー機器の利用促進など環境に配慮したライフスタイルの更なる普及に努めます。

公共施設や住宅などへの省エネルギー・再生可能エネルギーの導入・普及に努めます。

次世代自動車（ZEV）の庁用車の切替えや市民・事業者に対する普及促進など温室効果ガスを排出しない交通手段の普及に努めます。

### b. 気候変動適応の推進

洪水・土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップなどを活用し、市民の避難行動の周知など気象災害への備えの充実・強化に努めます。

熱中症及び感染症に対する公共施設での備えの充実、関係機関と連携した情報提供など気候変動に伴う健康影響への対策の充実・強化に努めます。

土砂崩れや水害に伴い喪失した生息空間の調査、回復手段等を検討し、防災対策とのバランスを確保しながら生物多様性保全に努めます。

### c. プラスチックの持続可能な利用

マイバッグやマイボトルの携帯などあらゆる場面でプラスチックを1つ減らす「プラスチックマイナス1運動」の推進やあきしまのおいしい水を無料で提供する給水スポットの増設により、不要なプラスチックの削減を図り、持続可能なプラスチック・スマート社会の実現に努めます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
再生可能エネルギー電力の100%導入	脱炭素社会を構築するため、公共施設における使用電力の調達にあたっては、再生可能エネルギー電力の100%導入に取り組む。	○	○	○	○	○
「再エネ100宣言 RE Action」参加	使用電力を再生可能エネルギーに100%転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する新たな枠組みである「再エネ100宣言 RE Action」へ参加する。	○	○	○	○	○
環境基本計画における後期計画策定	環境基本計画の中間評価を行い、後期計画期間の施策を検討する。	—	—	—	—	—
						250千円
						900千円

## 基本施策5-②

### 水と緑の環境の保全



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 多摩川や玉川上水、清らかな湧水、緑が連なる立川崖線<sup>※1</sup>など、水と緑が多様な生き物の共生を育む、豊かな自然環境が引き続き守られています。
- 水・緑とのふれあいを通して、人々の連携・交流が活発に行われています。

#### ■ 政策指標

市域のみどり率を維持します

エコロジカル・ネットワーク<sup>※2</sup>を保全・創出します

水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合を増やします

#### ■ 現状と課題

本市は、市域の南側に多摩川、東側に残堀川の2つの河川、北側に玉川上水が流れ、緑が連なる立川崖線からは多くの湧水が流れ出るなど豊かな水と緑が継承され、深層地下水100%の水道水を守り、多様な生物を育み、まちの景観の特徴となる恵まれた自然環境の中にはあります。

近年、保存樹木・樹林や農地の減少などに伴うみどり率の減少、アスファルト舗装の増加などによる雨水の地下浸透量の低下など都市化による影響が見られ、引き続き、本市の貴重な自然環境を未来に継承していくためには、水資源や豊かな緑の保全が重要な課題となっています。

生物多様性を守っていくためには、自然環境の現状把握と生き物に関する正しい知識と理解が必要であり、そのうえで、在来生物保護等に向けた活動が求められています。

※1 立川崖線

拝島段丘・青柳段丘と多摩川低地との境に沿って形成され、市域の東西に連なる緑豊かな崖線。

※2 エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息する様々な空間が、生物の移動経路でつながる生態系のネットワークのこと。

## ■ 主な取組

### a. 貴重な緑地の保全・確保

崖線緑地の地盤調査を実施し、維持管理方針を検討するなどその保全を図ります。  
樹林地や街路樹を適正管理し、その保全を図ります。  
誰もが憩える公園緑地の確保に努めます。  
宅地開発の際の緑地確保と、地区計画による環境緑地や緑化率の指定等により、市街地におけるみどりの確保を図ります。  
公共施設における壁面緑化や敷地内緑化を推進します。  
市民の農業に対する理解を促進するなど、多機能空間としての農地の確保を図ります。

### b. 水辺環境の保全・活用

国や東京都、流域自治体と連携し、多摩川や玉川上水などの周辺環境の保全を図ります。  
用水路を適正管理し、水辺環境の維持・保全を図ります。  
湧水箇所における水量・水質検査を継続的に実施し、その保全を図ります。  
雨水貯留槽や雨水浸透施設の設置を推進するとともに、公園や緑道等の整備時にグリーンインフラ設備の導入を検討し、水循環の促進を図ります。

### c. 多様な生き物との共生

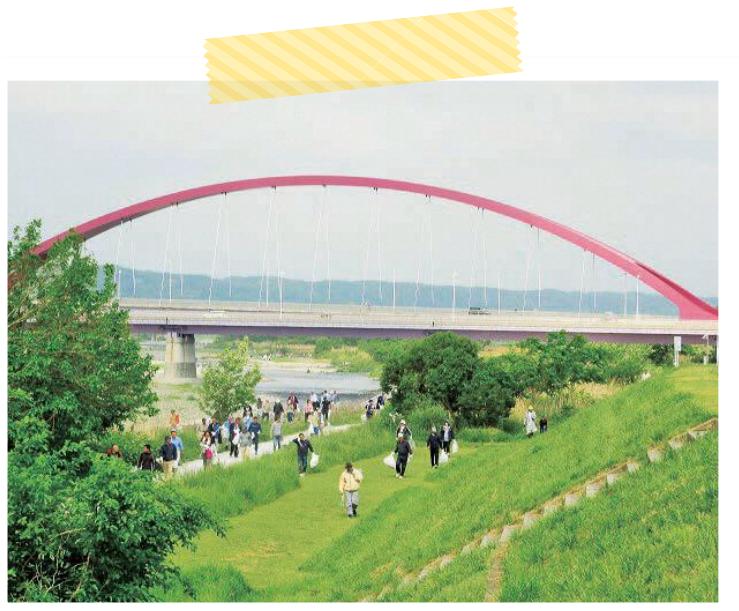
市民や団体、学識経験者などと協力して動植物の生育・生息調査を実施するなど生物の実態把握に努めます。  
崖線緑地の適正管理により緑の連続性を確保し、貴重な動植物の生育・生息地の保全を図るとともに、在来生物保全と外来生物防除を推進し、エコロジカル・ネットワークの保全・創出を図ります。

### d. 環境保全活動等の促進

市民との協働により、まちなかの花壇の整備や花の植栽などを推進します。  
市民や団体と協力し、多摩川や残堀川などの清掃・美化活動を実施します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
昭和用水路保全事業	平成30年度に行った調査に基づき、令和元年度から順次実施している昭和用水路の高危険度箇所の改修工事について、継続して実施する。	○	○	○	○	○
						75,000千円
崖線緑地の安全確保事業	令和元年度に行った調査に基づき、危険度の高い崖線について、安全・安心な崖線緑地とするための保護工事を実施する。	○				
						7,200千円



多摩川クリーン作戦



崖線緑地の管理、植樹の生育観察



【Zuiun Junior High School 3rd grade Fukushima Karin】

## Loving myself

Do you love yourself? Are you proud of yourself? When I was ten years old, I didn't know how to love myself.

Then I found K-pop. It was an ideal world for me. It was like a dream. Everyone looked so perfect. But some K-pop artists said that it wasn't a perfect world. Some of them disliked themselves. They said, "I used to care too much about what others thought of me." So, did I.

I was afraid of others until a few years ago. I thought, "What are people thinking about me?" Sometimes I acted only to please others. Sometimes I hurt others. And then I disliked myself even more. Finally, I gave up the way of thinking because of what I learned from the K-pop artists.

They found a way to love themselves. How? By admitting their past. It wasn't easy for them. Bad memories don't let people go. Many people suffer emotional scars from the past. Yet, we should not run away from the past.

I wanted to face my past, too. I couldn't do it at first. But then, I did it. I faced my past. I admitted the bad things of the past, especially my actions that hurt other people. I still don't like everything about myself. But I know how to be proud of myself now. Because I love myself, I am able to love others more easily.

How about you? If you respect yourself, you will respect other people naturally. You don't have to compare yourself with anyone else in this world.

I think that loving myself is a key to accepting the differences between people.

So, please don't dislike yourself.

## 自分を好きになること

瑞雲中学校 三年 福島 花凜

皆さんは自分を愛していますか？誇りに思っていますか？私は10歳の頃、どうやって自分を愛すのか知りませんでした。

そしてK-popに出会いました。それは理想的な世界でした。まるで夢のようでした。全員が完璧に見えるのです。しかし、何人かのK-popアーティストは「完璧なものではない。」と言いました。彼らは彼ら自身を嫌っていたのです。彼らは「他人が自分のことをどう思っているか過剰に気にしていた。」と言っていました。私も同じでした。

私は数年前まで他の人が怖かったです。「他の人は私をどう思っているのだろう？」と考えていました。時々人を喜ばせるために動き、たまには傷つけさえもしました。そうして私はさらに自分が嫌になりました。そしてついに、そのように考えることをやめました。なぜならK-popアーティスト達から学んだことがあったからです。

彼らは自分の愛し方を知っていました。どういう方法だと思いますか？それは過去を認めることです。これは簡単なことではありません。悪い思い出は人々を放しません。多くの人が過去の心の傷を抱えています。それでも、私たちは過去から逃げてはいけません。

私も自分の過去と向き合おうとしました。始めはできませんでした。しかし、私は過去と向き合い、特に過去の私の行いで人を傷つけてしまった悪い物事を認めました。私はまだ、私の全てを好きになれたわけではありません。しかし今は、どうやって誇りをもつか知っています。自分を好きになることで、他の人を大切にするのがとても容易になりました。

では、皆さんはどうですか？もし皆さんができるとすれば、自然と他の人をリスペクトするようになります。皆さんは世界中の誰とも自分を比べる必要がないのです。

私は自分を愛することが人々の多様性を受け入れる鍵にもなると思います。

ですから、どうか自分を嫌いにならないでください。

## 基本施策5-③

### ごみ処理の推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- みんなが3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識を高め、ごみの減量化・資源化が一層進んでいます。
- ごみ処理・リサイクル施設が安定稼働し、新たな可燃ごみ処理手法の整備作業が進んでいます。
- 災害時に発生するごみの処理体制が構築されています。

#### ■ 政策指標

家庭ごみ1人1日当たりの排出量を減らします

事業系ごみの総排出量を減らします

ごみの総資源化率を高めます

#### ■ 現状と課題

家庭ごみは、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発に加え、有料化や戸別収集などを実施したことから排出量の減少傾向が続いていましたが、令和2（2020）年度来、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などの影響から増加に転じています。アフターコロナからポストコロナへと続く「新しい生活様式」の定着を見据えながら、容器包装プラスチック類の削減やマイバッグ・マイボトルの利用などを推進し、3Rの中でも特にリデュース行動の強化を図り、ごみの排出量削減に努めていくことが必要です。

事業系ごみは、総ごみ量の約2割を占めていますが、感染症の影響も含め市域の経済情勢により、総量の増減が発生する状況となっています。紙類や食品関連の生ごみが依然多く含まれていることから、分別やリサイクル、生ごみの水切りや食品ロス削減の徹底が必要です。

将来の可燃ごみ処理手法についての検討を深め、具体的な処理の方向性を見出し、整備作業を開始する必要があります。

近年、全国各地で自然災害が多発・激甚化している状況にあることから、発災時に発生する災害廃棄物などについて、混乱を最小限に抑え、適正かつ迅速に処理するための準備が必要です。

## ■ 主な取組

### a. ごみ処理・リサイクル施設の適切な管理と将来構想

ごみ処理・リサイクル施設の適切な維持・管理を実施しながら、環境に十分配慮した安定稼働に努めます。特に、清掃センターについては、修繕計画に基づいた保全修繕を着実に実施するとともに、将来の可燃ごみ処理手法について、新可燃ごみ処理施設整備に関する基本構想を策定した後、具体的な整備作業を進めていきます。

### b. 減量化・資源化の促進

家庭ごみの減量化を改めて促進するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）、特に発生抑制（リデュース）の啓発を強化します。ごみの資源化促進に向けては、分別を徹底するため、資源とごみの分け方・出し方、リサイクル通信などの全戸配布や各種講座、ホームページ等を通じた啓発に努めます。また、資源回収奨励金制度や廃棄物減量等推進員の活用、コンポストや電動式生ごみ処理機の購入補助なども継続し、市民の3Rへの意識の高揚を図ります。

事業系ごみ量削減に向けては、事業活動への新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、事業系ごみ搬入手数料の改定を検討します。

国民的な課題となっている食品ロスの削減に向けては、30・10（さんまるいちまる）運動<sup>※1</sup>を継続するとともに、食品ロス削減計画を策定し具体的な啓発に努めます。

### c. 災害時のごみ処理

災害発生時における市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、混乱を最小限に抑え早期の復旧・復興に向かうため、発災時のごみやし尿などの発生量を推計し、処理に関する基本方針、組織体制、仮置場の設定・運用などについてあらかじめ定める災害廃棄物処理計画を策定します。

※1 30・10（さんまるいちまる）運動

会食時に、最初の30分と最後の10分は料理を楽しみ、食べ残しを減らすことで食品ロスを削減しようとする取組。

# 基本計画 第5章 施策の体系

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
ごみ減量促進事業	ごみ減量を促進するため、ごみ減量啓発出前講座、ダンボールコンポスト補助、古紙（はがき）拠点回収、ごみ減量アイデアコンクール等を実施する。	○	○	○	○	○
		2,000千円				
清掃センター焼却施設修繕	精密機能検査の結果を踏まえ策定した修繕計画に基づき、ごみ焼却施設の安定稼働を図るため、保全対策修繕を継続的に実施する。	○	○	○	○	○
		621,200千円				
災害廃棄物処理計画策定	近年多発する自然災害等に備え、発生する災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理し、混乱を最小限にすること等を目的に、災害廃棄物処理計画を策定する。	○				
		4,600千円				



環境コミュニケーションセンター

# 第5章 施策の体系

## 6 快適で利便性に富んだまち

### 基本施策①:公共交通網の充実

主な取組

- a. 公共交通の利便性向上
- b. 公共交通の安全確保
- c. 超高齢社会に対応した交通手段の確保

### 基本施策②:道路環境の整備

主な取組

- a. 計画的な維持管理・整備
- b. 人にやさしい道路づくり
- c. 地球環境との調和

### 基本施策③:深層地下水100%水道水の供給

主な取組

- a. 安全な水道
- b. 災害時にも頼れる水道
- c. 持続可能な水道

### 基本施策④:下水道の維持管理

主な取組

- a. 浸水対策
- b. 設備の適切な維持管理
- c. 公営企業会計による安定運用
- d. 災害対策

### 基本施策⑤:市街地の整備

主な取組

- a. 地域の特性に応じた市街地形成
- b. 自然環境と調和した質の高い景観づくり
- c. 中神土地区画整理事業区域の都市環境整備

### 基本施策⑥:快適な公園の確保

主な取組

- a. 快適な公園の整備
- b. 施設の適切な維持管理
- c. 市民協働による美化・清掃

### 基本施策⑦:住環境の保全

主な取組

- a. 健康で安全な生活環境の確保
- b. 良好な住環境の確保
- c. 空き家対策
- d. まちなかの美化活動の推進

## 基本施策6-①

### 公共交通網の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 公共交通の混雑が緩和され、ユニバーサルデザインの導入などにより、利便性の高い公共交通網が整っています。
- 外出時の交通手段が確保され、誰もが安心して移動しやすいまちになっています。

#### ■ 政策指標

- Aバス年間乗客数を増やします  
自転車等駐車場の利用率を高めます  
東京都シルバーパスの保有者数を増やします

#### ■ 現状と課題

Aバスの年間乗客数は、全体として増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により前年度比で大幅な減少となっています。しかしながら、ルート数の増加を含めた見直しやバスロケーションシステムの導入により、市民の利便性向上を図ったところであり、引き続き、利用者の利便性向上に努めつつ、交通不便地域の解消を図る必要があります。

鉄道網については、狭い地域の中に5つの駅（西立川駅を含む）があり、その中には交通結節点である拝島駅が含まれ、利便性には長けているものの、ホームドア設置など安全確保を図るうえで、解決すべき問題点も残っています。駅自由通路においては、安全かつ快適に利用してもらうため、施設の適切な維持管理が求められています。

また、鉄道利用者の利便性向上を図るため、自転車等駐車場をより駅前に集約するなどの適正規模による配置が課題となっています。

## ■ 主な取組

### a. 公共交通の利便性向上

公共交通事業者に対し、輸送力の増強など利用者の利便性向上を要請します。

コミュニティバスについては、乗降客数の推移を分析し、試行期間後のルート見直しにつなげ、利用者の利便性向上を図ります。

駅前に整備されている自転車等駐車場においては、利用者が不自由なく使用できるよう、適切な維持管理に努めるとともに、適正規模による配置を図ります。

### b. 公共交通の安全確保

公共交通事業者に対し、ホームドア設置など利用者の安全性確保を要請します。

コミュニティバスを安全・確実に運行するため、老朽化した車両を適切な時期に更新します。

駅自由通路などの施設の適切な維持管理を行い、鉄道利用者等の安全性を確保します。

### c. 超高齢社会に対応した交通手段の確保

これまで以上に駅や病院、公共施設への交通アクセスの確保を図るとともに、誰もが安心して移動できるようコミュニティバスの充実・拡充を図ります。

高齢者の運転免許証返納後における交通手段の確保と社会参加の継続を支援します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
高齢者運転免許証自主返納支援事業 (P 172に再掲)	免許証を返納した高齢者の交通手段確保及び社会参加の機会を確保するため、Aバスの回数券を交付するとともに、Aバスの乗車率向上を図る。	○	○	○	○	○
						4,500千円

## 基本施策6-②

### 道路環境の整備



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 地球環境と地域に調和した都市計画道路と既存道路の整備が進んでいます。
- 歩行者が安心して通行できるとともに、歩くことが楽しくなるような、人にやさしい快適な歩道空間が確保されています。

#### ■ 政策指標

事業化された都市計画道路の整備を着実に進めます

歩道の延長と幅員の確保により、快適な歩行空間をつくります

交差点付近の植樹帯・街路樹を整備し、視界を確保します

#### ■ 現状と課題

都市計画道路の整備が着実に進められている一方で、今後は地域の実状に合った道路の整備、都市計画道路の整備に伴う周辺道路の渋滞緩和や、自転車・歩行者が安心して通行できる空間の確保などが必要です。

都市計画道路と併せ既存道路についても、機能性、安全性はもとより、今後は地域環境の保全に配慮した整備を進めていくことが求められています。

市内には緊急車両等の通行に支障のある狭あいな生活道路が数多く残っており、その解消が課題となっています。先行している都市計画道路の整備状況を踏まえ、対応策の検討が求められています。

## ■ 主な取組

### a. 計画的な維持管理・整備

道路や橋りょう・管路といったインフラの計画的な点検・調査を実施することで、破損や空洞箇所の早期発見・改修を実現し、道路等の適切な維持・管理に努めます。道路台帳システムを整備し、定期的な更新を実施することで、証明事務などの効率化を図ります。

### b. 人にやさしい道路づくり

歩道の新設・改修時における歩道有効幅員の確保、車道との段差解消や、勾配緩和などにより、人にやさしい安全・快適な道路づくりを進めます。植栽帯や街路樹のあり方についての再検討をすすめるとともに適正な管理、安全で快適に通行できる歩行空間の形成に努めます。

### c. 地球環境との調和

既存道路の改修や都市計画道路の築造において、機能性、安全性はもとより透水性舗装を取り入れるなど地域環境との調和にも配慮しながら、計画的な整備を促進していきます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
昭島都市計画道路3・4・1号整備事業	令和9年度末の道路開通を目標として、都市計画道路3・4・1号を整備する。	○	○	○	○	○
		3,494,900千円				
市道改修事業	市道昭島5号ほか7路線を順次改修する。	○	○	○	○	○
		599,000千円				
道路ストック総点検事業	道路や横断歩道橋等などの道路施設について、長寿命化のための総点検を行う。	○		○	○	
		28,200千円				
空洞化調査	幹線道路等における舗装面下の状態を把握するための調査を行う。	○	○	○	○	○
		50,000千円				
橋りょう改修事業	橋りょう及び横断歩道橋について、長寿命化計画に基づき計画的な改修を順次実施する。	○	○	○	○	○
		188,000千円				
交通広場アクセス通路整備事業	東中神駅と駅北口交通広場の一体性を確保するため、昭島都市計画道路3・2・11号アンダーパス側道の線路に沿った箇所の歩道の広幅員化を図る。					—

## 基本施策6-③

### 深層地下水100%水道水の供給



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 深層地下水100%の安全でおいしい水道水が安定して供給されています。
- 災害時にも断水の少ない水道施設の整備が進められています。

#### ■ 政策指標

直接飲用率を高めます

管路の耐震適合率を高めます

#### ■ 現状と課題

水道事業は、昭和29（1954）年の事業創設以来、一貫して水源を100%深層地下水に求め、安全で安心な、おいしい水道水を安定して供給することができています。この安全でおいしい水道水は、本市の魅力の一つでもあり、市民の宝でもあります。

水道水源である深層地下水は、現状では、水位変動も安定取水が可能な水準を維持しており、水質も清浄で良好な状態を維持していますが、いったん水量が減少し、または汚染されるとその影響は広範囲かつ、長期に及びます。

一方、水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中で、大地震など自然災害への備え、老朽施設の更新、職員の技術継承など事業を持続していくうえで克服しなければならない多くの課題に直面し、厳しさを増しています。

平成30（2018）年3月に策定した第二次水道事業基本計画は、長期的な視点に立って、厳しさを増す経営環境にあっても直面する課題を解決し、深層地下水100%の水道事業を将来に確実に引き継ぐために「安全な水道」、「災害時にも頼れる水道」、「持続可能な水道」の3つの目標を掲げ、目標達成に必要な方策を定めたものです。

第二次水道事業基本計画を着実に推進し、経営環境の変化に柔軟に対応できる持続可能な経営基盤と、地下水資源を利用する事業者の立場から、水道水源である深層地下水の起源と流動実体を踏まえた水量と水質の監視手法を検討し、健全な水循環の維持に貢献できる経営スタイルを確立していく必要があります。

## ■ 主な取組

### a. 安全な水道

水道水の安全管理体制を強化するため、水質管理の中核をなす自己検査体制の充実を図るとともに、水安全計画を策定し、水源から給水栓に至る水道システム管理を確立します。

また、深層地下水100%の水道水をそのままの品質で飲用していただくため、貯水槽水道の設置者に対する衛生管理の徹底と直結給水への切替え促進を図ります。

### b. 災害時にも頼れる水道

将来、高い確率で発生することが予想されている大規模地震に備えて、ハード・ソフトの両面から着実に取組を進めます。

ハード面では、水道管路をはじめとする水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、自家用発電設備など災害に備えた設備の充実を図ります。

ソフト面では、災害時対応計画に基づく応急給水訓練を実施して災害に備えるとともに、訓練結果を各種マニュアルに反映して非常時の対応力向上を図ります。また、他事業体との相互応援など関係団体との更なる連携強化に取り組みます。

### c. 持続可能な水道

水道事業の持続に最も重要な深層地下水の保全については、水質に関する情報や地下水のかん養、保全に関する情報を市民と共有し、市民と連携した取組を推進します。また、深層地下水流动調査の成果を踏まえた深層地下水の監視手法を検討するとともに、水道水源の適正管理に努めます。

持続可能な経営基盤の強化については、水道施設管理計画に基づく最適な水道施設管理を確立し、水道施設全体のライフサイクルコストの縮減を図ります。また、事務処理システムを定期的に見直して最新のデジタル技術を導入するとともに、水道事業固有の技術を継承し、新しい技術にも柔軟に対応できる職員を育成して、更なる事業運営の効率化と高度化を図ります。

市民の宝である深層地下水100%水道水について、一層の理解を得て未来につなぐため、本市の水道にまつわる歴史やこれまでの取組をまとめます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
管網整備計画策定	より効率的に耐震化等の整備を推進するため、これまでの管路耐震化更新計画を見直し、事業計画に基づく年度計画を策定する。	R4 ○	R5	R6	R7	R8
						26,000千円
貯水槽水道実態調査	直結給水への普及促進及び貯水槽の衛生管理の徹底を図るため、貯水槽水道の現状を調査する。	R4 ○	R5 ○	R6 ○	R7	R8
						15,600千円
深層地下水層流動観測事業	深層地下水の安定給水を持続するため、深層地下水流動調査の結果に基づき観測井を掘削し、地下水帯水層の水質や流量等、帯水層の監視強化を図る。	R4 ○	R5	R6	R7	R8
						17,600千円



### 給水スポット



【Hajima Junior High School 3rd grade Taniai Ichika】

## Make You Smile

Have you ever thought about a smile? I love smiling and seeing smiling faces. I think there are many types of smiles. For example, smiles in conversation with friends, smiles in front of someone you love and smiles even when you are in trouble. Smiles are like magic to me, even though I do not speak.

My future dream is to be a nursery school teacher. The most important thing for this job is to be able to make children smile. I get a lot of smiles from the adults around me. I want not only children but also their parents to smile. The teachers should help children think "I had a good day. I want to come to school tomorrow." I want to be a teacher like that.

It would be nice if I can understand children feelings when they talk with adults. I want to know how my smiles affect the children. Additionally, I want to take care of disability children and also want to learn how to make them smile.

Recently because of Coronavirus infection prevention, we have been wearing facial masks all the time. New born babies can't see their parents' facial expressions. The babies have difficulties in developing their facial expressions and communication skills.

Smiling is something that only people can do. Please take off your facial masks even if it is for only a short time. Please show babies and children many smiles. This is something I would like to ask of you. I'm sure all of you here have had the same experience.

When you are feeling happy, sad, or having a hard time, please try to smile with all your strength. It will make a difference.

My dream is to make you smile. I want you to help me do that as well.

Thank you for listening.

## あなたの笑顔を作る

梶島中学校 三年 谷合 一花

皆さんは笑顔について考えたことがありますか？私は笑うことも笑っている顔も大好きです。笑顔にはたくさん種類があると思います。例えば、友達との会話の中での笑顔、好きな人の前での笑顔、困った時の苦笑いなどいろいろあります。私にとって笑顔はしゃべらなくても伝わる魔法みたいなものだと思っていました。

私は将来、保育士になりたいです。その中で一番に考えることは、子どもたちを笑顔にすることです。子どもだけでなく、親も笑顔になってくれたら嬉しいです。

私は周りの大人にたくさん笑顔をもらっています。先生は、「楽しい、また明日、学校に来たい。」と思わせてくれる存在だと思います。私は、子どもたちがそう思ってくれる存在になりたいです。

子ども達が大人と話すときの子どもの気持ちを理解できたら素敵だと思います。私は私の笑顔が子ども達にどう影響するのかも知りたいです。他にも障害のある子どもたちとも関わり、笑顔になってくれたら嬉しいです。最近はコロナウイルス感染拡大防止のため、常にマスクをしています。そのため、生まれてきた赤ちゃんたちは大人の表情が分からず、自分の表情の作り方やコミュニケーションの取り方に影響がある場合が多いようです。

笑顔とは、「人間にしかできないすごいものなんだ。」と私は思っています。マスクを外す少しの時間だけでもいいのです。赤ちゃんや小さい子どもたちに笑顔をたくさん見せてください。私からのお願いです。ここにいる皆さんがしてきてもらったように。

楽しい時や嬉しい時、辛い時や悲しい時でも全力で笑ってみてください。何かが変わると思います。

私の夢は皆さんの笑顔を作ることです。そのお手伝いをしてください。お願いします。聞いていただき、ありがとうございました。

## 基本施策6-④

### 下水道の維持管理



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 豪雨や地震などの自然災害に対し下水道の機能が確保され、良好な水環境が次世代に引き継がれています。

#### ■ 政策指標

公共下水道雨水管の重点整備を推進します

下水道施設老朽化対策を推進します

#### ■ 現状と課題

下水道事業は将来にわたり継続していかなくてはならないライフラインであり、財源の見通しを立てながら、サービスのレベルを維持していかなければなりません。浸水対策・施設の老朽化対策は避けられない課題となっています。

市では、下水道総合基本計画に基づき、汚水事業として管きょの整備、水洗化の普及、耐震化の推進に向けた取組を進めてきました。その結果、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上、災害時の安全・安心の確保が着実に進歩している状況にあります。今後は、公営企業会計化したことによる財政基盤の安定・強化が図られる中で、既設施設の老朽化への対応を予防計画的に推進するとともに、降雨時に汚水の流量が増加し汚水のいっ水や宅地内への逆流を防止するための侵入水対策を推進することが重要です。また、多摩川浸水想定区域にある郷地ポンプ場については、浸水時においても一定の機能を確保する必要があります。

雨水事業についても、幹線及び主要な枝線の整備を図り、浸水被害の解消・軽減に努めてきました。近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展等に伴い、多発する浸水被害への対応を図るため、浸水シミュレーション等による浸水リスクを評価し、雨水管理方針を立て対策を講じる必要があります。

## ■ 主な取組

### a. 浸水対策

雨水管理総合計画を策定し、計画的に雨水管きょ整備や雨水浸透施設の整備など、浸水対策を進めます。

内水ハザードマップを作成するなど、浸水発生時の円滑な避難行動や平常時からの防災意識の向上を図ります。

### b. 設備の適切な維持管理

管路内詳細調査及び目視調査等を進め、計画的な対策を実施することにより、下水道施設の延命化、コストの縮減、有収率の向上を図ります。

下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に下水道施設の延命化対策を実施します。

### c. 公営企業会計による安定運用

地方公営企業会計に移行した中で財源確保に努め、また企業債の活用を図るなど、より安定した経営基盤の構築・強化を図ります。

### d. 災害対策

防災・安全対策として、ポンプ場施設の耐水化、管路施設の耐震化、マンホールトイレの設置などを推進します。

発災時に被災した下水道施設の速やかな回復を図るため、災害時業務計画を評価・点検しながら運用します。また、関係団体との連携に向け災害支援協定を結ぶなど体制を整備します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度					
		事業費	R4	R5	R6	R7	R8
雨水管理総合計画策定	大雨時の被災防止のため、浸水シミュレーションを行い、対策方針となる雨水管理総合計画を策定する。	31,000千円	○				
公共下水道雨水管整備事業	雨水管理総合計画に基づき、雨水管を整備する。	—	○	○	○	○	○
下水道総合地震対策事業	大規模地震に備え、下水道総合地震対策計画で位置づけた各重要路線に可とう性継手を設置とともに、各避難所にはマンホールトイレを設置する。	478,500千円	○	○	○	○	○
下水道長寿命化事業	管きょについて、調査結果に基づき緊急度が高いものから計画的に改築・修繕を行うとともに、マンホール蓋を更新する。	835,600千円	○	○	○	○	○
浸水対策工事	道路の水たまり、宅地内への雨水流入を改善するため、小規模浸透施設の改善、設置を行う。	51,000千円	○	○	○	○	○



## クジラのマンホール

第10回

わたしの

昭 島

未来予想図展



最優秀賞

タイトル  
『うみのみえるブラブラブランコ』

東小学校 第3学年

平澤 慧 さん

## 基本施策6-⑤

### 市街地の整備



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 景観や地域の特性が活用された良好な市街地が形成されています。
- 活気のあるまちとなっています。

#### ■ 政策指標

まちなみや景観を美しいと思う市民の割合を増やします

住み続けたいと思う市民の割合を増やします（再掲）

#### ■ 現状と課題

中神土地区画整理事業（施行面積 144.7ha）は、事業認可から約58年が経過しますが、第一工区（80.3ha）は昭和62（1987）年に換地処分公告したものの、第二工区（45.5ha）については、最初に取り組んでいる駅前ブロック（15.0ha）の早期完了を目指している状況であり、第二工区北ブロック（11.0ha）・西ブロック（19.5ha）と第三工区（18.9ha）については未着手の状況となっています。一方で、上下水道や宅地、道路等の整備が進み、おおむね市街地の形成が図られてきました。しかし、更なる事業の長期化が避けられないため、地権者や地域の声を十分に反映したまちづくりが求められています。

立川基地跡地昭島地区は、平成29（2017）年度末に土地区画整理事業に伴う基盤整備は完了しました。その内、民間利用街区については、まちづくりガイドラインを策定しています。引き続きこのまちづくりガイドライン等を活用し、本地区にふさわしい魅力あるまちづくりを誘導するため、民間開発事業者や関係機関と協議・調整を図ることが必要です。

駅拠点整備は着実に進んでおり、土地利用誘導も図られています。唯一未整備の中神駅南口駅前広場については、引き続き東京都に整備の要請を行うことが必要です。

## ■ 主な取組

### a. 地域の特性に応じた市街地形成

都市拠点における役割に応じた整備を更に進め、拠点性を高めるとともに、住まいと産業の調和がとれたまちづくりを推進します。

また、拠点やまちの資源とをネットワーク化し、にぎわいと交流のあるまちづくりを図ります。

### b. 自然環境と調和した質の高い景観づくり

都市計画マスタープランに示す地域の目指す姿の実現に向けて、地区計画等を活用し、まちづくりを進めていきます。

また、まちづくりガイドライン等を活用し、魅力あるまちづくりを誘導します。

### c. 中神土地区画整理事業区域の都市環境整備

長期化した土地区画整理事業区域の今後のまちづくりについて、地権者等の意見聴取を十分に行い、安全・安心なまちづくりの早期の実現に努めます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
中神土地区画整理事業 第二工区の完了(駅前ブロック)	長期化した中神土地区画整理事業のあり方を見直し、第二工区は駅前ブロックと都市計画道路を含めた工区に縮小して事業を継続し早期完了を目指す。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○	○	○	○
		799,100千円				
第二工区北ブロック・ 西ブロック整備事業	第二工区北ブロック・西ブロックにおける土地区画整理事業のあり方の見直しに伴い、安全で安心して快適な都市生活を送れるまちづくりを早期に実現するため、地域の声を伺いながら、必要な公共施設を整備する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○	○	○	○
		3,069,100千円				
第三工区整備事業	第三工区における土地区画整理事業のあり方の見直しに伴い、安全で安心して快適な都市生活を送れるまちづくりを早期に実現するため、地域の声を伺いながら、必要な公共施設を整備する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○	○	○	○
		379,700千円				

## 基本施策6-⑥

### 快適な公園の確保



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 子どもから高齢者まで、多様なニーズに応えた公園が各地に整備されています。
- 市民が美化・清掃活動等に積極的に関わることで、地域に根ざした親しみのある公園が保持されています。

#### ■ 政策指標

市民1人当たりの公園面積を増やします

#### ■ 現状と課題

都市公園・児童遊園等が市民にとって身近な公園として親しめるよう、定期的な樹木せん定、除草・ごみ清掃、トイレ清掃、遊具等の点検など、公園施設の安全確保に努めながら、適切な維持管理を行ってきました。また、併せてアダプト団体との協働による維持管理を実施してきました。今後は、引き続き良好な維持管理に努めるとともに、老朽化した施設の整備改修を計画的に実施し、防災公園の視点も含め、子どもも大人も親しみの持てる公園の整備を推進することが必要です。

立川基地跡地昭島地区においては、平成29(2017)年4月に土地区画整理事業で整備された公園(むさしの公園)が供用開始されました。国営昭和記念公園昭島口周辺については、公園の区域を拡張した再整備が図られるよう、引き続き、国等との協議・調整が必要です。

また、都市計画公園の計画的な整備や宅地開発等に伴う公園整備により、市街地環境を整備していくことが必要です。

## ■ 主な取組

### a. 快適な公園の整備

都市計画公園である新畠公園及び南文化公園の整備を図ります。また、宅地開発等にあたっては、事業者の協力を得て、憩いや交流の場となる公園整備を図ります。昭和記念公園昭島口については、周辺の緑と一体となる公園の再整備等について、引き続き、国等と情報交換及び意見交換を行いながら、要請をしていきます。

### b. 施設の適切な維持管理

公園・児童遊園については、引き続き定期的な除草・ごみ清掃、トイレ清掃など維持管理に努めます。また、安全・快適で都市生活にうるおいや安らぎをもたらすレクリエーションの場としてだけでなく、環境保全の場、防災拠点としての整備を図ります。また、公園施設の老朽化対策について、計画的に実施するための検討を進めます。

### c. 市民協働による美化・清掃

アダプト制度事業などを活用し、市民等との協働による美化・清掃活動に取り組むことで、市民にとって親しみが持て、ふれあいの場として活用されるような公園などの環境整備を図ります。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
南文化公園整備事業	土地区画整理事業のあり方の見直しに伴い、中神土地区画整理事業第二工区西ブロック内に、新たに南文化公園を整備する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○			
		457,200千円*				
新畠公園整備事業	土地区画整理事業のあり方の見直しに伴い、中神土地区画整理事業第二工区北ブロック内に、新たに新畠公園を整備する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○			
		730,200千円*				

※P246「第二工区北ブロック・西ブロック整備事業」の事業費の内数

## 基本施策6-⑦

### 住環境の保全



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 大気環境、水環境、音環境などの生活環境が確保され、住みやすい、住み続けたいと思える、安全で良好な住環境の整ったまちとなっています。

#### ■ 政策指標

市民の健康で快適な生活を守るため、大気環境、水環境、音環境などについての環境基準をすべて達成します

#### ■ 現状と課題

本市は、市民、事業者の環境面に関わる安全・安心を実現するため、大気環境、水環境、音環境などの環境基準の100%達成を目指しながら、環境悪化を未然に防止し生活環境の保全に努めてきました。

近年、大気環境及び水環境においては、環境基準が達成されていますが、音環境においては、交通騒音が国道16号などで一定の限度を超えることが多いため、関係機関への働きかけなどを通じての解消が必要です。

また、米軍横田基地が隣接する本市は、半世紀余にわたり航空機騒音にさらされています。特に昨今では、航空機騒音測定回数も増加傾向にあり、従来とは異なる飛行経路での訓練が行われるなど、新たな負担が生じています。引き続き、東京都や周辺市町などと連携し、国への要請を行うなど航空機騒音の負担軽減に向けた取組が必要です。

併せて、市民の安全で豊かな住まいの実現に向け、住宅耐震化や空き家対策の推進、住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>の入居を拒まない住宅の確保などが必要です。

また、ごみの不法投棄やたばこの吸い殻のポイ捨てなどの問題は、身近な地域生活環境の維持のため市民の関心も高く、市内の団体等との協働のもと、マナーの向上やルールの定着・浸透を図ることが必要です。

※1 住宅確保要配慮者

低所得者、被災者、高齢者、障害のある方、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

## ■ 主な取組

### a. 健康で安全な生活環境の確保

道路沿道を中心とした大気、騒音のモニタリング調査を定期的に実施し、必要に応じて関係機関へ道路拡幅整備工事などの要請を行います。

水質、土壤、地下水のモニタリング調査を定期的に実施し、必要に応じて工場等への指導を行います。

航空機騒音の負担軽減に向け、市独自の航空機騒音調査を実施するとともに、東京都や周辺市町とも連携を図る中で、国及び米側に対し粘り強く要請を行うことで、市民が安全・安心に暮らしていける基盤の確保に努めます。

有害化学物質、光化学スモッグやPM2.5等の原因となるVOC(揮発性有機化合物)の排出削減に関する情報提供を行います。

### b. 良好な住環境の確保

宅地開発等にあたっては、指導要綱等に基づき、良好な住環境の実現を図ります。

高齢者や障害のある方などの安定した住まいの確保のため、住宅セーフティネット制度を周知し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅の増加を図ります。

### c. 空き家対策

生活環境のみならず、防災・防犯の観点からも管理不全の空き家の発生抑制を図り、空き店舗を含めた空き家の活用を図ります。

### d. まちなかの美化活動の推進

たばこの吸い殻やごみのポイ捨てを防止するため、市内の団体、事業者等と協働して、清掃活動や啓発活動など市民参画によるまちなかの美化を推進します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
空き家対策事業	防災、衛生、景観等における生活環境の保全を図るため、空き家等対策計画を策定し、所有者等による適正管理を促進するとともに、管理不全な空き家への対策を行う。	○	○	○	○	○
昭島市営住宅長寿命化計画策定	市営住宅のライフサイクルコストの削減及び平準化を図るため、次期長寿命化計画を策定する。		○			
						1,500千円

第10回

わたしの

昭 島

未来予想図展



タイトル  
『みんなが楽しめて、へい和な昭島市』

成隣小学校 第3学年

小野 愛莉 さん



# 第5章 施策の体系

## 7 生活を支え、活力を生み出すまち

### 基本施策①:地域振興と就労環境の充実

主な取組

- a. 産業間連携の促進
- b. 事業承継や創業の支援
- c. 就労環境の確保

### 基本施策②:商工業の振興

主な取組

- a. 企業経営の安定と強化
- b. 個店の魅力発信等支援
- c. 商店街の活性化
- d. 工業のみえる化支援

### 基本施策③:都市農業の振興

主な取組

- a. 経営のサポートによる農業継続
- b. 地域との連携の推進
- c. 農への理解・啓発

### 基本施策④:観光まちづくりの推進

主な取組

- a. 観光資源の開発・活用
- b. 観光につながる様々な連携の推進
- c. 情報発信の促進

### 基本施策⑤:消費生活環境の充実

主な取組

- a. 消費や経済活動にかかる情報の発信
- b. 消費者相談の充実
- c. 持続可能な消費活動の促進

## 基本施策7-①

### 地域振興と就労環境の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 多様な分野の多様な人々との連携の中で、新しい人材が生まれ育ち、労働力が確保され、昭島の産業が地域と共生し活性化しています。また、誰もが働きやすく、働きがいのある環境が整っています。
- 商業、工業、農業、観光による産業間連携により、地域の活性化が図られています。
- 地域の産業特性を活かした「昭島ブランド」が構築されています。
- 就労と雇用の希望のマッチングが図られ、職住近接の就業環境の確保やワーク・ライフ・バランスの向上により、誰もが働きやすい環境が整っています。

#### ■ 政策指標

事業所数を維持します

従業者数を増やします

ワーク・ライフ・バランス認定事業者数を増やします（再掲）

#### ■ 現状と課題

昭島市は、「雇用力」「稼ぐ力」とともに優れた製造業と市の社会基盤を支える建設業を含む工業、市の都市拠点等である5駅周辺を核として市民の日常生活を支える商業、消費者と生産者が身近に触れ合う農業など多彩な産業が営まれています。

また、本市の宝である深層地下水が縁で地域に根付く企業や新たに起業する事業者も増えています。産業は、地域の環境や市民生活と密接に関わっています。消費者の理解や事業所周辺の生活環境などに配慮し、地域社会と共生する視点に立って、経済活動を進めていくことが求められています。

また、長期的な視点に立てば、人口減少・超高齢社会の進行により、今後は、労働力の確保が重要な課題となります。事業承継や人材育成はもとより、誰もが働きやすい、働き続けられる就労環境の確保が求められています。

## ■ 主な取組

### a. 産業間連携の促進

商業、工業、農業、観光による産業間連携のほか、国や東京都、産業支援機関、大学、金融機関等、多様なステークホルダーとの連携により、地域の振興・活性化を目指します。

市内の主要な上場企業との連携の仕組みを構築し、まちづくりの課題解決に向け、官民連携のもと取り組みます。

様々な連携の中で、新しい技術開発が促進されるとともに、地域の産業特性を活かした「昭島ブランド」の構築に努めます。

### b. 事業承継や創業の支援

昭島市商工会や関係機関等と連携し、事業承継に必要とされる知識やノウハウの提供に努めます。また、新たな創業者の掘り起こしと創業希望者の夢をかなえる支援を行うとともに、企業の成長段階に応じた支援を行うことで、地域における中小企業及び事業者の新陳代謝を促し、事業所数の維持に努めます。

### c. 就労環境の確保

市内企業等と連携したまちづくりに努め、職住近接の就労環境の確保を促進するとともに、就労希望者と労働力を求めている企業とのマッチングを支援し、多様な働き方に対応した雇用の確保を図ります。

企業等に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

労働相談の充実を図るとともに、中小企業で働く方と事業主の福利厚生事業の充実を図るため、関係機関の活動を支援します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
産業振興計画策定	工業振興、商業振興、農業振興、観光振興の目標と方向性を示した総合的な次期産業振興計画を策定する。	R4	R5	R6	R7	R8
				○	○	
		5,100千円				
産業活性化のための協創プロジェクト	多摩大学との連携協定を軸に、市内外の産官学民の関係団体等多様なステークホルダーと連携し、地域の課題解決及び地域の振興・活性化を目指す。	R4	R5	R6	R7	R8
		○	○	○	○	○
		300千円				
官民連携まちづくり推進事業	官民連携のもと魅力あるまちづくりを進めるため「まちづくり企業サミット」を開催する。	R4	R5	R6	R7	R8
		○				
	事務担当者間での分野ごとの課題解決に向けた検討会を定期的に開催する。	○		○	○	○
		—				



「あきしまの水」ブランド構築・推進事業（産業まつりにて）

第10回

わたしの



未来予想図展



タイトル  
『だれもがなかよくくらせる町』

つつじが丘小学校 第3学年

永谷 彩樹 さん

## 基本施策7-②

### 商工業の振興



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 個店の魅力が向上し、市民に愛されています。
- 商店街が地域のコミュニティの拠点として、にぎわいにあふれています。
- 技術力を活かしたものづくりが進み、地域と共生した事業活動が行われています。

#### ■ 政策指標

小売店の年間販売額を伸ばします

製造業の製造品出荷額を伸ばします

#### ■ 現状と課題

商業については、大型店舗の立地やインターネット販売の普及により、地域の商店街で顧客離れと売上高の減少が進み、厳しい経営状況が続いている。また、経営者の高齢化や後継者不足が一層進み、廃業せざるを得ない状況が深刻な課題となっています。併せて、シャッター商店街の活性化や空き店舗の活用支援などが求められており、地域に根ざした商業活動を進め、魅力ある商店街の再生を図る必要があります。

また、新たな日常に対応した感染症対策やキャッシュレス決済の導入、業態変換等も重要な課題となります。

工業については、先端技術に関連した製造業や市民生活に直結する建設業が多く存在しています。

国道16号や都道などを利用し、中央自動車道や圏央道へのアクセスが容易であるなど、恵まれた産業インフラを活かし、先端技術に関連した製造業の集積が見られますが、一方で、工場と住宅が地域で共存できる環境の整備が必要です。

また、企業の競争力の維持、向上を図るため、関係機関と連携し、研究開発や製品開発への支援を進める必要があります。

市民生活に直結する建設業については、災害時の「守り手」であると同時に、平時においても地域経済や雇用の下支えを担っていることから、地域に根ざした発展が求められています。

## ■ 主な取組

### a. 企業経営の安定と強化

事業資金の調達あっせん、経営相談等により、経営基盤の安定・強化の支援を行います。

新製品・新技術の開発、市場開拓等中小企業に必要な支援を行います。

事業承継や創業支援に必要とされる知識やノウハウの提供に努め、企業の成長段階に応じた支援を行います。

### b. 個店の魅力発信等支援

商店の独自性や魅力を高めるための個別支援を行い、にぎわいと活気に満ちた商業の振興を図ります。

新しい発想を持った若者の創業を支援するとともに、個店の魅力を発信するなど、市民に愛されるお店づくりを支援します。

### c. 商店街の活性化

地域に根ざした商店街となるよう、買い物しやすい環境づくり、地域コミュニティの場としての環境づくりを支援します。

商店街のイベントなど、商店街の連携や共同事業を支援するとともに、人口減少・超高齢社会、情報化に対応する、時代に見合った商店街となるよう支援します。

商工会や商店街との連携強化を図り、空き店舗の活用やシャッター商店街の解消に向けて取組を強化します。

新たな日常に対応した、感染症対策やキャッシュレス決済の導入、業態変換等への取組を支援します。

### d. 工業のみえる化支援

工業のみえる化を推進することにより、優れた技術や製品などの工業力を市内外にPRするとともに、工業が市民の身近な存在となるよう支援します。また、地域と共生し、地域とともに発展する活力ある工業の振興施策の展開を図ります。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
商工会事務所移転事業 (市民総合交流拠点施設整備事業)	勤労商工市民センター内の商工会事務所について、令和7年中に開館予定の市民総合交流拠点施設内に移転し、多様な施設機能との連携を図る。	○	○	○	○	(P 178に掲載)

## 基本施策7-③

### 都市農業の振興



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 都市農業が身近な風景として守られ、市民が農業と触れ合い、地域の特性を活かした安全な農産物が生産され、地域で消費されています。

#### ■ 政策指標

認定農業者数を維持します  
農地面積を維持します

#### ■ 現状と課題

都市部における農地は、市民に新鮮で安全な農作物を提供するだけでなく、都市部の貴重な緑地空間として、また、環境保全や防災などの多面的な機能を有していますが、年々減少の一途をたどっています。

農地を計画的に保全するための生産緑地の指定は、税制上の優遇措置を受けることができ、昭和57（1982）年から昭和59（1984）年にかけて大都市圏の多くの農地が指定を受けました。指定から30年が経過する令和4（2022）年以降、後継者不足や相続などを背景に、生産緑地が一気に宅地化されることが危惧されたことから、更に10年間農地として機能を維持する特定生産緑地制度が創設されました。

本市の農業従事者の年齢構成を見ると、60歳以上の方が6割を超えており、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻となっています。後継者の確保を進めるとともに、今後の都市農業を支える人材の育成も必要となってきます。

都市農業の安定的な継続には、農業従事者への経営サポートのほか、農業が身近なものとなるよう、地域との連携の中で、市民が農業と触れ合う機会の確保が必要です。

江戸東京野菜として認定されている「拝島ねぎ」は地元の生産者が中心となり、生産・普及に努めています。「拝島ねぎ」をはじめとした地元野菜の更なる活用やPRが求められています。

## ■ 主な取組

### a. 経営のサポートによる農業継続

農地に関する法律や制度の周知、農業技術の指導、農業経営への融資について、東京都や農業協同組合と連携し、それぞれの専門性を活かしサポートします。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者に対する農業用器具や資材の購入等の支援のほか、東京都の各種補助事業を活用し、経営改善のために必要な施設整備等を支援し、収益性の向上及び経営の安定化を図ります。

将来農業を営みたいと考えている方に農業体験を支援し、併せて農業経営者とのマッチングを行い、担い手の確保に努めます。

### b. 地域との連携の推進

学校給食における地場野菜の使用率を高めるとともに、地域の生産者から農業について学習する機会を設け、食育を進めます。

商業者、農業協同組合、観光まちづくり協会などの連携で、「拝島ねぎ」や地元野菜の活用の機会を増やし、販路拡大につなげます。市内の新鮮で安全な農畜産物や加工品の展示・販売を通じて食卓に直結する都市農業をアピールします。

### c. 農への理解・啓発

市民農園、農業体験教室、農ウォーク、親子水田体験教室等の農業体験や援農ボランティア体験など、市民が農業に触れる機会の創出を図ることにより、農業に対する関心を高め、理解を深めます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
認定農業者施設整備支援事業	東京都の補助事業を活用し、認定農業者の経営力強化や経営継続のために必要な施設等の整備を支援する。		○			
					11,600千円	

## 基本施策7-④

### 観光まちづくりの推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- あきしまらしさを活かした観光まちづくりが進み、多くの人が訪れ、楽しみ、まちのにぎわいにつながっています。
- 多くの市民が、昭島の魅力を(再)発見し、発信しています。

#### ■ 政策指標

来訪者数を増やします

観光案内所の利用者数を増やします

ロケーションサービスの利用件数を増やします

まちの魅力を発信する観光ボランティアを増やします

#### ■ 現状と課題

平成22(2010)年度に設立した昭島観光まちづくり協会への支援を継続し、連携の中で観光まちづくりを進めていく必要があります。

観光地とは異なったアプローチで市の魅力を発信し、人の流れをつくる必要があります。本市には地域に脈々と引き継がれてきた伝統文化や郷土芸能、有形無形の文化財、湧水や玉川上水などの水資源、社寺や仏閣、企業の独自技術・先端技術など、本市特有の観光資源が存在しています。こうした資源を活かしながら、観光まちづくりを進めていく必要があります。さらには、文化芸術基本法の改正に伴い、文化芸術を通して、多様な交流が生まれるよう、観光まちづくりの新たな資源として、施策展開する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せない中にあっては、新たな日常に対応したオンラインによる情報発信も重要となってきます。昭島観光まちづくり協会が進めているロケーションサービスと連携した本市のPRに取り組むことも、知名度を上げる一助となります。

インバウンドで本市を訪れる外国人の方々にも日本の伝統文化を含めた本市の資源を発信し、その魅力を知ってもらうことも大事な視点です。

行政だけではなく、多くの市民が、昭島の魅力を(再)発見し、発信することや、本市の立地特性を活かし、多摩地域の観光拠点と連携することも課題の一つとなっています。

## ■ 主な取組

### a. 観光資源の開発・活用

歴史的・文化的資産や地域文化、独自技術を公開している企業などの既存の観光資源を活用します。

深層地下水100%の水道水は、観光資源の一つです。食品やしこう品などにも活用され、観光資源としてのポテンシャルも高く、その可能性が十分活かされるような環境の整備を進めます。

### b. 観光につながる様々な連携の推進

観光まちづくり協会と連携した取組を推進します。また、青梅線沿線を一体的な観光拠点として位置づけ、関係団体と連携したネットワーク形成による、広域観光の推進を図ります。

文化芸術施策と連携し、文化芸術を通して多様な交流が生まれるよう、観光施策に取り組みます。

市民との協働により、町あるきナビゲーターをはじめとする観光ボランティアの育成と活用を図ります。

### c. 情報発信の促進

ロケーションサービスなどを活用し、市のイメージや知名度の向上に努めます。

ホームページやSNS、「昭島市デジタルアーカイブズ」を活用し、昭島の観光の魅力を幅広くリアルタイムに発信します。また、昭島市民くじら祭や郷土芸能まつり、歴史的景観や神社仏閣を巡る「文化財めぐり」、祭礼などの情報もしっかりと発信します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
観光まちづくり協会との連携	市や市内企業のPRのために観光まちづくり協会が実施するロケーションサービスやものづくり企業見学ツアーなどの事業を支援する。	○	○	○	○	○
観光マップ作成	市の魅力を発見又は再発見してもらうきっかけづくりとするため、観光資源等を集約した観光マップを作成する。	○			○	
						3,700千円

## 基本施策7-⑤

### 消費生活環境の充実



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 消費者が主役となり、地域において安全で安心して豊かな消費生活を営んでいます。
- 人や社会・環境に配慮した消費スタイルが定着し、市民生活の質が向上しています。

#### ■ 政策指標

詐欺発生件数を減らします

あきしま省エネファミリーの登録件数を増やします

マイバッグ・マイボトルを常時携帯している市民の割合を増やします

#### ■ 現状と課題

消費活動が多種多様化し活発化することに伴い、複雑かつ巧妙になる悪質商法等により消費者トラブルが後を絶たない状況となっています。

こうした消費者被害を未然に防ぐための情報提供や気軽に相談できる体制作りと併せて、消費者相談に対応する体制の充実が必要です。

また、高齢者を狙った悪質商法など、高齢者の見守り体制を関係機関と連携することも必要です。

成年年齢の引き下げにより18歳から自分の意思で様々な契約行為が行えるようになるため、トラブルの増加が懸念されます。そのため、若い世代への啓発事業を積極的に推進する必要があります。

昨今では、消費活動によってもたらされる環境破壊が深刻な課題となっています。現代社会の中では人や社会・環境に配慮した消費活動が求められており、市民一人一人が適切な行動がとれるよう、周知啓発が必要です。

## ■ 主な取組

### a. 消費や経済活動にかかる情報の発信

消費者事故などに関する情報の収集と提供に努め、様々な媒体を利用して消費者の注意を喚起し、消費者事故などの再発や拡大につながらないよう、未然の防止に努めます。

消費生活講座や消費生活展を開催するなど、消費者に対する消費活動の意識啓発、消費者意識の向上を図ります。

### b. 消費者相談の充実

消費者トラブル、消費者問題の解決のため、消費生活センターにおいて消費生活に関する相談業務の充実に努めます。

詐欺被害者、多重債務者に対し、必要なサービスにつなげることができるよう、関係機関と連携し、相談支援を行います。

### c. 持続可能な消費活動の促進

かけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくため、人や社会・環境に配慮した消費活動についての啓発と学習機会の提供に努め、市民意識の高揚を図ります。

ごみの減量やリサイクルの推進、節水や節電など、資源の循環やエネルギーの有効利用に関する情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な活動を支援します。

ごみの減量と資源の有効活用に向け、生活用品の交換やフリーマーケットなどの活用を図り、不用品の再利用を促進します。併せて、食品ロス削減やプラスチックマイナス1運動などに取り組みます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
消費者啓発事業	訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などでの消費者トラブルを減らすため、国民生活センター等からの情報収集に努め、市民への啓発を行う。	○	○	○	○	○

第10回

わたしの

昭

島

未来予想図展



佳作

タイトル  
『すべり台学校』

武藏野小学校 第3学年

ディン カイン フェン さん

# 第5章 施策の体系

## 8 計画実現のために

### 基本施策①:健全で持続可能な行財政運営の推進

主な取組

- a. 計画的な財政運営
- b. 持続可能な行政運営
- c. 人財の確保・育成

### 基本施策②:連携と協働によるまちづくりの推進

主な取組

- a. 市民との協働と行政への参画の推進
- b. 連携の推進による行政サービスの向上
- c. 開かれた行政の推進
- d. 行政と地域活動の更なる連携

### 基本施策③:情報通信技術の活用によるまちづくりの推進

主な取組

- a. デジタル化の推進
- b. デジタル技術の活用

### 基本施策④:「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進

主な取組

- a. 郷土愛の醸成
- b. 憲章・都市宣言趣旨の推進

## 基本施策8-①

### 健全で持続可能な行財政運営の推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 健全で効果的、効率的な行財政運営が行われ、突然の経済状況の変化や自然災害等に対する備えを持ち、行政サービスが安定的に提供されています。
- 新たな社会の変革に対応し、時代の要請に応じた質の高い市民サービスが提供されています。

#### ■ 政策指標

様々な行政課題に対応できる組織体制を構築します

健全化判断比率における健全性を保ちます

いざというときに備え、一定の基金残高を維持します

#### ■ 現状と課題

本市はこれまで、「人間尊重」、「環境との共生」の理念のもと、財源に裏打ちされたまちづくりを進めてきました。それにより都市圏の中規模自治体として、また、良好な住宅都市としての発展を続けています。

財政運営については、これまで健全化判断比率において大きく健全性を保ってきています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会・経済情勢は世界的にも不透明となっており、減少へと転じた市税収入の回復に時間がかかることが予測されているところです。一方で、社会保障費は増加し続けており、公共施設の老朽化対策のほか、行政のデジタル化など新しい時代要請にも応えていくことが必要です。

この先は厳しい財政環境になると見込まれ、限られた財源を効果的・効率的に活用する、計画的な財政運営が求められます。

また、人口減少・超高齢社会の構造的課題はもとより、多様化・高度化・専門化する市民ニーズ、新たな行政課題に対し、適切かつ柔軟に対応できる組織体制の構築が必要です。業務効率化や公有財産の有効活用、多様な人財の確保など、将来にわたり持続可能な行政運営が求められています。

人財育成については、自主的・自律的な行政運営を推進していくために、職員一人一人が自らの能力開発を進めるとともに、組織全体の機能向上を図ることを目的に取組を進めてきました。今後、目まぐるしく変化する社会状況に鑑み、新たな時代の要請に応えられる、市民の財産となる職員（人財）の確保・育成が求められています。

## ■ 主な取組

### a. 計画的な財政運営

歳入の確保に努め、行財政の効率化を促進します。中・長期の視点を持ち、バランスを取って基金と市債を活用し、将来に過度な負担を残さない財政運営に努めます。財政の状況は、財政白書や財務書類などを活用し、市民に分かりやすく、適宜公表します。

### b. 持続可能な行政運営

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、効率的・効果的で機動的な組織体制を構築します。また、ＩＣＴを活用した業務効率化や公有財産の有効活用等、将来にわたり持続可能な行政運営に努めます。

### c. 人財の確保・育成

多様な人財が受験しやすい試験制度の実現、インターンシップ制度の拡充、会計年度任用職員や専門的な知識を持つ任期付職員の活用など、多角的な手法で人財の確保に努めます。また、限られた財源・人員で新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応できる職員を育成するため、人財育成基本方針に基づいた人財育成に取り組みます。

人財育成を目的とした適正な人事評価制度により、職員一人一人の公務能率の向上と組織全体の士気高揚を図ります。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
新たな中期行財政運営計画の策定及び検証	健全で持続可能な行財政運営の推進を図るため、新たな中期行財政運営計画を策定し、計画の取組状況を評価・検証する。	○	○	○	○	○
本庁舎大規模改修	本庁舎の長寿命化を図るため、各種設備（屋上防水、外壁、防災設備、電気関連設備など）の更新及び改修工事を実施する。	○	○	○	○	○
人財育成基本方針に基づく人財育成の推進	目まぐるしく変化する社会状況に鑑み、新たな社会の変革に対応し、時代の要請に応えられる職員を育成する。	○	○	○	○	○

1,261,100千円

7,000千円

## 基本施策8-②

### 連携と協働によるまちづくりの推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 市民参画が進み、市と市民・事業者が一体となったまちづくりが行われています。
- 関係機関等との連携が進み、行政運営の効率化が進むとともに、市民の利便性が向上しています。

#### ■ 政策指標

市政に参加したいと思う市民の割合を増やします

#### ■ 現状と課題

計画策定時の公募市民委員や、市民ワークショップ、パブリックコメント、イベント等の市民中心の実施体制など、市民参画は進んでいますが、更なる推進のためには、幅広い分野からの多様な参画が必要です。

近隣自治体との市民図書館の相互利用や岩手県岩泉町との友好都市協定、横田基地周辺市町及び東京都と協同した要請活動、また、災害対応や産業活性など様々な分野で、大学や事業者等とも連携が進んでいます。今後も、市政運営や地域の活性化、市民生活の向上のため様々な分野と連携した取組を推進していく必要があります。

また、市民の市政に対する意見など幅広いニーズを把握し行政施策に反映させるとともに、行政施策に対する不満や苦情を受け付ける相談窓口の充実など、開かれた行政運営が求められています。

自治会活動が高齢化し、加入率が低迷している中にあっては、地域の人材育成に合わせ、市職員が地域活動に関わっていくなど、行政との新たな連携の手法を検討する必要があります。

## ■ 主な取組

### a. 市民との協働と行政への参画の推進

引き続き、市民委員の公募やパブリックコメントなど、市民参画を推進するとともに、市民参画の新たな手法を検討します。

### b. 連携の推進による行政サービスの向上

広域行政連携については、行政運営の効率化を一つの視点にし、また、本市の特性を活かした連携を図る中で、互いの地域の活性化と発展に努めます。関係機関や団体、事業者との連携を推進し、市民の安全・安心、福祉の向上、環境保全、生活の質の向上などに努めます。

### c. 開かれた行政の推進

行政に関する市民の意識・意見・要望を把握し、行政施策の参考資料とするとともに、総合オンブズパーソン制度や情報公開制度の適切な運用に努めるなど、行政に対する信頼を高め、開かれた行政の一層の推進を図ります。

### d. 行政と地域活動の更なる連携

地域の課題解決や多様化する行政課題に対し、市民活動団体との協働の仕組みを構築し、その推進に努めます。

地域コミュニティの人才培养とともに、市職員が地域に関わっていくなど、行政と市民活動の新たな連携手法について検討します。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
市民意識調査	市政に関する市民の意識・意見・要望等を経年的に把握し、行政施策の参考資料とするため、市民意識調査を行う。	○	○			
		5,000千円				
広域連携サミット	立川市、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市の首長による既存の枠組みを越えた新たな広域連携のあり方について意見交換を行う。	○	○	○	○	○
		—				
地域コミュニティ活動連携推進計画策定 (P178に再掲)	地域で活動する団体の有機的な連携を促進するため、地域コミュニティ活動連携推進計画を策定する。	○	○			
		—				



昭島のこれからを考える市民フォーラム

第10回

わたしの

昭

島

未来予想図展



佳作

タイトル  
『ゆめのきらきらランド』

拝島第一小学校 第3学年

新井 咲来 さん

## 基本施策8-③

### 情報通信技術の活用によるまちづくりの推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- デジタルトランスフォーメーション(DX)<sup>※1</sup>を推進することで、市民の利便性の向上が図られるとともに、業務の効率化により人的資源が行政サービスの更なる向上に向けられ、人に優しいデジタル社会になっています。

#### ■ 政策指標

「市民サービスDX」により、市民サービスの質を高めます

「府内業務DX」により、業務効率を高めます

#### ■ 現状と課題

国では、かねてより人口減少・超高齢社会がもたらす構造的課題への対応としてデジタル技術の活用を推進してきました。今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新たな生活様式への取組が必要となったことから、あらためてデジタル技術の活用が推進されています。

本市のデジタル化は、これまでの情報セキュリティ対策を踏まえ、行政内部の事務処理を中心に進めてきました。具体的には、各業務のパッケージシステムを本市の事務処理形態に合わせるためカスタマイズを加え使用することが一般的でした。その結果、法改正対応等におけるシステム改修に、多くの財政負担が必要とされてきました。そこで、国は統一された標準仕様書を提示し、業務の標準化・システムの標準化を実現することで自治体における経費削減に取り組んでいます。

一方、市民向けサービスとしては、ホームページ・SNSなどでの情報発信や、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付など各種電子申請、また、公共施設や図書の電子予約などを実施してきました。

しかしながら、新たな生活様式やデジタル社会に対応していくためには、本市としても更なる行政サービスのデジタル化を推進する必要があります。引き続き、国や東京都の動向にも注視するなかで、本市の特性に応じたDXに取り組むことが求められています。

## ■ 主な取組

### a. デジタル化の推進

国が目指す、「国民が安全で安心して暮らす、豊かさを実現できる強靭なデジタル社会の実現」に向け、本市としても自治体DX推進計画の重点取組事項（自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、自治体のAI・RPAの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底）に、全庁を挙げて取り組みます。併せて、市民や事業者からの様々な情報を施策や事業などに活かせる仕組みを構築します。また、情報発信のマルチチャネル化により、誰もが必要な時に必要な情報を取得することが可能となる環境を構築します。

また、GIGAスクール構想については、「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現」に向け、関係部署が一丸となりハード・ソフトの両面から推進します。

### b. デジタル技術の活用

デジタル技術の活用により、庁内業務DXを推進し業務効率の向上を図るとともに、国のデジタル・ガバメント推進方針に基づき、「個々の手続が一貫してデジタルで完結（デジタルファースト）」、「民間サービスも含め、どこでも一か所でサービスを実現（コネクテッド・ワンストップ）」、「一度提出した情報は、再提出不要（ワンスオンライン）」の実現に向けて取り組みます。

#### ※1 デジタルトランスフォーメーション（DX）

コンピュータやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。効率を上げるため、合理化を図るためといった従前のIT化と違い、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされています。

# 基本計画 第5章 施策の体系

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
A I ・ R P A 技術の導入事業	多様化する問い合わせへの対応や、情報取得の可 用性、多様性について市民サービスDXを実現す るため、A Iチャットボットの活用を開始すると ともに、業務の効率化のためにR P Aを導入す る。	○	○	○	○	○
電子決済(キャッシュレス決済)導入事業	市の手数料、使用料等の支払について、決済方法 のマルチチャネル化推進による市民サービスDX 実現のため、キャッシュレス決済を導入する。	○	○	○	○	○
地方税の電子化事業	地方税手続の電子化により市民サービスを向上させ るため、納付書への統一規格のQRコードの印字や 電子的な税額通知書の提供等を開始する。	○	○	○	○	○
電子契約の導入	業務の効率化及び脱ハンコによるペーパーレス化を 図るため、電子契約を導入する。			○	○	
ファイルサーバ等暗号化 事業(情報セキュリティ 強化対策)	巧妙化するサイバー攻撃やデータ送受信時の情報セ キュリティ対策として、ファイルサーバ等を暗号化す る。	○	○	○	○	○
住民情報システム等の標準 システム対応及び機器 更新事業	国が示す「自治体の情報システムの標準化・共通化」 に対応するため、標準仕様に準拠したシステムへ更新す る。	○	○	○	○	○
テレワーク環境整備事業	自治体DXの重点項目である働き方の多様化や感染 症拡大防止対策を推進するため、テレワーク環境を 整備する。	○	○	○	○	○
Web会議システム(府 内インターネット版)導 入事業	府内会議等の効率化や感染症拡大防止の観点及び 府内業務DXの実現のため、Web会議システム(府 内インターネット版)の環境を構築する。	○	○	○	○	○

第10回

わたしの  
昭 島

未来予想図展



佳作

タイトル  
『未来のうき島』

中神小学校 第3学年

奥隅 悠 さん

## 基本施策8-④

### 「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進



#### ■ 基本施策の目指す姿

- 昭島に住む人、昭島で生業をする人、昭島に関係するすべての人が、「ふるさと昭島」として誇りと愛着を持ち、笑顔で暮らしています。

#### ■ 政策指標

住み続けたいと思う市民の割合を増やします（再掲）  
ふるさととしての愛着度を増やします

#### ■ 現状と課題

本市では、平和のもとで誰もが安心して末永く幸せに暮らすことができるよう、「市民憲章」、「高齢者憲章」を定め、「交通安全都市宣言」、「青少年とともにあゆむ都市宣言」、「非核平和都市宣言」、「男女共同参画都市宣言」を宣言しています。

また、本市は東京都のほぼ中央に位置し、都心部へも、奥多摩の森へもアクセスしやすい都市環境と、豊かな緑に深層地下水100%の水道水を可能とする水と緑の自然環境に恵まれています。

比較的コンパクトな市域の中には、大規模な開発による新たなまちなみとともに、社寺や仏閣、文化財など多く存在し、伝統的な文化や歴史的な行事が地域に脈々と引き継がれています。

こうした環境は、「ふるさと昭島」の地域特性として、市民に愛される大きな魅力となっています。この素晴らしい地域特性を活かしつつ、憲章や宣言の趣旨、まちづくりの理念である「人間尊重」と「環境との共生」を大切にした施策展開が今後も必要となります。

今後更に複雑化、多様化していく社会、目まぐるしく移り変わる時代の変化に対し、柔軟に対応していく姿勢と同時に、多様な立場の人々の多様な考え方を互いに認め合うことが重要です。その中で、地域の多様な主体が関わり合い、意外性のある新しい魅力が創り出されます。

「ふるさと昭島」の素晴らしい地域特性を次世代に継承し、そして、多様性と意外性のあるまちづくりを進めていくことで、このまちに暮らす人だけではなく、このまちで生業をする人、このまちに関係するすべての人々の中に「ふるさと昭島」の誇りと愛着が生まれ、その思いが、誰からも愛されるまちづくりにつながっていきます。

## ■ 主な取組

### a. 郷土愛の醸成

安全で利便性に富んだ都市基盤と水と緑の自然環境が調和し、また、受け継がれてきた歴史や文化といった本市の大きな魅力である地域特性を活かしつつ、本計画で掲げる施策を確実に実行していきます。そして、すべての市民が潤いと安らぎに満ちた心豊かに安心して暮らし続けられる、「ふるさと昭島」を構築します。また併せて、住宅都市としての魅力を次世代に引き継ぐまちづくりを進めます。

互いが互いを認め合い、一人一人の尊厳を大切にした、多様性を認め合える地域社会の形成を図ります。また、複雑化、多様化する社会経済状況の変化や時代の流れを的確に捉え、変化を恐れず柔軟な発想による施策展開に努めます。そして、多様性と意外性のある楽しいまちづくりを進めます。

### b. 憲章・都市宣言趣旨の推進

憲章や都市宣言の趣旨を踏まえ、誰もが平和のもと、安全で安心して、いきいきと自分らしく暮らすことのできるまちづくりを進めます。

## ■ 実施計画

事業名	内 容	実施年度				
		事業費				
		R4	R5	R6	R7	R8
総合戦略策定	総合基本計画の後期計画策定と併せ、人口減少・超高齢社会の構造的課題の克服に向けた、新たな総合戦略を策定する。				<input type="radio"/>	
						2,000千円
非核平和事業	過去の悲惨な体験を風化させることなく、戦争の恐ろしさと平和の尊さを継続して訴え、次世代に語り伝えていくため、「核と平和を考える市民のつどい」を中心に非核平和事業を継続実施する。終戦から80年を迎える令和7年に向けて、事業の充実を図る。	<input type="radio"/>				
						—



# 附属資料

1 基本計画（第5章）施策の体系 政策指標における現状値

2 基本施策とSDGsの目標（ゴール）対応表

3 策定における取組

4 基本構想審査特別委員会（昭島市議会）

5 昭島市総合基本計画審議会

6 用語解説

## 1 基本計画（第5章）施策の体系 政策指標における現状値

基本施策	現状値	時 点
<b>基本施策 1-① 防災・危機管理体制の構築</b>		
1 市民の防災意識を高めるとともに、防災訓練への参加者を増やします	地震など災害に対して日頃から備えている市民の割合 84.7%	令和元年度
	地震など災害に対して日頃から対策を講じている市民の割合 85.8%	令和元年度
	総合防災訓練参加者数 1,082人	令和元年度
	学校避難所開設運営訓練参加者数 344人	令和2年度
2 自主防災組織への加入世帯を増やします	自主防災組織結成数 103組織	令和2年度末
3 消防団員の定数を確保し、体制を整えます	消防団員数 82人	令和2年度末
<b>基本施策 1-② 交通安全の推進</b>		
4 交通人身事故発生件数を減らします	交通人身事故発生件数 425件	令和2年
<b>基本施策 1-③ 防犯対策の充実</b>		
5 刑法犯認知件数を減らします	犯罪の発生件数 623件	令和2年
<b>基本施策 2-① コミュニティ活動の推進</b>		
6 地域で活動している市民の割合を増やします	地域で活動している市民の割合 32%	令和元年度
7 ボランティア活動の登録団体数を増やします	昭島ボランティアセンター 105団体 アダプト制度 47団体	令和2年度末
8 地域活動の拠点となる場を整備します	自治会集会施設整備 7件 市民総合交流拠点施設整備方針の策定 市民総合交流拠点施設建設工事基本設計の実施	令和2年度 令和3年度
<b>基本施策 2-② 健康支援・医療体制の充実</b>		
9 かかりつけ医がいる市民（20歳以上）の割合を増やします	かかりつけ医をもっている市民の割合 63.1% かかりつけ歯科医をもっている市民の割合 54.9%	令和元年度
10 地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、適切な支援が行える体制を構築します	ゲートキーパー研修修了者 813人	令和2年度末
<b>基本施策 2-③ 高齢者・障害者福祉の充実</b>		
11 高齢者が尊厳を持てる地域共生社会の実現に向け、様々な主体が連携できる体制を構築します	在宅医療介護連携構築委員会 4回 地域包括支援センター（5包括）連絡会 5回 あきしま地域福祉ネットワーク幹事会 12回 あきしま地域福祉ネットワーク全体会 5回	令和2年度
12 障害のある方の自己決定が尊重され、安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の充実や地域生活支援体制を整備します	委託相談支援件数 7,802件 地域活動支援センター相談支援件数 7,241件	令和2年度

基本施策	現状値	時 点
<b>基本施策 2-④ 社会保険制度の充実</b>		
13 被保険者の健康増進や高齢者の介護予防を図り、医療費や保険給付費を抑制します	国民健康保険特定健康診査受診率 46.1% 後期高齢者健康診査受診率 49.8% 後発医薬品使用促進効果 国民健康保険・・・2,594,464円 後期高齢者医療・・・6,072,864円 (差額通知対象者に対する医療費ベースの軽減効果額)	令和2年度
14 保険料等の徴収率を高めます	国民健康保険税徴収率 現年度分・・・93.7% 滞納繰越分・・・25.2% 合計・・・85.2% 後期高齢者医療保険料徴収率 現年度分・・・99.5% 滞納繰越分・・・38.7% 合計・・・98.6%	令和2年度
<b>基本施策 2-⑤ 地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備</b>		
15 福祉に関する相談窓口が分からぬ人の割合を減らします	相談窓口が分からぬ市民の割合 34.1%	平成29年度
16 市の福祉施策に関する認知度を高めます	市の福祉施策を知っている市民の割合 58.8%	平成29年度
<b>基本施策 2-⑥ 多様性を認め合える地域の醸成</b>		
17 男女の立場や待遇が対等と思う市民の割合を増やします	男女の立ち場または待遇が対等になっていると思う市民の割合 40%	令和元年度
18 一人一人の尊厳が大切にされるよう、すべての人権侵害をなくします	人権パネル展見学者 858人	令和元年度
<b>基本施策 3-① 子ども・子育て環境の整備</b>		
19 妊娠から出産、乳幼児期までの健康診査や相談・指導等を推進します	満11週以内の妊娠届数 91.8% 乳幼児健康診査の受診率 3から4か月児 94.1% 1歳6か月児(内科) 98.2% 1歳6か月児(歯科) 77.1% 3歳児 92.2% 乳幼児のむし歯り患率 1歳6か月児 1.1% 3歳児 9.2%	令和2年度
20 ワーク・ライフ・バランス認定事業者を増やします(再掲)	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 0社	令和2年度末
21 児童虐待件数を減らします	被虐待件数 219件 延べ相談件数 2,047件	令和2年度
<b>基本施策 3-② 幼児教育・保育の充実</b>		
22 幼児教育・保育の施設充足率を高めます	保育所等定員／対象年齢人口 83.8%	令和3年4月
23 保育所入所待機児童の解消を図ります	保育所待機児童 15人	令和3年4月

# 附属資料

基本施策	現状値	時 点
<b>基本施策 3-③ 学校教育の充実</b>		
24 自己肯定感や自己有用感をもち、自ら考え、行動できる子どもを増やします	「自分の得意なことは何か」「自分に向いていることは何か」について考えることが「ある」「時々ある」と答えた児童の割合 小学生：80.0% 生徒の割合 中学生：77.0%	令和2年度
25 学校で学ぶのが「楽しい」と思う子どもを増やします	学校生活について、「楽しく過ごしている」「ほぼ楽しく過ごしている」と答えた児童の割合 小学生：90.0% 生徒の割合 中学生：90.0%	令和2年度
<b>基本施策 3-④ 青少年の健全育成の推進</b>		
26 不良行為少年の補導数を減らします	非行少年等検挙・補導状況 不良行為少年 772人	令和2年
27 学童クラブの待機児童の解消を図ります	学童クラブ待機児童 0人	令和2年度末
<b>基本施策 4-① 文化芸術活動の促進</b>		
28 市民文化祭の参加者を増やします	市民文化祭見学者数 12,625人	令和元年度
29 文化・芸術の鑑賞の機会を増やします	市内公募展見学者数 6,641人 武藤順九彫刻園見学者数 12,433人	令和2年度
30 文化・芸術の活動をする人を増やします	市民文化祭出展者数 574人 市内公募展応募人数 46人	令和元年度
<b>基本施策 4-② 文化財の保護・調査・活用</b>		
31 あきしま郷土芸能まつり参加者数を増やします	あきしま郷土芸能まつり来場者数 49,000人	令和元年度
32 郷土資料室の見学者を増やします	郷土資料室・郷土資料展示室入室者数 47,028人	令和2年度
<b>基本施策 4-③ スポーツ・レクリエーションの振興</b>		
33 週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合を増やします	週1回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合 44.2%	令和元年度
34 スポーツ・レクリエーションを通して、高齢者の外出機会を増やし、健康増進を図ります	イキイキ・ニコニコ介護予防教室 開催 47回 参加者数 677人	令和2年度
<b>基本施策 4-④ 図書館活動の充実</b>		
35 市民1人当たりの図書貸出冊数を増やします	市民1人当たりの図書貸出冊数 5.6冊	令和2年度
36 市民図書館の登録者数を増やします	市民図書館の登録者数 32,868人 (28.9%)	令和2年度末
<b>基本施策 4-⑤ 生涯を通じた学習活動の推進</b>		
37 アキシマエンシス入館者を増やします	アキシマエンシス入館者数 289,004人	令和2年度
38 生涯学習講座など活動の充実を図り、参加者の学習意欲を広げます	生涯学習講座などの参加者数 社会教育課主催事業 330人 市民会館・公民館主催事業 1,936人	令和元年度
<b>基本施策 5-① 地球環境の保全</b>		
39 市域の温室効果ガス排出量を減らします	市域の温室効果ガス排出量 547千t-CO <sub>2</sub> (平成12(2000) 年度比 + 1.5%)	平成29年度

基本施策	現状値	時 点
<b>基本施策5-② 水と緑の環境の保全</b>		
40 市域のみどり率を維持します	市域のみどり率 41.1%	平成30年度
41 エコロジカル・ネットワークを保全・創出します	市内の生物の実態調査 未実施 生物多様性保全のための計画の策定 生物多様性地域戦略を策定中	令和2年度末
42 水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合を増やします	水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合 31%	令和元年度
<b>基本施策5-③ ごみ処理の推進</b>		
43 家庭ごみ1人1日当たりの排出量を減らします	家庭ごみ1人1日当たり 594g	令和2年度
44 事業系ごみの総排出量を減らします	事業系ごみの総排出量 5,950t	令和2年度
45 ごみの総資源化率を高めます	ごみの総資源化率 36.9%	令和2年度
<b>基本施策6-① 公共交通網の充実</b>		
46 Aバス年間乗客数を増やします	Aバス乗降客数 97,646人	令和2年度
47 自転車等駐車場の利用率を高めます	各月平均自転車等駐車場利用率 32.0%	令和2年度
48 東京都シルバーパスの保有者数を増やします	東京都シルバーパスの保有者数 5,895人	令和2年9月
<b>基本施策6-② 道路環境の整備</b>		
49 事業化された都市計画道路の整備を着実に進めます	都市計画道路3・4・1号整備率 64%	令和2年度末
50 歩道の延長と幅員の確保により、快適な歩行空間をつくります	歩道の延長距離 総延長79,763m 歩道の総面積 226,847m <sup>2</sup>	令和2年度末
51 交差点付近の植樹帯・街路樹を整備し、視界を確保します	1箇所(延長16.5m、幅1.25m、面積23.10m <sup>2</sup> )	令和2年度
<b>基本施策6-③ 深層地下水100%水道水の供給</b>		
52 直接飲用率を高めます	水道水をそのまま飲む市民の割合 72.1%	令和元年度
53 管路の耐震適合率を高めます	管路の耐震適合率 56.8%	令和2年度末
<b>基本施策6-④ 下水道の維持管理</b>		
54 公共下水道雨水管の重点整備を推進します 下水道施設老朽化対策を推進します	公共下水道雨水管の整備率 46.4% 下水道施設老朽化対策の整備率 6%	令和2年度末 令和2年度末
<b>基本施策6-⑤ 市街地の整備</b>		
55 まちなみや景観を美しいと思う市民の割合を増やします	昭島のまちなみや景観を「美しいと思う」「やや美しいと思う」市民の割合 57.9%	令和元年度
56 住み続けたいと思う市民の割合を増やします(再掲)	昭島市に「今後とも住み続けたい」「どちらかというと住み続けたい」と思う市民の割合 81.8%	令和元年度
<b>基本施策6-⑥ 快適な公園の確保</b>		
57 市民1人当たりの公園面積を増やします	市民1人当たりの公園面積 10.84m <sup>2</sup>	令和2年度末

基本施策	現状値	時 点
<b>基本施策6-⑦ 住環境の保全</b>		
58 市民の健康で快適な生活を守るため、大気環境、水環境、音環境などについての環境基準をすべて達成します	<p>環境基準 大気環境：達成 水環境：達成 準環境：達成</p>	令和2年度
<b>基本施策7-① 地域振興と就労環境の充実</b>		
59 事業所数を維持します	事業所数 3,548社（経済センサス活動調査） 事業所数 3,971社（経済センサス基礎調査）	平成28年 平成30年
60 従業者数を増やします	従業者数 44,496人	平成28年
61 ワーク・ライフ・バランス認定事業者数を増やします（再掲）	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業 0社	令和2年度末
<b>基本施策7-② 商工業の振興</b>		
62 小売店の年間販売額を伸ばします	小売業年間販売額 121,344百万円	平成28年
63 製造業の製造品出荷額を伸ばします	製造品出荷額等 506,670百万円	平成30年
<b>基本施策7-③ 都市農業の振興</b>		
64 認定農業者数を維持します	認定農業者数 21人	令和2年度末
65 農地面積を維持します	田・畠総地積の合計 594,956m <sup>2</sup>	令和2年度末
<b>基本施策7-④ 観光まちづくりの推進</b>		
66 来訪者数を増やします	休日14時 滞在人口 95,196人	令和3年1月
67 観光案内所の利用者数を増やします	観光案内所の利用者数 9,527人	令和2年度
68 ロケーションサービスの利用件数を増やします	ロケーションサービスの利用件数 92件	令和2年度
69 まちの魅力を発信する観光ボランティアを増やします	<p>まちあるきナビゲーター 12人 エキストラ登録者数 997人 フォトコンテスト応募数 414点</p>	令和2年度
<b>基本施策7-⑤ 消費生活環境の充実</b>		
70 詐欺発生件数を減らします	詐欺発生件数 24件	令和2年
71 あきしま省エネファミリーの登録件数を増やします	あきしま省エネファミリー累計登録件数 605件	令和2年度末
72 マイバッグ・マイボトルを常時携帯している市民の割合を増やします	<p>ごみの減量のために「買い物にはマイバックを持参し、レジ袋はもらわない」市民の割合 64.9% 「マイボトルを携帯している」市民の割合 調査未実施</p>	令和元年度 令和2年度末

基本施策		現状値	時 点															
<b>基本施策 8-① 健全で持続可能な行財政運営の推進</b>																		
73	様々な行政課題に対応できる組織体制を構築します	令和元年度 危機管理担当設置、令和3年度 デジタル化担当設置	令和2年度末															
74	健全化判断比率における健全性を保ちます	<p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度健全化判断比率</th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>—</td> <td>12.32</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>—</td> <td>17.32</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>0.5</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>—</td> <td>35.0</td> </tr> </tbody> </table>	令和2年度健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	—	12.32	連結実質赤字比率	—	17.32	実質公債費比率	0.5	25.0	将来負担比率	—	35.0	令和2年度末
令和2年度健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準																
実質赤字比率	—	12.32																
連結実質赤字比率	—	17.32																
実質公債費比率	0.5	25.0																
将来負担比率	—	35.0																
75	いざというときに備え、一定の基金残高を維持します	財政調整基金現在高 公共施設整備等資金積立基金	5,838,166千円 5,561,341千円															
<b>基本施策 8-② 連携と協働によるまちづくりの推進</b>																		
76	市政に参加したいと思う市民の割合を増やします	市政への関わりについて、「参画・協働したくない」と思う市民の割合 市政への関わりについて、「無回答」の市民の割合	13.7% 7.2%															
77	「市民サービスDX」により、市民サービスの質を高めます	市役所の窓口サービスについて、「良い」「まあまあである」と思う市民の割合 行政手続のオンライン化 ぴったりサービス 1手続 東京電子自治体共同運営サービス 23手続	43.6% 令和元年度 令和2年度末															
78	「府内業務DX」により、業務効率を高めます	Web会議実施件数	4件 令和2年度末															
<b>基本施策 8-④ 「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進</b>																		
79	住み続けたいと思う市民の割合を増やします(再掲)	昭島市に「今後とも住み続けたい」「どちらかというと住み続けたい」と思う市民の割合	81.8% 令和元年度															
80	ふるさととしての愛着度を増やします	昭島市に対して、ふるさととしての親しみや愛着を「持っている」「やや持っている」と思う市民の割合	67.1% 令和元年度															

## 2 基本施策とSDGsの目標(ゴール)対応表

大綱	基本施策	1 持続可能な社会の構築 （SDGs）	2 経済と社会の発展 （SDGs）	3 環境と持続可能な開発 （SDGs）
安全で安心して住み続けられるまち	防災・危機管理体制の構築			○
	交通安全の推進			○
	防犯対策の充実			
互いに支え合い、尊重し合うまち	コミュニティ活動の推進			
	健康支援・医療体制の充実			○
	高齢者・障害者福祉の充実			○
	社会保険制度の充実			○
	地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備	○		○
	多様性を認め合える地域の醸成			
未来を担う子どもたちが育つまち	子ども・子育て環境の整備	○		○
	幼児教育・保育の充実			○
	学校教育の充実			
	青少年の健全育成の推進			○
文化芸術、スポーツの振興を図るまち	文化芸術活動の促進			
	文化財の保護・調査・活用			
	スポーツ・レクリエーションの振興			○
	図書館活動の充実			○
	生涯を通じた学習活動の推進			○
環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち	地球環境の保全			
	水と緑の環境の保全			
	ごみ処理の推進			
快適で利便性に富んだまち	公共交通網の充実			
	道路環境の整備			
	深層地下水100%水道水の供給			
	下水道の維持管理			○
	市街地の整備			○
	快適な公園の確保			
	住環境の保全			○
生活を支え、活力を生み出すまち	地域振興と就労環境の充実			
	商工業の振興			
	都市農業の振興			○
	観光まちづくりの推進			
	消費生活環境の充実			
計画実現のために	健全で持続可能な行財政運営の推進			
	連携と協働によるまちづくりの推進			
	情報通信技術の活用によるまちづくりの推進			
	「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進			○



## 3 策定における取組

### (1) 市民意識調査

#### ○ 調査の目的

市政に関する市民の意識・意見・要望などを把握し、総合基本計画の策定の基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

#### ○ 調査の概要

- ・調査地域 ..... 昭島市全域
- ・調査対象 ..... 満18歳以上の市民
- ・調査対象数 ..... 3,000人
- ・調査期間 ..... 平成30年8月8日～8月27日
- ・有効回収数(回収率) ..... 1,443件(48.1%)

#### ○ 調査項目

定住意向、暮らしの満足度、災害対策、交通環境、日常生活、地域活動、生涯学習、環境、昭島市の水道水、昭島市のまちづくり、昭島市の将来都市像、少子高齢化、男女共同参画、働き方、国際交流・多文化共生、市政と市民、公共施設

### (2) 市民フォーラム

#### ○ 第1回 昭島のこれからを考える市民フォーラム

次期総合基本計画策定にあたり、総合計画について市民の理解を深めるとともに、昭島市の将来像について市民から幅広い意見を伺いました。

- ・実施日 ..... 令和元年5月12日(日)
- ・会場 ..... 市役所 市民ホール
- ・対象者 ..... 広報・ホームページにより公募
- ・参加者数 ..... 28名
- ・基調講演 ..... 「総合基本計画とは」  
講師 (株)創造開発研究所 代表取締役 齊藤 誠 氏
- ・ワークショップ ..... 「10年後の昭島の姿を考える」



### ○ 第2回 昭島のこれからを考える市民フォーラム

無作為抽出の市民を対象としたプラーヌンクスツェレ方式を活用し、今後の施策展開等について市民から幅広い意見を伺いました。

- ・実施日 令和2年11月14日(土)
- ・会場 市役所 市民ホール
- ・対象者 無作為抽出による18歳以上の市民1,000人
- ・参加者数 18名<sup>\*1</sup>
- ・ワークショップ 「これからの昭島市のまちづくりについて」



\*1 令和2年3月に予定していた市民フォーラムが新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となり、その回に参加意向のあった市民36名に対し再募集しました。

### (3) 市民説明会

#### ○ 第1回 市民説明会

審議会において基本構想の素案がまとまったため、市と審議会の合同で説明会を開催し、市民の皆様から様々なご意見をいただきました。

- ・日程、会場及び参加人数

	日程	会場	参加人数
1日目	令和3年4月16日(金) 18:30~20:00	市役所 市民ホール	7名
2日目	令和3年4月18日(日) 15:00~16:30	あいぽっく 講習室・休養室	17名



## ○ 第2回 市民説明会

審議会において基本構想及び基本計画の素案がまとまったため、パブリックコメントに向けて、市と審議会の合同で説明会を開催しました。

- ・実施日 令和3年9月12日(日) 10:00～11:00
- ・会場 市役所 市民ホール
- ・参加者数 7名



## (4) 総合基本計画策定庁内検討委員会

市の課長職による「総合基本計画策定庁内検討委員会」を設置し、総合基本計画の策定に関する検討を行うとともに、庁内の合意形成を図りました。

また、その下部組織として、市の若手職員を中心とした「作業部会」を設置し、施策の体系や将来都市像などの検討を行いました。

区分	開催回数
総合基本計画策定庁内検討委員会	15回
同作業部会	3回



## 4 基本構想審査特別委員会（昭島市議会）

### （1）特別委員会委員

氏名	金井 悅子	吉野 智之	ゆぎ まさよ	奥村 博	森田 久夫	○ 高橋 誠	小林 こうじ	渡辺 純也	林 まい子	佐藤 文子	◎ 大島 ひろし	南雲 隆志
----	-------	-------	--------	------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	----------	-------

◎委員長 ○副委員長

### （2）審査経過

開催日	審査内容など
令和 3 年 12 月 13 日	委員長・副委員長の選出など
令和 4 年 1 月 27 日	審査
令和 4 年 1 月 28 日	

## 5 昭島市総合基本計画審議会

### (1) 委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等	備考
1 行政委員会の委員 (2人以内)	白川 宗昭 鈴木 勇作	昭島市教育委員会 昭島市農業委員会	令和2年7月19日まで 令和2年7月30日から
3	浅見 勇	昭島観光まちづくり協会	
4	信行 賢順	連合東京多摩中央地区協議会	
5 公共的団体の代表者 (7人以内)	中島 岩雄 日恵野貴之 細谷 訓之 安倍 弘行	昭島市自治会連合会 昭島六団体連絡協議会 昭島市社会福祉協議会	令和3年3月31日まで 令和3年4月9日から
6	水野 宏一	昭島市商工会	
7	荒井 康裕	東京都立大学 都市環境学部	
8	大田 真也	昭島市医師会	
9	杉田 一男	昭島市まちづくり委員会	
10 学識経験のある者 (7人以内)	◎ 田中 啓之 ○ 前田 耕司	相模女子大学 人間社会学部 早稲田大学 大学院教育学研究科	
11	松本 祐一	多摩大学 経営情報学部 産官学民連携センター	
12	山下 俊之	昭島市行財政改革推進会議	
13	赤田 輝子		
14 公募による市民 (4人以内)	河村 美紀 和田 容子		
15			
16			
17			
18			

注1) ◎は会長、○は副会長

注2) 委員の任期は、令和元年6月6日から市長の諮問に係る答申が終了するまでの間。

## (2) 総合基本計画審議会条例

### ○昭島市総合基本計画審議会条例

昭和54年3月22日条例第5号  
改正 平成10年12月25日条例第36号  
平成13年3月8日条例第3号

#### (設置)

第1条 昭島市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定するため、昭島市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 審議会は、審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

#### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員 2人以内
- (2) 公共的団体の代表者 7人以内
- (3) 学識経験のある者 7人以内
- (4) 公募による市民 4人以内

#### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

ただし、委員が前条各号のいずれかに該当しなくなつた場合には、その職を失う。

#### (会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選による。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第7条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

## (庶務)

第9条 審議会の庶務は、基本構想及び基本計画担当課において処理する。

## (委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭島市総合建設設計画審議会条例（昭和44年昭島市条例第26号）は、廃止する。

### 附 則（平成10年12月25日条例第36号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則（平成13年3月8日条例第3号抄）

## (施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。（後略）



### (3) 審議過程

開催月日	審議会	審議内容など
令和元年 6月6日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・会長、副会長の選任</li> <li>・基本構想及び基本計画の諮問について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
令和元年 7月12日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政の概要について</li> <li>・次期総合基本計画について</li> </ul>
令和元年 8月9日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や都の動向について</li> <li>・将来都市像(キャッチフレーズ)について</li> </ul>
令和元年 9月13日	第4回	基本構想の体系について
令和元年 10月11日	第5回	基本構想素案について (台風19号の影響により書面等により実施)
令和元年 11月11日	第6回	基本構想素案について
令和2年 2月14日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の進め方について</li> <li>・基本計画(第1章・第2章)について</li> </ul>
令和2年 3月13日	第8回	基本計画(第3章)について (新型コロナウイルス感染症の影響により書面等により実施)
令和2年 7月30日	第9回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の交代について</li> <li>・計画策定スケジュールについて</li> <li>・基本計画(第3章)について</li> </ul>
令和2年 11月6日	第10回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靭化地域計画について</li> <li>・人口推計の更新、総合戦略について</li> <li>・第五次総合基本計画の進捗について</li> </ul>
令和3年 3月19日	第11回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画(第4章)について</li> <li>・市民フォーラム(第2回)の実施報告について</li> <li>・市民説明会の実施について</li> </ul>
令和3年 4月9日	第12回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の交代について</li> <li>・基本計画(第5章)の策定に向けて</li> <li>・今後の審議会の運営方法について</li> <li>・市民説明会について</li> </ul>
令和3年 5月21日	第13回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会の実施報告について</li> <li>・基本計画(第5章)について</li> </ul>
令和3年 6月11日	第14回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画(第5章)について</li> <li>・新たな地域コミュニティのあり方について</li> </ul>
令和3年 7月9日	第15回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画(第5章)について</li> <li>・新たな地域コミュニティのあり方について</li> </ul>
令和3年 8月13日	第16回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想・基本計画の修正箇所等について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
令和3年 9月10日	第17回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合基本計画(素案)について</li> <li>・市民説明会並びにパブリックコメントの実施について</li> </ul>
令和3年 10月29日	第18回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会の実施報告について</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・財政見通しと実施計画の現状値について</li> </ul>
令和3年 11月12日	第19回	基本構想及び基本計画の答申について

## 6 用語解説

### あ

#### R P A (あーるぴーえー)

Robotic Process Automationの略。パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術。

#### I C T (あいしーていー)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報や通信に関する技術の総称。

#### 昭島市スタートカリキュラム スタートブック

#### (あきしましじたーとかりきゅらむ すたーとぶっく)

スタートカリキュラムとは、小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していくように編成した第1学年入学当初のカリキュラム。一人一人の発達や学びを切れ目がないようにつなげ、学びの成果を受け止め、次の段階で一層発展できるように、「昭島市スタートカリキュラム スタートブック」を発行し、小学校段階において円滑にスタートできることを目指した教育を進めている。

#### あきしま省エネ家計簿 (あきしましょうえねかけいほ)

地球温暖化対策の一つとして、家庭での省エネの取組を応援するプログラム。電気、ガス、水道などの使用量、ごみの量などを毎月記録することで、二酸化炭素の排出量が自動計算され、グラフや省エネアドバイスが表示される。Webだけでなく、スマートフォンアプリでも利用が可能。また、家庭で取り組むだけでなく、グループなど、複数人で取り組む機能も有する。

#### あきしま省エネファミリー (あきしましょうえねふあみりー)

家庭での地球温暖化対策の取組として、「あきしま省エネ家計簿」に登録した市内在住の家族。

#### 預かり保育事業 (あずかりほいくじぎょう)

幼稚園が通常時間外に子どもたちを預かる保育事業。

#### アダプト制度 (あだぷとせいど)

市民や団体が、特定の公園や道路、緑地などの美化活動を定期的に行うボランティア活動で、それを行行政が支援する制度。

#### インクルーシブ (いんくるーしぶ)

「包み込むような」という意味で、排除しないこと。

#### インクルーシブ教育 (いんくるーしぶきょういく)

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、

障害のある方と障害のない方がともに学ぶ仕組み。

#### インターンシップ（いんたーんしつ）

就職や就労の前に行う就業体験のこと。

#### インフラ（いんふら）

生活や産業などの経済活動を営むうえで不可欠な社会基盤で、公共の福祉のため整備・提供される電気やガス、水道、道路などの施設の総称。

#### 雨水幹線（うすいかんせん）

公共下水道のうち、雨水を河川などに放流するための主要な排水管路。

#### 雨水浸透施設（うすいしんとうしせつ）

降雨時、流れ込む雨水による下水道施設への負担の軽減や浸水被害を緩和するため、雨水を地下に浸透させる設備。

#### A I（えーあい）

Artificial Intelligence（人工知能）の略。人が実現する様々な知覚や知性を人工的に再現するもの。

#### エコロジカル・ネットワーク（えころじかる・ねっとわーく）

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。生態系ネットワークと呼ばれることがある。

#### S N S（えすえぬえす）

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。ツイッター・やインスタグラム、ラインなど、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

#### エスクリクティウス アキシマエンシス

#### （Eschrichtius akishimaensis／えすくりくていうす あきしまえんしす）

昭和36（1961）年に多摩川の河川敷から産出したクジラの化石に付与された学名（和名：アキシマクジラ）。「エスクリクティウス」はコククジラ属、「アキシマエンシス」は昭島で見つかった、昭島由来という意味。

#### S D G s（えすでいーじーず）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27（2015）年国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた2030アジェンダ（令和12（2030）年までに達成する計画）の中核として記載されている国際社会共通の目標。人権や福祉、経済、環境問題など幅広く21世紀の世界が抱える課題の解決に向けて、「17の目標」とそれを達成するための具体的な項目である「169のターゲット」で構成されている。

#### NGO（えぬじーおー）

Non-Governmental Organization（非政府組織）の略。民間人や民間団体がつくる機

構・組織で、経済的利益を目指さず、国際協力に携わる組織や政府を補完する組織のこと。

## M字型曲線（えむじがたきょくせん）

年齢層別に見た女性労働率のグラフで特徴的な曲線のこと。女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られている。

## 援農ボランティア体験（えんのうばらんていあたいけん）

農作業を手伝うボランティア体験。農家の手不足をサポートし補うとともに、サポートする人は農業体験ができ、農業への理解が促進される。

## エンパワーメント（えんぱわーめんと）

組織・集団内における権限委譲・付与のこと。これにより、個人やグループが本来持っている力を自ら発揮できるようになり、組織・集団の適正化や活性化にもつながる。

## 親子調理方式（おやこちょうりほうしき）

学校給食の調理方式のひとつ。給食調理施設が整備された学校（親校）で調理した給食を他の学校（子校）に搬送する方法。

## 温室効果ガス（おんしつこうかがす）

地表から放射された熱が地球外に出ていくのを妨げ、そのことで大気圏内を温室のようにしてしまう気体の総称。京都議定書では二酸化炭素やメタンなど6種類が定められており、地球温暖化の主たる原因の一つとされている。

## か

## カーボンニュートラル（かーぼんにゅーとらる）

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（カーボン）の排出量が、実質ゼロ（ニュートラル）になっている状態。脱炭素と同意語。

## カーボンハーフ（かーぼんはーふ）

カーボンニュートラル（二酸化炭素排出量実質ゼロ）に向けて、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（カーボン）の排出量が、基準年度比50%減となっている状態。

## 介護認定・給付の適正化（かいごにんてい・きゅうふのてきせいか）

各被保険者の容態やニーズに適した要介護度の認定と、それに基づき適正なサービス給付を行うこと。介護保険料の上昇を防ぎ利用者負担を軽減するために、介護認定と給付の適正化が必須となっている。

## 介護予防事業（かいごよぼうじぎょう）

高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐため、市町村・地域で要支援者や高齢者に対し計画的に提供される、介護予防や生活支援に関わる事業のこと。

## 海洋ごみ（かいようごみ）

海中を漂っているごみや、海岸に漂着したごみの総称。

**海洋プラスチック (かいようぷらすちっく)**

普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのこと。マイクロプラスチックの原因として問題になっている。

**学校生活支援シート (がっこうせいかつしんしーと)**

学校や保護者、関係機関など、子どもと関わる様々な人々が、その子どもに対し共通理解を持ち、同じ視点で継続して支えていくための情報や記録を記載したもの。

**カリキュラム・マネジメント (かりきゅらむ・まねじめんと)**

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

**管きょ (かんきょ)**

上水や污水・雨水を流す公道に埋設された水道管や下水道管などの構造物。

**環境基準 (かんきょうきじゅん)**

環境基本法第16条に基づき定められているもので、大気・土壤の汚染、水質汚濁、騒音から人々の健康を守り生活環境を保全するうえで維持されることが望ましいとされる、環境上の基準。

**完全雇用 (かんぜんこよう)**

労働の意思と能力のある者がすべて働いている状態。

**かん養 (かんよう)**

地表の水が地下に浸透して帯水層に地下水として蓄えられること。

**管路 (かんろ)**

上・下水管などの管きょや、マンホール・雨水調節池・ポンプ場などの設備のこと。

**機運醸成 (きうんじょうせい)**

行動を起こすのに良いタイミングやチャンスを得られるように、少しずつ状況を作り上げていくこと。

**G I G Aスクール構想 (ぎがすくーるこうそう)**

G I G Aは「Global and Innovation Gateway for All」の略。直訳すると「すべての児童・生徒のための国際的で革新的な入り口」。児童・生徒向け1人1台の学習用パソコンと高速ネットワーク環境などを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

**キャッシュレス決済 (きゃっしゅれすけっさい)**

紙幣や硬貨などの現金を使用せずに代金の支払をすること。キャッシュレスの決済手段には、クレジットカード、デビットカード、電子マネー（プリペイド）やスマートフォン決済など、様々な手段がある。

## 狭あいな住宅地 (きょうあいなじゅうたくち)

住宅が密集し緊急車両の通行ができないなど、隣近所との間隔にゆとりがない住宅地。

## 共生社会 (きょうせいしゃかい)

高齢者や障害のある方など、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった方が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

## 協働 (きょうどう)

市民や行政など立場の異なる複数の主体が、何らかの目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、ともに連携し、協力しながら活動すること。

## 橋りょう (きょうりょう)

一般的に、橋のこと。

## グッドモーニング60分 (ぐっどもーにんぐろくじゅつぶん)

起床から登校までの時間を60分間確保することにより、子どもたちの1日の生活リズムを整え、生活習慣の改善を図る取組。

## グリーンインフラ (ぐりーんいんふら)

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

## クリタウォーターガッシュ昭島 (くりたうおーたーがっしゅあきしま)

栗田工業株式会社ラグビー部のチーム名称。昭和37(1962)年創部、平成30(2018)年10月から昭島市を本拠地とする。

## グローバル・パートナーシップ (ぐろーばる・ぱーとなーしつ)

地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。

## 刑法犯認知件数 (けいほうはんにんちけんすう)

警察等捜査機関が犯罪について、被害届等によりその発生を把握した件数。

## ゲートキーパー (げーときーぱー)

本来の意味は「門番」。自殺対策においては、「自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人」を指す。

## ゲリラ豪雨 (げりらごうう)

一部の地域で短い時間に大雨となること。「局地的大雨」ともいう。

## 減価償却率 (げんかしょうきゃくりつ)

時間の経過や使用によって価値が減少する資産を取得した時、取得にかかった経費を一括ではなく、分割して会計処理をしていく際に用いる耐用年数に応じて定められた割合。

## 元気アップガイドブック (げんきあっぷがいどぶっく)

運動に親しみ、自らの力で健康的な生活を営む児童・生徒を育成するために、平成29(2017)年に昭島市教育委員会が作成した冊子。東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果の記録、目標や振り返りを記入し、学校と家族で共有することができる。また、家族や友達とできる簡単な運動や「グッドモーニング60分」の取組も紹介され

ている。

#### 健全化判断比率（けんぜんかはんだんひりつ）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標により示される自治体財政の健全化度合。財政破綻しないために、注意信号となる早期健全化基準、危険信号となる財政再生基準が定められている。

#### 健全度（けんぜんど）

公共施設などに対して実施する定期点検や必要に応じた詳細点検の結果をもとに、当該施設に損傷や機能低下、強度や性能上の安全性の問題がないか評価する指標。

#### 公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

地方公営企業法の財務規定等を適用した複式簿記による会計方法。昭島市では、水道事業と下水道事業が公営企業会計となっている。公営企業会計により、経営状況や財政状態を、より明確に把握することができ、経営の効率化・健全化を図ることが可能となる。

#### 後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）

75歳以上（一定の障害がある場合は65歳以上）の高齢者を対象とした医療保険制度で、1割または3割の負担で医療サービスを受けることができる。

#### 合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょりつ）

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

#### 更生保護活動（こうせいほごかつどう）

犯罪や非行を犯した人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。

#### 交通危険箇所（こうつうきけんかしょ）

死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している道路や交差点のこと。

#### 交通災害共済（こうつうさいがいきょうさい）

加入者が掛け金を出し合い、交通事故にあった際、けがの程度に応じて給付金を受け取れる仕組みのこと。

#### 後発医薬品（こうはついやくひん）

「ジェネリック医薬品」とも呼ばれる。最初に開発され製品化された「先発医薬品（新薬）」に対し、その特許が切れたあとで製造販売される医薬品。先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、効き目も同等であるが、先発医薬品に比べ、開発費や時間がかかるため安価で販売される。患者負担の軽減や医療保険財政の改善に有効である。

#### 交流人口（こうりゅうじんこう）

その地域に訪れる人々のこと、通勤・通学、買い物、観光、レジャーなど、訪れる目的は特に問わない。なお、「交流人口」でもなく、移住する「定住人口」でもないが、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを「関係人口」という。

## 高齢者福祉センター（こうれいしゃふくしせんたー）

高齢者相互のふれあいと交流を深め、生きがいと健康づくりを支援するための施設。

## コーホート要因法（こーほーとよういんほう）

ある時点において年齢や性別などの共通の属性をもつ人口群のことを「コーホート」とい、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「社会増減」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

## 心のバリアフリー（こころのばりあふりー）

困っているときに互いに助け合い、支え合おうとする配慮や気遣い、支援を必要とする人への理解を深め、偏見や差別等のバリア（社会障壁）をなくしていくこと。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進める基本となる。

## 子育て世代包括支援センター（こそだてせだいほうかつしえんせんたー）

母子保健法に基づき市町村が設置するもの。保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一貫的に提供している。

## 子育てひろば（こそだてひろば）

保育所・幼稚園を活用した子育てに関する地域活動の拠点。身近な場所で子育てに関する相談や育児講座、交流などを行う場。

## 子ども・子育て支援法（こども・こそだてしえんほう）

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを支援するための法律。

## 子ども家庭支援センター（こどもかていしえんせんたー）

多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供を行い、子育てを総合的に支援する機関。昭島市ではアキシマエンシスに設置されている。

## 子ども食堂（こどもしょくどう）

地域の子どもや保護者等が気軽に立ち寄り、安価で栄養バランスの取れた食事をとりながら、相互に交流を行う場。

## 子どもの権利条約（こどものけんりじょうやく）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた国際条約。日本は平成2（1990）年に署名、平成6（1994）年に批准した。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な4つの権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。

## コミュニティバス（こみゅにていばす）

交通空白地帯などで地域住民の移動手段を確保するために、主に自治体などが運営する

バス。昭島市においては、「Aバス」のこと。

### コンポスト (こんぽすと)

生ごみ堆肥化容器のこと。家庭から出る生ごみなどを堆肥にして、ごみを減量するもの。

## さ

### 災害応援協定 (さいがいおうえんきょうてい)

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間業者や関係機関との間、または自治体間で締結される協定のこと。

### 再生可能エネルギー (さいせいかのうえねるぎー)

太陽光や地熱、風や水などのように、自然界に存在する環境や資源を利用するエネルギーのこと。

### サプライチェーン (さぷらいちぇーん)

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと。

### サロン活動 (さろんかつどう)

地域を拠点に、住民同士が協働で行う仲間作りの活動で、地域の豊かな人間関係や、支援合い、助け合いの関係を作り出す継続的な活動。

### シェアサイクル (しぇあさいくる)

登録した複数の人と自転車を共有することを目的としたサービス。

### ジェンダー (じえんだー)

生物学的な性別に対して、社会的・文化的に創られる性別のこと。

### 資源回収奨励金制度 (しげんかいしゅうじょうれいきんせいど)

ごみ減量とリサイクル推進のため、家庭から出る資源・ごみの中から、リサイクルできるものを集団回収している住民団体（自治会、子ども会など営利を目的としない団体）に、奨励金を交付する制度。

### 自主防災組織 (じしゅぼうさいしき)

災害対策基本法に基づく地域住民による任意の防災組織。隣近所で役割を分担しながら心と力を合わせて助け合う、隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のこと。

### 次世代自動車 (じせだいじどうしゃ)

大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。燃料電池自動車（F C V）、電気自動車（E V）、天然ガス自動車（N G V）、ハイブリッド自動車（H V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）、クリーンディーゼル自動車（C D V）等が挙げられる。

### シティプロモーション (していぷろもーしょん)

地方自治体によって行われる、地域のイメージを向上させるために行われる活動の総称。

## 児童遊園（じどうゆうえん）

児童に健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする公園。

## シビックプライド（しひっくぱらいど）

自分の住んでいるまちや働いているまちなどに対して、誇りや愛着を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちのこと。

## 市民ワークショップ（しみんわーくしょっぷ）

計画の策定などにあたり市民が参加し、自由に意見を出し合い、体験や作業などを通じて互いの意見の理解を深めたり、考え方をまとめたりするための手法の一つ。

## 社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく営利を目的としない民間団体であり、地域の様々な課題解決に向け、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係機関などと協力し、行政とも連携しながら活動している。

## 社会保障（しゃかいほしょう）

人が生活を営むなかで病気、老齢、障害、死亡、失業、貧困、要介護、出産、育児などに直面したときに、国や公共団体がサービスや支援を提供し、その生活の安定を図る制度。

## 就学支援シート（しゅうがくしえんしーと）

小学校入学前の児童を対象とし、幼稚園・保育所での生活や家庭での様子などを担任の先生や保護者が書き込み小学校へ引継ぎを行う。入学後の生活への配慮等につながり、学校生活を過ごしやすくするためのもの。

## 住宅セーフティネット制度（じゅうたくせーふていねっとせいど）

高齢者、障害のある方、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度。

## 首都直下地震（しゅとちょっかじしん）

東京都周辺の首都圏に最大級の被害をもたらす可能性のあるマグニチュード7クラスの大地震。

## 小規模保育施設（しょうきばほいくしせつ）

0歳児から2歳児を対象に定員6人以上19人以下で保育を行う事業所。

## 食育（しょくいく）

生きるうえでの基本であり知育・德育・体育の基礎となるもので、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること。

## 人権擁護委員（じんけんようごいいん）

人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の方々に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行う人。

**人口動態（じんこうどうたい）**

ある一定の期間内において、出生・死亡による自然増減、転入・転出による社会増減、結婚・離婚による所属変化などにより生じる人口集団の動き（変動）のこと。

**スタートカリキュラム（すたーとかりきゅらむ）**

小学校へ入学した子どもが、幼稚園や保育所などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を發揮し、新しい学校生活を作り出していくための教育課程。

**ステークホルダー（すてーくほるだー）**

一般的には利害関係者のこと。ビジネスにおいては、企業の経営行動などに対して直接・間接的に利害が生じる関係者ことで、具体的には、株主、消費者（顧客）、従業員、得意先、地域社会などが挙げられる。

**ストックマネジメント（すとっくまねじめんと）**

既存の建築物など（ストック）を適切に維持管理し、有効な活用を図ること。

**スマート東京（すまーととうきょう）**

「デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる」という、東京都が目指す未来の姿の一つとして示された概念。東京版Society 5.0のこと。

**3 R（スリー・アール）（すりー・あーる）**

リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとった言葉。環境に負荷をかけない循環型社会形成のための考え方。

**生産緑地（せいさんりょくち）**

緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境づくりを目指す都市計画上の制度（生産緑地制度）により指定された市街化区域内の農地。30年間営農を継続させなければならないなどの義務がある一方、税制優遇措置がある。

**性的マイノリティ（せいてきまいのりてい）**

性的指向と性自認において少数派であること。

**精度管理（せいどかんり）**

測定結果が正しいものとなるように、採取した検体の取扱いや管理条件を設定すること。

**成年後見制度（せいねんこうけんせいど）**

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方を保護するため、財産管理や契約手続など一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人の行為の代理、または本人による行為を助ける者を選任する制度。家庭裁判所が判断能力の程度により、後見・保佐・補助のいずれかに認定する。平成12（2000）年の民法改正により禁治産制度に代わる制度として設けられた。

**セーフティネット（せーふていねつ）**

個人を経済的破綻のリスクから救済するための社会保障制度のこと。

## ＺＥＶ（ゼブ）

Zero Emission Vehicleの略。排出ガスを一切出さない電気自動車（ＥＶ）や、水素などを使用する燃料電池車（ＦＣＶ）のこと。

## 総合オンブズパーソン制度（そうごうおんぶずぱーそんせいど）

公正かつ中立的な立場にあるオンブズパーソンが、市政に関する苦情を、市民に代わり迅速に解決し、市民の権利利益を擁護するとともに、市政に対する信頼を高め、開かれた市政の一層の推進を図ることを目的とする制度。

## ソーシャル・インクルージョン（そーしゃる・いんくるーじょん）

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

## ソーシャルディスタンス（そーしゃるでいすたんす）

新型コロナウイルスなどの感染防止対策として、人ととの距離を充分に保つこと。

## Society 5.0（そさえていごてんぜろ）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立し、人々に豊かさをもたらす人間中心の社会のこと。

## た

## 待機児童（たいきじどう）

定められた要件を満たして認可保育所・学童クラブへの申込みをしたもの、施設の不足や希望時間の調整がつかないなどの理由により入所ができない児童のこと。

## 耐震改修促進計画（たいしんかいしゅうそくしんけいかく）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）第6条の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

## 多機能化（たきのうか）

目的の異なる施設や機能をひとつの建物に集約するなどし、複数の機能を持たせること。

## 立川断層帯地震（たちかわだんそうたいじしん）

立川断層帯は、関東山地東部から武蔵野台地西部にかけて分布する活断層帯であり、全体として長さは約33kmで、おおむね北西－南東方向に延びている。将来マグニチュード7.4程度の地震が発生すると推定されている。

## 脱炭素社会（だつたんそしゃかい）

二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。カーボンニュートラルと同意語。

## タブレット端末（たぶれっとたんまつ）

パソコンの分類の一つで、板状の本体が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になつており、ほとんどの操作を画面に指で触れて行う機器のこと。

**多文化共生（たぶんかきょうせい）**

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

**TAMAらいふ21（たまらいふにじゅういち）**

平成5（1993）年に東京多摩地域で開催された地方博覧会。

**男女共同参画（だんじょきょうどうさんかく）**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。これにより、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく享受し、かつ、ともに責任を担うことができる。

**地域医療（ちいきいりょう）**

病院などの医療機関での治療やケアの枠組みにとらわれず、地域住民が安心して暮らすことができるよう、健康を支える医療体制のこと。

**地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）**

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人・人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいや地域をともに創っていく社会のこと。

**地域産業（ちいきさんぎょう）**

一定の範囲の地域において、集中的に立地しているある特定の業種の中小企業群及びその産業。

**地域生活支援拠点（ちいきせいかつしえんきょてん）**

障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を備えた、障害のある方の生活を地域全体で支えるための機関のこと。

**地域福祉権利擁護事業（ちいきふくしけんりようごじぎょう）**

認知症や知的障害、精神障害等により、日常生活を営むのに支障がある方が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続・支払等の援助を行う事業のこと。

**地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）**

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

**地縁型活動（ちえんがたかつどう）**

住みよい地域社会を築くために、地域住民の連携を深めながら、地域の課題を自ら解決することを目的に活動すること。

**地産地消（ちさんちしょう）**

地域生産地域消費、地元生産地元消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

**超高齢社会（ちょうこうれいしゃかい）**

65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると

「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれる。

## 直接飲用率 (ちょくせついんようりつ)

上水道を利用する方のうち、水道水を貯水槽などを通さずに直接飲用している方の割合。

## 通級指導学級 (つうきゅうしどうがっしきゅう)

障害のある児童・生徒に対して、通常の授業や学校行事等への参加は在籍校で行いつつ、障害に応じた特別の指導は特別の場である通級指導学級で行うという、特別支援教育の一つの形態。

## 通常教育時間 (つうじょうきょういくじかん)

幼稚園の1日の教育課程に係る時間は、4時間が標準。

## 低炭素型の公共交通 (ていさんそがたのこうきょうこうつう)

二酸化炭素の排出が少ない公共交通。

## テーマ型活動 (てまがたかつどう)

趣味や特定の課題などのテーマでつながった組織・グループが、社会的な課題を解決するため、営利を目的とせず、不特定多数の利益を増進することを目的に活動すること。

## デジタルデバイド (でじたるでばいど)

インターネットやパソコン・スマートフォン等の情報通信技術を利用できる人とそうでない人の間に生まれる情報格差のこと。

## デジタルアーカイブ (でじたるあーかいぶ)

公共性や文化的な価値が高い有形無形の文化財や地域文化、貴重な史料などを、将来にわたって活用できるように、デジタル方式で画像や映像などに記録・保存すること。

## デジタル教科書 (でじたるきょうかしょ)

紙の教科書の内容を記録した電磁的教材。

## デジタル トランسفォーメーション (DX) (でじたる とらんすふおーめーしょん)

DXはDigital Transformation (= X-formation) の略。コンピュータやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。効率を上げるため、合理化を図るためといった従前のIT化と違い、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされている。国においてはデジタル庁の新設をはじめとし、デジタル化の強力な推進が最重要課題に位置づけられた。

## テレワーク (てれわーく)

情報通信機器を利用して、職場以外の場所で事業所から任された仕事を行う勤務形態。育児や介護など、個々人の事情に応じながら、ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方として期待されている。

## 東京都後期高齢者医療広域連合

### (とうきょうとこうきこうれいしゃいりょうこういきれんごう)

後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)で、東京都のすべての市区町

村によって組織されている。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務を処理する。

#### 東京都シルバーパス（とうきょうとしるぱす）

満70歳以上の都民が、都営交通（都バス・都営地下鉄・都電）と東京都内の民営バスに乗車できる定期乗車券のこと。

#### 投資的経費（とうしてきけいひ）

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等の社会資本の整備に要する費用。

#### 糖尿病性腎症重症化予防事業

#### （とうにょうびょうせいじんしょうじゅうしょうかよぼうじぎょう）

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者及び受診中断者について、関係機関からの適切な受診勧奨・保健指導を行うことにより治療に結び付けるとともに、糖尿病性腎症の通院患者のうち重症化リスクの高い者に対し主治医の判断により保健指導対象者を確定することで、腎不全・人工透析への移行を防止することを目的とした事業。

#### 道路台帳システム（どうろだいじょうしすてむ）

道路管理者が作成する道路に関する調書・図面を管理するシステム。

#### 特殊詐欺（とくしゅさぎ）

電話などの通信手段を使って、対面することなく不特定多数の人から金品をだまし取る詐欺の総称。

#### 特定生産緑地制度（とくていせいさんりょくせいど）

令和4（2022）年で30年の期間経過を迎える生産緑地について、期間満了までに、市町村に特定生産緑地の申請をすることで、従来の生産緑地と同じ税制優遇措置が10年間延長される制度。

#### 特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

#### 都市公園（としこうえん）

都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園。

な

#### 内水ハザードマップ（ないすいはざーどまっぷ）

大雨時に下水道や水路などから浸水が想定される区域や浸水する深さなどの情報をまとめた地図。内水による浸水に関する情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより、内水による浸水被害を最小化することを目的とする。

## ニート（にーと）

15歳以上34歳以下で、就業せず、職業訓練、就学、家事や家業の手伝いもしていない人のこと。

## 認可外保育施設（にんかがいほいくしせつ）

認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業）以外の保育を行うことを目的とする施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称。また、幼稚園以外で幼児教育を目的とする施設において、おおむね1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合も、認可外保育施設に含まれる。

## 認定こども園（にんていこどもえん）

幼稚園と保育所等の制度の枠組みを越え、それぞれの良いところを生かしながら、幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て家庭に対する支援を総合的に行う施設。

## 認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）

農業経営基盤強化促進法に基づき経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を市町村が認定する認定農業者制度により認定を受けた農業者。認定を受けると金融・税制措置の面などで支援を受けることができる。

## 熱中症警戒アラート（ねっちゅうしょうけいかいあらーと）

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとることを促すための警報。暑さ指数（W B G T）が33以上になると予報された場合、都道府県単位で出される。

## 農ウォーク（のううおーく）

新鮮な農産物の収穫を体験しながら、市内の野菜畠・果樹園・花き温室などを農業者と一緒に巡るイベント。

は

## バスロケーションシステム（ばすろけーしょんしすてむ）

利用するバスの現在地や到着時間などがスマートフォンやパソコンなどで確認できるサービスのこと。

## パッケージシステム（ぱっけーじしすてむ）

システム業者が用意する標準的な製品のこと。なお、運用などに合わせて改修することをカスタマイズという。

## パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと）

自治体が政策等を決定する過程において、その政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表した事項に対して市民等からの意見を求め、それを考慮しながら最終決定を行う制度。

**バリアフリー (ぱりあふリー)**

高齢者や障害のある方が、日常生活や社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組。

**パンデミック (ぱんでみっく)**

病気や感染症などが世界的に大流行すること。

**P F I (ぴーえふあい)**

Private Finance Initiativeの略。公共施設の建設・維持管理・運営に民間の経営能力や技術を活用することで、効率化や質の向上を図る公共事業の手法。

**PM2.5 (ぴーえむにてんご)**

大気中に浮遊している2.5マイクロメートル（1マイクロメートルは1mmの1000分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10マイクロメートル以下の粒子）よりも小さな粒子のこと。PM2.5は髪の毛の太さの30分の1程度と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

**P D C A (ぴーでいーしーえー)**

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する手法。

**PPP (ぴーぴーぴー)**

Public Private Partnershipの略。公共サービスに民間の資本やノウハウを利用し、質の向上を目指すもの。

**引きこもり (ひきこもり)**

半年以上自宅にこもり、社会参加をしていない人。

**ビッグデータ (びっぐでーた)**

スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる様々な種類の膨大なデータのこと。

**避難行動要支援者 (ひなんこうどうようしえんしゃ)**

災害時等に自ら避難することが困難であり、第三者の手助けが必要な、高齢者や障害のある方、難病患者など、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人。

**病児保育事業 (びょうじほいくじぎょう)**

子どもが風邪や発熱などで急に体調を崩し、保護者が看護を行えない場合に、病院や保育所などで一時的に保育を行う事業のこと。

**VOC (ぶいおーしー)**

Volatile Organic Compounds（揮発性有機化合物）の略。蒸発しやすく、大気中で気体となる有機化合物の総称。塗料や接着剤、インクなどに含まれる溶剤やガソリンから揮発してくるトルエンやキシレン、金属や機器の洗浄に使われるトリクロロエ

チレン)、塩化メチレン(ジクロロメタン)などはその代表的な成分。

## フィルムコミッショナ (ふいるむこみっしょん)

映画やテレビドラマ、CMなどのロケーションを誘致し、撮影がスムーズに進行するようサポートする非営利団体のこと。

## 複合化 (ふくごうか)

複数の施設や機能を組み合わせて、一つの施設に集約すること。

## プラスチック・スマート (ぱらすちっく・すまーと)

環境省が平成30(2018)年10月に立ち上げたキャンペーン。世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするために実施。正しい処理やリサイクル方法を広め、バイオマスプラスチックや代替素材などを理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要とされる。

## プラスチックマイナス1運動 (ぱらすちっくまいなすいちうんどう)

プラスチックの持続可能な利用を目指し、生活のあらゆる場面で必要性の低い使い捨てプラスチックを「1つ減らす」ことを促す取組のこと。

## 放課後子ども教室 (ほうかごこどもきょうしつ)

小学生を対象とし、平日の放課後等に小学校の校庭、体育館等学校施設において、居場所づくりを兼ねて多様な学習・体験プログラムを実施する事業。

## 包摂 (ほうせつ)

一つの事柄をより大きな範囲の中に包みいれること。

# ま

## マイクロプラスチック (まいくろぱらすちっく)

環境中に存在する微小なプラスチック粒子。回収するのが困難で、海洋の有機汚染や海洋生物の食物連鎖の破壊などにつながる。

## 町あるき (まちあるき)

一般社団法人昭島観光まちづくり協会が主催する着地型観光イベント。市内の企業訪問や史跡巡りなどの体験を通して、参加者に昭島の魅力を再発見してもらうことを目的とする。

## マルチチャネル化 (まるちゅうねるか)

チャネル(方法、経路)を複数化すること。ホームページやSNSなど情報伝達経路を複数もつこと。

## マンホールトイレ (まんほーるといれ)

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

**水と緑のネットワーク（みずとみどりのねっとわーく）**

多摩川・玉川上水・残堀川、立川崖線など、市民が楽しみ、憩い、やすらげる豊かな水と緑の自然環境の連なり。

**民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）**

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、行政機関等へのつなぎ役として必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねており、子どもたちの見守りや子育ての不安に関する相談・支援等を行っている。

や

**有効求職者数（ゆうこうきゅうしょくしゃすう）**

求職者とは、仕事を探している人のことであり、前月から繰り越された求職者数とその月の新規求職者数の合計。

**有効求人数（ゆうこうきゅうじんすう）**

求人とは、働く人を求めることであり、前月から繰り越された求人数とその月の新規求人数の合計。

**有効求人倍率（ゆうこうきゅうじんばいりつ）**

厚生労働省が毎月公表している一般職業紹介状況の中の指標の一つ。公共職業安定所（ハローワーク）に登録されている月間有効求人数を月間有効求職者数で割った値であり、この値が1を上回る程、雇用環境が良好であるとの判断になる。

**ユニバーサル社会（ゆにばーさるしゃかい）**

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人一人が持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

**ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）**

年齢、性別、人種、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方方に立ち、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにし、できるだけ多くの人にとってより快適な環境を創りだすデザイン、またその考え方。

**要介護状態（ようかいごじょうたい）**

加齢に伴う身体機能の低下や認知症により入浴・排せつ・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とし、要介護認定の要介護1から5のいずれかに該当する状態。

**要配慮者（ようはいりょしゃ）**

高齢者、障害のある方、難病患者、乳幼児、妊産婦等、発災時の避難行動や避難後の生活などにおいて支援や配慮を要する者。

## ら

### ライフサイクルコスト (らいふさいくるこすと)

製品や構造物にかかる調達から製造(建造)・使用・廃棄までの一連の費用を総じて捉えたもの。

### ライフステージ (らいふすてーじ)

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。

### レガシー (れがしー)

長期にわたり享受できる社会資本・経済的恩恵・文化的財産のこと。

### ロールモデル (ろーるもでる)

具体的な行動や考え方の模範や手本となる存在のこと。

### ロケーションサービス (ろけーしょんさーびす)

ロケ地の調整や立会いなど撮影に関する支援を行い、市内での映画やドラマなどの撮影を積極的に受け入れる事業のこと。

## わ

### ワーク・ライフ・バランス (わーく・らいふ・ばらんす)

仕事と家庭生活の両立・調和を図ること。

## 昭島市総合基本計画（令和4年度～令和13年度）

令和4年5月

発行：昭島市

〒196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号

TEL：042-544-5111（代表） FAX：042-546-5496

URL：<https://www.city.akishima.lg.jp/>

企画・編集：企画部企画政策課

